

基本計画書

基本計画																					
事項		記入欄						備考													
計画の区分		研究科の専攻の設置																			
フリガナ設置者		コクリツダイガクホウジン ヒロサキダイガク 国立大学法人 弘前大学																			
フリガナ大学の名称		ヒロサキダイガクダイガクイン 弘前大学大学院 (Graduate School of Hirosaki University)																			
大学本部の位置		青森県弘前市大字文京町1番地																			
大学の目的		弘前大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。																			
新設学部等の目的		青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員の養成を目的とする。																			
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地													
	教育学研究科 教職実践専攻 (Program for Professional Development of Teachers)	2年	16人	0人	32人	教職修士(専門職)	平成29年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地													
	計	2	16	0	32			教職大学院													
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)		教育学研究科(3専攻 入学定員32人)を学校教育専攻(入学定員16人)と教職実践専攻(入学定員16人)に移行する。 <table border="0"> <tr> <td>教育学研究科(修士課程)</td> <td>教育学研究科(平成28年3月申請)(修士課程)</td> </tr> <tr> <td>学校教育専攻(入学定員 6)</td> <td>学校教育専攻(入学定員 16)</td> </tr> <tr> <td>教科教育専攻(入学定員 23)</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>養護教育専攻(入学定員 3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(専門職学位課程)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教職実践専攻(入学定員 16)</td> </tr> </table>								教育学研究科(修士課程)	教育学研究科(平成28年3月申請)(修士課程)	学校教育専攻(入学定員 6)	学校教育専攻(入学定員 16)	教科教育専攻(入学定員 23)	→	養護教育専攻(入学定員 3)			(専門職学位課程)		教職実践専攻(入学定員 16)
教育学研究科(修士課程)	教育学研究科(平成28年3月申請)(修士課程)																				
学校教育専攻(入学定員 6)	学校教育専攻(入学定員 16)																				
教科教育専攻(入学定員 23)	→																				
養護教育専攻(入学定員 3)																					
	(専門職学位課程)																				
	教職実践専攻(入学定員 16)																				
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数															
		講義	演習	実験・実習	計																
	教育学研究科 教職実践専攻	0 科目	34 科目	9 科目	43 科目	46 単位															
教	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等												
				教授	准教授	講師	助教	計		助手											
	新設分	教育学研究科 教職実践専攻	9人 (9)	6人 (6)	1人 (1)	0人 (0)	16人 (16)	0人 (0)	38人 (38)												
		計	9人 (9)	6人 (6)	1人 (1)	0人 (0)	16人 (16)	0人 (0)	— (—)												
		人文社会科学研究科																			
		(修士課程)																			
		文化科学専攻	18 (19)	17 (17)	5 (5)	0 (0)	40 (41)	0 (0)	4 (4)												
		応用社会科学専攻	11 (11)	14 (14)	6 (6)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	1 (1)												
		計	29 (30)	31 (31)	11 (11)	0 (0)	71 (72)	0 (0)	5 (5)												

員	教育学研究科							
	(修士課程)							
	学校教育専攻	30 (36)	20 (18)	20 (17)	0 (0)	70 (71)	0 (0)	30 (30)
	計	30 (36)	20 (18)	20 (17)	0 (0)	70 (71)	0 (0)	30 (30)
	医学研究科							
	(博士課程)							
	医科学専攻	41 (38)	26 (26)	14 (14)	67 (67)	148 (145)	11 (11)	68 (68)
	計	41 (38)	26 (26)	14 (14)	67 (67)	148 (145)	11 (11)	68 (68)
	保健学研究科							
組	(博士前期課程)							
	保健学専攻	27 (27)	16 (16)	17 (17)	10 (10)	70 (70)	0 (0)	12 (12)
	(博士後期課程)							
	保健学専攻	27 (27)	14 (14)	4 (4)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	3 (3)
	計	27 (27)	16 (16)	16 (16)	10 (10)	70 (70)	0 (0)	12 (12)
	理工学研究科							
織	(博士前期課程)							
	理工学専攻	42 (42)	40 (40)	3 (3)	17 (18)	102 (103)	0 (0)	24 (24)
	(博士後期課程)							
	機能創成科学専攻	18 (18)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	36 (36)	0 (0)	0 (0)
	安全システム工学専攻	24 (23)	18 (17)	0 (0)	3 (3)	45 (43)	0 (0)	0 (0)
	計	42 (42)	40 (40)	3 (3)	17 (18)	102 (103)	0 (0)	24 (24)
	農学生命科学研究科							
	(修士課程)							
の	農学生命科学専攻	28 (28)	34 (32)	0 (0)	14 (14)	76 (74)	0 (0)	7 (7)
	計	28 (28)	34 (32)	0 (0)	14 (14)	76 (74)	0 (0)	7 (7)
	地域社会研究科							
	(博士課程)							
	地域社会専攻	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	22 (25)
	計	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	22 (25)
	医学部附属病院	0 (0)	11 (11)	32 (32)	62 (62)	105 (105)	41 (41)	0 (0)
	北日本新エネルギー研究所	4 (4)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	4 (4)
	白神自然環境研究所	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)
	被ばく医療総合研究所	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	6 (6)	0 (0)	2 (2)
	食料科学研究所	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	1 (1)

概 要	総合情報処理センター		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	生涯学習教育研究センター		0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	保健管理センター		1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)
	国際教育センター		0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	教育推進機構教養教育開発実践センター		1 (1)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
	教育推進機構アドミッションセンター		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	教育推進機構キャリアセンター		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	国際連携本部		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	男女共同参画推進室		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	COI研究推進機構		1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
	COC推進室		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	研究・イノベーション推進機構		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (5)
	社会連携機構		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)
	計		12 (12)	26 (26)	36 (36)	74 (74)	148 (148)	41 (41)	－ (－)
合 計		219 (223)	201 (197)	101 (98)	182 (183)	704 (702)	52 (52)	－ (－)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		297 (297)		50 (50)		347 (347)		
	技 術 職 員		721 (721)		143 (143)		864 (864)		
	図 書 館 専 門 職 員		4 (4)		0 (0)		4 (4)		
	そ の 他 の 職 員		6 (6)		22 (22)		28 (28)		
	計		1,028 (1,028)		215 (215)		1,243 (1,243)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	76,116 m ²	0 m ²		0 m ²		76,116 m ²		
	運 動 場 用 地	82,910 m ²	0 m ²		0 m ²		82,910 m ²		
	小 計	159,026 m ²	0 m ²		0 m ²		159,026 m ²		
	そ の 他	169,525 m ²	0 m ²		0 m ²		169,525 m ²		
	合 計	328,551 m ²	0 m ²		0 m ²		328,551 m ²		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
		166,195 m ² (166,195 m ²)	0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		166,195 m ² (166,195 m ²)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	99 室	112 室	444 室		12 室 (補助職員 0人)		3 室 (補助職員 0人)		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
		教育学研究科 教職実践専攻			16 室				

図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体	
			838,056 [239,300] (838,056 [239,300])	18,025 [6,242] (18,025 [6,242])	11,982 [10,314] (11,982 [10,314])	2,186 (2,186)	5,874 (5,874)	11 (11)		
	計		838,056 [239,300] (838,056 [239,300])	18,025 [6,242] (18,025 [6,242])	11,982 [10,314] (11,982 [10,314])	2,186 (2,186)	5,874 (5,874)	11 (11)		
図書館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体	
			7,680 m ²		744 席		867,000 冊			
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体
			文京町		野球場 (2面)		武道場 (883m ²)			
			3,394 m ²		弓道場 (140m ²)		テニスコート (8面)			
			本町		プール (50m)		サッカー・ラグビー場 (2面)			
			1,457 m ²		馬房 (196m ²)		400mトラック			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
		図 書 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—	
		設 備 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			—							
既 設	大 学 の 名 称	国立大学法人弘前大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
大 学	【大学院】 教育学研究科 (修士課程)								青森県弘前市大字文京町1番地	
	学校教育専攻	2	6	0	12	修士(教育学)	0.91	平成6年度		
	教科教育専攻	2	23	0	46	修士(教育学)	1.12	平成6年度		
	養護教育専攻	2	3	0	6	修士(教育学)	0.66	平成14年度		
	人文社会科学研究科 (修士課程)								青森県弘前市大字文京町1番地	
	文化科学専攻	2	10	0	20	修士(人文社会科学)	0.95	平成11年度		
	応用社会科学専攻	2	6	0	12	修士(人文社会科学)	0.49	平成11年度		
	医学研究科 (博士課程)								青森県弘前市大字在府町5番地	
	医科学専攻	4	60	0	210	博士(医学)	0.93	平成16年度	平成28年度入学定員増 (10名)	
	保健学研究科 (博士前期課程)								青森県弘前市大字本町66番地1	平成28年度入学定員増 (5名)
	保健学専攻 (博士後期課程)	2	30	0	55	修士(看護学又は保健学)	1.18	平成19年度		
	保健学専攻	3	12	0	30	博士(保健学)	1.14	平成19年度		
	理工学研究科 (博士前期課程)								青森県弘前市大字文京町3番地	平成28年度入学定員増 (30名)
	理工学専攻 (博士後期課程)	2	120	0	210	修士(理工学)	1.01	平成22年度		
	機能創成科学専攻	3	6	0	14	博士(理学又は工学)	1.00	平成16年度	平成28年度入学定員増 (2名)	
	安全システム工学専攻	3	6	0	14	博士(理学又は工学)	0.88	平成16年度	平成28年度入学定員増 (2名)	
	農学生命科学研究科 (修士課程)								青森県弘前市大字文京町3番地	
	農学生命科学専攻	2	60	0	120	修士(農学生命科学)	0.58	平成24年度		

学 等 の 状 況	地域社会研究科 (博士課程) 地域社会専攻	3	6	0	18	博士(学術)	1. 32	平成14年度	青森県弘前市大字文 京町1番地	
	【学部】									
	人文社会科学部 文化創生課程	4	110	0	110	学士(人文社会科学)	1. 04	1. 03	平成28年度	青森県弘前市大字文 京町1番地
	社会経営課程	4	155	0	155	学士(人文社会科学)	1. 05	1. 05	平成28年度	
	人文学部						—			青森県弘前市大字文 京町1番地
	人間文化課程	4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	—	平成17年度	平成28年度より 学生募集停止
	現代社会課程	4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	—	平成17年度	
	経済経営課程	4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	—	平成17年度	
	教育学部						1. 00			青森県弘前市大字文 京町1番地
	学校教育教員養成課程	4	150	0	585	学士(教育学)	1. 00	1. 00	平成12年度	平成28年度入学定 員増 (5人)
	養護教諭養成課程	4	20	0	95	学士(教育学)	1. 02	1. 02	平成12年度	平成28年度入学定 員減 (△5人)
	生涯教育課程	4	—	—	—	学士(教育学)	—	—	平成12年度	平成28年度より学 生募集停止
	医学部						1. 00			
	医学科	6	112	2年次 20	753	学士(医学)	1. 00	1. 00	昭和24年度	青森県弘前市大字在 府町5番地
	保健学科	4	200	3年次 30	860	学士(看護学又は保健学)	1. 00	1. 00	平成12年度	青森県弘前市大字本 町66番地1
	理工学部						1. 01			青森県弘前市大字文 京町3番地
	数物科学科	4	78	3年次 2	78	学士(理工学)	1. 02	1. 02	平成28年度	平成28年度入学定 員増 (6人)
	物質創成化学科	4	52	3年次 1	190	学士(理工学)	1. 01	1. 01	平成18年度	
	地球環境防災学科	4	65	3年次 2	65	学士(理工学)	1. 01	1. 01	平成28年度	
	電子情報工学科	4	55	3年次 2	229	学士(理工学)	1. 01	1. 01	平成18年度	平成28年度入学定 員減 (△3人)
	機械科学科	4	80	3年次 2	80	学士(理工学)	1. 02	1. 02	平成28年度	平成28年度より 学生募集停止
	自然エネルギー学科	4	30	3年次 1	30	学士(理工学)	1. 06	1. 06	平成28年度	
	数理科学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	—	平成18年度	
	物理科学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	—	平成18年度	
	地球環境学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	—	平成18年度	
	知能機械工学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	—	平成18年度	
	農学生命科学部						1. 00			青森県弘前市大字文 京町3番地
	生物学科	4	40	0	160	学士(農学生命科学)	1. 01	1. 01	平成20年度	平成28年度より 学生募集停止
	分子生命科学科	4	40	0	160	学士(農学生命科学)	1. 00	1. 00	平成20年度	
	食料資源学科	4	55	0	55	学士(農学生命科学)	1. 00	1. 00	平成28年度	
	国際園芸農学科	4	50	0	50	学士(農学生命科学)	1. 00	1. 00	平成28年度	
	地域環境工学科	4	30	0	120	学士(農学生命科学)	1. 01	1. 01	平成20年度	
	生物資源学科	4	—	—	—	学士(農学生命科学)	—	—	平成20年度	平成28年度より 学生募集停止
	園芸農学科	4	—	—	—	学士(農学生命科学)	—	—	平成20年度	
(附置研究所)										
名 称：北日本新エネルギー研究所										
目 的：新エネルギーの研究開発を行い、本学の教育研究の進展と社会及び産 業の発展に資することを目的とする。										
所 在 地：青森市大字松原2丁目1番地3										
設置年月：平成22年10月										
規 模 等：土地 1,604m ² 、建物 2,454m ²										
名 称：白神自然環境研究所										
目 的：本学の教育、研究、社会連携による地域貢献の推進を図ることを目的 とする。										
所 在 地：中津軽郡西目屋村大字川原平大川添101番地1										
設置年月：平成22年10月										

規模等：土地 178,560㎡、建物 255㎡

名称：被ばく医療総合研究所
目的：本学における放射線被ばく医療に関する研究を推進し、各学部、各研究科等における教育の支援等を行うほか、緊急被ばく事故に対応できる専門的人材の養成を行うことを目的とする。
所在地：弘前市大字本町66番地1
設置年月：平成22年10月
規模等：保健学研究科内

名称：食料科学研究所
目的：本学における食料科学に関わる専門的かつ学際的な研究を推進し、本学の教育研究社会及び産業の発展に資することを目的とする。
所在地：青森市大字柳川2丁目1番地1
設置年月：平成25年3月
規模等：土地 516㎡、建物 316㎡

(附属図書館)

名称：附属図書館
目的：附属図書館は、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料を収集、管理し、本学の職員及び学生の利用に供するとともに、地域社会の図書館活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。
所在地：(本館) 弘前市大字文京町1番地
(医学部分館) 弘前市大字在府町5番地
設置年月：(本館) 昭和24年5月
(分室) 昭和27年3月
規模等：(本館) 土地 135,267㎡、建物 6,111㎡
(医学部分館) 医学部内

(学部等の附属施設)

名称：教育学部附属幼稚園
目的：幼児に適切な環境を与えてその心身の調和的発達を助長するとともに、教育学部における幼児教育の実証的研究に協力すること、教育実習の場となり、学生の実習指導を行うこと、幼児教育の促進向上のために、積極的に地域教育機関に協力、寄与することを達成することをもって目的とする。
所在地：弘前市大字学園町1番地1
設置年月：昭和26年4月
規模等：建物 1,065㎡

名称：教育学部附属小学校
目的：心身の発達に応じて初等普通教育を施し、併せて教育学部における小学校教育の実証的研究に協力し、又、学部の計画に従い、学生教育実習の実施に当たるほか、小学校教育の振興、向上発展のために、積極的に地域教育機関に協力、寄与することをもって目的とする。
所在地：弘前市大字学園町1番地1
設置年月：昭和40年4月
規模等：建物 8,288㎡

名称：教育学部附属中学校
目的：小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施し、併せて教育学部における中学校教育の実証的研究に協力し、また、学部の計画に従い、学生教育実習の実施に当たるほか、中学校教育の振興、向上発展のために、積極的に地域教育機関に協力、寄与することをもって目的とする。
所在地：弘前市大字学園町1番地1
設置年月：昭和40年4月
規模等：建物 8,171㎡

名称：教育学部附属特別支援学校
目的：知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるとともに、教育学部における知的障害教育の実証的研究に協力すること、教育実習の場となり、学生の実習指導を行うこと、知的障害教育の発展のため、積極的に地域教育機関に協力することを達成することを目的とする。
所在地：弘前市大字富野町1番地76

附属施設の概要

設置年月：平成19年4月

規模等：土地 10,617㎡、建物 3,874㎡

名称：教育学部附属教育実践総合センター

目的：附属学校園及び他の教育諸機関並びに地域社会と連携し、教育実践と学修支援に関する業務を担い、実践的指導力を持つ教員の養成に寄与するとともに、地域社会の教育活動を支援することを目的とする。

所在地：弘前市大字文京町1番地

設置年月：平成13年4月

規模等：建物 541㎡

名称：教育学部附属教員養成学研究開発センター

目的：教員養成学（教員養成の方法と効果に関する理論的実証的研究）を推進し、カリキュラム開発等に反映させることを通じて教員養成諸活動の不断の改善に寄与することを目的とする。

所在地：弘前市大字文京町1番地

設置年月：平成15年10月

規模等：教育学部内

名称：医学部附属病院

目的：病院は、医学の教育及び研究の目的をもって、患者の診療を行うところとする。

所在地：弘前市大字本町53番地

設置年月：昭和24年5月

規模等：土地 94,511㎡、建物 74,320㎡

名称：医学研究科附属脳神経血管病態研究施設

目的：脳神経疾患の成因・病態の解明、診断法の確立、治療・社会復帰促進などに関する研究の推進を目指す。

所在地：弘前市大字在府町5番地

設置年月：平成11年4月

規模等：医学研究科内

名称：医学研究科附属高度先進医学研究センター

目的：プロジェクト型研究施設、共通機器施設としての機能を備え、疾病発生のメカニズムを分子レベルで解明し、実際の臨床の場に還元できるような研究を推進することを目的とする。

所在地：弘前市大字在府町5番地

設置年月：平成17年4月

規模等：医学研究科内

名称：医学研究科附属動物実験施設

目的：実験動物の飼育管理の充実を図り、精度の高い動物実験による高度な研究・教育の推進を目指す。

所在地：弘前市大字在府町5番地

設置年月：昭和54年4月

規模等：建物 4,894㎡

名称：医学研究科附属子どものこころの発達研究センター

目的：様々な機関との連携を通し、子どものこころの問題に関する医療的支援や教育・研究活動を進め、東北地区の子どもに対する支援体制の整備や、研究拠点の創生を目的とする。

所在地：弘前市大字在府町5番地

設置年月：平成26年4月

規模等：医学研究科内

名称：理工学研究科附属地震火山観測所

目的：地震観測及び火山観測並びに地震及び火山に関する研究を行い、併せて学生の地震学の実習を行うことを目的とする。

所在地：弘前市大字文京町3番地

設置年月：昭和56年4月

規模等：建物 268㎡

名称：理工学研究科附属医用システム創造フロンティア

目 的：	学内連携、地域連携による医用システムに関する研究、教育、社会貢献に関するCOC（Center Of Community：地域連携拠点）の機能を担い、研究分野では医学と理工学が協同し、地域企業との連携により新たな医用システム産業の創出を目的とする。
所 在 地：	弘前市大字文京町3番地
設置年月：	平成26年4月
規 模 等：	理工学研究科内
名 称：	農学生命科学部附属遺伝子実験施設
目 的：	動植物微生物の遺伝子及びその機能に関わる基礎研究と動植物の品種改良など遺伝子工学に基づく応用研究を推進することを目的とする。
所 在 地：	弘前市大字文京町3番地
設置年月：	平成5年4月
規 模 等：	建物 1,527㎡
名 称：	農学生命科学部附属生物共生教育研究センター
目 的：	フィールドサイエンス教育及び研究の拠点施設として、青森県の基幹産業である農業を教育・研究の両面から活性化し、地域の優れた人材、資源、技術、環境を地域から日本全国または世界へと発信することを目的とする。
所 在 地：	（藤崎農場）南津軽郡藤崎町大字藤崎下袋7番地1 （金木農場）五所川原市大字金木町芦野84番地 （深浦実験所）西津軽郡深浦町大字吾妻沢173番地
設置年月：	（藤崎農場）平成12年4月 （金木農場）平成12年4月 （深浦実験所）平成12年4月
規 模 等：	（藤崎農場）土地 142,607㎡、建物 2,391㎡ （金木農場）土地 358,798㎡、建物 4,806㎡ （深浦実験所）土地 798㎡、建物 165㎡
（学内共同教育研究施設）	
名 称：	総合情報処理センター
目 的：	情報処理システムを整備運用し、本学における教育、研究、学術情報サービス及び事務処理のための利用に供するとともに、効率的な情報処理を行うことを目的とする。
所 在 地：	弘前市大字文京町3番地
設置年月：	平成6年6月
規 模 等：	建物 2,351㎡
名 称：	生涯学習教育研究センター
目 的：	生涯学習に関する教育(医学及び保健に関することを含む。)及び研究を行い、本学の教育研究の進展と地域における生涯学習の振興に資することを目的とする。
所 在 地：	弘前市大字文京町3番地
設置年月：	平成8年5月
規 模 等：	弘前大学創立60周年記念会館コラボ弘大内
名 称：	保健管理センター
目 的：	本学学生等及び職員の保健管理に関する専門的業務の実施に当たすることを目的とする。
所 在 地：	弘前市大字文京町1番地
設置年月：	昭和42年6月
規 模 等：	建物 477㎡
名 称：	アイソトープ総合実験室
目 的：	放射性同位元素を使用する教育研究及び放射性同位元素の使用に関する安全管理を行うとともに、一般社会に対する放射線障害の防止に関する啓発を行うことを目的とする。
所 在 地：	弘前市大字在府町5番地
設置年月：	平成11年10月
規 模 等：	医学部内
名 称：	機器分析センター
目 的：	有機・無機物質の組成分析及び構造解析並びに機能性素材・生体試料等の形態観察及び物性計測並びに冷媒製造を含む低温科学に必要な大型機器の効率的及び積極的利用を図り、本学の研究教育の進展に資するとともに学外からの利用の要望に積極的に対応し、地域社会への貢献を目的とする。

	所 在 地：弘前市大字文京町3番地 設置年月：平成15年9月 規 模 等：弘前大学創立60周年記念会館コラボ弘大内 名 称：教員免許状更新講習支援室 目 的：更新講習に係る企画，立案，調整及び実施に関すること，講習内容及び実施方法の改善に関すること等の業務を行い，本学における更新講習の充実及び発展に寄与することを目的とする。 所 在 地：弘前市大字文京町1番地 設置年月：平成20年10月 規 模 等：教育学部内 名 称：出版会 目 的：学術関連図書及び教科書の刊行・頒布を主たる事業とし，本学の研究とその成果の発表を助成するとともに，我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。 所 在 地：弘前市大字文京町1番地 設置年月：平成16年6月 規 模 等：附属図書館（本館）内 名 称：資料館 目 的：本学における歴史的，博物的，学術的資料を展示，保存及び整理し，教育研究及び学習活動に資するとともに，地域社会の教育文化の発展に寄与することを目的とする。 所 在 地：弘前市大字文京町1番地 設置年月：平成24年10月 規 模 等：附属図書館（本館）内 名 称：国際教育センター 目 的：本学の学生をグローバル人材として育成するための企画及び立案並びに教育及び指導助言を行うとともに，外国の大学に留学を希望する学生の派遣及び外国人留学生の受入れに係る支援を行うことにより，本学の国際化に資することを目的とする。 所 在 地：弘前市大字文京町1番地 設置年月：平成25年4月 規 模 等：総合教育棟内	
--	---	--

国立大学法人弘前大学 組織の移行表

平成28年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成29年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
弘前大学				弘前大学				
人文社会科学部				人文社会科学部				
文化創生課程	110	-	440	文化創生課程	110	-	440	
社会経営課程	155	-	620	社会経営課程	155	-	620	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	150	-	600	学校教育教員養成課程	150	-	600	
養護教諭養成課程	20	-	80	養護教諭養成課程	20	-	80	
医学部		2年次		医学部		2年次		
医学科	112	20	772	医学科	112	20	772	
		3年次				3年次		
保健学科	200	30	860	保健学科	200	30	860	
理工学部		3年次		理工学部		3年次		
数物科学科	78	2	316	数物科学科	78	2	316	
物質創成化学科	52	1	210	物質創成化学科	52	1	210	
地球環境防災学科	65	2	264	地球環境防災学科	65	2	264	
電子情報工学科	55	2	224	電子情報工学科	55	2	224	
機械科学科	80	2	324	機械科学科	80	2	324	
自然エネルギー学科	30	1	122	自然エネルギー学科	30	1	122	
農学生命科学部				農学生命科学部				
生物学科	40	-	160	生物学科	40	-	160	
分子生命科学科	40	-	160	分子生命科学科	40	-	160	
食料資源学科	55	-	220	食料資源学科	55	-	220	
国際園芸農学科	50	-	200	国際園芸農学科	50	-	200	
地域環境工学科	30	-	120	地域環境工学科	30	-	120	
計	1,322	20	5,692	計	1,322	20	5,692	
		3年次				3年次		
		40				40		
弘前大学大学院				弘前大学大学院				
人文社会科学研究科				人文社会科学研究科				
文化科学専攻(M)	10	-	20	文化科学専攻(M)	10	-	20	
応用社会科学専攻(M)	6	-	12	応用社会科学専攻(M)	6	-	12	
教育学研究科				教育学研究科				
学校教育専攻(M)	6	-	12	学校教育専攻(M)	16	-	32	平成29年4月学生募集停止
教科教育専攻(M)	23	-	46		0	-	0	平成29年4月学生募集停止
養護教育専攻(M)	3	-	6		0	-	0	
医学研究科				(専門職学位課程)				
医科学専攻(D)	60	-	240	教職実践専攻(P)	16		32	専攻の設置(意見伺い)
保健学研究科				医学研究科				
保健学専攻(M)	30	-	60	医科学専攻(D)	60	-	240	
保健学専攻(D)	12	-	36	保健学研究科				
理工学研究科				保健学専攻(M)	30	-	60	
理工学専攻(M)	120	-	240	保健学専攻(D)	12	-	36	
機能創成科学専攻(D)	6	-	18	理工学研究科				
安全システム工学専攻(D)	6	-	18	理工学専攻(M)	120	-	240	
農学生命科学研究科				機能創成科学専攻(D)	6	-	18	
農学生命科学専攻(M)	60	-	120	安全システム工学専攻(D)	6	-	18	
地域社会研究科				農学生命科学研究科				
地域社会専攻(D)	6	-	18	農学生命科学専攻(M)	60	-	120	
計	348	-	846	地域社会研究科				
				地域社会専攻(D)	6	-	18	
				計	348	-	846	

教 育 課 程 等 の 概 要														
（教育学研究科 教職実践専攻）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基礎科目	①教育課程の編成・実施に関する領域 教育課程編成をめぐる動向と課題 教育課程の開発と実践	1前 1前	2 2				○ ○		1 2	1 1	1			共同 共同
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 学びの様式と授業づくり 教科領域指導研究	1前 1前	2 2				○ ○		2 3		1			共同 共同
	③生徒指導，教育相談に関する領域 生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育相談の理論と方法	1前 1前	2 2				○ ○		1 1	1 1				兼1 共同 共同
	④学級経営，学校経営に関する領域 学校安全と危機管理 教育経営の課題と実践	1前 1前	2 2				○ ○		1 1	1 2				共同 共同
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教育における社会的包摂 現代の学校と教員をめぐる動向と課題	1前 1前	2 2				○ ○		2 1	1 2				共同 共同
	小計（10科目）	—	20	0	0	—			9	6	1	0	0	兼1 共同 —
	小計（2科目）	—	4	0	0	—			3	1	0	0	0	兼13 共同 —
発展科目	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 教科領域指導研究（発展）	1後		2			○		4					兼18 共同
	⑥全領域の発展に関する領域 養護実践課題解決研究 特別支援教育の教育課程の実施と評価	1後 1後		2 2			○ ○		2 1	1				兼4 共同 兼1 共同
	小計（3科目）	—	0	6	0	—			7	1	0	0	0	兼23 共同 —
	①教育課程の編成・実施に関する領域 地域教育課題研究（教育課程編成・ 教材開発）	1後		2			○		4	1				共同
	③生徒指導，教育相談に関する領域 協働的生徒指導のマネジメント	1後		2			○		1	1				兼1 共同
	④学級経営，学校経営に関する領域 学校の地域協働と危機管理 教育法規の理論と実践 学校教育と教育行政	1後 1後 1後		2 2 2			○ ○ ○		1 2 1	2 1 2				兼1 共同 共同 共同
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教職員の職能成長	1後		2			○		2	2				共同
	⑥全領域の発展に関する領域 学校保健のマネジメント 学校安全と事故防止 養護実践課題解決研究（発展）	1後 1後 1後		2 2 2			○ ○ ○		2 1 3	2 1 3				兼2 共同 兼2 共同 共同
	小計（9科目）	—	0	18	0	—			8	6	0	0	0	兼4 共同 —
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域 地域教育課題研究（授業づくり） 教科領域の理論と実践	2後 2前		2 2			○ ○		3 2	1 1				兼1 共同 共同
	③生徒指導，教育相談に関する領域 実践的教育相談の課題と展開	2後		2			○		1	1				共同
	④学級経営，学校経営に関する領域 教育実践課題解決研究	2前		2			○		1	1				共同
	⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 教育における社会的包摂の課題研究	2後		2			○		1	2				共同
	⑥全領域の発展に関する領域 幼児児童教育の理解	2前		2			○			1				兼1 共同
	小計（6科目）	—	0	12	0	—			5	4	0	0	0	兼2 共同 —

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
教育実践 科目	教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)	1前	1				○		4	3					共同
	教育実践研究Ⅱ	1後	1				○		9	6	1				共同
	教育実践研究Ⅲ	2前	1				○		9	6	1				共同
	教育実践研究Ⅳ	2後	1				○		9	6					共同
	小計(4科目)	—	4	0	0	—			9	6	1	0	0	0	—
実習科目	SDG ス ー ダ ミ ド ル 養 成 リ ン グ コ ー ス	実習ⅠA-1(課題把握)	1前	4				○	9	6	1				共同
		実習ⅠA-2(課題把握)	1前	1				○	8	6					共同
		実習ⅡA(仮説形成)	1後	3				○	9	6	1				共同
		実習ⅢA(課題検証)	2通	2				○	8	6					共同
		小計(4科目)	—	10	0	0	—			9	6	1	0	0	0
	教育実践 開発 コース	実習ⅠB-1(課題把握)	1前	1				○	9	6	1				共同
		実習ⅠB-2(課題把握)	1前	2				○	8	6					共同
		実習ⅡB(仮説形成)	1後	2				○	8	6					共同
		実習ⅢB(課題解決研究)	2前	3				○	8	6					共同
		実習ⅣB(課題解決検証)	2後	2				○	8	6					共同
	小計(5科目)		—	10	0	0	—			9	6	1	0	0	0
合計(43科目)		—	48	36	0	—			9	6	1	0	0	兼38	—
学位又は称号		教職修士(専門職)		学位又は学科の分野			教員養成関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
【修了要件】 本専攻に2年以上在学し、所定の46単位以上を修得すること。 【履修方法】 基礎科目20単位(必修)、独自テーマ科目4単位(必修)、発展科目8単位以上(各コース別科目から6単位以上選択)、教育実践研究科目4単位(必修)、実習科目10単位(必修)を取得すること。 (履修科目の登録の上限:40単位(年間))								1学年の学期区分				2学期			
								1学期の授業期間				15週			
								1時限の授業時間				90分			

授 業 科 目 の 概 要				
（教育学研究科 教職実践専攻）				
科目 区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程編成をめぐる動向と課題	教育課程編成の思想・構造・原理原則についての理論的理解を実践や事例を交えながら深めるとともに、教育課程編成をめぐる諸課題について考察していく。テキストをもとにしながらも、現在に至るまでの様々な実践や事例についても適宜取り上げつつ、教育課程編成の今後の在り方について議論する。 なお、研究者教員による演習をもとに理論的理解を図りつつ、実践や事例の考察に関しては、実務家教員も関わり、進めていくこととする。 （共同／全15回） （4 中妻雅彦／15回） 教育課程の理論・思想・歴史・現代的課題全般において、理論的視点から講義・演習を主導する。 （9 森本洋介／10回） 「学び主義」の提唱以降の教育課程をめぐる動向及び国際動向について、理論的視点から演習に関わる。 （16 成田頼昭／15回） 教育課程の理論・思想・歴史・現代的課題全般において、学校現場の実情や実践的視点から演習を主導する。	共同
		教育課程の開発と実践	現行の学習指導要領及び次期の学習指導要領の動向を踏まえ、教育課程研究の現状とその課題、また、教育課程という領域における新しい教育実践上の概念を文献講読等により学び、単元開発や授業デザインのビジョンをもち、再構成することをねらいとする。協働的な演習の中で、理論的な知見を実践と統合しながら検討し、子どもの構成的、活動的、対話的な学習を支援する教育課程デザインについて学ぶ。 なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （2 上野秀人、4 中妻雅彦、16 成田頼昭）	共同
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	学びの様式と授業づくり	21世紀型能力を育てるために必要とされる、授業方法や授業を支える機器（ICT機器等）について、そうした方法や機器を必要とする理念と共にその活用方法について考えていく。また、現場で直面する指導の諸問題について、特に授業での場面に焦点を当て、現状への理解を深めるとともに、対応する力を身につける。現場教員の経験や教育実習での経験を踏まえつつ、経験則による対応を理論的に捉え直す場面を通じて、理解と対応力を深めていく。 なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （1 中野博之／15回） 研究者教員の立場から、21世紀能力についての理念や授業を支える哲学についての演習を実施し、院生への助言を行う。 （9 森本洋介／2回） ICTを活用した授業について、その意義と実際の授業での活用例を紹介し、院生が行うICT活用の模擬授業の評価を担当する。 （△ 三上雅生／15回） 学校現場の状況や子供の実際の学びの様相を、実務的側面から演習を実施し、院生への助言を行う。	共同

		教科領域指導研究	各教科領域の実状と各教科領域の横断的な課題を各授業で明らかにしつつ、教科領域指導充実のために必要な資料収集の仕方を考えていく。各教科領域ごとに助言者を招き、分かれて授業を行う場合（第10回～第14回）も、中教審答申、学習指導要領等に記述されている内容を把握するとともに、各院生が担当している教科領域でどのような能力を育成するべきなのかを考える。また、各教科領域での学びを最終的には校内研修会としてどのように教科領域の枠を超えて学校教育全体として捉えていくのかについて考えていく。 （共同／全15回） （1 中野博之，2 上野秀人，10 瀧本壽史）	共同
	生徒指導， 教育相談に関する領域	生徒指導の理論的視点と実践的視点	生徒指導を取り巻く諸問題について考えることを通じて，これからの学校現場における生徒指導の在り方について考察する。テキストをもとにしながら，生徒指導について理論的に考察する視点を形成するとともに，それに基づく生徒指導の今日的課題とその在り方について議論する。理論的視点と学校現場における実践的視点とがつながりあう展開を目指し，学校の実情に合わせた理解深化を促すこととする。 なお，今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （8 吉原寛，△ 古川郁生，47 吉中淳）	共同
		教育相談の理論と方法	教育相談を取り巻く諸問題について考えることを通じて，これからの学校現場における教育相談の在り方について考察する。テキストをもとにしながら，教育相談について理論的に考察する視点を形成するとともに，それに基づく教育相談の今日的課題とその在り方について議論する。理論的視点と学校現場における実践的視点とがつながりあう展開を目指し，学校の実情に合わせた理解深化を促すこととする。内容に応じて校種別あるいは学部新卒学生，現職教員学生別に演習等を行うこととする。 なお，今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （8 吉原寛，△ 敦川真樹）	共同
	学級経営， 学校経営に関する領域	学校安全と危機管理	学校安全と危機管理について，学校安全の成立について物理的・人的環境整備等の基本的視点や危機管理についてのリスクマネジメント・クライシスマネジメントの基本的事項を理解する。その上で，学校事故の対応事例や判例，災害時の対応事例をもとに，学校安全の在り方や危機管理について，チーム学校としての教職員の役割や協働的機能について討議や事例検討を通して考察する。 なお，今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （△ 小林央美，△ 三戸延聖）	共同
		教育経営の課題と実践	教諭の立場から組織管理を捉えるとともに，学校での現状と課題を現場における実務演習を通して把握する。さらに，ケーススタディー，ワークショップ，意見発表，討論等を通じて，双方向の学び合いを重視し，学校における質の高い組織管理のための具体的方策を探り，個々の学校課題解決力の深化を図る。 なお，今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （△ 三浦智子，△ 古川郁生，△ 小寺弘幸）	共同
	学校教育と教員の在り方に関する領域		通常学級における特別支援教育に関する理論と実践について，実践や事例をもとにしながら学ぶ。テキストに基づく理論に関する基本的理解を図るとともに，具体的実践の紹介や事例分析を行う。また，貧困や虐待など様々なリスクのもとにある子ども・若者の現状と彼らに対する支援の在り方について，〈教育一福祉〉を視点として学ぶ。さらに，社会的包摂についての基本的理論的理解とともに，子ども・若者の現状と支援の在り方について学ぶ。	共同

		教育における社会的包摂	なお、実務家教員が主となり演習を進め、適宜、研究者教員が理論的意味付け等を行うこととする。また、特別支援教育・福祉・司法・労働などの分野のゲストスピーカーを招聘し、講話に基づく議論を行う。 (共同／全15回) (5 福島裕敏／4回) 「教育の社会的包摂」について、より広い社会的文脈を踏まえ、理論的視点から演習に関与する。 (7 吉田美穂／13回) 「教育の社会的包摂」、とりわけ様々なリスクのもとにある子どもに対する支援について、理論的かつ実践的視点から演習を主導する。 (△ 敦川真樹／15回) 「教育の社会的包摂」、とりわけ特別な教育的支援を要する子どもに対する支援について、実践的視点から演習を主導する。また、様々なリスクのもとにある子どもに対する支援についても、実践的視点から指導助言を行う。	
		現代の学校と教員をめぐる動向と課題	教育を取り巻く諸問題を教育の社会性という視点から考えることを通じて、これからの学校教育と教員の在り方について考察する。また、テキストに基づき、教育問題を理論的に考察する視点を形成するとともに、学校教育と教育の在り方について議論する。 なお、全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行うが、研究者教員が主となり演習を進め、適宜、実務家教員が学校教育と教員の実情に合わせた理解深化を促すこととする。 (共同／全15回) (5 福島裕敏, 7 吉田美穂, △ 三戸延聖)	共同
独自テーマ科目		あおもりの教育Ⅰ(環境)	次世代の青森県を支える人材を育成の観点から、青森県の抱える自然・社会環境面での地域課題について様々な視点から理解し、学校教育の場面や地域の活性化に活かす方向性について理解を深め、今後の青森県の環境を活かした地域産業活性化の方向性を探る。 各回の授業は、教育学研究科の枠を超えた教員チーム（オール弘前大学体制）から専門的知見を学んだ上で、学校現場での教科指導・総合的な学習の時間・特別活動等の多様な場面を想定し、次世代の青森県を担う人材の育成のためには各テーマをどのように深めるかの討議を行いながら進める。 (共同／全15回) (10 瀧本壽史／15回) オール弘前大学体制で行う本授業の全回において、各教員による専門分野の学習を実務家教員の立場から授業の到達目標を達成できるようなコーディネートと教材開発指導を担当する。 (18 石川幸雄／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県で唯一世界遺産に登録されている白神山地の植物の植生について専門家の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。 (20 李永俊／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県社会経済環境について経済学の専門の立場から地域の最新の情報を交えた学習を担当する。 (24 小岩直人／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の自然環境について自然地理学の専門の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。 (34 東信行／7回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の自然環境を活かした農業・林業・水産業の発展について、専門家の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。	共同

		(36 井岡聖一郎／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の再生可能エネルギー資源について専門家の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。 (38 久保田健／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の再生可能エネルギー資源について専門家の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。 (42 篠塚明彦／15回) オール弘前大学体制で行う本授業の全回において、各教員による専門分野の学習を研究者教員の立場から授業の到達目標を達成できるようなコーディネートと教材開発指導を担当する。 (46 中村剛之／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県で唯一世界遺産に登録されている白神山地の動物の活動について専門家の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。 (50 佐々木実／4回) 環境教育のための基礎的事項の中で、特に青森県の自然環境について地学の専門家の立場から最新の情報を交えた学習を担当する。	
	あおもりの教育Ⅱ (健康)	次世代の青森県を支える人材育成の観点から、青森県の地域課題である健康問題やこころの発育発達について様々な視点から理解し、学校教育や地域への貢献に活かす方向性について考察する。青森県の抱える「短命県」という健康課題の多様な要因とその解決について、最新の研究成果、課題解決に向けた学校と地域がチームで行う取り組みの実践、健康生活成立の要因、臨床医学と教育学の双方からこころの発達課題への対応などについて多角的に学び、学校現場での多様な場面を想定した健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項について深めていく。 (共同／全15回) (2 上野秀人／6回) 健康教育の教材開発や授業づくりの基礎的事項の中で、特に児童生徒期の運動実態と運動の在り方について体育学的側面からの学習を担当する。 (△ 小林央美／15回) オール弘前大学体制で行う本授業の全回において、各教員による専門分野の学習を研究者教員の立場から授業の到達目標を達成できるようなコーディネートと教材開発指導を担当する。 (△ 小寺弘幸／15回) オール弘前大学体制で行う本授業の全回において、各教員による専門分野の学習を実務家教員の立場から授業の到達目標を達成できるようなコーディネートと教材開発指導を担当する。 (35 伊藤大雄／3回) 健康教育のための基礎的事項の中で、特に健康課題解決のための食生活の改善に向けて研究成果をもとにした学習を担当する。 (43 高橋一平／8回) 健康教育のための基礎的事項の中で、特に短命県である青森県の実生活習慣病の実態とその背景、改善に向けた取り組みについて医学的見地から最新の情報を交えた学習を担当する。 (48 栗林理人／4回) 健康教育のための基礎的事項の中で、特にこころの健康とインクルーシブ教育の在り方について精神医学的見地から最新の情報を交えた学習を担当する。 (54 前多隼人／3回) 健康教育のための基礎的事項の中で、特に生活習慣病予防・改善の食生活の在り方について食品栄養化学的見地から最新の情報を交えた学習を担当する。	共同

発展科目	共通	教科等の実践的な指導方法に関する領域	基礎科目で身に付けた、教科領域指導充実のために必要な資料収集の仕方、教材研究等の在り方を発展させ、各自が抱えた課題や、地域や学校が抱えている課題の解決のために、さらに、各自の専門教科についての知識、課題、授業への基本的な考え方について学習をする。 なお、各専門教科への特化した内容だけを扱うのではなく、学校教育についての広い視点を持って各専門教科領域の学習指導を行うことの重要性についての理解も深める。 (共同／全15回) (1 中野博之／2回) オリエンテーション及び最後の討論会において、各院生が学習の見通しをもち、学びの総括ができるよう、理系教科教育の研究者教員として授業を担当する。 (2 上野秀人／2回) オリエンテーション及び最後の討論会において、各院生が学習の見通しをもち、学びの総括ができるよう、実技系教科教育の研究者として授業を担当する。 (10 瀧本壽史／2回) 高等学校文系教科担当の実務経験を生かし、オリエンテーション及び最後の討論会において、各院生が学習の見通しをもち、学びの総括ができるよう、授業を担当する。 (△ 三上雅生／2回) 中学校文系教科担当の実務経験を生かし、オリエンテーション及び最後の討論会において、各院生が学習の見通しをもち、学びの総括ができるよう、授業を担当する。 (17 東徹, 19 今田匡彦, 21 蝦名敦子, 26 杉原かおり, 28 野呂徳治, 29 日景弥生, 30 本間正行, 32 山田史生, 33 Rausch Anthony Scott, 37 上之園哲也, 39 小瑠史朗, 40 櫻田安志, 41 佐藤崇之, 42 篠塚明彦, 45 富田晃, 49 小野恭子, 51 鈴木愛理, 52 田中義久／13回) 各院生の担当教科領域について、専門的内容をどのように子どもに翻訳をするのかについて考察することを担当する。	共同
		全領域の発展に関する領域	「あおもりの教育Ⅱ（健康）」での学習を踏まえ、学校における健康課題の解決について、養護教諭と教諭との協働を通じた取り組みの意義、組織体制、校内研修等の在り方、そして地域との協働の在り方等について実務的側面から広く考察する。また、養護の概念や機能の理解を基盤として、養護実践の内容・方法に関する基礎的理論について理解を深める。さらに、キャリアステージに応じた健康課題解決の実践について「チーム学校」の一員としての取り組みの在り方や、ミドルリーダーの役割についても考察する。 (共同／全15回) (△ 小林央美／15回) 養護実践の基軸となる養護学の視点から、養護実践課題解決研究の全回を担当する。また、研究者教員の立場から、各教員による専門分野の学習を授業の到達目標を達成できるようなコーディネートを担当する。 (△ 古川郁生／8回) 学校における健康課題の解決における「チーム学校」の一員としての取り組みやミドルリーダーとしての役割に関する考察において、実務的側面から演習を主導する。 (△ 小寺弘幸／9回) 学校における健康課題の解決における「チーム学校」の一員としての取り組みやミドルリーダーとしての役割に関する考察において、実務的側面から演習を主導する。 (22 太田誠耕／2回) 養護実践課題解決研究における課題の発見、分析と実践の検討及び課題解決に向けたミドルリーダーや養護実践のこれからの展望において、衛生学的視点からの指導を担当する。 (23 葛西敦子／2回) 養護実践課題解決研究における課題の発見、分析と実践の検討及び課題解決に向けたミドルリーダーや養護実践のこれからの展望において、看護学的視点からの指導を担当する。	共同

			(25 小玉正志／2回) 養護実践課題解決研究における課題の発見、分析と実践の検討及び課題解決に向けたミドルリーダーや養護実践のこれからの展望において、解剖学的視点からの指導を担当する。 (27 田中完／2回) 養護実践課題解決研究における課題の発見、分析と実践の検討及び課題解決に向けたミドルリーダーや養護実践のこれからの展望において、医学的視点からの指導を担当する。	
		特別支援教育の教育課程の実施と評価	基礎科目「教育における社会的包摂」での学びを発展させ、特別な配慮・支援を必要とする児童生徒の困難の改善を目指した具体的な指導内容・方法に関しての実践と省察を行い、それに基づく効果的な教育課程の編成について学ぶ。児童生徒の実態に関わる多角的な情報と専門領域の知見を踏まえた教育課程の編成が、児童生徒の困難の改善に有効であるとの認識を指導者間で共有する仕組みづくりのための資質を養成する。 (共同／全15回) (△ 敦川真樹, 53 中山忠政)	共同
	ミドルリーダー養成科目	教育課程の編成・実施に関する領域	基礎科目「教育課程編成をめぐる動向と課題」及び「教育課程の開発と実践」での学びと、独自テーマ科目「あおもりの教育Ⅰ(環境)」及び「あおもりの教育Ⅱ(健康)」での学びを基に展開する。また、青森県の課題であるインクルーシブ教育を含めた教育における社会的な包摂についても扱っていくものとする。本科目は、青森県の課題について、その解決にむけて勤務校での教育課程に位置付けていける力や、他の同僚教師とともに活用することを可能とするような教材開発へと展開させていく力を培っていく。 なお、全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。 (共同／全15回) (2 上野秀人, 4 中妻雅彦, 10 瀧本壽史, 16 成田頼昭, △ 小林央美)	共同
		生徒指導、教育相談に関する領域	基礎科目「生徒指導の理論的視点と実践的視点」での学びを発展させ、校内・校外の各種資源との連携をコーディネートしながら生徒指導活動を展開していく方法について考える。今日的な教育問題の解決と、児童生徒の自己指導力の伸展に向けた具体的方法について議論し、そのマネジメントについて理解を深める。また、学校全体の生徒指導活動の底上げにつながる実践的方法についても考察する。 なお、全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。 (共同／全15回) (8 吉原寛, △ 古川郁生, 47 吉中淳)	共同
		学級経営、学校経営に関する領域	学校安全が対象とする生活安全、交通安全、防災(災害安全)の3領域のうち、特に地震などの自然災害における防災と危機管理に焦点を当てて学校の地域協働と危機管理について学ぶ。基礎科目「学校と危機管理」で学んだ学校安全と危機管理を活用し、発災時を想定しながら、学校や教員の果たす役割と地域協働の在り方について、これまでの教職経験での課題やヒヤリハットの分析、先進的事例の分析、危機管理体制の策定などを通して学ぶ。 なお、全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。 (共同／全15回) (△ 小林央美, △ 三浦智子, △ 三戸延聖)	共同
		学校の地域協働と危機管理		

			今日の教職員の実務に関わる様々な問題を取り上げ、①教育現場で生じうる問題について、法的に考え、判断し、行動する法的思考力（リーガル・マインド）、②法令及び判例等の法的情報を探し出し、正しく読み解く法的調査力（リーガル・リサーチ）、③スクール・コンプライアンスを周知・徹底する法的表現力（リーガル・プレゼンテーション）の視点から考察し、スクール・コンプライアンス（学校の法令遵守）の担い手として実践的な対応についての理解を深める。 （共同／全15回） （△ 三浦智子／10回） 教育経営，教育行政に関して，教育行政の理論的側面から演習を主導する。 （△ 三上雅生／8回） 教育経営，教育行政に関して，学校現場の状況や教育行政の実務的側面から演習を主導する。特に，教育内容や教員に関する問題に関わる。 （△ 古川郁生／8回） 教育経営，教育行政に関して，学校現場の状況や教育行政の実務的側面から演習を主導する。特に，法的な問題に関わる。 （31 宮崎秀一／6回） 教育経営及び教育行政に関して，法学の理論的側面から演習を主導する。また，法曹・児童相談などに関わる問題について関与する。	共同
			今日に至る教育改革の変遷を，時代背景とともに踏まえ，教育行財政がどのように教育改革を推進してきたのかを理解する。その上で，学校経営の改革にとって必要な教育行政の視座とは何であるのか，様々な事例分析を通して考察し，今後の学校経営や教育改革を支える教育行政のあるべき姿を探る。 なお，全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行い，理論的な考察については研究者教員が，学校現場や教育行政の現状などの考察については実務家教員が，それぞれ主導する。 （共同／全15回） （△ 三浦智子，△ 古川郁生，△ 三戸延聖）	共同
		学校教育と教員の在り方に関する領域	今日における教員の職能成長を取り巻く状況とその在り方について，様々なレベル（個人・学校・教育行政），あるいは多様な視点（教育社会学，教師教育，教育行政，ライフコース研究など）から，「学び続ける教師」を支える体制づくりについて考察する。テキストや参考文献をもとにしながら，教員の職能成長についての理論的考察を踏まえ，教員の職能成長をめぐる今日の課題とそれを支える校内研修や行政研修などの体制づくりについて議論する。 なお，全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 （共同／全15回） （4 中妻雅彦，5 福島裕敏，7 吉田美穂，△ 三戸延聖）	共同
		全領域の発展に関する領域	学校保健計画を立案するとともに，その実施の推進を行う上で必要な制度・関係法規等について理解を深め，その上で，実践に向けた具体的方策を学ぶ。また，学校保健活動を円滑に行うため，教諭，養護教諭，栄養教諭のみならず地域の専門家等との協働など，学校全体を見据えた体制や条件整備，校内研修を含めた課題解決の在り方について考察をする。これらを通じて，学校保健のマネジメント機能を高めるための管理職と若手教員を繋ぐミドルリーダーの在り方について学校経営的側面及び実務的側面から考察する。 （共同／全15回） （△ 小林央美／15回） 養護実践の基軸となる養護学の視点から，本授業の全回を担当する。また，研究者教員の立場から，各教員の専門分野による学習が授業の到達目標を達成できるようなコーディネートを担当する。 （△ 三浦智子／9回） 学校保健のマネジメントに関する考察において，研究者教員として学校経営的側面から演習を主導する。	共同

			(△ 古川郁生／15回) 学校保健のマネジメントに関する考察において、実務的側面から演習を主導する。 (△ 小寺弘幸／15回) 学校保健のマネジメントに関する考察において、実務的側面から演習を主導する。	
		学校安全と事故防止	食物アレルギーの問題・慢性疾患・薬物乱用・性の逸脱行為と妊娠やデートDV・自傷行為・自殺企図・重大な学校事故等の児童生徒の生命の危険のかかわる現代的教育課題の状況とその背景や、その課題特性について理解を深め考察する。また、それらの課題特性を踏まえた危機対応やその予防的対応の在り方について、学校の教育機能と医学的対応の視点等について理論的・実践的に考察する。その上で、学校全体の学校安全と事故防止機能を高めるために、ミドルリーダーとしての学校や専門機関、地域を巻き込んだ解決への取り組み、校内研修の在り方について議論する。 (共同／全15回) (△ 小林央美／15回) 養護実践の基軸となる養護学の視点から、本授業の全回を担当する。また、研究者教員の立場から、各教員の専門分野による学習や実務家教員による学びから授業の到達目標を達成できるようにコーディネートを行う。 (△ 三戸延聖／15回) 学校安全と事故防止に関する考察において、実務的側面から演習を主導する。 (27 田中完／3回) 学校安全と事故防止の中でも食物アレルギーや慢性疾患を持つ児童生徒に関する考察において、医学的側面から演習を主導する。 (48 栗林理人／3回) 学校安全と事故防止の中でも自傷行為や自殺に関する考察において、精神医学的側面から演習を主導する。	共同
		養護実践課題解決研究（発展）	「養護実践課題解決研究」での学習を踏まえ、心身の健康に関する現代的教育課題について、地域を巻き込んだ解決への取り組みの知見を自らの教職経験に基づいて深化させる。その際、当該課題について高い見識を有する地域の専門家との連携の視点から、ミドルリーダーとして協働的対応の役割を具体的な事例を通して実務的に学ぶ。また、学校の教育機能と児童生徒の社会性、発育発達の特徴、医学的視点等、多様な視点から理論及び実践的対応について考察する。 (共同／全15回) (△ 小林央美／15回) 養護実践の基軸となる養護学の視点から、養護実践課題解決研究（発展）の全回を担当する。また、研究者教員の立場から、実務家教員及びゲストティチャーからの学びを、授業の到達目標に合うようにコーディネートする。 (△ 三上雅生／15回) 心身の健康に関する現代的教育課題の解決における協働的対応に関する考察において、実務的側面から演習を主導する。 (△ 敦川真樹／15回) 心身の健康に関する現代的教育課題の解決における協働的対応に関する考察において、実務的側面から演習を主導する。 (47 吉中淳／9回) 心身の健康に関する現代的教育課題の解決における協働的対応に関する考察において、研究者教員として心理学的側面から演習を主導する。 (48 栗林理人／7回) 心身の健康に関する現代的教育課題の解決における協働的対応に関する考察において、研究者教員として精神医学的側面から演習を主導する。	共同

教育実践開発科目	教科等の実践的な指導方法に関する領域	地域教育課題研究 (授業づくり)	青森県の課題を扱った「あおもりの教育Ⅰ（環境）」及び「あおもりの教育Ⅱ（健康）」での学習を基に、青森県が抱える「健康教育」「環境教育」についての教育課題の解決の一助となる授業の在り方について、具体的な授業づくりや授業実践を通して考えていく。具体的には、学習指導案作成に取り組み、模擬授業を行う。その上で、附属学校での授業実践及び省察を行い、その教材及び授業の成果と課題を明らかにする。 なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 (共同／全15回) (1 中野博之／8回) 健康教育についての授業づくりと授業実践の省察活動を担当する。 (10 瀧本壽史／6回) 環境教育についての授業づくりと授業実践の省察活動を担当する。 (△ 三上雅生／9回) 健康教育についての授業づくりと授業実践の省察活動を担当する。 (△ 小寺弘幸／6回) 健康教育についての授業づくりと授業実践の省察活動を担当する。 (42 篠塚明彦／8回) 環境教育についての授業づくりと授業実践の省察活動を担当する。	共同
		教科領域の理論と実践	学校における教職経験を十分に持たない受講者を対象とし、学校フィールド実習で行う実践授業のための教材研究を協働で行ったり、授業方法について協働で検討したりすることを通して、実習の進め方・実習結果の検証方法等について、具体的事例に基づき考察する。また、模擬授業とその授業に対する検証を行い、「授業づくりー実践ー省察検証ーフィードバック」のサイクルを今後のよりよい授業づくりに生かすことができるようにする。 なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングにより行う。 (共同／全15回) (1 中野博之／15回) 初等及び中等理系科目についての授業づくりと授業方法を担当する。 (16 成田頼昭／14回) 初等教育の文系科目についての授業づくりと授業方法を担当する。 (△ 三上雅生／15回) 中等教育の文系科目についての授業づくりと授業方法を担当する。	共同
	生徒指導、教育相談に関する領域	実践的教育相談の課題と展開	基礎科目「教育相談の理論と方法」での学びを発展させ、効果的に活動を展開していく方法や、教員の役割について考える。また、今日的な教育問題の解決と、児童生徒の適応促進に向けた具体的方法について議論し、理解を深める。ここで学ぶ理論的視点が学校現場における視点とつながり、学校全体における教育相談活動が効果的に行われるための実践的方法を探索・開拓する。なお、今回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。 (共同／全15回) (8 吉原寛, △ 敦川真樹)	共同

		学級経営、学校経営に関する領域	教育実践課題解決研究 学級経営や生徒指導についての対応策を協議することを通して、学級経営の基礎的事項及び技術を事例とともに学習する。主として、教職に対する社会的要請と法令理解を踏まえ、学級・学年経営、生徒指導、学校行事、地域連携、子ども理解について取り上げる。また、保護者や地域と協力・連携した学級づくり、学年運営、生徒指導などについても理解を深める。 なお、全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで行う。 (共同／全 15 回) (4 中妻雅彦, △ 小寺弘幸)	共同
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教育における社会的包摂の課題研究 基礎科目「教育における社会的包摂」での学びを基に展開させ、学級において社会的包摂を実現させるために必要なことを考える。本科目ではインクルーシブ教育を含む社会的な包摂についての課題について、1 学級の中での課題解決に向けた展開を展望しながら学級経営実践計画を作成したり、障害や貧困などの特別な教育的ニーズを抱える子どもに主眼を置きながら学級改善計画を作成する。各回の授業は、計画作成作業と途中経過及び成果の発表、並びにこれに基づく検討とで構成される。 なお、全回とも研究者教員と実務家教員のティーム・ティーチングで運営する。 (共同／全 15 回) (7 吉田美穂, 8 吉原寛, △ 敦川真樹)	共同
		全領域の発展に関する領域	幼児児童教育の理解 学校教育の今日的課題のひとつである幼稚園から小学校への教育実践の円滑な接続のために、接続期の教育の計画・指導について議論する。テキストや参考文献を活用し、幼児期及び児童期の発達と学びの連続性に関する理解を深め、それぞれの学校段階での教育の相違について学ぶとともに、幼児期の教育に関する理論を踏まえて実際のスタートカリキュラムを検討することで、学びの連続性を保障するカリキュラムと実践の在り方についても考察する。 (共同／全 15 回) (16 成田頼昭, 44 武内裕明)	共同
	教育実践研究科目	教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)	教育研究の方法、特に課題発見、仮説形成、仮説検証、改善へと向かう一連のプロセスを理解する。特に、自らの教育実践の省察に基づく課題発見から仮説形成への道筋をつけていく。また、様々な教育研究・調査法について、そのデザイン・データ収集・分析などの基礎的知識・技能について、実習等で収集した具体例などを交えながら学ぶ。これらを通じて、最終的には各自の研究課題を自ら設定できる力を培うとともに、それに即した教育研究方法を選び取ることのできる力を培う。 なお、研究者教員が主として行うこととする。 (共同／全 15 回) (1 中野博之／4 回) 教育研究の方法、特に授業研究の方法について、研究的・実践的視点から演習を行う。 (4 中妻雅彦／6 回) 教育研究の方法、特に事例研究・省察の方法について、研究的・実践的視点から演習を行う。 (5 福島裕敏／5 回) 教育研究の方法、特に省察や方法論的前提について、研究的視点から演習を行う。 (7 吉田美穂／7 回) 教育研究の方法、特にエスノグラフィー・省察の方法について、研究的かつ実践的視点から演習を行う。	共同

		(8 吉原寛／8回) 教育研究の方法，特にアンケート調査の方法について，研究的かつ実践的視点から演習を行う。 (△ 小林央美／4回) 教育研究の方法，特に事例研究の方法について，研究的・実践的視点から演習を行う。 (△ 三浦智子／9回) 教育研究の方法，特にアンケート調査の方法について，研究的視点から演習を行う	
	教育実践研究Ⅱ	本授業はゼミ形式で行い，各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して，各院生の課題解決に向けた研究仮説を洗練する。レポートの内容は以下のとおりである。 ・「実習ⅡA（仮説形成）」，「実習ⅡB（仮説形成）」での事実やその分析の記録や実践記録とその考察 ・自らの研究課題に関連した先行研究とその研究成果についての考察 なお，授業は指導教員ごとに各グループで行うが，原則，2つ程度のグループが合同で行うようにし，教育実践開発コースでは仮説を基にした実践の在り方を理解できるように，ミドルリーダー養成コースでは研究課題解決のための仮説とその検証の視点を形成できるようにする。 (共同／全8回) (1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，5 福島裕敏，7 吉田美穂，8 吉原寛，9 森本洋介，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖)	共同
	教育実践研究Ⅲ	本授業はゼミ形式で行い，各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して，各院生の課題解決に向けた研究仮説を洗練させていく。レポートの内容は以下のとおりである。 ・「実習ⅢA（課題検証）」，「実習ⅢB（課題検証）」での事実やその分析の記録や実践記録とその考察 ・実践に基づいた事実から明確になった課題の解決のため，または，研究仮説を修正するために必要な先行研究の成果と課題の考察 なお，授業は指導教員ごとに各グループで行うが，原則，2つ程度のグループが合同で行うようにし，教育実践開発コースでは仮説に基づいた実践を事実を基に省察し改善策を考えるという研究的なサイクルを実践することができるよう，ミドルリーダー養成コースでは「仮説形成→実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動が続けることができるようにする。 (共同／全8回) (1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，5 福島裕敏，7 吉田美穂，8 吉原寛，9 森本洋介，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖)	共同
	教育実践研究Ⅳ	本授業はゼミ形式で行い，各院生のレポート発表とそれに基づいた議論を通して，授業の最後に行う「教育実践研究発表会」での発表内容と報告書の記述内容を洗練させていく。 ・「実習ⅢA（課題検証）」，「実習ⅣB（課題解決検証）」での事実と考察・2年間の学びの成果と今後の課題 なお，授業は指導教員ごとに各グループで行うが，原則，2つ程度のグループが合同で行うようにする。教育実践開発コースでは，2年間でどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ，さらに今後の課題を明らかにした上で「学習成果報告書」を作成し発表できるように，ミドルリーダー養成コースでは，現任校や勤務地域での研修会でどのような成果があったのか理論と融合させてまとめ，さらに今後の課題を明らかにした上で「学習成果報告書」を作成し発表をすることができるようになる。また，「学習成果報告書」を基にした「教育実践研究発表会」では，各自の研究の成果と今後の課題を青森県内だけでなく，広く全国の教職大学院関係者に報告書とともに発表をする。 (共同／全8回) (1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，5 福島裕敏，7 吉田美穂，8 吉原寛，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖)	共同

実習科目	ミドルリーダー養成コース	実習ⅠA-1（課題把握）	連携協力校での事実の収集の仕方を学ぶ実習，附属学校の公開研究会への参加を通して，「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して自らの課題の把握の仕方を知る。また，教育関連施設での実習を通して，業務や研修会がどのような意図を持って企画・実施され，その成果がどのように省察されているのか，また，自らの課題解決に活用できる人材や地域材がどのような所に所属しているのかについて把握していくとともに，地域や学校についての真の課題を捉える方法を知る。なお，引率教員は全教員が輪番で分担をする。 （共同） （1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，5 福島裕敏，7 吉田美穂，8 吉原寛，9 森本洋介，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖）	共同
		実習ⅠA-2（課題把握）	教育実践開発コースの院生が連携協力校で行っている実習に付き添いメンター実習を行う。また，現職院生同士による授業研究実習を行い，「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して，自己の教育実践についての課題を把握する。授業実践では学習指導案で仮説と検証の視点を明確にし検証の視点に沿って，子どもの事実を基に仮説が検証されたのかどうかについて議論をする。 なお，メンター実習の引率教員は担当教員が輪番で分担し，授業実践省察実習については，基礎科目の「教科等の実践的な指導方法に関する領域」の主担当教員が実習を担当する。 （共同） （1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，7 吉田美穂，8 吉原寛，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖）	共同
		実習ⅡA（仮説形成）	自らの課題に沿って選択した研修会に参加する。連携協力校の校内研修会参加の場合は，研修会の企画会議や学習指導案検討会に資料等を持って参加し研修会開催校の教員と意見交換を行う。また，研修会には本専攻の教員と参加し，研修会の課題と成果をまとめる。青森県総合学校教育センターの研修会に参加する場合は，本専攻の教員とともに研修会の企画から関わり，研修会当日は研修会の手伝いを行いながら研修会主催者の視点を持って研修会に参加する。教育相談等の研修会については，本専攻の教員の助言を得た上で，学校管理者，研修会参加教員，子ども，保護者の面談を見学する。 （共同） （1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，5 福島裕敏，7 吉田美穂，8 吉原寛，9 森本洋介，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖）	共同
		実習ⅢA（課題検証）	1年次に形成した仮説を基に，勤務校での課題を協働で解決するための方策を実践する。実践にあたっては，指導教員が勤務校に出向き，実習の評価を行い，それを基に「教育実践研究Ⅲ」及び「教育実践研究Ⅳ」での省察活動を指導する。実践にあたっては，学校や地域の教育課題をどのようにして捉えたのか，その課題を解決するためにどのように仮説を設定したのかについて明確にするようにする。さらに，研修会等に参加した参加者がどのようになれば研修会等の成果と捉えられるのかを明らかにした仮説検証の視点も明確にさせ，その検証の視点を基に省察を行う。 （共同） （1 中野博之，2 上野秀人，4 中妻雅彦，7 吉田美穂，8 吉原寛，10 瀧本壽史，16 成田頼昭，△ 小林央美，△ 三浦智子，△ 三上雅生，△ 古川郁生，△ 敦川真樹，△ 小寺弘幸，△ 三戸延聖）	共同

教育実践開発コース	実習ⅠB-1（課題把握）	連携協力校での事実の収集の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究Ⅰ」と連動させて省察し、子どもの事実の収集の仕方や授業の分析の仕方を身に付け、自らの課題の把握の方法を学ぶ。また、自らの課題設定の資料とする。実習にあたっては、事実と解釈を分けて記録すること、事実の収集に集中すること（解釈は収集後にできること）に心がけるようにする。さらに省察については、1つの事実から多様な解釈ができること、解釈の客観性を高めるためには、さらにより多くの事実の収集が必要であることを理解した上で進めていく。なお、引率教員は全教員が輪番で分担をする。 （共同） (1 中野博之, 2 上野秀人, 4 中妻雅彦, 5 福島裕敏, 7 吉田美穂, 8 吉原寛, 9 森本洋介, 10 瀧本壽史, 16 成田頼昭, △ 小林央美, △ 三浦智子, △ 三上雅生, △ 古川郁生, △ 敦川真樹, △ 小寺弘幸, △ 三戸延聖)	共同
	実習ⅠB-2（課題把握）	週1日、連携協力校において、教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行う。また、連携協力校において通常の授業期間外の9月に5日間連続（1週間）で集中実習を行う。こうした教育全般に関わる学校フィールド実習及び集中実習を「教育実践研究Ⅰ（教育実践研究Ⅰ）」と連動させ、各自の教育実践的な課題及び研究的な課題を实践での事実を基に把握できるようにする。 なお、指導に当たっては、連携協力校の実習担当教員と大学の学校フィールド実習担当教員が連携を取って指導を行う。 （共同） (1 中野博之, 2 上野秀人, 4 中妻雅彦, 7 吉田美穂, 8 吉原寛, 10 瀧本壽史, 16 成田頼昭, △ 小林央美, △ 三浦智子, △ 三上雅生, △ 古川郁生, △ 敦川真樹, △ 小寺弘幸, △ 三戸延聖)	共同
	実習ⅡB（仮説形成）	実習ⅠBの成果と課題をもとに、連携協力校において、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行う。こうした教育全般に関わる学校フィールド実習を「教育実践研究Ⅱ」と連動させ、各自の教育実践的な課題及び研究的な課題それぞれについてその解決のための仮説を設定し、仮説に基づき、「実践→省察」を行い、仮説の洗練を行っていく。 なお、指導に当たっては、連携協力校の実習担当教員と大学の学校フィールド実習担当教員及び指導教員が連携を取って指導を行う。 （共同） (1 中野博之, 2 上野秀人, 4 中妻雅彦, 7 吉田美穂, 8 吉原寛, 10 瀧本壽史, 16 成田頼昭, △ 小林央美, △ 三浦智子, △ 三上雅生, △ 古川郁生, △ 敦川真樹, △ 小寺弘幸, △ 三戸延聖)	共同
	実習ⅢB（課題解決研究）	1年次での実習を基盤にして、連携協力校における週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習や10日間連続で行う集中実習（8月～9月の期間）での教育実践を通して、自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し、実践・省察を行う。その上で、改善策を考えるとともに、新たな課題を見つけるという研究的な課題解決のサイクルを繰り返していく。また、実践の省察については、実習校の指導教員の助言を基にして、「教育実践研究Ⅲ」との連動でなされる。 なお、実習の指導に当たっては、実習校の指導教員と大学の実習担当教員及び指導教員が連携を取って指導を行う。 （共同） (1 中野博之, 2 上野秀人, 4 中妻雅彦, 7 吉田美穂, 8 吉原寛, 10 瀧本壽史, 16 成田頼昭, △ 小林央美, △ 三浦智子, △ 三上雅生, △ 古川郁生, △ 敦川真樹, △ 小寺弘幸, △ 三戸延聖)	共同

		実習IVB (課題解決検証)	連携協力校における、週1日教員と同じ様に教育活動を行う学校フィールド実習を通し、自ら設定した課題解決のための取り組みを省察し、検証しつつ改善を行い、最終的に成果をまとめる。また、実践の省察については、実習校の指導教員の助言を基にして、「教育実践研究IV」と連動させ、教育全般に関わる実践力習得のための理論と方法を理解する。 なお、実習の指導に当たっては、実習校の指導教員と大学の実習担当教員及び指導教員が連携を取って指導を行う。 (共同) (1 中野博之, 2 上野秀人, 4 中妻雅彦, 7 吉田美穂, 8 吉原寛, 10 瀧本壽史, 16 成田頼昭, △ 小林央美, △ 三浦智子, △ 三上雅生, △ 古川郁生, △ 敦川真樹, △ 小寺弘幸, △ 三戸延聖)	共同
--	--	----------------	---	----

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅から距離や交通機関がわかる図面



文京地区

所在地

〒036-8560 青森県弘前市文京町 1

文京地区へのアクセス

JR 弘前駅から

JR 弘前駅～弘前大学文京地区 約 1.7km

- 徒歩の場合 約 20 分
- タクシーを利用する場合 約 5 分
- バスを利用する場合 約 15 分

JR 弘前駅前（中央口）【3 番のりば】

「小栗山・狼森線」または「学園町線」に乗車，【弘前大学前】または【弘大農学生命科学部前】で下車

弘前バスターミナルから

弘前バスターミナル～弘前大学文京地区 約 1.6km

- 徒歩の場合 約 20 分
- タクシーを利用する場合 約 5 分
- バスを利用する場合 約 15 分

【バスターミナル前のりば】

「小栗山・狼森線」または「学園町線」に乗車，【弘前大学前】または【弘大農学生命科学部前】で下車

弘南鉄道

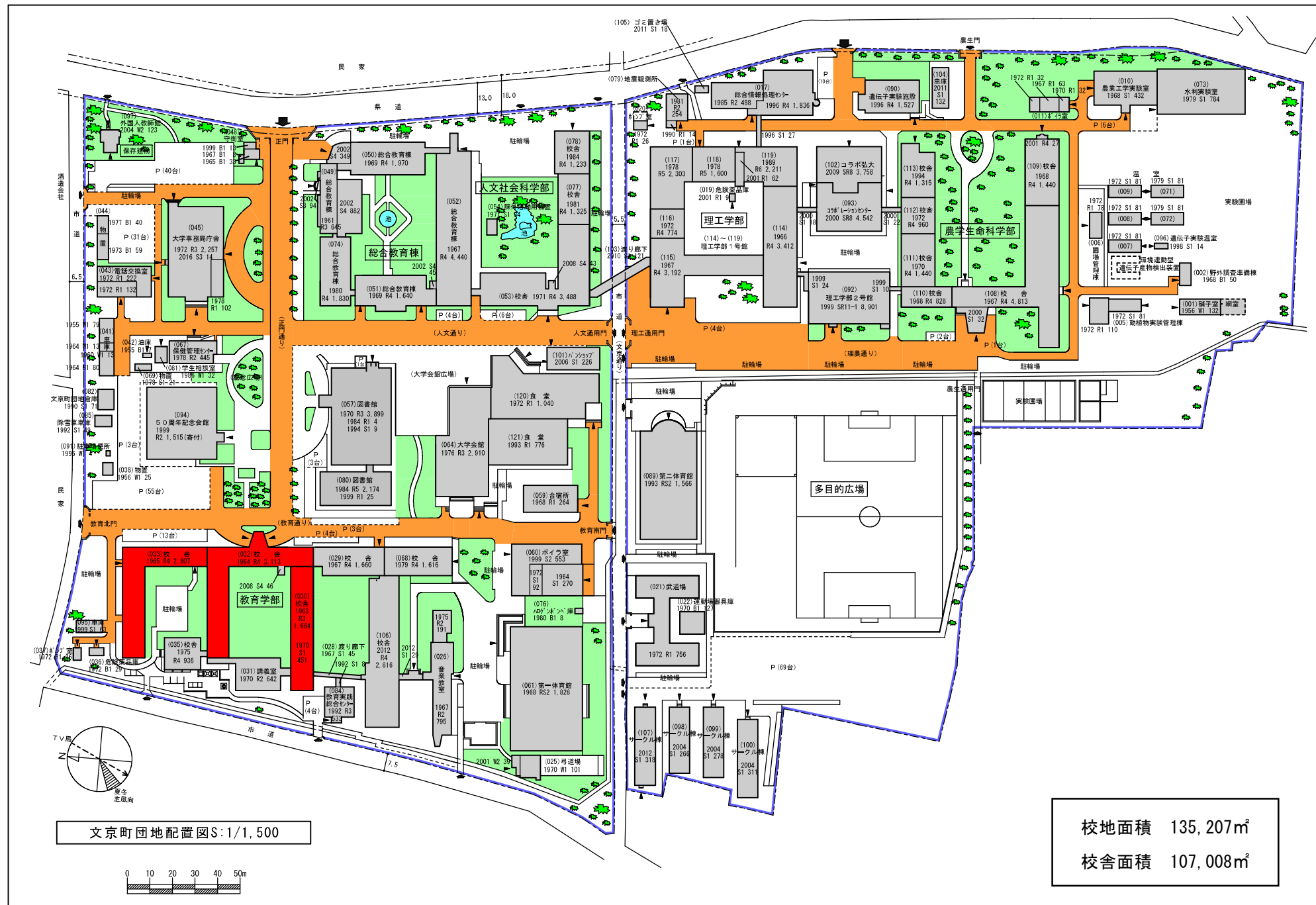
弘高下駅～弘前大学文京地区 約 0.6km

- 弘高下駅で下車し，徒歩の場合 約 5 分

弘前学院大前駅～弘前大学文京地区 約 1.0km

- 弘前学院大前駅で下車し，徒歩の場合 約 7 分

(3) 校舎、運動場等の配置図



弘前大学大学院学則（案）

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条の2)
 - 第2章 教育研究組織(第7条)
 - 第3章 学年、学期及び休業日(第8条―第10条)
 - 第4章 標準修業年限及び在学期間(第11条)
 - 第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法(第12条―第24条)
 - 第6章 課程の修了要件、学位の授与及び教育職員免許状(第25条―第31条)
 - 第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等(第32条―第46条)
 - 第8章 検定料、入学料及び授業料(第47条・第48条)
 - 第9章 賞罰(第49条・第50条)
 - 第10章 科目等履修生、研究生、特別研究学生、聴講生及び特別聴講学生(第51条―第56条)
 - 第11章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施(第57条)
 - 第12章 寄附講義(第58条)
 - 第13章 その他(第59条・第60条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 弘前大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(研究科)

第3条 大学院に置く研究科は、次のとおりとする。

研究科	課程
人文社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	修士課程 専門職学位課程
医学研究科	博士課程
保健学研究科	博士課程
理工学研究科	博士課程
農学生命科学研究科	修士課程
地域社会研究科	博士課程

2 保健学研究科及び理工学研究科は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 地域社会研究科は、後期3年のみの博士課程(以下「後期3年博士課程」という。)とする。

4 教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。

(研究科の専攻及びその収容定員等)

第4条 各研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

る。

(博士課程の目的)

第5条 博士課程、博士後期課程及び後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修士課程の目的)

第6条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(専門職学位課程の目的)

第6条の2 専門職学位課程は、専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育研究組織

(教育研究組織)

第7条 大学院の授業及び研究の指導は、研究科担当の教授がこれに当たる。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教がこれを担当し、又は分担することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究科の教育研究組織については、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 開学記念日(5月31日)
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
 - (7) 学年末休業
- 2 前項第4号から第7号までに規定する休業日については、毎年度学長が定める。
- 3 第1項に定める休業日以外の臨時の休業日については、その都度学長が定める。休業日を変更する場合も同様とする。

第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限、在学期間)

第11条 博士課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることができない。

2 博士後期課程及び後期3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、在学期間は、6年を超えることができない。

3 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は、4年を超えることができない。

第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法

(教育方法)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。ただし、専門職学位課程にあっては、研究指導を除くものとする。

(教育方法の特例)

第13条 大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条 大学院において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること(以下「長期履修学生」という。)を希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、研究科教授会又は研究科委員会(以下「研究科教授会等」という。)の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位及び履修方法)

第15条 授業科目は、大学院共通科目及び専攻別専門科目とする。

2 授業科目の単位数及び履修方法については、次の各号の審議機関の議を経て学長が別に定める。

(1) 大学院共通科目にあっては、教育研究評議会

(2) 専攻別専門科目にあっては、研究科教授会等

(授業の方法)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の研究科の授業科目の履修)

第16条の2 学生は、他研究科の授業を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を得なければならない。

(単位の認定)

第17条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が学期末又は学年末に行う。

2 研究科長は、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他の大学院の授業科目の履修)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会等の議を経て他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科教授会等の議を経て学長は、10単位(専門職学位課程にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、当該大学院との協議により定めるもののほか、本学大学院の当該研究科で定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会等の議を経て他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科教授会等の議を経て、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位(専門職学位課程にあっては、再入学及び転学の場合を除き、当該専門職学位課程において修得した単位以外のものについて、第18条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1)を超えないものとする。

(博士論文)

第 21 条 博士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

2 博士課程においては4年以上、博士後期課程及び後期3年博士課程においては3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、前項の期間内に博士論文を提出しなかった者については、本人の願い出により、単位修得証明書を交付することができる。

(修士論文)

第 22 条 修士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第 23 条 最終試験は、博士論文、修士論文又は学修の成果を中心とし、これに関連のある科目について行う。

(その他)

第 24 条 この章に定めるもののほか、教育課程及び履修方法の細目については、各研究科教授会等の議を経て、学長が別に定める。

第 6 章 課程の修了要件、学位の授与及び教育職員免許状

(博士課程の修了要件)

第 25 条 博士課程の修了の要件は、博士課程に4年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 26 条 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

(後期3年博士課程の修了要件)

第 27 条 後期3年博士課程の修了の要件は、後期3年博士課程に3年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期3年博士課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第 28 条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に

応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第28条の2 専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めることにより、所定の単位を修得し、かつ、学修の成果の審査に合格することとする。

(学位の授与)

第29条 博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程を修了した者には、弘前大学学位規則(平成16年規則第4号。以下「本学学位規則」という。)の定めるところにより、学長が、博士の学位を授与する。

2 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、本学学位規則の定めるところにより、学長が、修士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、本学学位規則の定めるところにより、学長が、専門職学位を授与する。

(論文提出による博士の学位授与)

第30条 博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程を経ない者で、本学に学位論文を提出し、博士の学位を申請する者については、本学学位規則の定めるところにより、学長が、博士の学位を授与することができる。

(教育職員免許状)

第31条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「教育職員免許法」という。)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、当該研究科の定めるところによる。

第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、毎学年の始めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第33条 医学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により前号と同等の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学。以下次号及び第5号において同じ。)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと医学研究科教授会の議を経て研究科長が認めたもの

イ 大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に4年以上在学した者

ロ 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。)を修了した者

- ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ニ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると医学研究科教授会の議を経て研究科長が認めた者で、24 歳に達したもの
- 2 保健学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程及び地域社会研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると研究科教授会等の議を経て研究科長が認めた者で、24 歳に達したもの
- 3 人文社会科学研究科、教育学研究科、保健学研究科博士前期課程、理工学研究科博士前期課程及び農学生命科学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると研究科教授会等の議を経て研究科長が認めた者
- (9) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科教授会等の議を経て研究科長が認めたもの
- イ 大学に 3 年以上在学した者
- ロ 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- ニ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科教

授会等の議を経て研究科長が認めた者で、22歳に達したもの

- 4 教育学研究科専門職学位課程の入学資格は、教育職員免許法に定める免許状(一種)を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。

(入学志願)

第34条 入学志願者は、入学願書に別表第2に定めるところによる検定料及び所定の書類を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第35条 入学者の選考は、学力検査及び出身学校長の提出する成績証明書等により行い、当該研究科教授会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の選考方法及び時期については、その都度定める。

(入学の手續及び入学許可)

第36条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の保証書及び入学資格証明書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第37条 学長は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難な学生及び経済的理由によって入学料の納付期限までに納付が困難な学生に対し、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(再入学、転学)

第38条 いったん退学した者で、再入学を願い出る者又は他の大学院から転学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、学長は相当年次に入学を許可する。ただし、この場合第34条から第36条までの規定を準用する。

- 2 再入学又は転学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、研究科教授会等の議を経て、研究科長が認定する。

- 3 前項による学生の在学期間については、第11条の規定にかかわらず、本学大学院に在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

(長期欠席)

第39条 病気その他の理由により、引き続き1か月以上欠席しようとする者は、期間及び理由を明記して、当該研究科長に願い出なければならない。

- 2 前項の欠席理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第40条 病気その他の理由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、願い出により当該研究科長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項の休学理由が病気による場合には、休学願に医師の診断書を添えなければならない。

- 3 病気その他の理由によって修学することが適当でないと認められる者については、当該研究科長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある者は、願い出により当該研究科長の許可を得て、引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して博士課程においては4年を、博士後期課程及び後期3年博士課程においては3年を、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年を超えることができない。

- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学を許可された期間内であっても、その理由が消滅したときは、願い出により復学することができる。

(留学)

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科教授会等の議を経て外国の大学と

の協議に基づき、学生を当該大学に留学させることができる。

- 2 前項の規定により留学した場合には、第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 3 留学した期間は、第 11 条の標準修業年限に算入する。

(進学)

第 44 条 本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程に進学することを志願する者がある場合は、選考のうえ、研究科教授会等の議を経て、学長が進学を許可する。

- 2 前項の規定により進学する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(退学、転学)

第 45 条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、理由を明記し、当該研究科長を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該研究科教授会等の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 11 条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第 41 条に定める休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- (4) 入学料の免除を申請し、不許可になった者又は半額免除を許可された者並びに入学料の徴収猶予を申請し、許可された者で、指定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 保証人又はこれに代わる者から行方不明の届出のあった者

第 8 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第 47 条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

- 2 授業料は、弘前大学学則(平成 16 年規則第 2 号。以下「本学学則」)という。)第 44 条第 1 項から第 3 項の規定に準じて納付しなければならない。
- 3 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、本学学則第 44 条第 4 項の規定を準用する。

(授業料の免除又は徴収猶予)

第 48 条 授業料の免除又は徴収猶予の取扱いについては、本学学則第 45 条の規定を準用する。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があるときは、研究科長の申出により、学長が表彰する。

(懲戒)

第 50 条 本学の規則等に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長の申出により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 10 章 科目等履修生、研究生、特別研究学生、聴講生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第 51 条 大学院の授業科目中一又は複数の科目を履修しようとする者があるときは、研究科教授会等の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる

- 2 科目等履修生を志願することができる者は、第 33 条に定められた資格を有する者とする。
- 3 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 4 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

5 授業料は、本学学則第 44 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて納付しなければならない。

6 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、本学学則第 44 条第 4 項の規定を準用する。

7 履修した授業科目について、試験を受け合格した者には、所定の単位を与え、当該研究科長が単位修得証明書を交付する。

(研究生)

第 52 条 大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科教授会等の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

3 授業料は、本学学則第 44 条第 1 項から第 3 項の規定に準じて納付しなければならない。

4 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、本学学則第 44 条第 4 項の規定を準用する。

(特別研究学生)

第 53 条 他の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、研究科教授会等の議を経て、学長は、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の徴収については、当該大学院との協議に基づき定める。

(聴講生)

第 54 条 大学院の授業科目中 1 科目又は数科目を聴講しようとする者があるときは、研究科教授会等の議を経て、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願することのできる者は、第 33 条に定められた資格を有する者とする。

3 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

4 授業料は、本学学則第 44 条第 1 項から第 3 項の規定に準じて納付しなければならない。

5 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、本学学則第 44 条第 4 項の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第 55 条 他の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、研究科教授会等の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の徴収については、当該大学院との協議に基づき定める。

(規定の準用)

第 56 条 本章に規定するもののほか、科目等履修生、研究生、特別研究学生、聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院学生に関する規定を準用する。

第 11 章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第 57 条 岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、岩手大学、山形大学及び帯広畜産大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岩手大学農学部、山形大学農学部及び帯広畜産大学畜産学部の教員とともに、本学農学生命科学部及び遺伝子実験施設の教員がこれを担当するものとする。

第 12 章 寄附講義

(寄附講義)

第 58 条 本学の研究科に、民間等からの寄附金又は講義担当者の派遣による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 その他

(本学学則の準用)

第 59 条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(学則等の改廃)

第 60 条 この学則を改廃するときは、役員会の議を経なければならない。

2 この学則に基づき、各研究科で定める事項は、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 理学研究科は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 廃止前の弘前大学大学院学則(昭和 46 年規則第 9 号)は、この規則の施行にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学又は転学する者が本学に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

4 第 4 条の規定にかかわらず、平成 16 年度及び平成 17 年度の理工学研究科博士後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成 16 年度	平成 17 年度
理工学研究科	機能創成科学専攻	4	8
	安全システム工学専攻	4	8

附 則

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、医学研究科は、平成 17 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとする

3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 17 年度の医学系研究科修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	25

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 21 日から施行し、改正後の規定は、平成 17 年 9 月 9 日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 19 年度から平成 21 年度までの医学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
医学研究科	医科学専攻	119	110	165

3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず，平成 19 年度の保健学研究科博士前期課程の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
		平成 19 年度
保健学研究科	保健学専攻	25

4 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず，平成 19 年度及び平成 20 年度の保健学研究科博士後期課程の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成 19 年度	平成 20 年度
保健学研究科	保健学専攻	9	18

5 改正後の第 3 条及び別表第 1 の規定にかかわらず，医学系研究科は，平成 19 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし，平成 19 年度から平成 21 年度までの当該研究科の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
医学系研究科	医科学専攻	128	128	64
	保健学専攻	25	-	-

6 平成 18 年度以前の入学者及び平成 18 年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については，改正後の第 15 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

1 この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 23 年度までの医学研究科の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医学系研究科	医科学専攻	215	210	205

附 則(平成 22 年 2 月 19 日規則第 2 号)

この規則は，平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 26 日規則第 12 号)

この規則は，平成 22 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 28 日規則第 15 号)

この規則は，平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 24 日規則第 5 号)

1 この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規程にかかわらず，農学生命科学研究科の生物機能科学専攻，応用生命工学専攻，生物生産科学専攻及び地域環境科学専攻は，平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，平成 24 年度の農学生命科学研究科の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
		平成 19 年度
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	60
	生物機能科学専攻	12
	応用生命工学専攻	16
	生物生産科学専攻	16
	地域環境科学専攻	16

附 則(平成 24 年 11 月 21 日規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 20 日規則第 2 号)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 25 年度の教育学研究科教科教育専攻及び理工学研究科理工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	56
理工学研究科	理工学専攻	170

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規則第 7 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 14 日規則第 17 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 29 年度の教育学研究科学校教育専攻及び教科教育専攻並びに養護教育専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員
			平成 29 年度
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	22
	教科教育専攻		23
	養護教育専攻		3

別表第 1(第 4 条関係)

研究科	専攻	修士課程及び 博士前期課程		専門職学位課 程		博士課程、博 士後期課程及 び後期 3 年博 士課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人文社会科学研 究科	文化科学専攻	10	20				
	応用社会科学専攻	6	12				
	計	16	32				
教育学研究科	学校教育専攻 (削る) (削る) 教職実践専攻	16	32				
	計	16	32	16	32		
				16	32		
医学研究科	医科学専攻					60	240
保健学研究科	保健学専攻	30	60			12	36

理工学研究科	理工学専攻	120	240				
	機能創成科学専攻					6	18
	安全システム工学専攻					6	18
	計	120	240			12	36
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	60	120				
地域社会研究科	地域社会専攻					6	18
		258	516	16	32	90	330

別表第2(第34条, 第51条, 第52条, 第54条関係)

区分	検定料	入学料	授業料
大学院の研究科	円 30,000	円 282,000	年額 円 535,800
科目等履修生	9,800	28,200	1単位あたり 14,800
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
聴講生	9,800	28,200	1単位あたり 14,800

備考 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は, 上記の表に定める額にかかわらず, 入学時の授業料の額とする。

弘前大学大学院学則の一部改正（案）について

1. 趣旨

本学大学院教育学研究科に専門職学位課程教職実践専攻を設置し，修士課程の改組を行うことに伴い，所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項に「専門職学位課程」に係る規定を加え，修士課程の「教科教育専攻」及び「養護教育専攻」を廃止するとともに，入学定員，収容定員等を改める。

3. 施行日

平成29年4月1日施行

弘前大学大学院学則の一部改正 新旧対照表（案）

改 正 後	現 行																																
目次 第1章 総則(第1条―第6条の2) 第2章～第13章 (略) 第1章 総則 (研究科) 第3条 大学院に置く研究科は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>研究科</th><th>課程</th></tr> <tr> <td>人文社会科学研究科</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>教育学研究科</td><td>修士課程 専門職学位課程</td></tr> <tr> <td>医学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>保健学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>理工学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>農学生命科学研究科</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>地域社会研究科</td><td>博士課程</td></tr> </table> 2・3 (略) 4 <u>教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。</u> (専門職学位課程の目的) <u>第6条の2 専門職学位課程は、専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。</u> 第4章 標準修業年限及び在学期間 第11条 (略) 2 (略) 3 修士課程、<u>博士前期課程及び専門職学位課程</u>の標準修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は、4年を超えることができない。 第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法 (教育方法) 第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。<u>ただし、専門職学位課程にあつ</u>	研究科	課程	人文社会科学研究科	修士課程	教育学研究科	修士課程 専門職学位課程	医学研究科	博士課程	保健学研究科	博士課程	理工学研究科	博士課程	農学生命科学研究科	修士課程	地域社会研究科	博士課程	目次 第1章 総則(第1条―第6条) 第2章～第13章 (略) 第1章 総則 (研究科) 第3条 大学院に置く研究科は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>研究科</th><th>課程</th></tr> <tr> <td>人文社会科学研究科</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>教育学研究科</td><td>修士課程 (新設)</td></tr> <tr> <td>医学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>保健学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>理工学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>農学生命科学研究科</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>地域社会研究科</td><td>博士課程</td></tr> </table> 2・3 (略) (新設) (新設) 第4章 標準修業年限及び在学期間 第11条 (略) 2 (略) 3 修士課程<u>及び</u>博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は、4年を超えることができない。 第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法 (教育方法) 第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。	研究科	課程	人文社会科学研究科	修士課程	教育学研究科	修士課程 (新設)	医学研究科	博士課程	保健学研究科	博士課程	理工学研究科	博士課程	農学生命科学研究科	修士課程	地域社会研究科	博士課程
研究科	課程																																
人文社会科学研究科	修士課程																																
教育学研究科	修士課程 専門職学位課程																																
医学研究科	博士課程																																
保健学研究科	博士課程																																
理工学研究科	博士課程																																
農学生命科学研究科	修士課程																																
地域社会研究科	博士課程																																
研究科	課程																																
人文社会科学研究科	修士課程																																
教育学研究科	修士課程 (新設)																																
医学研究科	博士課程																																
保健学研究科	博士課程																																
理工学研究科	博士課程																																
農学生命科学研究科	修士課程																																
地域社会研究科	博士課程																																

ては、<u>研究指導を除くものとする。</u> (他の大学院の授業科目の履修) 第18条 (略) 2 前項の規定により修得した単位は、研究科教授会等の議を経て学長は、10単位<u>(専門職学位課程にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)</u>を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。 3 (略) (入学前の既修得単位の認定) 第20条 (略) 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位<u>(専門職学位課程にあっては、再入学及び転学の場合を除き、当該専門職学位課程において修得した単位以外のものについて、第18条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1)</u>を超えないものとする。 (最終試験) 第23条 最終試験は、<u>博士論文、修士論文又は学修の成果</u>を中心とし、これに関連のある科目について行う。 第6章 課程の修了要件、学位の授与及び教育職員免許状 (<u>専門職学位課程の修了要件</u>) 第28条の2 <u>専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めることにより、所定の単位を修得し、かつ、学修の成果の審査に合格することとする。</u> (学位の授与) 第29条 (略) 2 (略) 3 <u>専門職学位課程を修了した者には、本学学位規則の定めるところにより、学長が、専門職学位を授与する。</u> (教育職員免許状) 第31条 修士課程、<u>博士前期課程及び専門職学位課程</u>において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。<u>以下「教育職員免許法」という。</u>)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、当該研究科の定めるところによる。 第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等 第33条 (略) 2 (略) 3 人文社会科学研究科、教育学研究科修士課程、保健学研究科博士前期課程、理工学研究科博士前期課程及び農学生命科学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	(他の大学院の授業科目の履修) 第18条 (略) 2 前項の規定により修得した単位は、研究科教授会等の議を経て学長は、10単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。 3 (略) (入学前の既修得単位の認定) 第20条 (略) 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。 (最終試験) 第23条 最終試験は、<u>博士論文又は修士論文</u>を中心とし、これに関連のある科目について行う。 第6章 課程の修了要件、学位の授与及び教育職員免許状 (新設) (学位の授与) 第29条 (略) 2 (略) (新設) (教育職員免許状) 第31条 修士課程<u>又は</u>博士前期課程において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、当該研究科の定めるところによる。 第7章 入学、休学、留学、退学及び転学等 第33条 (略) 2 (略) 3 人文社会科学研究科、教育学研究科、保健学研究科博士前期課程、理工学研究科博士前期課程及び農学生命科学研究科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
---	--

- (1)～(10) (略)
- 4 教育学研究科専門職学位課程の入学資格は、教育職員免許法に定める免許状(一種)を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。
(休学期間)
- 第41条 (略)
- 2 休学期間は、通算して博士課程においては4年を、博士後期課程及び後期3年博士課程においては3年を、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年を超えることができない。
- 3 (略)

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成29年度の教育学研究科学校教育専攻及び教科教育専攻並びに養護教育専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	収容定員 平成29年度
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	22
	教科教育専攻		23
	養護教育専攻		3

別表第1(第4条関係)

研究科	専攻	修士課程及び 博士前期課程		専門職学位課 程		博士課程、博 士後期課程及 び後期3年博士 課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人文社会科学 研究科	文化科学専攻	10	20				
	応用社会科学専攻	6	12				
	計	16	32				
教育学研究科	学校教育専攻	16	32				
	(削る)						
	(削る)						
	教職実践専攻			16	32		
	計	16	32	16	32		
医学研究科	医科学専攻					60	240
保健学研究科	保健学専攻	30	60			12	36
理工学研究科	理工学専攻	120	240				
	機能創成科学専攻					6	18

- (1)～(10) (略)
- (新設)

(休学期間)

第41条 (略)

- 2 休学期間は、通算して博士課程においては4年を、博士後期課程及び後期3年博士課程においては3年を、修士課程及び博士前期課程においては2年を超えることができない。
- 3 (略)

別表第1(第4条関係)

研究科	専攻	修士課程及び博士前 期課程		博士課程、博士後期課 程及び後期3年博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学 研究科	文化科学専攻	10	20		
	応用社会科学専攻	6	12		
	計	16	32		
教育学研究科	学校教育専攻	6	12		
	教科教育専攻	23	46		
	養護教育専攻	3	6		
	(新設)				
	計	32	64		
医学研究科	医科学専攻			60	240
保健学研究科	保健学専攻	30	60	12	36
理工学研究科	理工学専攻	120	240		
	機能創成科学専攻			6	18

	安全システム工学専攻					6	18
	計	120	240			12	36
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	60	120				
地域社会研究科	地域社会専攻					6	18
		258	516	16	32	90	330

別表第2(第34条, 第51条, 第52条, 第54条関係)
(略)

	安全システム工学専攻					6	18
	計	120	240			12	36
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	60	120				
地域社会研究科	地域社会専攻					6	18
		258	516	90	330		

別表第2(第34条, 第51条, 第52条, 第54条関係)
(略)

弘前大学教育学研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、弘前大学教授会通則（平成27年規則第2号。以下「通則」という。）第8条規定に基づき、弘前大学大学院教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- （1）研究科長
- （2）研究科の専任担当教員
- （3）教育学部の専任担当教員のうち、研究科担当の教授、准教授、講師及び助教

（審議事項）

第3条 委員会は、教育研究に関する次に掲げる事項を審議する。

- （1）通則第2条第1項第1号及び第2号に規定する事項
- （2）通則第2条第1項第3号に規定する、学長が定める事項
- （3）通則第2条第3項に規定する、学長等の求めに応じ意見を述べる事項
- （4）退学、休学その他学生の身分に関する事項（第1号のものを除く。）
- （5）試験に関する事項
- （6）修士論文の審査に関する事項
- （7）その他教育研究に関する重要事項

（委員会の招集及び議長）

第4条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名した委員が議長の職務を代理する。

（委員会の成立及び議決）

第5条 委員会は、構成員（海外出張中、休職中、その他委員がやむを得ない理由があると認めた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、弘前大学学位規則（平成16年規則第4号）第14条に定める議決及びこの規程の改廃については、その3分の2以上の賛成がなければならない。

（委員以外の出席）

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（専門委員会）

第7条 委員会は、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育学部事務部において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月9日)

この規程は、平成21年2月9日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規程第30号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日規程第182号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月 日規程第 号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

目次

ア	設置の趣旨及び必要性	1
イ	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
ウ	教育課程編成の考え方及び特色	9
エ	教員組織の編成の考え方及び特色	22
オ	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	25
カ	施設・設備等の整備計画	27
キ	既設学部（修士課程）との関係	27
ク	入学者選抜の概要	31
ケ	取得できる免許状	32
コ	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	33
サ	管理運営	34
シ	自己点検・評価	35
ス	認証評価	36
セ	情報の公表	36
ソ	教育内容等の改善のための組織的な研修等	36

連携協力校等との連携・実習について

ア	連携協力校等との連携	38
イ	実習の具体的計画	44

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 教育上の理念、目的

(1) これから社会で必要な力

近年の社会の動向と教育環境を取り巻く状況について、中央教育審議会は「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（平成 27 年 12 月 21 日答申）」において、「少子高齢化，グローバル化等の進行」「地域社会の教育力の低下」「地域コミュニティを創出する動きの広がり」「家庭教育の持つ重要性等」とまとめた。このような状況に伴い，多様化・複雑化・高度化する諸課題への対応が急務となっており，また，安定した正解を得ることが極めて困難な時代に備えることも求められている。そうした中で，自ら課題を見だし，個人や社会の多様性を尊重しつつ他者と協働し，幅広い知識と柔軟な思考力の基，様々な知識・技能・道具を活用して問題解決を行っていくことが強く求められている。また，生涯にわたって，知識・技能を絶えず刷新し，様々な人々との関係を再構築していくことも，極めて重要となってきている。このことについては，同答申でも，これからの時代を生き抜く力の観点として「厳しい挑戦の時代を乗り越え，高い志や意欲を持つ自立した人間として，他者と協働しながら未来を創り出し，課題を解決する力」が求められていると指摘している。

上記のような中央教育審議会答申において重視された力は，これからの社会において具体的には以下の力として，その育成が強く求められる（図 1）。（i）人々が振り返って考える力（省察（反省性）＝reflectiveness）を中軸としながら，（ii）自律的に活動する力，（iii）多様な人々・集団と協働していく力，（iv）知識・技能など様々な道具を活用し環境と効果的に相互作用する力である。これらの力（これから社会で必要とされる力）を OECD・DeSeCo 計画は，知識基盤社会への移行に対応する「キー・コンピテンシー」と呼んでいる。これらの力により，自らが置かれている環境において，人・社会・物・自然との関わりに関心を持ち，さらなる課題解決に挑戦し，自分自身の成長に向けて学び続けていくことが可能となる。

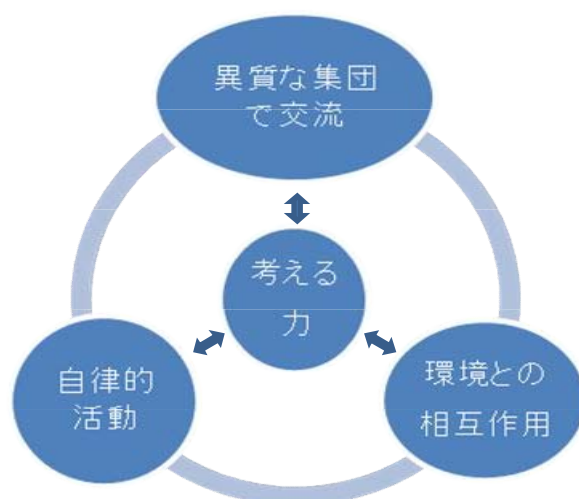


図 1 これから社会で必要とされる力（キー・コンピテンシー）

一方，青森県では，近年のグローバル化や情報化の進展など急激な社会変化への対応と同時に，大幅な人口減少や全国最低の平均寿命，豊かな自然環境を生かした地域社会

の形成等、県固有の課題に直面している。平成 25 年に出された「青森県基本計画未来を変える挑戦」では、「教育・人づくり分野」は「産業・雇用分野」「安全・安心、健康分野」「環境分野」とともに重点分野として位置づけられ、青森県教育施策の方針においても、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」が急務とされている。そのもとで、将来社会人、職業人として自立し、価値観の異なる様々な人とコミュニケーションをとって協働することにより、ともに自然豊かな本県の環境を活かした地域社会を形成していく「あおもりの未来をつくる人財の育成」が強く求められている（【資料 2】参照）。

このように、日本が直面している社会全体の変化、そして、青森県が直面している状況を鑑みた時、他の人々と協働しながら、知識・技能を柔軟に活用して自律的に課題解決を行うことができる力こそが、次世代を担う子ども達に必要な力と考えられるのである。

（２）学校教育が直面する諸課題

上述した力の育成は、日本の子どもが抱える問題に対応する意味でも極めて重要といえる。その一方、近年、中央教育審議会が同答申で指摘しているように、日本の学校教育が直面する課題が複雑化・困難化し、それに伴い教員の負担も大きくなってきている。日本の子どもと学校教育が直面している課題として、まず、挙げられることは、自己肯定感の低さ、学校知識離れ、社会的関心・参加の低下である。「OECD 生徒の学習到達度調査（PISA2012）」の結果によると、日本の子どもには学力向上傾向がみられる一方で、依然として学習意欲の低さや学習内容の有用感の低さなどが問題となっている。また、同調査の一環として行われた「ICT 習熟度調査」でも、学校内外での ICT 学習利用が、他の OECD 加盟国に比べ十分でないことが指摘されている。

さらに、学校現場では、いじめや不登校等生徒指導上の諸課題を抱える子どもに加えて、特別な教育的ニーズを抱える子どもたちや社会経済的困難を抱える子どもへの対応が問題となってきている。通常学級におけるインクルーシブ教育の必要性に加えて、近年、スクール・ソーシャルワーカーの導入にみられるような社会的経済的格差の拡大や地域コミュニティの衰退により学力の格差、人間関係形成力の格差、健康面の格差等、様々な格差への対応が強く求められている。したがって、学校教育においては、一人ひとりの子どもが抱える様々なニーズを的確に理解し、子どもたちが自律的に他者と協働し、かつ、環境と相互作用していけるような環境整備を図っていく必要がある。これら教育課程、生徒指導、学校組織をめぐる諸問題は、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上にむけて～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成 27 年 12 月 21 日答申）」における指摘のとおりであり、これら諸課題に自律した専門職集団として対応するためには、教員の専門性を向上させていくことが不可欠になっている。

青森県では、「青森県基本計画未来を変える挑戦」に取り組み、平成 42 年における「生活創造社会」の実現を目指している。その取組の重点分野の一つである「教育、人づくりの分野」では、教育機関相互の「縦の連携」と、学校・家庭・地域その他関係機関との「横の連携」の基、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育むことが目指されている。そして、児童生徒の社会人・職業人としての自立に向けた資質・能力・態度、コミュニケーション能力と創造力、課題解決能力の育成などが目指されている。また、青森県の豊かな自然を活かした環境教育や短命県返上を念頭においた健康教育の推進、通常学級で特別な教育的ニーズをもつ子どもや、生活面及び社会的経済的困難を抱える子どもに対するインクルーシブ教育の総合的な取組も重要課題となっている（【資料 2】参

照)。

これからの学校教育において、①で述べた「これから社会で必要とされる力」の育成が急務であるとともに、特別な教育的ニーズをはじめとする様々な困難を抱える子どもに対して学校内外における連携・協働によって対応していくことが重要である。特に、青森県においては、地域課題への対応としての環境教育・健康教育の推進や、特別な教育的ニーズや生徒指導上・社会経済的困難を有する子どもに対するインクルーシブ教育の推進を、重要課題として解決する必要がある。これら諸課題に自律した専門職集団として対応するためには、教員の専門性を向上させていくことが不可欠なのである。

(3) 求められる教員の専門性

これからの教員に求められる力については、平成 27 年 12 月中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、(i) 自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力、(ii) アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量、(iii) 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力、と明示された。

元来、教員の仕事は、多岐にわたっており、また複雑な文脈の中で行われるため、科学的に裏付けられた確実な知識や技術は存在せず、その成果も不確定なものである。そのため、教員には自らの到達点と課題を明らかにし、その課題の解決に取り組み、職能成長を遂げていくための自律的發展力が求められる。また学校・社会状況が直面している教育課題に対して、真の課題を明らかにし、解決を試みる課題探究力も重要である。その際、理論的支えを持った根拠に基づき実践を行い、そこでの子どもの実態を踏まえて、その成果と課題を明らかにしていく省察力が重要となる。また、この課題探究や省察を独善的なものにしないためにも、それを教員集団として行っていく協働性が求められる。

このような自律的發展力、課題探究力、省察力、協働性といった教員に求められる専門性(図 2)は、これまで述べてきた社会変化や学校を取り巻く状況下において、その向上がより一層求められている。また、青森県教育委員会がこれからの教員にその向上を強く期待しているところでもあり、青森県教育委員会からの本学への要望書にも明記されている(【資料 1】参照)。こうした、省察、自律的發展力、協働性、課題探究力といった教員の専門性を向上させていくことは、青森県の学校が抱える教育課題への対応だけではなく、全国各地で抱える様々な教育課題への対応にとって不可欠かつ急務であるのみならず、変化の激しいこれから社会を担っていく子どもたちのモデルとして、教員が学び続ける姿を示すことは極めて重要な意味をもっている。また、このような教員像とそれに求められる専門性は、前述の中教審答申と符合するものである。

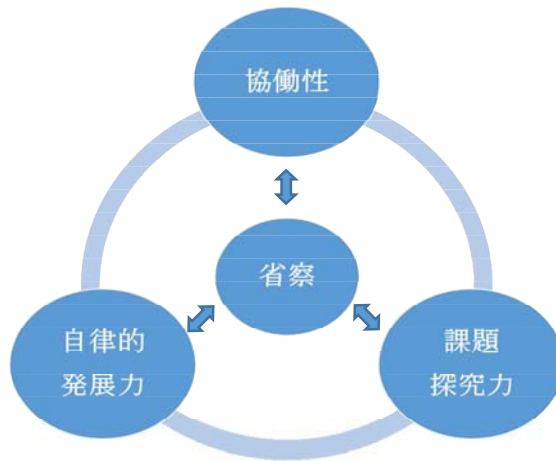


図2 教員に求められる専門性

(4) これまでの教員養成システム（含む大学院）

○学部段階

弘前大学教育学部においては、2回にわたる教員養成カリキュラム改革を通じて、教員を目指す学生の実践的指導力と専門力との強化を図ってきた。

平成15年10月に附属教員養成学研究開発センターを立ち上げ、平成16年度入学者から教員養成カリキュラム改革に取り組み、「児童生徒に働きかけ、その反応を読み取り、働きかけ返す教育プロフェッショナル」の育成を目指してきた。教員養成カリキュラム改革は、(i)教員養成カリキュラムの三群化、(ii)教育実習関連科目の体系化・充実化、(iii)教員養成実践演習の創設と充実化を柱とするものである。この改革を通じて、大学で学んできたことがらを、学校現場経験を通じて試し、その到達点と課題を見出し、自らの教員としての専門性の補充・深化・統合を図る、自律的発展力と協働性を有する実践的指導力をもった教員を養成してきた。また、平成23年度入学者からは、専門性に裏付けられた実践的指導力をもった教員を養成するため、教科・領域ごとに入試を行い、入学後は各教科・領域の基礎科目と発展科目を履修させるカリキュラムを編成してきた。さらに、平成28年度入学者以降は、この実践的指導力と専門力をもとに、地域が抱える教育課題の解決に取り組む教員を養成することにしている。しかしながら、学部4年間では、実践的指導力と専門力の基礎となる知識・技能・態度を形成することは可能であっても、実際の教育実践に即してこれらの能力を形成していくことは難しい状況にある。

○大学院段階

教育学研究科においては、平成20年度から大学院のカリキュラム改革を行い、専門的分野や専門的知見を持った教員が特定教科の授業を単独で行うという「単独教員モデル」から、自らの教育実践のみならず学校全体としての教育活動を、同僚教員や地域社会とも協働しつつ、自律的に創造していくことができる「協働・創造的教員モデル」への転換を目指してきた。ただし、これらの改革は、あくまでも共通科目の範囲内において、「単独教員モデル」から「協働・創造的教員モデル」への転換を目指すものであった。また、他の選択科目や修士論文においては、学問的知識・研究方法面における専門性の向上を中心に据えながら、学校現場や地域が抱える課題や実践との関連づけを図るだけであって、課題そのものの解決を正面に据えたものではなかった。なお、「教育活

動演習」を通じた教育現場との関わりも、単位数の面からして限定的なものにとどまっている。

つまり、これまでも「協働・創造的教員」の育成を目指してきたものの、地域が抱える教育課題の解決を正面に据えて、学問的・研究的視座をもち、学校内外の様々な専門家との協働のもとに取り組む学校のリーダーそのものの育成を目指すものではなかった。また、これまでの取組においては、教育委員会や学校現場といったデマンドサイドの視点は弱く、それらとの連携・協働は一部にとどまっていた。

(5) 教職大学院の必要性

これまで、弘前大学教育学部・教育学研究科は、それぞれ自律的発展力と協働性を有する実践的指導力をもった教員、協働・創造的教員の育成を目指してきた。しかしながら、学部4年間及び教育学研究科2年間の教員養成については多くの課題があったことは前述のとおりである。

実際、デマンドサイドである青森県教育委員会からは、次のようなことについて強い期待が寄せられている。

- ・ 各学校内における「若手教員」「中堅教員」「管理職候補教員」の中の「中堅教員」を対象に
- ・ 健康教育、環境教育、インクルーシブ教育や児童生徒の主体的な学びの創造を支える授業、学級、学校づくりなどの広範囲にわたる県の重点課題に対して、
- ・ 理論・実践両面における専門的知見を教育実践に移行できる教育実践力をもち、
- ・ 学修の成果を広く教育現場に還元し、
- ・ 学校内外での研修の中心を担うリーダーの育成を修士レベルで行うこと

上記の様なリーダー的役割を担う「中堅教員」は、近年「ミドルリーダー」と呼ばれている。そして、このようなミドルリーダーに対する青森県教育委員会の期待は、子どもの数の減少に伴い県内の学校数及び新規採用数が激減したことにより、県内の各学校で「管理職候補教員」と管理職に就かないベテラン教員の比率が増大し、「中堅教員」の学校における比率が減少してしまったことによるものと考えられる。数年後に起きるベテラン教員の大量退職に伴い新規採用の「若手教員」の比率が県内の各学校で高まっていく中、現時点でベテラン教員から教職について様々なことを伝授されている「中堅教員」の学校における役割は、管理職と若手教員の間に立って学校を活性化させるために中心的な役割を果たすことだけではなく、教職についての様々なことを「若手教員」へ伝授していく役割も果たすこととして、今後、益々重要視されていくことになる。したがって、こうした「中堅教員」に対する大学院での教育についての期待が高まっているのである。

また、学部新卒学生についても、これら青森県が抱える広範囲にわたる課題を理解し、その実践的方法と、より確かな授業力を含む教育実践力を備えた若手教員を育成することへの強い要望が寄せられている。実際、青森県のこれからの教員の年齢構成を考えた場合、30～40代のミドルリーダー候補となる世代層が薄く、また20代の若手教員層が増加する傾向にある。これら教員の育成を行う上では、研究者教員のみで行っていくことは難しく、現職経験豊かな実務家教員と研究者教員との協働、また教育以外の学問分野の研究者・機関との協働、あるいは学校現場などにおける実践・研修との連携などの下に行っていくことが必要である。さらに、運営面においては、デマンドサイドである青森県教育委員会をはじめとする機関と連携して、学校現場のニーズに柔軟に対応しな

がら、カリキュラム・組織を不断に改善していく組織を有し、また青森県総合学校教育センターをはじめとする機関との人的・実践的交流を密に行っていくことが不可欠である。

そこで、教育学研究科では、将来において、青森県が直面している教育課題の解決を目指した実践との往還・融合を通じた省察を基に、学校内外の専門家・機関等と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員を養成していくため、これまでの専攻とは異なる、教職実践に特化した専攻（教職実践専攻）を新設することとした。

2. どのような教員を養成するのか

(1) 養成すべき教員像

本専攻では、青森県教育委員会からの要望書（【資料1】参照）に記されている「4つの資質・能力」、そして、これまでに述べてきた「教員に求められる専門性」や「教職大学院の必要性」を踏まえ、現職教員学生及び学部新卒学生のそれぞれの育成すべき教師像は以下のとおりである。

- ・ 現職教員学生…「校内研修・地域連携、教材開発などにおいて他者と共に創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダー」
- ・ 学部新卒学生…「理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員」

なお、どちらの教員についても、学校内外の専門家と協働しながら、自らの到達点と課題とを明らかにし職能成長を自ら図っていく「自律的發展力」をもった教員の育成を目指す。また、理論や事実に基づいた実践とその省察を重視した「研究(re-search)的な視点」の育成も目指す。さらに、校内研修、地域連携、教材開発等において「他者と共に創造的に課題に取り組む力」の育成も目指す。そして、自身の専門教科・領域等に関する専門性を高めつつ、教科・校種・機関を越えたより高度な学問的専門性と、課題探究型・協働型の新たな学びをデザインする能力のもとに、青森県の重要課題をはじめとする様々な教育課題の解決に向けて探究していく姿勢を育んでいく。

学部新卒学生については、入学から修了・就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、全員が青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成する。

一方、現職教員学生に対しては、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成する。

(2) 養成すべき専門性

これまで、求められる専門性ととも本専攻が養成すべき教員像について述べてきた。そこには次の①～②で述べるような意義がある。

なお、グローバル化と知識基盤社会の到来、社会の多様化と複雑化が進み、正解を見いだしにくい状況下において、自ら問いを見だし、それと向き合い解決していく「学び続ける姿勢」が求められる。特に教育は不確定性に満ちた仕事に携わる高度専門職であることから、学校教員には「学び続ける姿勢」が強く求められる。と同時に、自ら「学び続ける姿勢」を示すことによって、子どものモデルとなることも求められる。

したがって、以下の述べる4つの専門性の基盤には「学び続ける」姿勢があることは言うまでもない。

① 自律的發展力

プロセスも成果も不確定な教職という仕事に携わる上で、自らの到達点と課題を常に明らかにし、課題解決を目指してさらなる成長を遂げていくための自律的發展力が不可欠である。この自律的發展力は、一人ひとりの教員が自律的に「目指す教員像」を持ち、それに向けて専門性を向上・発展させていく能力である。自律的發展のためには、まず、自己理解に基づき、自分に何ができるのか、自分が目指す教員像とは何かなどを問い、教員としての職能成長の展望を持つことが必要である。さらに、自らが置かれている状況の中で、自らの責任・役割を定義しながら、一方では自らのニーズを守りつつ、他方で組織の一員として教育活動に能動的に関与していく必要がある。特に教員の倫理や責任が厳しく問われる状況下において、専門職としての責任・役割を果たしつつ、自らの権利などを大事にしていくことが求められており、そのことが教員としてのさらなる職能成長にもつながっていく。

② 協働力

教員の仕事は、対人関係専門職とされるように、子ども・保護者・地域・教員・教育行政など様々な人々との関係性の中で行われる。教員は、様々な人々のニーズを基に、自らの責任や役割を定義し、他に目標や展望を示しつつ、彼らとの協働のもとに教育活動を展開する必要がある。特に、子ども・保護者のニーズの多様化が進む状況下においては、このような応答性が求められてきている。また教員という専門職集団との協働は、教育活動を展開する際のみならず、その活動の目標や展望、さらに結果の評価とそれに基づく次なる活動の計画において、重要な意味を持つ。学校現場の多忙化や年齢構成の変化の中で、この「同僚性」の低下が指摘されている一方で、組織として学校・教育行政が協働的に問題解決にあたる上で、管理職のみならず、研修主任等のミドルリーダーの役割が注目されてきている。

③ 課題探究力

現代の学校・教育行政は、学校教育そのものが直面している課題のみならず、学校教育がより長期的・広範な影響をもつことから、様々な社会的課題への対応が求められている。青森県においては、特に、短命県返上や自然環境を生かした地域活性化などの地域課題への対応を担う人材育成が強く求められている。そのためには、教員が個々の専門とする教科・領域等に関する専門性を基盤としながらも、教科・校種・機関の枠を越えた専門的知識・技能をもつとともに、真の課題を明らかにした上で課題探究型・協働型の新たな学びをデザインする能力を身につける必要がある。また、課題そのものを見だし、必要な専門的知識・技能を習得し、学びそのものをデザインしていくことが求められるとともに、教育のみならず他領域の専門家、あるいは課題に関わる様々な行政・民間団体などと連携・協働しながら、課題解決に向けた取組を行っていく資質・能力が求められる。

④ 省察力（反省力）

省察とは、振り返って考える力である。この省察は、単なる「気づき」というものから、具体的な対人関係における自己の在り方、さらには自らを取り巻く制度やシステムにおける自己の在り方に対する省察まで幅広い。教員には、目の前の子ども、それを取

り巻く様々な人々との関わりの中で、他者の要求や関心への配慮を基に、自らの社会的役割や行為を律していく必要がある。それだけでなく、教育をめぐる制度やシステムについても関心をめぐらせ、その制度やシステムの構築・改編を含んで、学校教員としての自らの役割を基に思考・判断・行動することが求められる。いずれの場合においても、規範的な解釈に陥ることなく、状況を事実と理論を基に考察し、様々な解釈可能性の中から妥当な解釈・判断を導くことのできる研究（re-search）的視点をもつことが重要である。

（３）教員養成カリキュラム・組織デザインの視点

以上の専門性を有する教員の養成に際しては、本専攻のカリキュラム・組織が、それぞれ次の３つの視点をもとに設計されることが重要となる。

① 理論と実践との往還・融合

まず、＜理論と実践の往還・融合＞という視点である。教員は、教育実践を行う文脈に即した実践知を積み上げている。しかしながら、実践知は時としてコツ・カンといった経験則の問題とされ、その明示的・相対化が阻まれ、悪しきルーティンに留まる可能性をもつ。一方で、理論知は、実際の教育実践をそれが行われている文脈から離れて相対化し、その実践そのものを批判的に検討したり、他の文脈における実践と関連づけたることにより、より広い文脈に通ずる知見を提供するものである。ただし、この理論知は、ともすれば実際の文脈との関連づけを欠き、その実践に資する意義が潜在化する可能性を多分にもっている。そのため、カリキュラムの随所において、＜理論→実践＞＜実践→理論＞という往還を意識し、理論と実践との関連性をその矛盾も含めて考察していくことが必要である。また、そのことを通じて、理論と実践を融合させ、新たな実践構想を生み出していくことも必要である。なお、これらの往還・融合の基底となるのは「省察」に他ならず、この省察が学生自身の自律的發展と、新たな協働を基にした教育課題への探究をもたらす原動力となる。

② 地域教育課題の解決に向けたプログラム開発

地域が直面している教育課題の解決に向けたプログラムを開発し、その検証改善と普及を行っていくことである。環境教育、健康教育、教育における社会的包摂といった青森県が抱える教育課題に、「新たな学び」を通じて取り組む子どもを育成するプログラムを開発していくことができるようなカリキュラム編成を行うことが不可欠である。その際、これら教育課題に関する理論と実践を学ぶだけでなく、自らその実践を開発していくことが求められる。

③ 協働的運営体制

上記の＜理論と実践の往還・融合＞と＜地域教育課題の解決に向けたプログラム開発＞のためには、本専攻そのものが様々な協働のもとに運営される必要がある。直接指導にあたる実務家教員と研究者教員との協働、学校実習における連携協力校をはじめとする機関などとの協働はもとより、地域教育課題の解決に際しては、学内の他学部・研究科・研究所や教育以外の機関の専門家との協働が不可欠である。また、演習においては、学生同士の協働が強く求められ、学部卒・現職、小・中・高・特別支援学校、教諭・養護教諭といった校種や身分・職位の異なる者同士が、それぞれの立場から知見を出し合い、高め合うことが重要である。特に本専攻では養護教諭も対象としており、教授・訓育のみならず、養護の視点から様々な問題を考え子どもの育ちを支える視点をもった教

員を育成できると考える。

なお、本専攻では、「地域の教育課題の解決に主体的に取り組む『新たな学び』を育成する教育プログラムの開発・検証改善・普及」、「教職員や様々な専門スタッフが協働して教育課題を解決していくプロフェッショナルモデルの開発・検証」「教員のキャリアステージに応じた能力の到達目標の明確化とその達成手段の構築」を念頭に、教職生活全体を通じた職能成長の実現を目指す。したがって、青森県が直面している教育課題の解決を目指すと同時に、日本全体が直面している教育課題の解決やこれからの学校教育及び教員養成・育成に関する課題の解決に寄与するものである（【資料3】参照）。

イ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（1）専攻の名称

名称は、「教職実践専攻」(Program for Professional Development of Teachers)とする。教育課題の解決を目指し省察的に実践していく教員を育成するという理念を表現した。

（2）学位の名称

学位の名称を「教職修士（専門職）」(Master of Education)とする。

ウ 教育課程編成の考え方及び特色

1. 教育課程の基本的な考え方

（1）育成すべき教員と求められる4つの力（【資料4】参照）

教育学研究科教職実践専攻は、前述したように、地域の教育課題解決の推進者となるべく以下のような教員の育成を目指すものとする。

- ・ 現職教員学生…校内研修・地域連携、教材開発などにおいて、他者とともに創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダー
- ・ 学部新卒学生…理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員

こうした教員の育成にあたっては、「ア」において述べてきたように、4つの専門性（自律的発展力、協働力、課題探究力、省察力）の向上を図っていくことが重要と考える。そこで、本専攻ではこの4つの専門性を「育成すべき4つの力」と捉えることとした。

① 自律的発展力

自らの到達点と課題を常に明らかにし、課題解決を目指してさらなる成長を遂げていく力。

ミドルリーダーとなる現職教員学生にとっては、同僚教師のモデル的な存在となるために必要な力である。

若手教員となる学部新卒学生にとっては、将来を見据え教師としての資質能力の向

上を自ら図っていくために必要な力である。

② 協働力

あらゆる教育実践場面において、子どもを含めた関係する他者との柔軟で創造的な関連性の構築を協働する力。

ミドルリーダーとなる現職教員学生にとっては、組織で進める協働的な実践の展開のために必要な力である。

若手教員となる学部新卒学生にとっては、多様な価値観に対応できる実践力の向上のために必要な力である。

③ 課題探究力

「課題探究力」とは、課題を発見し、課題解決に向けて実践化へのデザインを意識しながら、課題を多面的に分析し明確化していく力である。また、複雑で多様、動的で相対的な地域課題・学校課題・教育課題について、多面的な視点から課題を捉え、発見・分析・明確化していく力でもある。

ミドルリーダーとなる現職教員学生にとっては、課題解決に向けて集団で取り組むことを推進するために必要な力である。

若手教員となる学部新卒学生にとっては、多様な解決方法を志向し不断の努力をするために必要な力である。

④ 省察力（反省力）

実践や自己の学習過程のいずれにおいても、何を、どのように捉え、思考し、判断し、行い、評価したのか、について状況や理論、事実を基に振り返る力。学び続ける教員にとって不可欠なものである。

ミドルリーダーとなる現職教員学生にとっては、様々な教育実践を独善的なものとせず、創造的なものとするために必要な力である。

若手教員となる学部新卒学生にとっては、自らの教育実践を独善的なものとせず常に実践力を更新させていくために必要な力である。

なお、振り返りの過程において、自身の実践の本質的意義を明らかにすることが鍵となる。そのためには、自らの経験を一つの事実として捉え多様な視点のもとに考察する研究(re-search)的視点、また、実践を理論の基に考察し新たな実践を構想していく<実践→理論><理論→実践>の不断の往還、さらに各授業で得た知識や経験、の相互作用が重要となる。つまり、《省察力》は、本専攻のカリキュラム全体を通じて育成すべき基軸となる力なのである。本専攻では、《省察力》と《課題探究力》・《自律的發展力》・《協働力》は、相乗的に向上すると考えている。《省察力》が高まることで、次へのプランがより確かなものとなり、《課題探究力》・《自律的發展力》・《協働力》は向上していく。また、《課題探究力》・《自律的發展力》・《協働力》が向上し、学習や実習の経験が深まることで、さらに《省察力》が向上する。このように、4つの力は、相互的かつスパイラルに引き出され、引き上げられていくように育成されるのである。

(2) コース制を取り入れることについての基本的な考え方

4つの力の育成を目指した教育課程編成を考えるにあたって、協働的な学びの場を大切にする一方で、青森県から派遣される現職教員学生と、その他の学生(主に学部新卒学生)では、経験や学びの履歴に差があり、履修科目を区別する必要があると考える。

そこで、主に青森県から派遣される現職教員学生のための「ミドルリーダー養成コース」と、その他の学生(主に学部新卒学生)のための「教育実践開発コース」の2コースを設置することとした。

2. 4つの力と各科目群及び2年間の学びの体系

上記のことを踏まえ、以下のように各科目群を設定し、それに伴い2年間の学びの体系を考えた。

(1) 各科目群について（【教育課程等の概要】参照）

本専攻のカリキュラムは、＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞＜発展科目＞＜教育実践研究科目＞＜実習科目＞の5つの科目群に分かれる。各科目群については下記のとおりである。

① 基礎科目

5領域 10 科目からなる＜基礎科目＞は、現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法を網羅的に学ぶものである。そして、他の科目群での学び、あるいは修了後の職能成長にとっての基礎的知見を培うことにも役立つものである。したがって、《自律的発展力》の向上を図ることを第一義的な目的とする。また、ミドルリーダー養成コースの学生にとってはこれまでの教育実践を理論的に振り返る機会、教育実践開発コースの学生にとっては、教育理論・実践的な方法と学校現場の実際とを関わりを学ぶ機会であり、《省察力》の向上においても重要な役割を有している。

② 独自テーマ科目

＜独自テーマ科目＞は、地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶことを目的としており、《自律的発展力》と《課題探究力》との向上に関わっている。その際、教育学的アプローチにとどまらず、総合大学である本学の教育機能を十分に活かし、オール弘前大学で多様な学問からのアプローチについて学ぶとともに、地域との連携を通じた課題解決を視野に入れ、地域の人材の活用や地域での取組についても学ぶ。「あおもりの教育Ⅰ（環境）」は環境教育を、「あおもりの教育Ⅱ（健康）」は健康教育をそれぞれテーマとしているが、いずれも青森県教育委員会からの強い要望に基づくものである。なお、同じく青森県教育委員会が重要な教育課題と位置づけているインクルーシブ教育については、現代日本の学校共通に抱える教育課題でもあることに鑑み、＜基礎科目＞における「教育における社会的包摂」で扱うこととした。

③ 発展科目

＜発展科目＞は、＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞を受けて、それをさらに発展させるものとして 18 科目（36 単位）を設定し、この中から 4 科目以上（8 単位以上）を選択するものとする。

ミドルリーダー養成コースの学生と教育実践開発コースの学生とでは、入学前の学びの履歴が異なる上に、今後担うべき勤務校での役割、自らのキャリアアップの計画、各自の研究課題探究のために必要としている履修科目等が異なることが想定される。そこで、＜発展科目＞では、両コースの学生が選択できる「共通科目」を 3 科目（6 単位）設定した上で、ミドルリーダーとして備えるべきものとして「ミドルリーダー養成

科目」を9科目(18単位)、そして、教育実践力(授業実践力と学級づくり)の向上のためのものとして「教育実践開発科目」6科目(12単位)をそれぞれに設定した(【資料5】参照)。なお、ミドルリーダー養成コースの学生は「ミドルリーダー養成科目」から3科目以上(6単位以上)を選択した上で、合計履修単位を8単位以上履修するものとする。また、教育実践開発コースの学生は「教育実践開発科目」から3科目以上(6単位以上)を選択した上で、合計履修単位を8単位以上履修するものとする。

この科目群では、各学生のキャリアアップの計画に基づいて選択されることから《自律的發展力》の向上が期待される。また、各自が設定している課題の解決に向けて選択することから《課題探究力》の向上も期待される。

＜発展科目＞の選択にあたっては、コースごとに、科目の選択の仕方によって主にどのような分野・領域についての能力を高めることができるのかについての科目選択例を学生に示す「履修モデル」を作成することとした(【資料8】参照)。なお、＜発展科目＞は学生各自のキャリア形成計画に基づいて、あくまで学生自らが選択するものであり、したがって、「履修モデル」はサブコース等を示すものではない。

「ミドルリーダー養成コース」については、青森県教育委員会との協議の結果、派遣される教員の予想される志向を基に、高めたい分野・領域の例示として「学校運営・地域、教育関係機関との連携」「授業改善・生徒指導」「健康教育・安全教育・学校保健」の3つを挙げ、そのための選択例を「推奨科目」として提示した。また、「教育実践開発コース」については、授業実践力の向上を主眼にした上で、若手教員として青森県の教育課題の解決のためや「チーム学校」の一員として高めたい分野・領域を「教科、領域の専門性・教材開発」「児童、生徒理解・特別支援教育」「健康教育・学校保健」の3つを挙げ、そのための選択例を「推奨科目」として提示した。

④ 実習科目と教育実践研究科目(【資料5】参照)

＜実習科目＞と＜教育実践研究科目＞とを通じて、《自律的發展力》《協働力》《課題探究力》《省察力》の総合的向上が目指される。ただし、＜実習科目＞においては、1年次においては《課題探究力》の前提となる《自律的發展力》の向上に力点がおかれる。

なお、実習科目は、ミドルリーダー養成コースの学生と教育実践開発コースの学生とではスタート時点でのベースラインが異なるため、各コース別立てで履修計画が立案されている(【資料10】参照)。

ミドルリーダー養成コースでは、1年次には附属学校等、及び教育関連施設等での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して自己の課題を決定する。また、その課題と同じ方向性の連携協力校等や教育関連施設での実習を通して、各学生自ら課題を設定し、その課題解決のための仮説を形成する。2年次は、勤務校にて仮説に基づいた実践と検証を行う。なお、2年次の実習はミドルリーダーの育成の観点から自らの学びの成果を同僚に広げるための方策についての実習を含むものとする。

教育実践開発コースでは、1年次前期は附属学校等での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及び連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的な実習(学校フィールド実習)と5日間の集中実習、後期は連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行い、それぞれの実習を通して課題を発見していく。2年次前期は、連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習と10日間の集中実習を通して課題追究をし、後期は、連携協力校等で週1日の教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習において課題検証を行い、教育活動全般にわたる実践力を養う。なお、学校フィールド実習で

は1年次前期の実習以外は各実習期間中に4時間～6時間は学部新卒学生単独で授業実践等を行う。

全ての＜実習科目＞は、＜教育実践研究科目＞の科目と連動して行われる。つまり、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」という理論と実践の往還の中で《省察力》の向上を基軸としながら、《自律的發展力》・《課題探究力》・《省察力》の向上を図っていくのである。その意味で、＜教育実践研究科目＞は極めて重要な役割を有している。

＜実習科目＞は各コース別に行われるが、省察においては両者が共に教育実践から得た学びを持ち寄り、互いの立場からの議論を展開することで協働力が高められることが期待される。したがって、＜教育実践研究科目＞は各コースの学生が協働で授業を行うことを原則とする。また、＜教育実践研究科目＞については、実務家教員と研究者教員とが総力を挙げて担当し、各々の議論にも積極的に参加することで、受講者が理論と実践とを往還する複眼視的視点を自らのものとして内在化できるよう、十分な議論の深まりを担保する。

上記で述べた科目群については、＜基礎科目・独自テーマ科目・発展科目＞は「教育理論と教育現場での問題解決の方法論」を習得する場であり、＜実習科目＞は実践の場であると考え、＜教育実践研究科目＞は、それらをつなぎ、深化し、発展させる往還と融合を意図した科目であると考えている。したがって＜教育実践研究科目＞は、省察の方法やデータの収集方法をはじめとし、理論と実践の融合の中で、いかに省察を深め、発展させ、実践へとつなげるのかについて展開する科目となっている。修了必要単位46単位の内訳及び体系については、【資料5】のとおりである。

（2）2年間の学びの体系（【資料6】【資料7】参照）

本専攻の教育課程は、《自律的發展力》《協働力》《課題探究力》《省察力》の4つの力の育成を2年間にわたる理論と実践の往還・融合を通して育成していくことを目指すものであるが、修士課程と本専攻の大きな違いは、実践の場である実習の場の存在である。したがって、＜実習科目＞は2年間の学びの中で大きな役割を果たすものである。また、実践の場である実習を省察する場となる＜教育実践研究科目＞の役割も教育課程の中では重要なものとなる。

なお、《協働力》は、本専攻の全ての科目においてその向上が目指されている。そのことを前提とした上で、1年次前期は、《自律的發展力》の向上が主たる目的となる。＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞を通じて、現代的な教育課題及び青森県の地域課題、そして、その課題に直結する教育理論と共に実践的な方法とについて網羅的に学ぶ。その上で＜実習科目＞では、自己課題の発見、決定、解決に向けた基礎的資料の収集が目指され、＜教育実践研究科目＞においてもそれに向けた発表・協議が中心となる。1年次後期は、＜実習科目＞と＜教育実践研究科目＞において、自らの課題解決に向けた仮説形成とその洗練が目指される。

2年次では、自己課題に対する《課題探究力》の向上が中心となる。＜実習科目＞では自己課題解決に向けた実践が、＜教育実践研究科目＞ではその検証・改善作業がそれぞれ活動の中心となる。なお、「教育実践研究Ⅳ」（2年次後期）では、各学生の教育実践に関する研究課題への取り組みを総括した「学習成果報告書」をまとめさせる。なお、「学習成果報告書」は、本専攻の各授業や＜実習科目＞そして＜教育実践研究科目＞の学習を通して、各学生がそれぞれ設定した研究課題とその解決のために理論と実践の往還・融合に取り組んだ内容を文章化したものであり、本専攻2年間の成果として位

置づけられるものである。なお、「学習成果報告書」は①研究課題設定及び課題解決のための仮説設定、②研究課題解決に向けた実践についての省察、③課題解決に向けた提案等を内容構成とするものとする。さらに、「学習成果報告書」を基にして、青森県教育委員会と本専攻とで共催する成果発表会（「教育実践研究発表会」）を行い、本専攻での学習の成果を広く県内に公表する。

3. 教育課程編成の特色

(1) 省察的な学びの連続性を担保する授業展開

本専攻の教育課程は、「理論と実践との往還・融合」を柱とし、その往還・融合を「省察的学びの連続性」の中で保障するものとした。

① 計画的に配置した科目構成とその開講時期

「理論と実践の往還・融合」を担保するための方策として、各科目の内容と受講時期を計画的に組み立て、＜理論→実践＞＜実践→理論＞というように理論知と実践知を往還させて学び、その融合を図るようにした。

各科目では、実践の事実を通して学ぶことを重視し、1年次前期から2年次後期のどの期においても、全ての学生に＜実習科目＞を課した。つまり、常に、＜実習科目＞で学びを積み上げ、＜教育実践研究科目＞において＜基礎科目・独自テーマ科目・発展科目＞での学びに基づいた省察を行うのである。そして、「事実の収集→課題把握→仮説形成→実践→検証」という事実と実践に根ざした学びを、両コースにおいて保障するようにした。

② 研究者教員と実務家教員の協働での授業展開

各授業をより一層効果的に行い、理論と実践の融合を構築する教員体制として、授業は原則として実務家教員と研究者教員の協働で行うものとした（＜基礎科目＞については、実務家教員と研究者教員の各々1人を必ず含めた2人以上の教員が担当し、授業はオムニバス方式ではなく、共同担当とする）。これは学問的、実践的両面に支えられた往還的省察を可能とする体制である。なお、協働で行う授業パターンは以下のものが考えられる。

(i) T-T パターン

1回の授業の前半にT1もしくはT2となる教員、ないしはその双方が単独で資料の提示を行い、後半は前半の資料と関連する演習をT1とT2とが共同して行う。演習は基本的に、ミドルリーダー養成コースの学生と教育実践開発コースの学生との合同の演習班で実施するが、演習の目的によってはミドルリーダー養成コースの学生と教育実践開発コースの学生とが別になる演習班を組織する。

(ii) 資料提示・演習・討論パターン

最初、教員が分担して資料提示を行い、その後の演習に向けての問題提起を行う。その後、提起された問題について、少人数の演習班を組織し、グループでの課題作成・討論にあたる。さらに、演習班ごとの成果を報告するとともに、全体討論を行う。その際、受講者が理論と実践とを往還する複眼視的視点に立って授業内容を考察することができるよう、実務家教員は現場に即した視点から助言指導を行い、研究者教員は理論に根ざした視点からの助言指導を行う。

③ 往還による省察を促す学習形態

どの科目においても、学習形態としてはグループ討議や事例研究、ロールプレイング等の学生が能動的なかわりを持つアクティブ・ラーニングを多く取り入れる。アクティブ・ラーニングでは、自己の考えや実践から得たことをアウトプットすることで、自己の学びを確認できる。アウトプットしようと試みたところ、その過程で理解していることや、逆に不明瞭な学びを自覚できる。その上で、他者から意見をもらい、理論との融合を図りながら多面的に捉えたり、俯瞰してみたり、また、協働して討議しながら思考を深め、振り返り、往還的省察を繰り返していく。その結果、今後の自己の課題発見にもつながり、連続的な学びを促すことができると考えた。

(2) 青森県教育委員会からの要望への対応

青森県教育委員会からの要望（【資料1】参照）として、青森県が抱える教育課題への対応が示されている。具体的には、環境教育、健康教育、インクルーシブ教育の推進が図れる教育実践能力を持った教員の育成である。本専攻では、これらの要望にこたえるためのカリキュラム編成を行っている。

環境教育、健康教育については、＜独自テーマ科目＞として「あおもりの教育Ⅰ（環境）」「あおもりの教育Ⅱ（健康）」を設定し、青森県の地域課題研究のトップランナーである本学の人的・物的資源を有機的に投入した授業を行う。そのため授業運営にはオール弘前大学体制であたる。

インクルーシブ教育については、＜基礎科目＞に「教育における社会的包摂」という科目を設置し幅広い観点から理論的実践的に解釈をしていく。そして、それと共に、教育学部と医学研究科附属子どものこころの発達研究センターと市町村教育委員会との連携・協働による「インクルーシブ教育推進事業」の専門家チームの力を独自テーマ科目「あおもりの教育Ⅱ（健康）」を通じて積極的に授業に取り込み、子どもの心の発達など多様な視点からインクルーシブ教育を捉えられるようにする。

なお、その他の青森県教育委員会からの要望として挙げられているものについての対応については以下の表のとおりである。

表1 青森県教育委員会からの要望と科目や方策の対応表

青森県教育委員会からの要望	主な対応科目や方策
子どもの健康づくり対策(短命県返上)	・「あおもりの教育Ⅱ（健康）」（独自テーマ科目）
インクルーシブ教育システム構築	・「教育における社会的包摂」（基礎科目） ・「あおもりの教育Ⅱ（健康）」（独自テーマ科目）
環境教育(青森県の環境資源の活用)	・「あおもりの教育Ⅰ（環境）」（独自テーマ科目）
中堅教員のミドルリーダーの育成 (現職教員学生)	・「教育経営の課題と実践」（基礎科目） ・ミドルリーダー養成科目(発展科目)
自律的発展力の育成	・基礎科目(10科目) ・独自テーマ科目(2科目) ・発展科目(18科目) ・教育実践研究科目(4科目) ・実習科目(1年次6科目)
課題探究力の育成	・独自テーマ科目(2科目) ・発展科目(18科目) ・教育実践研究科目(4科目) ・実習科目(2年次3科目)
省察力の育成	・基礎科目(10科目)

	・教育実践研究科目(4科目) ・実習科目(9科目)
協働性の育成	・本専攻の全ての科目
アクティブ・ラーニングの視点に立った指導法の充実	・授業全てを演習・実習と位置付ける ・アクティブ・ラーニングで授業を行う
「チーム学校」の下、地域の人々との連携	・「学校安全と危機管理」(基礎科目) ・「教育における社会的包摂」(基礎科目) ・「現代の学校と教員をめぐる動向と課題」(基礎科目) ・独自テーマ科目(2科目) ・実習ⅠA-1(実習科目)
知識基盤社会を生き抜く授業づくり、学級づくり、学校づくり	・本専攻の全ての科目
大学院で学んだことを普及させる方策(現職教員学生)	・実習ⅡA, 実習ⅢA(実習科目) ・教育実践研究Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ(教育実践研究科目)

(3) オール弘前大学による地域の教育課題解決に資する人材育成とプログラム開発

本学は、5つの学部と7つの研究科で構成され、北東北地方の拠点となる中規模総合大学としての歴史と特色をもち、これまで地域の特性に応じたさまざまな教育・研究・社会貢献活動を行ってきた。また、平成21～24年度には学部・研究科の他に、白神自然環境研究所、北日本新エネルギー研究所、被ばく医療総合研究所、及び食料科学研究所を新たに設置し、地域における潜在力の活性化、及びこれまでの教育・研究活動における特色のさらなる深化等、新たな取組を行ってきた。教職大学院である本専攻では、そうした総合大学の強みであるすべての学部・研究科・研究所と不断に連携しつつその力をその都度有効に活用することによって、今後さまざまに変化していく地域の課題にも柔軟に対応しつつ人材育成・教員養成の質的な向上を図る。

具体的には、青森県の自然環境・社会環境や農林水産業、そして自然エネルギー資源に関する研究を行っている人文社会科学部、理工学研究科、農学生命科学部、北日本新エネルギー研究所、及び白神自然環境研究所の教員を兼任教員として配置し、「環境教育」というテーマのもとに地域研究のトップランナーと専任教員、大学学生とでチームを結成(オール弘前大学体制)し、新たな視点から地域に根ざした環境教育の教育方法や教材開発に取り組む。

一方、教育学部と医学研究科は、平成26年度に近隣6市町村教育委員会と教育及び人材育成に関する連携協定を結び、「健康教育連携推進事業」「インクルーシブ教育推進事業」を学部・研究科の枠を超えて展開し、授業モデルや教員研修モデルの開発のためのプロジェクトに着手している。「あおもりの教育Ⅱ(健康)」では、本専攻の専任教員と大学学生、医学研究科及び農学生命科学部の兼任教員、そして、地域の教育委員会とが連携して「健康教育推進事業」の取組をさらに発展させる。そこで、このプロジェクトを担当している教育学部の保健体育と養護教諭養成課程の教員を専任教員として配置する。また、子どもたちの心の健康について「インクルーシブ教育推進事業」で連携している医学研究科附属こどもの心の発達研究センターや県立特別支援学校も含めた専門家チームの力を積極的に授業に取り込み、多角的な視点をもった学校における専門性に基づくインクルーシブチーム体制の構築等について実践的教育を行う。

このような取組により、今後は教職大学院が中心となりオール弘前大学体制のもと教育モデルや研修プログラム開発の拠点となる。さらに、情報発信のハブとなり、地域と大学を結ぶネットワークを強固なものにし地域の教員の実践力の育成に貢献する。また、

教育学部附属 4 校園の第 3 期中期目標・中期計画には、地域の教育課題の探求として「健康教育」「環境教育」「インクルーシブ教育」の教育プログラムの開発を盛り込み、教職大学院とともに取り組む体制を整える。

（４）教・医連携による健康教育推進に向けたミドルリーダーとしての養護教諭の養成

養護教諭については、本学は東北唯一の養護教諭養成課程を設置しており、さらに、これまで修士課程においても養護教育専攻（入学定員 3 名，収容定員 6 名）を設置し、現職養護教諭の資質能力の向上を図ってきた。

近年、青森県では、養護教諭が、学校現場において学校保健と学校教育全体の調整をする保健主事に多数任用（平成 25 年度 小学校 43.9%，中学校 78.9%）されるようになり、児童生徒の健康に関する指導体制の要としての役割を担う状況にある。また、「チーム学校」の実現のために、養護教諭は「チーム学校」の一員として保健室で捉えた児童生徒の学校保健や学校安全の課題を出発点として学級担任等の教員や地域との連携をした学校全体の課題解決の役割も求められている。

一方、青森県における重要な教育課題の一つである健康教育については「短命県返上」をテーマとして掲げ、青森県全体が一丸となってその解決に向けて取り組んでいる。本学においても医学研究科が中心となり様々な取組を展開してきた。その結果、短命の大きな要因は生活習慣病であり、その改善にはライフステージを通じた健康リテラシーの構築の必要性が示唆された。そこで、特に学校における児童生徒期から、健康教育を推進していくことが重要と考え、具体策として平成 26 年度に教育学部と医学研究科とで本学近隣の 6 市町村教育委員会と連携協定を締結し、健康教育推進事業として以下の取り組みを中心に行っており、その成果を青森県全体に広げている。

○学校における健康教育のリーダーとしての養護教諭の資質向上

- ・教育学部、医学研究科が連携した青森県の実態を踏まえた健康教育のための研修会の開催

○養護教諭、保健体育教諭、学級担任が連携した健康教育授業モデルの構築

- ・「体育」、「保健体育」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等の授業時間を有機的に連動させた授業モデルの開発
- ・スポーツ・健康医科学のエビデンスをベースとした健康教育に関するアクティブラーニングの開発

今後、これらの事業では、栄養教諭や管理栄養士等、食の指導や栄養教育に関わる専門家と幅広く協働し事業を発展させていく中で教職大学院との連携を深め、将来的には学校保健全般にわたる底上げを目指したカリキュラムとして具現化する計画である。

以上のような青森県の現状から、学校保健、学校安全、健康教育といった面での課題解決には、保健主事等学校において中心的な役割を担いながら、学校の他の教員(栄養教諭を含む)や学校を取り巻く地域との協働で組織的に諸課題に対応できる中堅教員としての養護教諭、すなわち「ミドルリーダーとしての養護教諭」の養成が重要となる。

こうしたミドルリーダーとしての養護教諭の養成は、これまでの修士課程では、その教育目的が各学生の研究内容を深化させることであったため、十分に養成を図ることができなかった。そこで、本専攻では、本学の教育学を基盤とした養護教諭養成の機能を発展させるとともに、青森県全体の健康課題解決に取り組んできた医学研究科との連携により、ミドルリーダーとしての養護教諭養成を目指すものとする。

(5) 課題探究型・協働型の学びでのミドルリーダー養成コースの履修（【資料8】【資料9】参照）

ミドルリーダー養成コースでは、1年次においては、勤務校の教育現場での課題を意識しながら、現代的な教育課題及びその課題に直結する理論と実践的な方法を、＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞において網羅的に学び、これまでの教育実践を振り返る。また、＜発展科目＞（8単位以上選択）では、＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞で学んだ教育課題の理解や実践方法の理論的な学びを、各学生自身のキャリア形成計画に基づいて、高めたい分野・領域にしたがって発展させる。

ミドルリーダー養成コース1年次の＜実習科目＞（8単位）では、自己の課題を形成し、その課題と同じ方向性の連携協力校等や教育関連施設での実習を通して、2年次での課題解決のための仮説を形成する。さらに＜教育実践研究科目＞（2単位）で、往還的に省察を重ね、確かな学びにしていく。

2年次は、勤務校にて＜実習科目＞（2単位）として実践と検証を行う。1年次同様に、＜教育実践研究科目＞（2単位）で、往還的に省察を重ね、確かな学びにしていく。なお、2年次の勤務校での実習は、自らの学びの成果を同僚に広げるための方策（研修会の実施等）についての実習を含むものとする。

上述のように、ミドルリーダー養成コースの学生は2年次には勤務校に戻り、勤務を行いながら主に＜実習科目＞と＜教育実践研究科目＞を履修することになる。＜実習科目＞について、勤務校で履修するが、＜教育実践研究科目＞については通年で2単位分（60時間）勤務校を離れて、弘前大学において履修することになる。

このように、ミドルリーダー養成コースは、往還的学びと省察の積み重ねの、課題探究型・協働型の学びのデザインでミドルリーダーとして力量を養う。

(6) 学校フィールド実習での往還的学びと省察により実践力を向上させる教育実践開発コースの履修（【資料8】【資料9】参照）

＜基礎科目・独自テーマ科目＞の24単位では、現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法を網羅的に学ぶとともに、現職教員学生と協働することで教育実践の現状と課題を理解する。

教育実践開発コースでは、事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と共に、2年間にわたり連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習、及び、数日間連続で実習に取り組む集中実習を行う。1年次前期は、附属学校等での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と連携協力校等での週1日の学校フィールド実習及び5日間の集中実習を行い、後期は連携協力校等で週1日の学校フィールド実習を行う。1年次はこの2つの実習を通して課題を把握していく。2年次前期は、連携協力校等で週1日の学校フィールド実習と10日間の集中実習で課題追究をし、後期は、連携協力校等で週1日の学校フィールド実習で課題検証を行う。そして、これら全ての実習を通して教育活動全般にわたる実践力を養う。

さらに＜発展科目＞（8単位以上選択）では、＜基礎科目・独自テーマ科目＞で学んだ教育課題の理解や実践方法の理論的な学びを、教育実践開発コースで学ぶ各学生自身の課題にしたがって発展させる。

このように、教育実践開発コースは、長期の実習をもとに往還的学びと省察の積み重ねの課題探究型の学びのデザインで実践力を養う。

(7) 現職教員学生と学部新卒学生がともに学ぶ履修体制

青森県では、数年にわたり新卒者の採用者数が少なかったため、教員の平均年齢が高く、中堅教員が若手教員を指導する機会が失われているのが実状である。そこで、本専攻では、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と教育実践開発コースの学部新卒学生が、＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞＜教育実践研究科目＞においては、ともに学ぶ体制をとることとした。また、一部の＜発展科目＞においてもともに学ぶことになる。ともに学ぶことの主なメリットは以下のとおりである。

- ・ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、教育実践開発コースの学部新卒学生の素朴な視点や疑問を知ることによって、各自の教職経験を見つめなおす機会を得るとともに、若手教員への助言指導の在り方を考える機会を得ることができる。
- ・ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、教職経験を有しない、又は、少ない教育実践開発コースの学部新卒学生の素朴な視点に触れることで、外からの学校の見え方について考えをめぐらせる機会を得ることができる。
- ・教育実践開発コースの学部新卒学生はミドルリーダー養成コースの現職教員学生の考えを聴くことによって、学校の現状や課題について机上のこととしてではなく、現場の実体験に基づく視点を得るとともに、学校文化そのものについての理解を深めることができる。
- ・教育実践開発コースの学部新卒学生はミドルリーダー養成コースでの現職教員学生の実体験に基づいた話に触れることで、学校組織の一員として組み込まれ、その視点からもものを考える機会を得ることができる。

(8) ＜基礎科目＞に「教科領域指導研究」、＜発展科目＞に「教科領域指導研究（発展）」を開設

＜基礎科目＞に必修科目「教科領域指導研究」を設置し、また、＜発展科目＞に「教科領域指導研究（発展）」を設置した。これらの科目は、各教科の教科教育を個別に学ぶものではなく、教科教育の全般について、その動向や学力観について網羅的に学ぶことを通して、各学生の専門教科領域について考えることを目指している。

なお、＜基礎科目＞である必修科目「教科領域指導研究」では各教科に共通している動向、学力観、授業観について考え、学校教育と各教科領域の関係について見直していくことを目的としている。また、＜発展科目＞である「教科領域指導研究（発展）」では、「教科領域指導研究」での学びを基盤に、各自の専門とする教科領域が学校教育の中でどのように位置付いているのか、各学生の研究課題とのかかわりの中で考えていくことを目的としている。

(9) 理論と実践の往還・融合

教員は、教育実践を行う文脈に即した実践知を積み上げている。しかし、実践知は時としてコツ・カンといった悪しきルーティンに留まる可能性をもつ。また、理論知は、実践そのものを批判的に検討したり、他の文脈における実践と関連づけたりして、より広い文脈に通ずる知見を提供する一方で、実際の文脈との関連づけを欠き、その実践の意義を潜在化させてしまう可能性ももっている。したがって、よりよい教育実践を生み出すためには実践知と理論知を往還させ、融合させていく必要がある。本専攻では、教育課程の随所において、＜理論→実践＞＜実践→理論＞という往還を意識し、理論と実践との関連性を考察していくようにしている。また、そのことを通じて、理論と実践を融合させ、新たな実践構想を生み出されていくようにもしている。なお、これらの往還・

融合の基底となるのは「省察」に他ならず、この省察が学生自身の自律的發展と、新たな協働を基にした教育課題への探究をもたらす原動力となる。

① 実務家教員と研究者教員の協働の仕方について

各授業を理論と実践の往還・融合を生み出す場とするために、原則として実務家教員と研究者教員の協働で行うものとした。このようにすることで、授業中に、実務家教員は教育現場に即した視点から学生に助言指導を行い、研究者教員は理論に根ざした視点から学生に助言指導を行うことができ、学生が理論と実践を往還・融合していく複眼視的視点に立って授業内容を考察できるようになることが期待できる。

具体的には以下のように、実務家教員と研究者教員とが協働で取り組むことにより、理論と実践の往還・融合を図る。

- ・授業での教員の指導助言は、実務家教員か研究者教員かのどちらか一方が行うのではなく、原則、両者が指導助言を行う。
- ・授業において実務家教員と研究者教員の両者が指導助言を行う際、学生に複眼的な視点を持たせる意味で、異なる見解であっても積極的に提示するようにする。
- ・週一回定期的に行われる教職実践専攻会議で教員同士の連携を密に取り合い、実務家教員と研究者教員とが異なる見解を提示した上で学生に判断を委ねることが学生の学びとなることについて、教員同士が共通理解できるようにする。
- ・各教員の研究室とは別に教員室を設け、常に教員同士が意見交換を行えるような環境を整える。
- ・教職実践専攻会議内のカリキュラム検討部会及びFD推進部会を活用し、実務家教員と研究者教員が連携を取り合いながら授業が進められているかを常に点検する。

なお、学生が実務家教員及び研究者教員のどちらか一方の意見を取り入れたことが単位認定の評価に影響しないよう、教員に徹底するとともに、学生にもそのことを周知し、実務家教員と研究者教員の連携による理論と実践の往還・融合が適切に授業内で行われるようにしていく。

② <実習科目>と授業との関係について

本専攻の教育課程は、「理論と実践との往還・融合」を「省察的学びの連続性」の中で保障するものとするために設計されている。修士課程と本専攻の大きな違いは、実践の場である<実習科目>が存在しているか否かである。そして、本専攻の全ての<実習科目>は、実習の省察の場としての<教育実践研究科目>と連動して行われる。したがって<教育実践研究科目>は、理論と実践の往還・融合を実現させるために重要なものとなる。

<基礎科目・独自テーマ科目・発展科目>は、ミドルリーダー養成コースの学生にとってはこれまでの教育実践を理論的に振り返る機会を与え、また教育実践開発コースの学生にとっては理論と学校現場の実際との関わりを学ぶ機会を与えるものとなる。つまり、<基礎科目・独自テーマ科目・発展科目>は両コースの学生にとって<省察力>の向上において重要な役割を有している。そして、<教育実践研究科目>は、<基礎科目・独自テーマ科目・発展科目>での学びに基づいて<実習科目>の省察を行い、理論と実践を往還・融合を実現させる科目であると言える。

なお、<教育実践研究科目>は、実務家教員と研究者教員とが総力を挙げて担当

し、学生が理論と実践とを往還・融合する複眼視的視点を自らのものとして内在化できるよう、十分に議論できる時間を確保するようにする。

具体的には、実習の省察の場としての＜教育実践研究科目＞において、以下のよう

- ・＜教育実践研究科目＞では、各学生が実習で行った実践での事実（記録、授業や研修会で参加者が作成した作品等）を基に省察を行う。
- ・＜教育実践研究科目＞で省察を行う際には、実践の計画・意図も含めて＜基礎科目・独自テーマ科目・発展科目＞での学びがどこで生かされているのか、及び＜基礎科目・独自テーマ科目・発展科目＞での学びが具体的な子供の姿としてどのように現れたのか、課題は何か等について議論を行いながら省察を行う。
- ・＜教育実践研究科目＞で次の実践に向けた計画を行う際には、省察と＜基礎科目・独自テーマ科目・発展科目＞での学びを基に新たな実践を創造し、理論と実践が融合されていくように議論を尽くしていく。

なお、＜教育実践研究科目＞の学びを充実させるために FD 活動を充実させ、理論と実践の往還・融合の場となるための授業改善を常に行っていく。

③ ＜実習科目＞を総括する報告書の作成と発表の場について

＜教育実践研究科目＞の「教育実践研究Ⅳ（2年次後期）」では、各学生の教育実践に関する研究課題への取り組みを総括した「学習成果報告書」をまとめさせる。

この「学習成果報告書」は、本専攻の各授業や＜実習科目＞、そして、＜教育実践研究科目＞の学習を通して、各学生がそれぞれ設定した研究課題とその解決のために理論と実践の往還・融合に取り組み、その成果を文章化したものであり、本専攻2年間の成果として位置づけられるものである。さらに、「学習成果報告書」を基にして、成果発表会（「教育実践研究発表会」）を行い、本専攻での学習の成果を広く県内に公表する。

具体的には、「学習成果報告書」の作成、及び「教育実践研究発表会」の発表に際しては、必ず、実務家教員と研究者教員の両者が指導を行い、「学習成果報告書」が現場の教育活動の改善に役立つものであるのか、理論的背景の裏付けが適切に行われているのかについての助言指導を行い、理論と実践の往還・融合を図る。

④ 理論と実践の往還・融合を実現させるための FD 等の教員の学習組織について

前述の実務家教員と研究者教員が協働で授業を行う教育方法は、「理論と実践の往還・融合」の具現化の1つであり重要な教育方法である。

この教育方法を効果的に実施するため、担当する研究者教員と実務家教員は、授業実施前に授業内容及びその展開に関する十分な調整を行っておくことが必要となる。加えて、授業終了後にも、学生の反応や学習成果について、授業を担当した研究者教員と実務家教員が共同で省察を行い、より効果的な授業となるよう協議することも必要となる。

このため、授業改善に資する FD 活動として、教職実践専攻会議内の FD 推進部会が教育学部 FD 委員会と連携しつつ、本専攻に特化した以下のような FD を行う。

- ・学生による授業評価の実施とそれに基づく授業改善
- ・本専攻の授業の定期的公開とその後の授業研究会の実施（教育委員会及び連携協力校の教員も参加）
- ・本専攻の教員が全員参加しての FD 研修会の実施（長期休業期間に開催）
- ・本専攻の教員と学生との懇談会の実施（半期毎）

⑤ 実習成果の連携協力校へのフィードバック及び連携協力校と本専攻の教員の連携について

連携協力校における全ての実習は、＜教育実践研究科目＞での省察活動との連携の基、理論と実践の往還・融合を目指して「実践→省察→改善→実践」のサイクルを通して行われる。こうしたサイクルによってよりよい教育実践が目指され、それは、連携協力校の教育改善につながっていく。また、連携協力校に勤務する教員にも、どのような理論に基づいて教育実践が改善されたのかを明らかにすることで、経験則によるコツやカンによる実践から、理論と実践の往還・融合を目指した実践の重要性を提示することになる。このように、本専攻の学生が連携協力校において実習を行うことにより教育活動の改善になるだけでなく、他の教員にも理論と実践の往還・融合の重要性の理解が波及していくことにつながる。

また、連携協力校での実習については、実習担当教員及び指導教員が、各学校が抱える課題の解決のために学生の教育実践を指導する。したがって、本専攻の教員は、各学校の管理職教員と連携をとり、理論的な背景を各学校の管理職に説明した上で実践が行われるようにしていく。

具体的には、以下のように連携協力校と連携して取り組むことにより、理論と実践の往還・融合を図る。

- ・連携協力校において学生が実践等を行う際には、理論的な裏付けとなる参考文献等を連携協力校に提示するように学生に指導をする。
- ・連携協力校において実践を行う際には、本専攻の教員が連携協力校の全教員に指導助言を行う機会を設けるとともに、連携協力校の教員から実践上の課題等を本専攻の教員が聴き取る機会を設ける。
- ・各学生が作成した「学習成果報告書」を連携協力校に配布するとともに、「学習成果報告書」を基にして、青森県教育委員会と共催する「教育実践研究発表会」には連携協力校に教員の積極的な参加を求める。

エ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

教職大学院における教員組織の編成については、実務家教員を必要専任教員の4割以上置くことが法令上規定されている。これは、教職大学院に期待される「実践的指導力の育成」「理論と実践の融合」等の実現に向け、学校や地域の諸課題に沿った共通領域の科目や学校における実習の重視といった視点からも必要なことであると考ええる。

そこで、本専攻では、ミドルリーダーの養成及び実践力・省察力を持つ若手教員の養成を円滑に行うために、設置基準教員数11人に5人の専任教員を加え16人構成とし、全て専任教員として配置する。その内訳について、研究者教員9人、実務家教員7人を基本とする。本専攻では、基礎科目をはじめ教育実践研究科目、実習科目については専任教員を中心としたT-Tで実施する（【資料11】参照）。

実務家教員7人については、担当授業に関する知識と経験豊富な教員を青森県教育委員会から紹介を受け、選考を行った。その際、「学校現場における共同研究を組織・推進」の強化を図るために、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれかの学校の実務経験を有し、さらに、教育行政経験者、管理職（校長・教頭）経験者の中から選考し、配置した。また、7人の実務家教員のうち2人については青森県教育委員会との

交流人事を行い、日常的に青森県教育委員会と連携・協働する体制を整備するとともに、「教育課題と解決策の共有・協働化」と「教員の資質向上」を活性化する人事の体制を目指すこととした。これは青森県教育委員会にとっても青森県の教育界を大学とともにリードする人材育成の観点からも大変意義が有ることと考える。

研究者教員については、いずれも学校現場の現状や教育実践について深い理解を持ち、これまで学校現場に根ざした教育研究活動を積極的に行っている者を置く。そこで、学校教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻からバランスよく転籍させる。さらに、教育内容の充実のために、教育学部教員や附属教員養成学研究開発センター教員、そして教育学部以外の教員を含めたオール弘前大学体制を敷き、兼任教員として 30 人程度を活用する。

2. 特色

デマンドサイドの意見・ニーズを常に把握し、教育課程に反映させるため、以下の特色を持った教員組織編制を行う。

- ・教職大学院の専任教員はすべて常勤の教員で構成し、授業以外の時間においても大学学生に対する手厚い指導が確保できる体制を構築する。
- ・「基礎科目の共通 5 領域」には、それぞれ専任の実務家教員と研究者教員を配置し、T-T による授業体系を確実なものにする。
- ・実務家教員には、青森県教育界において学校教育ならびに教育行政の経験を有し、青森県の教育に精通している教員を配置する。
- ・実務家教員には、小・中・高校・特別支援学校等異なる校種の教員経験者を配置し、大学学生の多様なニーズに対応できる体制を整える。
- ・研究者教員には、教員養成学系学部での教育研究経験や学校現場での実務経験、または、研究面において学校現場でのフィールドワークの経験があるものの選考を基本とする。
- ・教科教育専攻から転籍する研究者教員は、教科の指導法や教材研究・開発といった授業力の向上面の日常的なサポートを担うと共に、「教科領域指導研究」における兼任教員 18 人をリードする。
- ・養護教育専攻から転籍する研究者教員は、本専攻が学校運営に積極的に関わる養護教諭の育成を視野に入れているため、＜発展科目＞「養護実践課題解決研究」等を担当し、養護教諭の学生のニーズに備える。また、＜基礎科目＞「学校安全と危機管理」、＜独自テーマ科目＞「あおもりの教育Ⅱ（健康）」等、養護教諭の視点が授業展開に必要な科目を担う。

3. 実務家教員と研究者教員の配置

実務家教員と研究者教員の実績と主な担当領域（基礎科目）は以下のとおりである。

○専任教員 16 人（研究者教員 9 人＋実務家教員 7 人）

- | | | | |
|-------------------------|------|-----|---|
| ① 研究者教員（教育課程の編成・実施） | 中妻雅彦 | 教授 | |
| ② 研究者教員（教育課程の編成・実施） | 森本洋介 | 講師 | ○ |
| ③ 研究者教員（教科等の指導法・数学） | 中野博之 | 教授 | |
| ④ 研究者教員（教科等の指導法・保健体育） | 上野秀人 | 教授 | |
| ⑤ 研究者教員（生徒指導・教育相談） | 吉原 寛 | 准教授 | |
| ⑥ 研究者教員（学校経営・学校安全・養護教育） | 小林央美 | 教授 | |
| ⑦ 研究者教員（学校経営） | 三浦智子 | 准教授 | |

- ⑧ 研究者教員（学校教育と教員の在り方）・・・・・・福島裕敏 教授 ○
 ⑨ 研究者教員（学校教育と教員の在り方）・・・・・・吉田美穂 准教授
 ○印＝教育学部専任教員も兼務

- ⑩ 実務家教員（小学校長・教育行政実務経験者）・・・・小寺弘幸 准教授
 ⑪ 実務家教員（小学校教頭・教育行政実務経験者）・・・・成田頼昭 准教授
 ⑫ 実務家教員（中学校長・教育行政実務経験者）・・・・三上雅生 教授
 ⑬ 実務家教員（中学校長・教育行政実務経験者）・・・・古川郁夫 教授
 ⑭ 実務家教員（高等学校長・教育行政実務経験者）・・・・瀧本壽史 教授
 ⑮ 実務家教員（高等学校教頭・教育行政実務経験者）・・・・三戸延聖 准教授
 ⑯ 実務家教員（特別支援学校長・教育相談実務経験者）・・敦川真樹 教授

○兼任教員（研究者教員）３８人

４．教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する科目一覧

教員名	学部授業	大学院授業
中野 博之（２）	小学校算数科教育法（２）	
上野 秀人（３）	バドミントンⅠ（１）	
	水泳Ⅰ（集中）（１）	
	スキーⅠ（集中）（１）	
吉原 寛（２）	生徒指導心理学（２）	
中妻 雅彦（２）	小学校社会科教育法（２）	
小林 央美（４）	養護学概論（２）	
	養護学演習Ⅰ（２）	
福島 裕敏(18)	西洋の子どもと学校史（２）	教育社会学特論Ⅱ（２）
	道徳の歴史と方法（初等）（２）	教育社会学演習Ⅱ（２）
	道徳の歴史と方法（中等）（２）	
	社会調査法（２）	
	教育史特殊講義（２）	
	教育史演習（２）	
	教育の社会制度論Ⅲ（２）	
森本 洋介(14)	教育方法論（２）	教育方法特論（２）
	教育方法演習（２）	教育方法演習（２）
	道徳の歴史と方法（初等）（２）	
	教育方法特殊講義（２）	
	子どもとカリキュラム（２）	

（ ）は単位数

※総単位数 ４５単位

オ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 標準修了年限・修了要件

標準修了年限は、2年である。短期、長期の在学期間は設けない。県派遣の現職教員学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例（いわゆる14条特例）を適用する。

また、附属学校園から派遣される現職教員学生も14条特例を実施し、附属学校園の教員として身分を保有したまま入学し就学できるようにする。

修了要件は、基礎科目20単位、独自テーマ科目4単位、発展科目8単位以上（各コース別科目から6単位以上選択）、教育実践研究科目4単位、実習科目10単位、46単位以上修得した者とする。修了は、単位数、必修科目の取得を確認のうえ、修了報告として、「学習成果報告書」を実習科目・演習の主担当教員及び副担当教員が審査をする。その後、本専攻の目標が達成されているかについては、教職実践専攻会議において総合的に確認する。最終的には研究科委員会の議を経て修了を判断する。

なお、履修登録の上限は、年間で40単位とする。

2. 履修方法

（1）基礎科目

すべて必修とする。

（2）独自テーマ科目

すべて必修とする。

（3）発展科目

- ・8単位以上取得することとする。
- ・両コースの学生が選択可能な科目（共通科目）には、「教科領域指導研究（発展）」「養護実践課題解決研究」「特別支援教育の教育課程の実施と評価」を設ける。
- ・ミドルリーダー養成コースの学生が選択可能な科目（ミドルリーダー養成科目）には、「地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発）」、「協働的生徒指導のマネジメント」、「学校の地域協働と危機管理」、「教育法規の理論と実践」、「学校教育と教育行政」、「教職員の職能成長」、「学校保健のマネジメント」、「学校安全と事故防止」、「養護実践課題解決研究（発展）」を設ける。なお、ミドルリーダー養成コースの学生はここから3科目以上選択することとする。
- ・教育実践開発コースの学生が選択可能な科目（教育実践開発科目）には、「地域教育課題研究（授業づくり）」、「教科領域の理論と実践」、「実践的教育相談の課題と展開」、「教育実践課題解決研究」、「教育における社会的包摂の課題研究」、「幼児児童教育の理解」を設ける。なお、教育実践開発コースの学生はここから3科目以上選択することとする。

（4）教育実践研究科目

全て必修とする。「教育実践研究Ⅳ」の単位には、「学習成果報告書」の作成と「教育実践研究発表会」での発表が課される。なお、ミドルリーダー養成コースの学生は、2年次において、勤務校で勤務しつつ、定期的に通学し授業及び指導を受ける。

(5) 実習科目

- ・すべて必修とする。
- ・ミドルリーダー養成コースは、「実習ⅠA-1（課題把握）」，「実習ⅠA-2（課題把握）」，「実習ⅡA（仮説形成）」，「実習ⅢA（課題検証）」を設ける。なお，ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は，2年次には14条特例の措置をとり，勤務校で勤務を行いながら，勤務校を連携協力校として，指導教員が勤務校に出向いた上で実習を行う。
- ・教育実践開発コースは「実習ⅠB-1（課題把握）」，「実習ⅠB-2（課題把握）」，「実習ⅡB（仮説形成）」，「実習ⅢB（課題解決研究）」，「実習ⅣB（課題解決検証）」を設ける。

3. 履修指導

履修指導にあたっては，各科目群の構成上の関係性と年次や前後期の流れを説明する。また，ミドルリーダー養成コースの学生と教育実践開発コースの学生の持ち味や特徴を生かした形態や，科目ごとの到達目標を分けていることも併せて履修形態の必修，選択必修についても説明する。

4. 教育上の工夫

＜基礎科目＞＜独自テーマ科目＞＜発展科目＞は全て，事例中心の資料提示形式，演習形式，討論形式で実施する。全ての授業は，2人程度の教員による共同担当方式により行う。

関連して，ミドルリーダー養成コースの現職教員学生と教育実践開発コースの学部新卒学生では，経験や能力の違いによって，到達度目標や学習内容が異なる場合もある。そこで，授業科目の到達度目標は，コース毎に分けてシラバスに示している。

＜教育実践研究科目＞と＜実習科目＞は，実務家教員と研究者教員が共同で指導を行う。

5. 厳正な成績評価

授業科目の履修単位は，試験又は報告書等により認定する。

各授業科目の成績は，秀(90点以上)，優(80～89点)，良(70～79点)，可(60～69点)，不可(60点未満)とする。

成績評価は，以下の表に定める区分により行う。単位認定は，学期の終わりに行う。

評定区分	評語と評定内容
90点以上	秀：特に優れた成績である。
80～89点	優：優れた成績である。
70～79点	良：概ね妥当な成績である。
60～69点	可：合格に必要な最低限度を満たした成績である。
60点未満	不可：合格に至らない成績である。

カ 施設・設備等の整備計画

本専攻の施設は、教育学部棟（4階建）の既存施設に集中的に配置する。また、各設備は平成28年度中に整備する予定である。

1. 講義室

教育学部校舎3階の301教室（49 m²）、304教室（49 m²）、305教室（57 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

2. 演習室

教育学部棟3階の302教室（74 m²）及び302教室（74 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

大学院1・2年生合同で使用可能なスペース及びグループワークスペースを、可動式パーテーションの設置により整備する予定である。可動式机、椅子の他に、電子黒板を設置する。

3. 模擬教室

教育学部棟3階の教職実践演習室（5）（47 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。模擬授業の実施・分析・検討等を行う教室として利用する。

4. 実習室

教育学部棟3階の教職実践演習室（6）（48 m²）を使用する（教育学部と共同使用）。

5. 専任教員の研究室

専任教員（研究者教員9人、実務家教員7人）の教員研究室は、教育学部棟2階及び4階に1人1室（26 m²）が配置される。

6. 大学院院生室（【資料12】参照）

教育学部棟3階に1室（55 m²）設置する予定である。学生1人につき1台の教育・研究用のパソコンを準備する。

キ 既設学部（修士課程）との関係

教育学部では、教員を目指す学生の実践的指導力と専門力の強化を図るために、カリキュラム改革や教職キャリア支援の充実に努めてきた。今後、第3期中期目標期間では、これまでの取組をさらにブラッシュアップするとともに「地域から期待される教員養成」を目指し、地域の公立学校や教育委員会との有機的な連携協働を図り、実践的指導力の養成機能を向上させる。

一方、教育学研究科（修士課程）は、教科専門性を軸にした実践的指導力養成及び臨床心理士養成の充実を中心としながら、コースの再編を行うとともに入学定員を減らす。

1. 学部段階での新たな教員養成の試み

教育学部では平成15年度の附属教員養成学研究開発センター設置以降、（i）教員養成カリキュラムの三群化、（ii）教育実習関連科目の体系化・充実化、（iii）教員養

成実習演習の創設と充実化を柱とした、実践的指導力の養成のためのカリキュラム改革に取り組んできた。

これらの改革をさらに進め、学校現場の課題や地域の教育課題への対応を念頭において教員養成に取り組み、ミッションの再定義に明示した「地域の義務教育の拠点」としての機能を充実させる。

このため、実践型教員養成への質的転換を目的とし、以下の改革に取り組む。

（１）組織改革

- ・青森県小学校教員養成の質的向上のため、学校教育教員養成課程の学校教育専攻と教科教育専攻を、初等中等教育専攻に改組し、小学校コース・中学校コースを置く。
- ・小学校教員養成体制を充実するために、実務家教員と研究者教員からなる小学校コースを主担当とする教員組織を設置する。

（２）カリキュラム改革

- ・新しい教育学部では、地域で活躍できる「専門力」と「実践力」を持った教員の養成を実現するため、新たに「地域課題探究型科目」の新設や、従来の附属学校園での教育実習に加え、「地域コラボレーション実習・演習」「学校サポーター実習」等、地域の学校や教育委員会を介した教育活動を積極的に導入し、「地域協働型教員養成」を推進する。
- ・「地域課題探究科目」では、学校現場や地域の教育課題に対し、総合大学の強みを生かした学部連携（オール弘前大学）による授業展開を行う。
- ・小学校教員養成機能の強化の観点として、「理系に強い教員」「英語の指導力のある教員」の養成を目指し、実験系及び実践型の授業展開を充実させる。
- ・小学校コースと中学校コースの連携による小中一貫教育対応のための履修プログラムの抜本的な整備を行う。

2. 教育学研究科の改革（【資料 13】参照）

教育学研究科（修士課程）は、平成 6 年 4 月に設置以来、教育学部における教育研究を基礎とし、さらに精深な教育研究を行い、より高度な資質能力を備えた教員や地域社会の発展に貢献できる人材を輩出してきた。しかし、今後の教育学研究科のあり方やミドルリーダーの育成が求められている教育委員会からの要望、さらには、カリキュラム変更が求められている学部改革との関連性等を慎重に検討し、以下のように改組する。

現在、教育学研究科は、「学校教育専攻」「教科教育専攻」「養護教育専攻」の 3 専攻（修士課程）であるが、これらを「学校教育専攻（修士課程）」と新たに設置する「教職実践専攻（教職大学院）」の 2 専攻に改組する。また、学校教育専攻はその後平成 32 年度を目途に見直しを行い、教育学研究科は段階的に「教職実践専攻（教職大学院）」に移行する（図 3）。

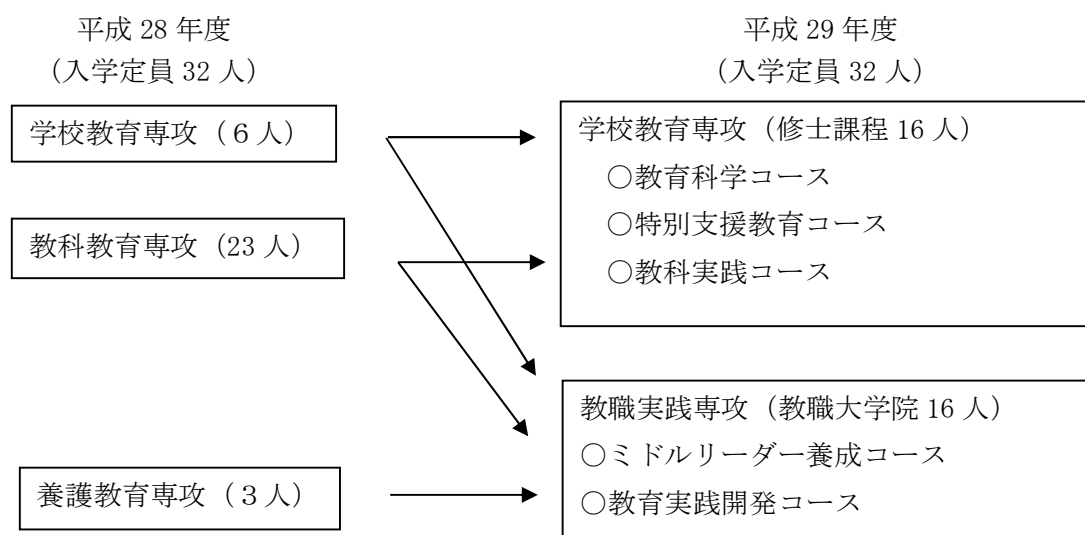


図 3 教職大学院の設置に伴う教育学研究科の改組

(1) 教育学研究科の改組の背景

今後の大学院段階の教員養成機能の在り方については、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の報告書」(平成 25 年 10 月)において、「国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行」することが明確にされている。また、教育再生実行会議の第五次提言において、「組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実を図る」とされている。

一方、教育学研究科では、青森県教育委員会との間で平成 25 年度から大学院教育学研究科の在り方について実務者レベルの検討を開始し、教職大学院設置を視野に入れた検討を重ねた。平成 26 年 4 月には、弘前大学と青森県教育委員会との間で教職大学院設置協議会を設置した。その後、協議会・専門部会等 10 回以上の協議を行い、教職大学院の教育プログラムを通じて教育実践力に秀でた「新人教員」の育成、ならびに「中堅教員」を対象にミドルリーダーを育成することにより、青森県の実教力の向上と教員養成・研修機能の充実を目指すという結論に達し、青森県教育委員会から教育長名の要望書が提出された(【資料 1】参照)。

また、教育学部では平成 28 年 4 月に改組を行い、生涯教育課程を廃止し学校教育教員養成に特化した組織の再編とし、小学校教員養成の重点化とともに地域から期待される専門力と実践力を兼ね備えた教員の養成を目指す。そして、その教育課程の編成においては、より学校現場での実践的指導力の養成を重要視する。教育学研究科は、教育学部に直結した関係にあり、今後もその方向性は同様であり学部教育と連動した教育研究プログラムの構築は必要不可欠である。

そこで、現在の教育学研究科は、「学校教育専攻」「教科教育専攻」「養護教育専攻」の 3 専攻(修士課程)であるが、これらを「学校教育専攻(修士課程)」と新たに設置する「教職実践専攻(教職大学院)」の 2 専攻に改組する。なお、「学校教育専攻(教育学、教育心理学、幼児教育)」、「養護教育専攻」の機能については、新設する「教職実践専攻(教職大学院)」での教育カリキュラムの中で補完する。

(2) 改組後の学校教育専攻(修士課程)の方向性

学校教育専攻(修士課程)については、国立大学における大学院の教員養成の方向性に沿って、平成 32 年度を目途に教職大学院に段階的に移行する。この間、既存の修士

課程で行われてきた学校教育専攻・教科教育専攻の教育課程編成を見直す。

その際、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の報告書」（平成 25 年 10 月）で指摘された「専門的知識の深化は保証されているが、学校での教育実践と関連のある内容を学習することは少ない。」「研究科で学んでいる特定の学問分野における専門的知識や理論を、実際に児童生徒に教授する場面においてどのように活用していくかという教育実践につなぐ学修がなく、高度専門職業人としての教員養成の上では、理論と実践の往還の視点が不足している。」等の課題の解決を目指す。このため、共通必修科目に、模擬授業や授業実践と省察を繰り返す授業カリキュラムを構築し、修士課程の大学学生の教育実践力を向上する。あわせて実務経験のある教員と教職キャリアアドバイザー（教育学部特任助教）がチームを結成し、教職キャリア教育的な内容を補完する授業を設定し展開する。

また、教職大学院の課題である「教職大学院における教科教育の在り方」について、新たな教育研究体制とカリキュラムを構築するとともに、教職大学院における教科実践プログラムを開発する。なお、高度な専門的知識・能力及び実践的能力と教育的指導力の養成をより確かなものにするため、さらには近年の入試の受験状況を慎重に検討して入学定員を 32 人から 16 人に減らし、個々の能力や専門に応じた質の高い教育指導体制を実現する。

学校教育専攻（修士課程）は、以下の 3 つのコースから構成される教育研究体制とする。

○教育科学コース

教育科学コースでは、今日の学校教育や教員、子どもや家庭、地域社会を取り巻く様々な教育問題について、教育社会学、社会教育学等の教育学科学的な視座から多角的に探究し、学校教育と地域との連携を総合的に捉える能力を養成する。

また、臨床心理士領域では臨床心理士養成をはじめスクール・カウンセラー等の養成を行うとともに、児童・生徒の内面を臨床心理学的観点から洞察し、サポートできる教員の養成を行う。

○特別支援教育コース

特別支援教育コースでは、障害児教育学、障害児心理学等の各領域の専門知識を深め、教育実践の原理・方法論について、現代教育科学諸分野の研究情報を密接に関連づけて総合し、特別支援教育の理論と実践における体系的研究を進めることによって、現代特別支援教育の諸問題を解決する能力を養う。

○教科実践コース

教科実践コースでは、「授業力」の高度化を中心におき、①授業研究・授業分析②授業内容開発（教育内容の検討と教材開発）③授業開発（指導計画と授業づくり）の視点から教科指導力の養成を行う。

- ・領域内・領域間の連携を強化するため、これまでは各教科で独立した専修を設けていたが、全教科を大括りし学校教育専攻の教科実践コースとする。
- ・教師の授業力や教材開発力の育成をより確実なものにするため、それぞれの教科の独自性を担保するとともに、教科と教職を架橋する「教科内容論」「教科教材研究」など教科教育と教科専門を統合した授業科目を中心としたカリキュラム体制とし、実践力と応用力を養成する。また、この授業は、教科教育と教科専門の教員が連携・協働して展開するとともに、既存の「教育活動演習」「教科教育課題研究」などを発展さ

せ、模擬授業や授業実践と省察を繰り返す授業カリキュラムを構築し、実践的指導力を構築する。

- ・本学の人文社会科学部，理工学部，農学生命科学部の教員志望の学生が，教科における専門性を追求するための受け皿としての機能を維持するため，教育学部以外の学生の実践的指導力の養成をするための教科と教職を架橋する授業科目等を積極的に取り入れる。

3. 教職実践専攻（教職大学院）の設置による教員組織の変更

教職大学院には 16 人の専任教員を配置する。このうち 9 人が研究者教員であり，7 人は青森県教育委員会から紹介により選考される実務家教員で組織される。研究者教員 9 人のうち 5 人が修士課程からの転籍となり，4 人は公募による補充を行った。転籍する教員の内訳は，学校教育専攻 2 人，教科教育専攻 2 人（数学専修 1 人，保健体育専修 1 人），養護教育専攻 1 人の 5 人である。このうち，教科教育専攻は入学定員を大幅に減少させるとともに，数学専修と保健体育専修は大括り化して教育体制を整える。また，養護教育は教職実践専攻に機能を移転するため影響はない。

ク 入学者選抜の概要

1. 入学者受け入れ方針

入学者の選抜にあたっては，地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたミドルリーダーになることを志向する現職教員や，学部段階での資質能力を修得した者（教員免許保有者）の中から，さらにより実践的な指導力・展開力を備え，青森県教育課題の解決を担う有力な一員となり得る教員を志向する者を選抜するものとする。

募集人数は以下のとおりである。

- ・ミドルリーダー養成コース（現職教員学生） 8 人程度
- ・教育実践開発コース（主に学部新卒学生） 8 人程度 合計 16 人

2. アドミッションポリシー

本専攻の目指す人材像は，次のとおりである。

- ・子どもに対して省察的に実践し，学校内外の専門家と協働しながら，自らの到達点と課題とを明らかにし，職能成長を自ら図っていく「自律的發展力」をもった人材
- ・理論や事実に基づいた実践とその省察を重視した「研究(re-search)的な視点」を形成し校内研修，地域連携，教材開発等において「他者と共に創造的に課題に取り組む力」をもった人材
- ・青森県の重要課題をはじめとする様々な教育課題に，自身の専門教科・領域等に関する専門性を高めつつ，教科・校種・機関を越えて，より高度な学問的専門性と，課題探究型・協働型の新たな学びをデザインする能力をもった人材

そこで以下のような学生を求めるものとする。

- ・「ミドルリーダー養成コース」については，教員として自らの課題について省察し自律的に発展させてきた経験を踏まえミドルリーダーとして課題の解決を他者と協働的に行おうとする人
- ・「教育実践開発コース（主に学部新卒学生）」については，理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持ち将来のミドルリーダーを目指す人

3. 選抜の方法

(1) 現職派遣教員

主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について，入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また，専門分野に関する知識等を試問し，これらの結果を総合して判断する。

(2) 学部卒業生

筆記試験（「教育実践」に関する小論文と教職教養）及び教育に関する基礎的な教養等を試問し，これらの結果を総合して判断する。

具体的には，教育実習等での自分の実践とその省察から今後の教育実践についての課題を問う小論文と教員採用試験程度の教職教養を問う筆記試験を課し，教職としての基礎知識を評価する。

また，口述試験では，模擬授業等を行わせ授業実践力を評価する。

	受験者の区分	検査科目
ミドルリーダー養成コース	主として青森県の現職教員 (原則として県教育委員会派遣現職教員)	学力検査として「口述試験 (入学希望等調書及び教育 実践概要の記載内容に関する 審査を含む)」を課す。
教育実践開発コース	4年制大学を卒業もしくは3月末までに 卒業見込みで，教員免許状を取得もしくは3 月末までに取得見込みの者	学力検査として「筆記試験」 「口述試験」を課す。

4. 入学試験

(1) 学力検査の日時及び内容

	日 時	時間割及び内容
第一期	(検討中)	午前：筆記試験 90 分 午後：口述試験
第二期	(検討中)	午前：筆記試験 90 分 午後：口述試験

(2) 配点

- ・学部卒者：筆記試験 200 点，口述試験 200 点 計 400 点
- ・現職教員：入学希望等調書と教育実践概要の評価 200 点，口述試験 200 点 計 400 点

ケ 取得できる免許状

現在取得している教員免許状を基礎に，小学校，中学校（各教科），高等学校（各教科），養護教諭の専修免許状を取得できる。

- ・幼稚園教諭専修免許状
- ・小学校教諭専修免許状
- ・中学校教諭専修免許状

（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語，保健，職業指

導)

- ・高等学校教諭専修免許状

(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、保健、看護、工業、農業、商業、書道、職業指導)

- ・養護教諭専修免許状

コ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施することとし、教育現場で活躍している現職教員に対し、教員としての身分を保有したまま入学し学修できるようにする。その場合は、2年次において、勤務校で勤務しつつ指導を受けるものとする。この特例を受けようとする時は、指導教員の承認を得た上、入学年度の4月末日までに、また、入学後にその事由が発生した場合には、履修方法の特例を受けようとする前年度の3月末日までに研究科長に願い出て、その許可を受ける。

この特例の適用を許された現職教員学生は、1年次において原則として25単位以上（現行は20単位以上）を履修し、2年次においては、毎週定期的に通学し、講義及び指導を受けるものとする。

1. 標準修業年限

標準修業年限は、14条特例を適用した場合でも2年とする。

2. 履修指導等の方法

青森県教育委員会は、現職教員学生の本専攻への在学中におけるサービスの取扱いを「出張」とし、一定の経費を支給することとしている。なお、2年次の毎週定期授業への出席も出張の取扱いとなる。また、勤務校に出向いた指導教員と実習に専念するため、勤務校における実習は、勤務校の長の命により校内での研修とし、校務は行わない取扱いとする。

日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間に実施し、弘前大学附属図書館や教職大学院院生室の利用を考慮する他、メールなどによる情報交換を通して、有効な指導を行う。

3. 授業の実施方法

1年次の授業については、平日昼間及び集中講義によって実施するが、2年次については、勤務しながら学ぶことになるため、毎週定期的に教育実践研究Ⅲ、Ⅳ(両方合わせて2単位(30時間))を行うこととする。

4. 教員の負担の程度

本専攻担当教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。そのため、長期休業中の集中講義については、時間及び時期の調整を行うなど、過重な負担にならないような工夫を施す。なお、集中講義を土曜日に開講する場合は、振替休日制度を利用する。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

大学内にある附属図書館は、土曜日、日曜日、祝日を含む全ての曜日において、利用

可能である。開館時間を考慮して、文献の検索や複写の利用ができるようにし、教育・研究に支障がないように配慮する。また、教育学部内に、教育研究上、最低限必要と考えられる図書及び資料等を整備し、教育学部附属教員養成学研究開発センターの資料とともに常時利用できるようにする。

学生が使用する情報処理機器は、本専攻の院生室内に学生が常時利用できる台数を設置し、利用に支障が生じないように対応する。また、自習スペースも確保するとともに、教職大学院での活用が考えられる視聴覚機器などはいつでも使用できるように配慮する。

本学保健管理センターと連携しつつ、健康診断、健康相談やカウンセリングを受けることができる体制を整えることにしている。事務体制については、電子メールでの連絡体制の整備、申請等の電子化、配布物等の郵送や郵送による諸手続の受付など、14条特例によって修学に支障を来さないように対応する。

6. 入学者選抜の概要

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員（16人）に含まれるものとする。

特別選抜により実施するものとし、入学者の選抜は、主としてこれまでの教育実践及び入学後に取り組みたい実践的課題等について、入学希望等調書及び教育実践概要をもとに試問する。また、専門分野に関する知識等を試問し、これらの結果を総合して判断する。

サ 管理運営（【資料14】参照）

1. 教職実践専攻会議

教育学研究科委員会の下に、教職実践専攻会議を置く。専攻会議の議長には専攻長をもって充てる。専攻会議は、カリキュラム等の事項を審議する。

この専攻会議の下に次の4つの組織を置く。

（1）カリキュラム検討部会

基礎科目、独自テーマ科目、発展科目の教育成果検証とともに内容等の検討を行う。授業担当教員全員が構成員となる。

（2）フォローアップ部会

修了生のフォローアップ、在学生との連携等の企画・運営を行う。専攻所属専任教員によって構成する。

（3）実習部会

教職実践研究科目及び実習全体の企画実施・評価等を行う。

（4）FD推進部会

本専攻のFD推進活動の企画運営を行う。

2. 外部の協議機関

現在、弘前大学と青森県教育委員会とでは、「教職大学院設置協議会」が設置されて

いる。また、弘前大学教育学部と弘前市を含む青森県中南地区各教育委員会による「地域連携推進協議会」も設置されている。こうした協議会において、現場のニーズに応じた教育課程の編成や評価、現職教員研修の効果的な実施、地域連携の推進における関係機関との協働等について定期的に意見交換を行っている。さらに、弘前市教育委員会と弘前大学教育学部とで教職大学院設置に向けた「教職大学院設置協議会」が設置され、学生の実習と学校改善をどのように連携させていくのかについて協議している。

平成 29 年度からは、こうした協議会を母体として「教職大学院教育研究協議会」を設置する予定である（【資料 14】参照）。この協議会は、以下の構成員を予定している。

[学外]

- ・青森県教育委員会（次長，教職員課長，学校教育課長）
- ・青森県総合学校教育センター（所長）
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・近隣市町村教育委員会（教育長）（黒石市，平川市，藤崎町，大鰐町，田舎館村）

[学内]

- ・理事（教育担当）
- ・教育学研究科長
- ・教職実践専攻教員

この協議会では教職大学院の教育内容・方法，指導体制並びに運営全般に関する協議と評価を行い，年 2 回（年度初めと年度末）定例の協議会を行う予定である。

さらに，学校実習に関する調整，検討，改善を行うことを主たる目的とする「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」を置く。当協議会は，本専攻の実習部会メンバー，青森県教育委員会代表，弘前市教育委員会代表，連携協力校の実習指導者並びに連携協力校設置者代表から構成され，年 2 回の開催予定である。年度初めの 1 回目は，実習の期間，実習の評価，学生とのマッチングなどの調整，2 回目は実習の成果の検討と改善を課題とする。

3. 事務組織

教育学部総務グループが教育学部及び教育学研究科と併せて所掌する。

シ 自己点検・評価

1. 自己点検・自己評価の体制

「教職大学院教育研究協議会」を設置し，ここが年に 1 度（3 月），教職大学院の実践・研究に関する評価を実施する。

この外部評価の基礎資料として，自己点検・評価を行う。教職実践専攻会議が実施企画を立て，担当者が責任を持って実施・分析を行う。評価活動は，担当教員全員が行う。

2. 自己点検・自己評価の方法

教職大学院の教育目標と年度重点計画の達成程度，問題点や課題の洗い出し，次年度の改善策の検討等を評価シートや教員アンケートを用いて実施する。

学生による授業評価は授業に対する具体的な意見や要望を把握するために自由記述で行う。

3. 自己点検・自己評価結果の公表

研究科ホームページ等を通じて公表する。

ス 認証評価

1. 認証評価を受ける計画等

平成 29 年 4 月 教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）の設置
平成 32 年 4 月 教職大学院教育研究協議会内に認証評価対応 WG を設置
同時に自己評価書の作成開始
平成 32 年 9 月 一般財団法人教員養成評価機構との協議開始
平成 33 年 2 月 同機構に認証評価の申請
平成 33 年 6 月 自己評価書を同機構に送付
平成 34 年 3 月 評価結果の受理

2. 認証評価を受けるための準備状況

平成 29 年 4 月の弘前大学教育学研究科教職実践専攻の設置と同時に、教職大学院教育研究協議会を発足させ、日常的に自己点検評価を実施する体制を整備する。平成 33 年度に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定して、平成 31 年度中から先行する教職大学院の認証評価の実施状況の調査も含めて情報収集する。平成 32 年 4 月からは、認証評価対応WGを発足させ、具体的な作業を開始し、同年 9 月には同機構との協議を開始して、具体的な準備に入る予定である。

3. 認証評価を確実に受けることの証明（【資料 15】参照）

一般財団法人教員養成評価機構から、認証評価を確実に受けることを書面で確認した。

セ 情報の公表

教育研究活動等の状況に関する情報の公表について、その内容及び方法等に関し、研究科ホームページ（<http://siva.cc.hirosaki-u.ac.jp/web/gs/index.html>）でシラバス、授業時間割、学生の研究の具体例、履修モデル等の情報を提供する。

また、各自の研究の成果を「学習成果報告書」としてまとめ、刊行する。毎年 2 月に教育実践研究発表会を実施し、広く地域や学校関係者に公表する。

ソ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1. 教職実践専攻（教職大学院）の FD

教職大学院の教育・研究は、教育学研究の在り方自体に厳しい自己変革を求めるものであることから、本専攻自身の不断の FD 活動が不可欠となる。そのため、教職実践専攻会議の中に置かれたカリキュラム検討部会が、本専攻の教育成果の検証を担当するとともに、教職実践専攻会議の中の FD 推進部会が弘前大学教育学部 FD 委員会と連携するとともに本専攻に特化した FD 推進を行う。

なお、FD 推進部会が行う活動は、以下のとおりである。

- ・ 学生による授業評価の実施とそれに基づく授業改善
- ・ 本専攻の授業の定期的公開とその後の授業研究会の実施（教育委員会及び連携協力校の教員も参加）
- ・ 本専攻の教員が全員参加しての FD 研修会の実施（長期休業期間に開催）
- ・ 本専攻の教員と学生との懇談会の実施（半期毎）

2. 大学間連携による FD の実施

平成 14 年から、弘前大学、岩手大学とは北東北 3 大学間の連携の協議を行い、連携事業を展開してきている。いずれも平成 28 年度、29 年度に教職大学院を設置する予定であることから、年 1 回程度学生の成果交流会を兼ねた FD 活動を行うことを予定する。

その他にも、福井大学、宮城教育大学、兵庫教育大学等で開催されている公開 FD やラウンドテーブルに教員を派遣し、その成果を本専攻の改善に活用できる体制を構築する。これらのことで、自らの内容や方法の特色や問題点に気づくだけでなく、学生の到達度、連携協力校との連携の在り方などについて議論を交わし、その成果を本専攻の運営に反映させる。

連携協力校等との連携・実習について

ア 連携協力校等との連携

1. 連携協力校との連携について

本専攻において連携協力校は、実習校として、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生にあっては「調査、仮説設定の場及び仮説検証実践の場」、教育実践開発コースの学部新卒学生にあっては「教育実践力向上の場」とするものである。また、弘前大学教育学部附属学校以外の連携協力校は、多様な実習、事例収集等が可能となることを考慮して確保する。

なお、連携協力校については、次の4つのカテゴリーに分かれる。

- (1) 確定している15校
- (2) 弘前市内の市立小学校・中学校，青森県教育委員会指定校
- (3) 現職教員学生の勤務校
- (4) 弘前市内の市立小学校・中学校，青森県立の高等学校・特別支援学校

【連携協力校の各カテゴリー】

カテゴリー	調整機関	調整内容	科目名
(1) 確定している連携協力校15校	確定済		実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB
(2) ① 弘前市内の市立小学校・中学校	弘前市教育委員会	・毎年度，前年度の2月～3月に確定 ・本専攻の教員が校内研修会等で指導できる内容を，弘前市教育委員会を通して弘前市内の各学校に周知する。 ・各学校の希望に基づき弘前市教育委員会と本専攻が相談し，実習先として校内研修会を行う学校を決定する。	実習ⅡA
② 青森県教育委員会指定校	青森県教育委員会	・毎年度，前年度の2月～3月に確定 ・青森県教育委員会指定校に，青森県教育委員会が現職教員学生の实習先となる可能性がある旨，事前に周知する。	実習ⅡA
(3) 現職教員学生の勤務校	青森県教育委員会	・現職教員学生の入学確定時に確定 ・青森県教育委員会が応募要項等に，勤務校が現職教員学生の2年次の	実習ⅢA

		実習先となることを明記の上、各学校に周知する。	
(4) ①弘前市内の市立小学校・中学校	弘前市教育委員会	・毎年度、前年度の3月に確定 ・小学校・中学校での学校フィールド実習、集中実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、弘前市教育委員会が弘前市内の市立学校について調整を行う。	実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB
②青森県立の高等学校・特別支援学校	青森県教育委員会	・毎年度、前年度の3月に確定 ・高等学校の実習先として、確定している連携協力校では対応できなかった場合、県立高等学校について実習先として青森県教育委員会が調整を行う。 ・確定している連携協力校以外の県立学校による実習を希望する学部新卒学生がいる場合、学校フィールド実習、集中実習の実習先として、青森県教育委員会が県立高等学校、特別支援学校について調整を行う。	実習ⅠA-1 実習ⅠA-2 実習ⅠB-1 実習ⅠB-2 実習ⅡB 実習ⅢB 実習ⅣB

以下に、それぞれのカテゴリーについて述べる。

(1) 確定している連携協力校 (15校)

① 実習施設確保の考え方

教育実践開発コースの学部新卒学生については、近隣の学校で履修できるように、弘前大学の近隣にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を連携協力校として確保した。なお、弘前市内の小学校、中学校、高等学校の比率と予想される学部新卒学生の就職希望校種を考慮の上、小学校5校、中学校3校、高等学校2校、特別支援学校1校を確定させている。

また、附属学校については、両コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及びミドルリーダー養成コースの授業実践省察実習を行う。

【確定している15校】

	学校種	地区	学校名
1	小学校	弘前市	弘前市立大成小学校
2	小学校	弘前市	弘前市立松原小学校
3	小学校	弘前市	弘前市立文京小学校
4	小学校	弘前市	弘前市立桔梗野小学校
5	小学校	弘前市	弘前市立朝陽小学校
6	中学校	弘前市	弘前市立第一中学校
7	中学校	弘前市	弘前市立第三中学校

8	中学校	弘前市	弘前市立第四中学校
9	高等学校	弘前市	青森県立弘前高等学校
10	高等学校	弘前市	青森県立弘前中央高等学校
11	特別支援学校	弘前市	青森県立弘前第一養護学校
12	幼稚園	弘前市	教育学部附属幼稚園
13	小学校	弘前市	教育学部附属小学校
14	中学校	弘前市	教育学部附属中学校
15	特別支援学校	弘前市	教育学部附属特別支援学校

② 教育課程との関係

- ・ミドルリーダー養成コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の場として、連携協力校での1日の実習（授業や活動）及び公開研究会での実習を通して、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動しながら研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習の場として、授業研究を経験するとともに、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。
- ・教育実践開発コースの学生に対するメンター実習の場として、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。
- ・教育実践開発コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の場として、連携協力校での1日（授業や活動）の実習を通して、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動しながら、研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・教育実践開発コースの恒常的な実習（学校フィールド実習）・集中実習の場として、連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的及び集中的に実習を行い、＜教育実践研究科目＞と連動して「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付ける実習を行う。なお、学校フィールド実習では1年次前期の実習を除いて各実習期間中に4時間～6時間は学部新卒学生単独で授業実践等を行う。

（２）弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、青森県教育委員会指定校（青森県教育委員会による調整）

① 実習施設確保の考え方

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生については、青森県教育委員会指定校を含めて特色ある教育を実践している学校及び現職教員学生の勤務校と環境の異なる学校等で実習を行うことは有意義な学習となることが期待できる。この観点から、弘前市内で校内研修会等を通して学校改善を行おうとしている学校や青森県教育委員会指定校について、青森県教育委員会、弘前市教育委員会との実習施設の調整実施承諾書に基づき、連携協力校として確保できるようにしている。なお、連携協力校の決定は毎年度、前年度の2月～3月に行う。

② 教育課程との関係

本専攻の教員と共に、校内研修会等へ参加し、教育現場の抱える課題の把握、その課題解決のための仮説を形成することができるようにする。

③ 教育委員会との調整事項

- ・青森県教育委員会指定校に対して、青森県教育委員会が現職教員学生の実習先となる可能性がある旨、事前に周知する。
- ・本専攻の教員が校内研修会等で指導できる内容について、弘前市教育委員会を通して弘前市内の各学校に周知する。その後、各学校の希望に基づき弘前市教育委員会と本専攻が相談し、校内研修会を行う学校を決定する。

(3) 現職教員学生の勤務校（青森県教育委員会による調整）

① 実習施設確保の考え方

青森県教育委員会からの派遣等によるミドルリーダー養成コースの現職教員学生（1学年7～8人）は、2年次については、勤務校において、定期的の実習を行う。したがって、学生の勤務校が実習校となるため、青森県教育委員会の調整により、勤務校を連携協力校として確保するようにした。なお、連携協力校の決定は、現職教員学生の入学確定時となる。

② 教育課程との関係

現職教員学生の勤務校が抱える課題の解決のために、1年次に形成した仮説を基に研修会等の企画運営、実践結果の省察を通じた改善を行い(課題解決の追究)、その成果をまとめる。

③ 教育委員会の調整事項

勤務校が現職教員学生の2年次における実習先となることについて、青森県教育委員会が応募要項等に明記の上、各学校に周知する。

(4) 弘前市内の市立小学校・中学校（弘前市教育委員会による調整）、青森県立の高等学校・特別支援学校（青森県教育委員会による調整）

① 実習施設確保の考え方

教育実践開発コース学部新卒学生の学校フィールド実習・集中実習について、確定している15校の連携協力校だけでは、以下のような問題が生じる可能性が考えられる。

- ・学部新卒学生の実習希望校種に偏りが生じ、ある校種について、確定している連携協力校の実習受入人数の限界数を超過してしまう。
- ・学部新卒学生の実習希望が普通高校以外の専門高校である場合、確定している連携協力校は普通高校であるので対応できない。
- ・学部新卒学生の実習希望が、確定している特別支援学校の教育内容と異なる場合、確定している特別支援学校では対応できない。

また、両コースが高等学校で行う事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習では、確定している連携協力校で行うが、その高等学校が学校行事等の関係で日程上の調整がつかない可能性も考えられる。こうした場合、連携協力校が確定している高等学校は附属学校ではないので、その学校事情を優先する必要がある。したがって、実習を行うことができる他の県立高等学校を探す必要が生ずる。

上記のような問題が発生した場合、青森県教育委員会、弘前市教育委員会との調整の上、連携協力校を確保するようになっている。

② 教育課程との関係

- ・ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習を行い、授業研究を経験するとともに、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について考察する。
- ・教育実践開発コースの学部新卒学生に対するメンター実習を行い、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。

- ・連携協力校での1日（授業や活動）の事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動しながら研究課題の明確化と把握の仕方を知る。
- ・教育実践開発コースの学校フィールド実習や集中実習の場として、恒常的及び集中的に実習を行い、＜教育実践研究科目＞と連動して「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付ける実習を行う。

③ 教育委員会との調整事項

- ・高等学校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、県立高等学校について青森県教育委員会が実習先として調整を行う。
- ・確定している連携協力校以外の県立学校による実習を希望する学部新卒学生がいる場合、学校フィールド実習、集中実習の実習先として、青森県教育委員会が県立高等学校、特別支援学校について調整を行う。
- ・小学校・中学校での学校フィールド実習、集中実習の実習先として、確定している連携協力校では対応できなくなった場合、弘前市教育委員会が弘前市内の市立学校について調整を行う。

2. 教育関連施設との連携について

本専攻では、ミドルリーダー養成コースについてはミドルリーダー育成の一環として、最終的には解決方法を広く職場の同僚に広めるための方策について追究させていく（研修会等の企画運営等）。その際、青森県教育委員会及び弘前市教育委員会の教育センター等の教育関連施設や研修施設と連携し、教育関連施設の業務や現職教員研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、また、自らの課題解決に活用できる人材や地域材がどのような所に所属しているのかについて、実習や本専攻教員との研修会企画運営を通して把握していくようにする（ミドルリーダー養成コース1年次）。

また、青森県教育委員会及び弘前市教育委員会の教育センターとの協議に基づいて本専攻の教員が各センターの研修会の講師を引き受け、その引き受けた研修会についてミドルリーダー養成コースの学生の実習を兼ねて行うことも予定している。こうしたことを通して、ミドルリーダー養成コースの学生が研修会等の企画運営をする力を育成するだけでなく、各センターの研修会の充実に本専攻が貢献していくようになる。さらに、青森県総合学校教育センターで行われている10年次研修の一部についても、本専攻の教員が企画運営を行うとともにミドルリーダー養成コースの学生の実習の場としていく予定である。

なお、実習施設として使用の承諾を得ている施設は以下のとおりである。

【教育関連施設】

- ・青森県教育庁
- ・青森県総合学校教育センター
- ・青森県総合社会教育センター
- ・青森県立梵珠少年自然の家
- ・弘前市教育委員会
- ・弘前市教育センター

また、青森県教育委員会、市町村教育委員会等と連携し、「教職大学院教育研究協議

会」を組織する。「教職大学院教育研究協議会」は、連携協力校等における実習の企画・期間等の評価についての協議を行う。構成員は以下を予定している。

〔学外〕

- ・青森県教育委員会（次長，教職員課長，学校教育課長）
- ・青森県総合学校教育センター（所長）
- ・弘前市教育委員会（教育長）
- ・各市町村教育委員会（教育長）（黒石市，平川市，藤崎町，大鰐町，田舎館村）

〔学内〕

- ・理事（教育担当）
- ・教育学研究科長
- ・教職実践専攻教員

3. 連携協力校等と協働して取り組む課題

各学校の校内研修に本専攻の教員が講師・助言者として関わりながら，青森県教育委員会の研究指定内容，連携協力校が取り組んでいる研修内容と学生が持つ課題意識を基にして，＜教育実践研究科目＞と連動した活動が想定される。

〔活動例〕

（１）校内研修会との連携…ミドルリーダー養成コース

① 連携協力校の研究主題に沿った支援

授業づくりのための資料の提供，授業で用いる教材の開発，子どもの実態調査，子どものノートや発言の分析などを行う。

② 校内研修会への参加

年間数回行われる校内研究会に本専攻の教員とともに参加して，意見交換を行う。指導案検討会に参加したり，授業を参観する際，抽出した子どもの実際や教師の活動を細かく記録したり，ビデオ撮影，写真撮影なども行ったり，協議会に参加したりする。

（２）学校が抱える教育相談的課題についての連携協力…ミドルリーダー養成コース

① 教育相談の方向性に関する協働

教育相談の動向や方向性，研究企画について，本専攻の教員・学生と学校教員とで学習会を行う。

② 学校と家庭の連携の在り方を学ぶ

子どもへのカウンセリング，学習障害に対する相談，不登校児童・生徒のケア等の専門家による相談を見学する（プライバシー保護については協議する）。

（３）授業への連携…教育実践開発コース

① 各学校及び各学級の教育課題解決に向けた教育実践を研究仮説に基づいて行い，その成果と課題を本専攻の教員及び連携協力校の教員と共に省察をする。

② TT 教員，少人数指導教員としての授業を行い，学生自らの研究課題に取り組みながら，各学校及び各学級の教育課題解決に協力をする（集中実習または週に１回の授業実践等）。

③ 評価問題の作成，採点の支援独自のテストを作成し，採点，評価の支援を行う。

④ 学校行事への参加として，運動会，宿泊行事に協力する。

4. 附属学校の活用について

附属学校での実習は、主に1年次前期における事実の収集とその分析の仕方、学校が抱える問題の把握の仕方を学ぶ場とする。また、附属学校で毎年行われる公開研究会に参加し、教師の研究成果の発表の仕方を学ぶ。

なお、附属学校における実習については、附属学校の児童・生徒の特殊性から、その意義について疑義をもたれることが多い。本専攻が行う附属学校での実習は、理論と実践の往還・融合を支える事実の収集と分析の仕方について、その方法を習得させることにその目的がある。さらには、＜教育実践研究科目＞の「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と関連させて、収集した事実から課題を明確にする方法についても理解させることを目的としている。したがって、このような目的をもった実習は本専攻の授業が開始される4月から5月に実施されることになるが、こうした時期に公立学校に事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を依頼することは困難なことが予想される。さらに、大学との協働で行う校内研究を学校経営の柱の1つとしている附属学校の公開研究会等に参加することは、青森県の教員であるミドルリーダー養成コースの学生にとって貴重な経験となる。このような理由から本専攻では、附属学校で実習を行うこととした。

イ 実習の具体的計画

A 実習計画の概要（実習のねらい）（【資料16】参照）

本専攻の実習はミドルリーダー養成コースの現職教員学生と教育実践開発コースの学部新卒学生とで、その目的は異なっている。したがって、実習科目についてはミドルリーダー養成コースの現職教員学生と教育実践開発コースの学部新卒学生は、別々に行うこととした。

1. ミドルリーダー養成コース

（1）実習の到達目標

事実を収集・分析し、解決のための仮説形成、実践を継続的に推進する中で、地域や学校課題を見極め、学校内外と協働して研修会等を企画運営し、組織的に課題解決に取り組むことができる。

（2）実習のねらい及び実習内容【資料10】

1年次には連携協力校や教育関連施設での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習を通して自己の課題を形成し、その課題と同じ方向性の連携協力校や教育関連施設の研修会に参加をすることを通して課題解決のための仮説を形成する。

2年次には、勤務校で勤務を行いながら、勤務校や地域の課題を仮説に基づいて解決するための実践、省察（仮説検証）を行い、課題の解決を目指すと共に研究の成果をまとめる（「教育実践研究Ⅳ」での教育実践研究発表会で発表）。

なお、全ての実習科目は、＜教育実践研究科目＞と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付けるようにしていく（理論と実践の往還・融合）。

各実習科目の概要等は次表のとおりである。

表 1 各実習科目の概要

実習科目	実習先	実習のねらい	実習期間・時間
○実習ⅠA-1 (課題把握) ・1年次前期 ・4単位(120時間)	【連携協力校】 ・附属学校 ・県立高等学校 (県教委調整) 【教育関連施設】 ・青森県教育庁 ・青森県総合学校教育センター ・青森県総合社会教育センター ・青森県立梵珠少年自然の家 ・弘前市教育委員会	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及び公開研究会参加を通して、「教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)」と連動しながら事実の収集の仕方、課題の明確化と把握の仕方を知る。 ※本学の附属学校に高等学校がないことから、県立の高等学校に協力を依頼し実習を行う。 ○青森県及び弘前市の教育関連施設において、教育関連施設の業務や現職教員研修会がどのような意図を持って企画・実施され、その成果がどのように省察されているのか、そして、自らの課題解決に活用できる人材や地域材がどのような所に所属しているのかについて把握していくとともに、地域や学校についての教育委員会としてどのようなことを課題として捉えているのかを確認する。 ○教育関連施設での実習の後半に「省察検討会」を行い、各学生が収集した事実や学んだことを各施設の担当者参加の上で協議を行った上でレポートを提出させ、「観て終わり」とならないように実習のプログラムを充実させる。	○連携協力校における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・8時間×5日 (内訳) 附属幼稚園 1日 附属小学校 1日 附属中学校 1日 附属特別支援学校 1日 県立高等学校 1日 ○附属学校における公開研究会の参加 ・8時間×5日 ○教育関連施設における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・8時間×1日×5箇所 青森県教育庁 1日 青森県総合学校教育センター 1日 青森県総合社会教育センター 1日 青森県立梵珠少年自然の家 1日 弘前市教育委員会 1日
こうした実習を行うことで、4つの力の中の《省察力》の育成だけではなく、各学生が抱える課題の解決のために、教育行政とどのように連携を図ればよいのかを考えるきっかけ、さらには、各学生が勤務する学校のバックヤードについて知ることによって自らのキャリア形成を考えるきっかけになることが期待でき、《課題探求力》及び《自律的發展力》の育成につながっていく。			
○実習ⅠA-2 (課題把握) ・1年次前期 ・1単位(30時間)	【連携協力校】 ・附属学校 ・市立小学校・中学校 (市教委調整) ・県立高等学校(県)	○ミドルリーダー養成コースの学生同士による授業実践省察実習を行い、授業研究を経験すると共に、教育実践についての課題を把握し校内研修会の在り方について	○附属学校における授業実践省察実習 ・5時間×3日 ○連携協力校(附属学校を除く)

	教委調整)	て考察する。また、教育実践開発コースの学生に対するメンター実習を行い、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動して、ミドルリーダーとしての在り方について考察する。	く)における教育実践開発コースの学生のメンター実習 ・ 5 時間×3 日
○実習ⅡA (仮説形成) ・ 1 年次後期 ・ 3 単位(90 時間)	【連携協力校】 ・ 確定している学校 (附属学校を除く) ・ 市立小学校・中学校 (市教委調整) ・ 青森県教育委員会 指定校 【教育関連施設】 ・ 青森県総合学校教育センター ・ 弘前市教育センター	○本専攻の教員とともに、連携協力校の校内研修会への参加、及び研修会主催者の視点をもって教育関連施設の研修会への参加を通して、教育現場の抱える課題を把握し、その課題解決のための仮説を形成することができるようにする。 ○実習先の選択については実習ⅠA-1(課題把握)、実習ⅠA-2(課題把握)での学び、及び各ミドルリーダー養成コースの学生が勤務校で今後担う各自の役割を想定した上で、自ら選択する。	○連携協力校における研修会の参加 ・ 5 時間×12 日 ○教育関連施設における研修会の企画・運営・参加 ・ 青森県総合学校教育センター 6 時間×2 日 ・ 弘前市教育センター 6 時間×3 日
○実習ⅢA (課題検証) ・ 2 年次通年 ・ 2 単位(60 時間)	【連携協力校】 ・ 勤務校	○勤務校が抱える課題の解決のために、1 年次に形成した仮説を基に研修会等の企画運営、実践結果の省察を通じた改善を行い(課題解決の追究)、その成果をまとめるようにする。	○連携協力校における実習 ・ 6 時間×10 日

2. 教育実践開発コース

(1) 実習の到達目標

学部の実習では、学校現場に慣れること、授業をスムーズに展開できることを主たる目的としている。そのため多くの場合、個々の児童・生徒の実態を捉えた授業デザインを検討するには至らない。また、授業以外の教育活動の体験も乏しい。そこで、以下のように各段階の到達目標を設定する。

- ・ 連携協力校における事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習、週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む恒常的な実習(学校フィールド実習)及び数日間連続で行う集中実習での教育全般に関わる実践と事実の収集を通して、自らの真の研究課題を把握できる(1 年次前期)。
- ・ 週 1 日教員と同じ様に教育活動に取り組む連携協力校での学校フィールド実習を通して把握した研究課題の解決のための仮説を設定し解決に向けて実践できる(1 年次後期)。
- ・ 自己の研究課題解決のための取り組みの省察を通して、仮説を設定し直したり、検証しつつ改善を加えたりするという研究的な手法を使った実践力を向上のための方法を習得する(2 年次)。

(2) 実習のねらい及び実習内容

教育実践開発コースの学部新卒学生は、2年間にわたり、弘前市内の連携協力校等で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び数日間連続で行う集中実習（5日間及び10日間）を行うことで、教育活動全般にわたる実践力を修得する。なお、本学学部4年生が週1日恒常的に行っている「サポーター実習」との差別化を図るため、学校フィールド実習では単なる学校でのマンパワーとしての手伝いを行うのではなく、1年次前期の実習以外は各実習期間中に4時間～6時間の授業実践等を行う。その上で、1年次には、課題の把握及び課題の発見のため、2年次は課題解決の追究と仮説の検証という研究としての目的を持って各学年150時間以上の活動を行い、最終的には学習の成果をまとめる（「教育実践研究Ⅳ」での「教育実践研究発表会」で発表）。

なお、全ての実習科目は、＜教育実践研究科目＞と連動して行われ、「研究仮説に基づいた実践→事実の収集→省察→研究仮説の修正→実践」のサイクルの中で理論を踏まえた実践力を身に付けるようにしていく（理論と実践の往還・融合）。

各実習科目の概要等は下表のとおりである。

表2 各実習科目の概要

実習科目	実習先	実習のねらい	実習期間・時間
○実習ⅠB-1 （課題把握） ・1年次前期 ・1単位（30時間）	【連携協力校】 ・附属学校 ・県立高等学校（県教委調整）	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動させて省察し、子どもの事実の収集の仕方や授業の分析の仕方を身に付け、自らの研究課題の把握の方法を学ぶ。学校の実状を知り、自らの研究課題設定の資料とする。	○連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習 ・6時間×5日 （内訳） 附属幼稚園 1日 附属小学校 1日 附属中学校 1日 附属特別支援学校 1日 県立高等学校 1日
○実習ⅠB-2 （課題把握） ・1年次前期 ・2単位（60時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連動させながら、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び5日間連続で実習を行う集中実習を通して、教師としての使命感・自覚を身につけるとともに、自ら子どもとの関わり方や授業についての分析力を身につけ、自らの真の研究課題を子どもの事実や自らの実践を省察することを通して、実践的に発見する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×5日（週1回） ○連携協力校における集中実習 ・6時間×5日

こうした教育全般に関わる学校フィールド実習と集中実習を「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」と連携させながら、教師としての使命感・自覚を身に付けるとともに、自らの子どもとの関わり方や授業についての分析力を身に付け、自らの真の研究課題を子どもの事実や自らの実践を省察することを通して実践的に発見することができるようにする。			
○実習ⅡB （仮説形成） ・1年次後期 ・2単位（60時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○実習Ⅰの成果と自ら設定した研究課題をもとに、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を通して把握した研究課題の解決のための仮説を形成し実践することに重点を置く。 ○実践の省察については実習校の担当教員の助言を基にして、「教育実践研究Ⅱ」との連動で行う。	○連携協力校での学校フィールド実習 ・5時間×12日（週1回） ・6時間以上は実践授業等を行う
○実習ⅢB （課題解決研究） ・2年次前期 ・3単位（102時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○1年次での実習を基盤にして、週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び集中実習を通して、自ら発見した研究課題の解決のための仮説を設定し、実践・省察を行い、仮説の修正・改善策を考察する。また、新たな課題を見つける等研究的な手法を用いた研究課題解決のサイクルをくり返す。 ○実践の省察については、実習校の担当教員の助言を基にして、「教育実践研究Ⅲ」との連動で実施する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×7日（週1回） ・4時間以上は実践授業等を行う ○連携協力校における集中実習 ・6時間×10日
○実習ⅣB （課題解決検証） ・2年次後期 ・2単位（72時間）	【連携協力校】 ・確定している学校（附属学校を除く） ・県立高等学校（県教委調整） ・市立小学校・中学校（市教委調整）	○週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を行いながら、自分で設定した課題解決のための取り組みを省察し、検証しつつ改善を行い、最終的に成果と課題をまとめる（「教育実践研究Ⅳ」の教育実践研究発表会で発表）。そして、教育全般に関わる実践力習得のための理論と方法を理解する。	○連携協力校における学校フィールド実習 ・6時間×12日（週1回） ・6時間以上は実践授業等を行う

B 実習指導体制と方法

1. 実習校を決定するプロセス

(1) ミドルリーダー養成コース

① 実習ⅠA-1(課題把握)について

本実習は、本専攻が指定した全ての学校・施設での120時間の実習にミドルリーダー養成コースの学生全員が参加する。

本実習では、附属学校、県立高等学校及び教育関連施設を実習先とする。これらの実習先については、承諾書に基づき、実習先として使用することの承諾を得ている。なお、県立高等学校での実習について、確定している連携協力校15校に含まれる高等学校で実習が行えない場合は、実習施設の調整実施承諾書に基づき、青森県教育委員会が調整の上、実習を行う県立高等学校を決定することとなっている。

② 実習ⅠA-2(課題把握)について

授業実践省察実習は、附属学校を実習先とする。校種は、基本的に勤務校種と同種の学校とする。なお、勤務先が高等学校である場合は、附属高校がないため、附属中学校で授業実践を行うこととする。附属学校で授業実践省察実習を行うことについては、承諾を得ている。

また、教育実践開発コースの学生に対するメンター実習については、原則、1人の教育実践開発コースの学生について1人のミドルリーダー養成コースの学生が担当するようにし、勤務校での担当教科と同じ教科を学校フィールド実習で担当している教育実践開発コースの学生をマッチングするようにする。

現職教員学生と学部新卒学生との人数が異なる場合以下のようにする。

- ・現職教員学生的人数が学部新卒学生的人数より多い場合は、複数の現職教員学生がチームで1人の学部新卒学生のメンター活動を行う。したがって、現職教員学生全員がメンター活動を行える。
- ・現職教員学生的人数が学部新卒学生的人数より少ない場合は、1人の現職教員学生について1人以上の学部新卒学生を配置する。したがって、現職教員学生全員がメンター活動を行え、かつ、学部新卒学生全員が現職教員学生の指導を受ける。

なお、教育実践開発コースの学生とのマッチングについては、必ずしも、勤務校での担当教科と一致するとは限らないため、各学生に対して、今後、引き受けるべき勤務上の役割を考慮した上で本専攻の実習部会教員が相談・指導を行う。相談・指導の際には、学生の勤務校種と異なる校種であっても、幼小中高の各校種の連続性から考えれば異なる校種でのメンター活動を行うことにより各校種ごとにどのような教育実践上の悩みや課題があるのかを知ることができ、したがって学生自身のキャリア形成に価値があること、さらには、他の学生や本専攻の教員と連携を取りながらメンター活動を行えることを知らせていく。

③ 実習ⅡA(仮説形成)について(【資料17】参照)

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生は、青森県の課題を受けて勤務する地域や学校の課題を考慮し、自己の研究課題を設定した上で、実習先を選定する。具体的な流れは、以下のとおりである。

○実習先の決定(前年度)

- ・本専攻の教員が連携協力校、教育関連施設の研修会において講師・アドバイザー・指導者を担当できる内容の一覧を青森県教育委員会及び弘前市教育委員会を通し

て各学校に提示（前年度 10 月頃）。

- ・各学校及び教育センターの希望を基に、各教育委員会と本専攻教育実習部会が相談の上、実習先を決定（前年度 2 月頃）。

○実習先のマッチング（当該年度）

i) 研究課題の決定

「実習ⅠA-1（課題把握）」，「実習ⅠA-2（課題把握）」での学び，及び各ミドルリーダー養成コースの現職教員学生が勤務校で今後担う各自の役割を想定した上で，自らの研究課題を決定（4 月～9 月）。

ii) 実習先の選択

前年度に決定した本専攻の教員が講師・アドバイザー及び指導者として関わる実習先（各学校及び教育センターの研修会）の一覧を現職教員学生に提示し，現職教員学生は各自の研究課題から 90 時間以上（半日 3 時間，1 日 6 時間）となる様に「実習ⅡA（仮説形成）」の実習先を選択。

iii) 実習先選択の留意点

現職教員学生の研究課題，勤務校種及び専門領域によっては 90 時間以上の実習先を選択できないことも想定される。その場合，勤務校種ではない校種や専門領域以外の研修内容に関わることにより，より広い研究についての視点を持てること等，実習部会教員が指導助言を行う。また，自分の研究課題を狭く捉え，実習先を選択できない場合にも，どのように考えることによってそれぞれの実習先での実習が各自の研究課題に関わっていくのかを指導する。

○実習ⅡA（仮説形成）の概要

i) 実習期間

10 月～2 月

ii) 実習内容

- ・実習先の実態把握，課題の分析及び課題解決のための実践を本専攻の教員とともにを行い，その結果を参考に 2 年次に行う実習での課題解決のための仮説を形成する。また，各教育センターで行う研修会については，参加者の実態を把握し，どのような研修会に効果があるかについて，本専攻の教員とともに企画し，実践・評価を行い，それを基に 2 年次で行う実習での仮説の形成を行う。
- ・12 月以降，11 月までの実習を振り返り実習計画を再設計する。課題設定，課題解決のための仮説形成の再設計にあたっては，指導教員と十分に協議を行う。また，毎月末には，個人課題や学校課題の解決状況を整理し，必要に応じて翌月の活動を調整する。

④ 実習ⅢA（課題検証）について

ミドルリーダー養成コースの 2 年次の実習は勤務校で行う。なお，実習ⅢA（課題検証）について，実習校を確保するために，青森県教育委員会が以下のように調整を行うことを承諾している。

- ・青森県の現職教員が，本専攻受験応募時に，応募者と応募者の所属長が，応募者の勤務校を 2 年次の実習先の連携協力校とすることを，応募要項等で周知できるようにする。

(2) 教育実践開発コース

① 実習ⅠB-1（課題把握）について

本実習は、事実の収集と分析の仕方を学ぶことを目的とし、本専攻が指定した全ての学校での30時間の実習に教育実践開発コースの学生全員が参加する。

本実習では、附属学校、県立高等学校を実習先とする。なお、県立高等学校について、確定している連携協力校15校に含まれる高等学校で実習が行えない場合は、実習施設の調整実施承諾書に基づき、青森県教育委員会が調整の上、実習を行う県立高等学校を決定することとなっている。

② 実習ⅠB-2（課題把握）、実習ⅡB（仮説形成）、実習ⅢB（課題解決研究）、実習ⅣB（課題解決検証）について

教育実践開発コースの学部新卒学生については、就職希望校種及び担当希望科目等を考慮し、学部学生時の教育実習を省察した上で、実習校を選択する。具体的な流れは、以下のとおりである。

○実習校の決定・マッチング（前年度）

- ・本専攻入学前年度の2月に就職希望校種及び担当希望科目、さらには、学部学生時の教育実習を省察した上での仮の研究課題を本専攻に提出させる。
- ・青森県教育委員会及び弘前市教育委員会と本専攻実習部会と協議の上、教育実践開発コースの学部新卒学生と連携協力校のマッチングを行う。

○実習の概要

i) 実習ⅠB-2（課題把握）（1年次前期）

実習ⅠB-1（課題把握）における連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習と「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」を通し、真の研究課題を自ら把握するための方法を学んだ上で、連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び連続5日間の集中実習における実践に基づいて、自らの研究課題を1年次前期終了時に設定する。自らの研究課題については、ミドルリーダー養成コースの現職教員学生によるメンター実習、「教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）」の授業担当教員の指導、実習校の実習指導者の助言を得た上で把握し、設定する。

ii) 実習ⅡB（仮説形成）（1年次後期）

連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習を通して自ら設定した課題の解決のための仮説を考え実践することに重点を置く。仮説と実践の分析については、実習校の実習指導者の助言、本専攻の実習の担当教員、そして、本専攻の実習部会教員を通して「教育実践研究Ⅱ」との連携のもとで行う。なお、学校フィールド実習では6時間以上は学部新卒学生単独で実践授業等を行うようにする。

iii) 実習ⅢB（課題解決研究）、実習ⅣB（課題解決検証）（2年次前・後期）

1年次で身に付けた授業力及び子どもへの対応力を、連携協力校で週1日教員と同じ様に教育活動に取り組む学校フィールド実習及び連続10日間の集中実習を通して自己課題解決のための仮説を立てた取り組み、省察、仮説の検証をしつつ改善を加えていくという研究的な手法を活用しながら、教育全般に関わる実践力修得の

ための理論と方法を理解する。なお、実習校の実習指導者の助言とともに、本専攻の実習の担当教員が「教育実践研究Ⅲ，Ⅳ」の基で実践の省察を行い、改善案を考え、また、新たな課題を見出すことにより、研究成果をまとめていくものとする。学校フィールド実習では前期は4時間以上、後期は6時間以上、学部新卒学生単独で実践授業等を行うようにする。

2. 指導体制及び教員の実習担当の分担（【資料16】【資料19】参照）

（1）各実習の指導体制（実習部会教員，担当教員，実習指導者）

○実習部会教員

本専攻に「実習部会」を設置し（詳細は「4. 実習部会の設置」を参照），本専攻の専任教員16人のうち4人を実習部会教員として配置する。原則，年度毎に輪番で担当し，研究者教員と実務家教員がそれぞれ1人以上含まれることとする。

実習部会教員は，各実習科目の企画，連携協力校を含む実習施設の実習指導者との連携調整及び指導支援，学生及び本専攻教員の実習に関する相談，助言，指導を行う。

○担当教員

各実習において，実習の場での実際の運営，実習施設での指導，実習の引率指導等を行う担当教員を配置する。なお，各学生の指導教員※が実習の担当教員となる場合もある。

※指導教員…各学生の日常の学習の主たる助言・指導及び2年次の成果発表会（「教育実践研究発表会」）に向けた長期の指導を行い，学生ごとに1人の教員を配置する。

○実習指導者

連携協力校を含む各実習施設において，実習施設の所属教員（職員）から実習指導者を置き，実習施設での指導及び本専攻との連絡調整を行う。

したがって，各実習科目においては，1人の学生に対して，本専攻の実習部会教員，本専攻の各実習の担当教員，そして，実習施設の実習指導者の3者が，常時関わる体制をとる。なお，実習の担当教員が実習部会教員である場合は，その実習を担当しない他の実習部会教員が実習部会教員として学生の指導等に当たることとする。

（2）実習担当の分担

本専攻では，実習科目については研究者教員9人，実務家教員7人，計16人の専任教員が指導に当たる。なお，各学生の「指導教員」は1年次後期開始時に決定する。平均2～3人の学生の指導を全ての専任教員が担当する。

① 両コースの事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習・ミドルリーダー養成コースのメンター実習【実習ⅠA-1（課題把握），実習ⅠA-2（課題把握），実習ⅠB-1（課題把握）】

1年次前期に行う事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習及びメンター実習は，本専攻の専任教員の中から2人（研究者教員1人，実務家教員1人）が輪番で担当教員となり，引率・指導を行う。

② ミドルリーダー養成コースの授業実践省察実習【実習ⅠA-2（課題把握）】

本実習では、理論と実践の往還・融合を実現するものとして、＜基礎科目＞「学びの様式と授業づくり」及び「教科領域指導研究」での学びと連動させながら授業研究を行い、教育実践についての課題を各学生が把握することを目的としている。したがって、「学びの様式と授業づくり」及び「教科領域指導研究」の担当教員が、本実習の担当教員となる。

③ ミドルリーダー養成コースの1年次後期の実習【実習ⅡA（仮説形成）】

全専任教員が1つ以上の研修会の講師を受け持ち、担当教員として実習指導を行う。5回程度(15時間～30時間)、連携協力校や教育関連施設に出向く。

④ ミドルリーダー養成コースの2年次の実習【実習ⅢA（課題検証）】

- ・2年次進学の年度当初に学生は、指導教員及び勤務校と相談の上、「実習計画書」を作成し実習部会に提出する。実習部会は実習が意図的計画的に行われるかどうかを点検し、時間数や実習の意図が不明確な場合には、学生に指導を行い「実習計画書」の修正をさせる。さらに、実習部会は、随時、実習についての点検を行い、実習が年度当初の計画通り進められているのかについて確認をする。指導教員は担当教員として「実習計画書」に基づき学生の勤務地に出向き実習を行う。
- ・本実習は2単位(60時間)であるので、1日6時間とし、年間10回程度となる。したがって、指導教員は、原則、月1回程度、担当教員として現職教員学生の勤務校に実習指導に出向くこととなる。

⑤ 教育実践開発コースの学校フィールド実習・集中実習【実習ⅠB-2（課題把握）】

1年次前期に連携協力校で行う学校フィールド実習及び集中実習については、実習部会教員のうち3人が、2週間に1回程度、連携協力校において巡回指導を行う。3人の教員構成については、研究者教員と実務家教員とがそれぞれ1人ずつ入るようにする。また、連携協力校での実習時は、各連携協力校の実習指導者が常時指導を行う。

⑥ 教育実践開発コースの学校フィールド実習・集中実習【実習ⅡB（仮説形成）、実習ⅢB（課題解決研究）、実習ⅣB（課題解決検証）】

1年次後期以降に連携協力校で行う学校フィールド実習及び集中実習については、各連携協力校の実習指導者が常時実習指導を行う。本専攻の各学生の指導教員は、原則、実習の開始時と終了時に連携協力校に出向き、担当教員として指導を行うものとするが、状況によっては適宜実習校において指導を行う。

また、実習部会教員が常時相談、協議、助言、指導を行う旨、学生及び連携協力校に周知するとともに、定期的に巡回指導等を行う。

3. 実習の記録と省察

全ての実習においては省察を重視するため、ポートフォリオ(実習日誌)を作成する。ポートフォリオは、単に活動記録を記すだけでなく、＜教育実践研究科目＞と連動をさせ、課題の発見、解決のための仮説の形成、実践改善の過程とそれに対する省察の成果を記録できるものとする。ポートフォリオには、実践の計画、収集した事実を記録できるようし、さらに、省察の結果も記すことができるようにする。

なお、ポートフォリオは、日々、1日の実習が終了する度に、翌日までに本専攻の担当教員（学校フィールド実習・集中実習においては連携協力校の実習指導者）に提出を

させ、評価を行うとともに、ポートフォリオの記述内容の質を担保するようにする。

＜教育実践研究科目＞の授業では、ポートフォリオの記述を手がかりに個人及びグループで省察を進める。省察の結果は、ポートフォリオの「省察」欄に追記され、以後の実習を改善するための手がかりとする。

4. 実習部会の設置（【資料 14】参照）

連携協力校の教育活動への参加が円滑に実施できるように、教職実践専攻会議の下に「実習部会」を組織する。実習部会は、本専攻の教員から実習担当責任者を1人配置し、実習全体の企画・実施・評価等運営の責任母体となる。そこでの決定事項は、専攻の全教員が共有する。また、学生からの実習に関する相談を実習部会の教員が応じる。

なお、教職実践専攻実習部会は教育学部附属教育実践総合センター実習部門会議と緊密に連絡を取り、毎月1回の教育学部附属教育実践総合センター実習部門会議への参加等、連携して連携協力校との交渉を行うようにしていく。

C 連携協力校との連携体制と方法

1. 連携の具体的方法（【資料 14】参照）

現在教育学部と学部学生によるサポーター実習校との間にある「弘前大学研究教育実習・学校サポーター実習連絡協議会」に本専攻の実習部会教員を加えた新たな「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」を設け、年間2回の会議を開催する。

この会議では、次の事項を協議する。

- ・連携協力校における教育課題に関する事項
- ・実習の期間、学生とのマッチングなどの調整、企画に関する事項
- ・実習の評価に関する事項
- ・実習の成果の検討と改善に関する事項

2. 相互の指導者の連絡協議会の設置

「弘前大学研究学校実習・学校フィールド実習連絡協議会」の設置と同時に連携協力校の担当教員と本専攻の担当教員とで定期的な協議を行う。そこでは、次の事項を協議する。

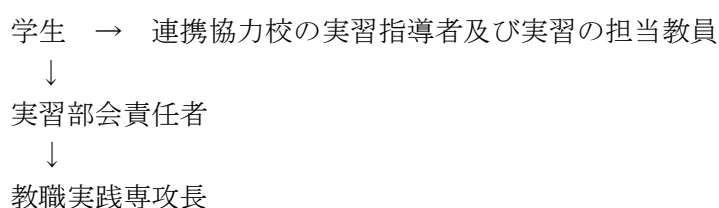
- ・実習の具体的な内容に関する事項
- ・実習中に生じたトラブル等に関する事項

また、教育学部附属教育実践総合センター教育実習部門が、連携協力校の担当者と本専攻の担当教員との連絡・調整を行うこともある。

3. 危機管理体制

（1）学生に関する連絡体制

実習中にあっては連携協力校の危機管理マニュアルに従って対応する。



↓
研究科長

(2) 連携協力校教員に関する連絡体制

連携協力校側からの相談窓口とは、電話及びメールで対応する。

連携協力校の実習指導者 → 本専攻の実習部会教員（相談内容に応じて）

↓
実習の担当教員（指導教員）

↓
実習部会責任者

↓
教職実践専攻長

↓
研究科長

4. 実習前、実習中、実習後等における連携協力校との調整・連絡

本専攻の実習は、その形態については、連携協力校との話し合いで調整する。また、教育実践開発コースの学部新卒学生については、連携協力校は原則として2年間は実習を受け入れる。2年以上継続して連携協力校となることもある。

D 単位認定等評価方法

1. 成績評価の基準と方法

学生が提出する実習ポートフォリオ等に基づいて担当教員が評価を行う。評定点を総合して決定する。成績は、秀(90点以上)、優(80～89点)、良(70～79点)、可(60～69点)、不可(60点未満)とする。

2. 単位認定等の評価方法

ミドルリーダー養成コースの現職教員学生の実習の評価方法は、以下のとおりとする。

- ・実習での活動、ポートフォリオ（事実の収集及び分析をした記録、実践記録等）及び実習施設の実習指導者の意見を踏まえて総合的に行う。なお、各実習の評価原案は、実習の担当教員が作成する。
- ・実習部会は、＜教育実践研究科目＞での発言内容を授業担当者から聞き取り、その上で、実習の担当教員の評価原案を基に、評価案を作成する。
- ・作成された評価案は、実習部会での承認を経て、教職実践専攻会議で報告され評価として決定する。

教育実践開発コースの学部新卒学生の実習の評価方法は、以下のとおりとする。

- ・連携協力校での事実の収集と分析の仕方を学ぶ実習は、実習での活動とポートフォリオ（事実の収集及び分析をした記録）と実習施設の実習指導者の意見を踏まえて総合的に行う。なお、本専攻の実習の担当教員が評価原案を作成する。
- ・連携協力校での学校フィールド実習及び集中実習の評価は、実習での活動(授業実践、子どもとの関わり)とポートフォリオ（実習日誌、実施授業の指導案、授業記録など）を基に、連携協力校の実習指導者が評価原案を作成する。
- ・実習部会は、＜教育実践研究科目＞での発言内容を授業担当者から聞き取り、その上

で、本専攻の実習の担当教員の評価原案，または，連携協力校の評価原案を基に，各学生の指導教員と協議の上評価案を作成する。

- ・作成された評価案は，実習部会での承認を経て，教職実践専攻会議で報告され評価として決定する。

設置の趣旨等を記載した書類（資料編）

目次

資料 1	教職大学院設置要望書	1
資料 2	青森県基本計画(抜粋版)	5
資料 3	弘前大学教育学研究科教職実践専攻の方向性	9
資料 4	教員に求められる 4 つの力	10
資料 5	カリキュラム体系	11
資料 6	2 年間の学びの体系	12
資料 7	履修スケジュール	14
資料 8	履修モデル	15
資料 9	時間割モデル	17
資料 10	実習モデルケース	19
資料 11	教員組織	20
資料 12	教職大学院院生室見取図	22
資料 13	教職大学院の設置に伴う教育学研究科の改組計画	23
資料 14	教職大学院の管理運営体制	24
資料 15	認証評価を確実に受けることの証明	25
資料 16	各実習科目の概要	26
資料 17	実習校のマッチング	31
資料 18	指導教員の勤務時間モデル	32
資料 19	実習における学生への実習指導体制	48

青教政第313号
平成28年2月26日

国立大学法人弘前大学
学長 佐藤 敬 殿

青森県教育委員会
教育長 中 村



教職大学院の設置に関する要望書について

本県教育行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴学における教職大学院の設置計画に関しては、貴学の役職員と当委員会の関係職員で構成する設置協議会において協議を重ねて参りました。

これまでの協議を踏まえ、今般、当委員会として要望する事項を別紙のとおり取りまとめましたので、教職大学院設置計画の推進に当たっては、なにとぞ御配慮くださるようお願いします。

弘前大学における教職大学院の設置に関する要望書

青森県教育委員会

本県では、教育施策の方針に掲げる「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く^{ひろ}人づくり」を目指し、青森県教育振興基本計画で掲げる「あおもりの未来をつくる人財の育成」、「あおもりの今をつくる人財の育成」、「あおもりの今と未来をつくる文化・スポーツの振興」という3つの政策と10の施策に基づいて、学校、家庭、地域が一体となって取組を進めております。

また、近年のグローバル化や情報化の進展など変化の激しい知識基盤社会において、子どもたちが将来、社会人・職業人として自立し、価値観の異なる様々な人々とコミュニケーションをとって協働することにより、ともに自然豊かな本県環境を活かした地域社会を形成していく人財の育成が大切であるとの考えから、市町村教育委員会や関係機関と連携を深めた教育施策を展開しているところです。

その一方で、本県が抱える教育の重点課題への対応として、いじめ防止対策、子どもの健康づくり対策（短命県返上）、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、環境教育（青森県の環境資源の活用）等の推進が図られるよう、継続的・重層的に取り組んで参りました。このような多岐にわたる課題の一つ一つに真摯に向き合い、その解決に向けて歩を進めていくためには、子どもたちの教育の直接の担い手である教師一人一人の教育実践力の資質と能力の向上が、これまで以上に求められております。

このような教育実践力を身に付けるためには、これまでの理論に加え、学校現場の実情を融合させた恒常的な研修が必要であると考えます。このことは、文部科学省の推し進める「教員養成の修士レベル化」により教員を高度専門職業人として位置付けていくこととあいまって時代の要請であると考えています。このため、貴学と当委員会をはじめ市町村教育委員会とが更なる連携・協働を進め、「学び続ける教員」を支援することによって、本県教員の「養成・採用・研修」の有機的なつながりを目指していくべきと考えています。

このような考えに立ち、具体的な方策として、貴学が設置する教職大学院との連携はこれまで以上に実践的かつ汎用性の高い課題を共有し、解決に向け協働する研修機関として期待が高まっているところです。

当委員会では、貴学が本県の抱える教育課題に対する専門的な知見から、教育活動に円滑に導入できる教育実践力を育成し、研修で得たことを普及させる広域ネットワークの確立を目指した新しい教員研修の場としての教職大学院の設置に大いに

期待するところであります。設置にあたり、当委員会では、現職教員を7～8名程度派遣すること、服務面等での配慮、教員採用試験名簿登載期間の延長などの措置に努めて参りますので、貴学においては、下記について御配慮くださるよう要望いたします。

記

○中堅教員のスクールリーダーの育成について

本県の場合、急速に進む少子化とそれに伴う小・中学校の統廃合等のため、各学校の年齢層を鑑みると、若手・中堅教員が不足しています。当委員会では、各学校の「若手教員」、「中堅教員」、「管理職候補教員」の中で校内研修や教材開発等の牽引役として期待される「中堅教員」を教職大学院に派遣し、理論と実践を融合させることができ、学校課題解決に向けた取組等をリードできるような将来のスクールリーダーたる教員の育成が必要であります。

○教育実践力の基盤となる4つの資質・能力の育成について

学校教育を取り巻く環境が大きく変化し、かつて行われていた経験豊富な先輩教員から経験の少ない若手教員への学校現場における実践に基づく知識・技能の伝承が課題となっています。このような課題の解決に向け、次の4つの資質・能力を育成し、教員の赴任校や近隣地域の学校に広く普及していくことが必要であります。

- ・ 自律的発展力：教師として自らの到達点と課題を明らかにし、その課題の解決に取り組み職能成長を遂げていくための資質・能力。
- ・ 課題探究力：学校や地域社会が直面している様々な教育課題を明らかにして解決を試みる資質・能力。
- ・ 省察力：理論的支えをもった根拠に基づき実践を行い、その成果と課題を明らかにしていく資質・能力。
- ・ 協働性：課題探究や省察を独善的なものにしないために、それを教員集団として行っていく資質・能力。

○青森県の教育課題等に基づいたカリキュラム編成について

本県が抱える教育の重点課題として、いじめ防止対策、子どもの健康づくり対策（短命県返上）、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、環境教育（青森県の環境資源の活用）等を推進していく必要があります。広範囲にわたる課題に青森県内の各学校で対処するためには、子どもたちの教育に直接携わる教員一人一人の授業力を含めた教育実践力の向上が重要となっていま

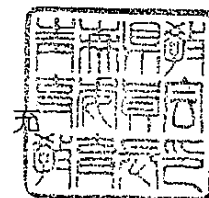
す。このため、次に掲げる項目等をカリキュラムに反映させた教職大学院を研修の場として活用し、このような教育実践力を身に付けた「学び続ける教員」の育成が必要であります。

- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った指導方法の充実。
- ・「チーム学校」の考え方の下、学校現場以外での様々な専門性をもつ地域の人々との連携。
- ・知識基盤社会を生き抜く能力養成のための授業づくり、学級づくり、学校づくりを学べる基礎科目群の充実。
- ・本県の課題である環境教育、健康教育、インクルーシブ教育システムを重点的に学べる科目群の設置。
- ・事実の収集→仮説の設定→実践→省察→仮説の修正といった実践と理論の往還を重視した実習システムの充実。
- ・大学院で学んだことを広く普及する方策を考えさせるカリキュラム構成の充実。

以上、当委員会と貴学で設置する教職大学院が連携・協働することによって、本県教員の育成や資質・能力の向上につなげ、本県の教育課題を解決し、教育振興に資するものにしたいと考えるものであります。

平成28年2月26日

青森県教育委員会
教育長 中 村



青森県基本計画

未来を変える挑戦

～強みをとことん、課題をチャンスに～

青 森 県

安全・安心、健康分野（命と暮らしを守る）

【2030 年における青森県のめざす姿】

○健康で長生きな青森県

青森県、市町村、企業などの協働による健康づくりが推進されており、県民は健康的な生活習慣づくりなどの正しい知識を持ち、実践しています。

生涯にわたり適時適切な保健・医療・福祉サービスが提供されており、青森県は健康で長生きの地域になっているとともに、県民は年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが生き生きと安心して暮らしています。

【めざす理由】

本県の平均寿命は着実に延びていますが、全国順位は、男性が昭和 50 年から、女性が平成 12 年から最下位が続いています。

特に全国と比べて高い 65 歳未満の死亡率を下げるためには、県民のみなさんが自らの健康を大切に、生活習慣などの改善に取り組むことが重要です。

また、死亡率の高いがんへの対策や質の高い地域医療サービスの提供などを進める必要があります。

環境分野（自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成）

【2030 年における青森県のめざす姿】

○自然と共生する暮らし

県民は、多様な動植物が息づく自然からの恵みが日々の暮らしや産業活動を支えていることを意識しながら生活しています。

そして、自然に負担をかけないように心がけながらその恵みを享受する自然共生社会を築き、恵まれた自然と歴史や風土が感じられる美しい景観の中で暮らしています。

世界自然遺産白神山地は、太古からの変わらぬ姿を保つとともに、人と自然の共生の象徴として、県内外の人々がその価値を深く認識しています。

【めざす理由】

県民が愛する自然は、豊かな暮らしをもたらしてくれる大切な存在です。
そして、本県の農林水産業など「生業（なりわい）」を支える基盤でもあるのです。

※県民が愛する自然：平成 24 年 7 月に県が実施した「郷土に関する意識調査」では、県民が愛着を持っている地域資源の第 1 位が「豊かな自然」となっています。

○環境にやさしい青森県民

県民は、子どもから大人まで、身近な自然に直接触れたり、環境について実践的に学ぶ機会を継続的に持つことで、自然の大切さを理解しています。

また、環境にやさしい行動が定着しており、環境問題に意識の高い企業が成長している社会になっています。

【めざす理由】

私たちは自然からの恵みや様々な生物とのつながりの中で暮らしています。環境にやさしい行動をすることは、自分自身の存在や次世代の子どもたちを守ることにもなります。

第3章 今からこうする青森県

1 価値でつながる政策・施策体系

○ 安全・安心、健康分野(命と暮らしを守る)

政 策		施 策
1	県民一人ひとりの健康づくりの推進	(1) ヘルスリテラシー(健やか力)の向上とライフステージに応じた生活習慣の改善
		(2) 社会で取り組むところの健康づくり
		(3) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実
2	がんを知り、がんに向き合い、がんを乗り越えられるがん対策	(1) 戦略的ながん対策の推進
		(2) がん医療の充実とがんになっても安心して暮らせる環境づくり
3	質の高い地域医療サービスの提供	(1) 医師、コメディカルの育成と県内定着
		(2) 医療連携体制の強化
4	誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	(1) 高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる環境づくり
		(2) 障害者が自立し、安心して暮らせる共生社会づくり
5	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	(1) 結婚・出産への支援や社会で支え合う子育ての推進
		(2) 様々な環境にある子どもや家庭への支援の充実
		(3) 親子の健康増進
6	原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策の推進	(1) 安全確保対策と防災対策の充実
		(2) 安全確保対策と防災対策に係る理解の促進
7	災害や危機に強い人づくり、地域づくり	(1) 安全・安心な県土づくり
		(2) 地域防災力の向上と危機管理機能の充実
8	安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり	(1) 犯罪に強い地域づくりの推進
		(2) 交通安全対策の推進
		(3) 消費生活と「食」の安全・安心確保
		(4) 安全で快適な生活環境の確保

○ 環境分野(自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成)

政 策		施 策
1	自然との共生と暮らしを育む環境づくり	(1) 世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
		(2) 暮らしや生業とつながる環境の保全と活用
		(3) 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
2	県民みんなでチャレンジする低炭素・循環型社会づくり	(1) 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進
		(2) 暮らしと地球環境を守る省エネルギーの推進
		(3) 地域の特性を生かした多様な再生可能エネルギーの導入推進
		(4) 廃棄物の適正処理と環境保全対策の推進
3	あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり	(1) 子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
		(2) 環境にやさしい行動を促進する仕組みづくり

○ 教育、人づくり分野(生活創造社会の礎)

政 策		施 策
1	あおもりの未来をつくる人財の育成	(1) 青森を理解し青森を発信できる人づくり
		(2) 一人ひとりが輝く「知・徳・体」の調和のとれた人づくり
		(3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
		(4) 安全・安心で子どもの多様な個性と能力を伸ばす教育環境の整備
		(5) 夢や志を持ち、創造力豊かなたくましい人づくり
		(6) 学校・家庭・地域が連携し社会全体で取り組む「生きる力」の育成
2	あおもりの今をつくる人財の育成	(1) 活力ある地域づくりのための人づくり
		(2) チャレンジする女性の活躍推進と女性が輝く環境づくり
		(3) 農山漁村を支える人づくり
		(4) 豊かな学びと社会参加活動の拡大
3	あおもりの今と未来をつくる文化・スポーツの振興	(1) 歴史・文化の継承と発信
		(2) 芸術文化に親しむ環境づくりと人づくり
		(3) 豊かなスポーツライフの実現

資料3 弘前大学教育学研究科教職実践専攻の方向性

【目的】

- 青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員の養成

【養成する教員像】

- 校内研修・地域連携、教材開発などにおいて他者と共に創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダーの育成
- 教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員の育成

教育課程・編成の特色

地域教育課題を解決するプログラム展開



プロフェッショナルチームを拓く協働的運営体制



成果の還元と普及

教職大学院の教育力を地域へ還元する連携協働システム

- 青森県教育課題に対し「新たな学び」をデザインできる教員養成・育成
 - 校内研修の企画や指導主事として学校や教育委員会で活躍できる人材の育成
 - 青森県総合学校教育センターとの連携による法定研修やその他の研修制度とのタイアップ
- 教職大学院を通じた現職教員研修のプログラム化による養成研修体系の構築

- 地域教育課題の解決に主体的に取り組む「新たな学び」を育成するプログラムの開発・検証改善・普及

- 教職員や様々な専門スタッフが協働して教育課題を解決していくプロフェッショナルモデルの開発・検証

- 教員のキャリアステージに応じた能力の到達目標の明確化とその達成手段の構築

教職生活全体を通じた職能成長の実現



資料4 教員に求められる4つの力



資料5 カリキュラム体系

ミドルリーダー養成コース

校内研修、教材開発等において、創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダーの育成

《修了要件》
46単位以上

教育実践開発コース

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を備えた若手教員の育成

●実習科目 必修10単位

＜ミドルリーダー養成コース＞
・実習ⅠA-1.A-2（課題把握）
・実習ⅡA（仮説形成）
・実習ⅢA（課題検証）

連携協力校、教育関連施設等での実習を通じて、課題の把握と仮説形成を行い、勤務校での課題解決の追究・検証を行う

省察

●教育実践研究科目 必修4単位

＜共通科目＞
・教育実践研究方法（教育実践研究Ⅰ）
・教育実践研究Ⅱ
・教育実践研究Ⅲ・教育実践研究Ⅳ

「教育実践研究Ⅳ」で総合的な結果を成果発表にまとめ、『学習成果報告書』及び『教育実践研究発表会』において公表

省察

●実習科目 必修10単位

＜教育実践開発コース＞
・実習ⅠB-1.B-2（課題把握）
・実習ⅡB（仮説形成）
・実習ⅢB（課題解決研究）
・実習ⅣB（課題解決検証）

連携協力校を中心とした恒常的実習等を通じて、自己課題解決のための方策について実践・検証を行う

理論と実践の往還・融合

●発展科目 選択8単位以上

（コース別科目から6単位以上選択）

＜ミドルリーダー養成コース＞

・学校の地域協働と危機管理
・学校教育と教育行政
・教職員の職能成長
・協働的生徒指導のマネジメント
・地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発）
・教育法規の理論と実践
・学校保健のマネジメント
・学校安全と事故防止
・養護実践課題解決研究（発展）

＜共通科目＞

・教科領域指導研究（発展）
・養護実践課題解決研究
・特別支援教育の教育課程の実施と評価

＜教育実践開発コース＞

・教科領域の理論と実践
・教育実践課題解決研究
・実践的教育相談の課題と展開
・教育における社会的包摂の課題研究
・地域教育課題研究（授業づくり）
・幼児児童教育の理解

●基礎科目 必修20単位

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| ①教育課程の編成・実施に関する領域 | ・教育課程編成をめぐる動向と課題
・教育課程の開発と実践 |
| ②教科等の実践的な指導方法に関する領域 | ・学びの様式と授業づくり
・教科領域指導研究 |
| ③生徒指導、教育相談に関する領域 | ・生徒指導の理論的視点と実践的視点
・教育相談の理論と方法 |
| ④学級経営、学校経営に関する領域 | ・学校安全と危機管理
・教育経営の課題と実践 |
| ⑤学校教育と教員の在り方に関する領域 | ・教育における社会的包摂
・現代の学校と教員をめぐる動向と課題 |

●独自テーマ科目 必修4単位

地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶ
（県教委からの要望科目）

- ・あおもりの教育Ⅰ（環境）
- ・あおもりの教育Ⅱ（健康）

資料6 2年間の学びの体系

ミドルリーダー養成コース

校内研修・地域連携，教材開発などにおいて他者と共に創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダーの育成

自律的発展力

省察力

課題探求力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2年次後期

2年次前期

実習ⅢA（課題検証）

- 1年次に形成した仮説を基に，勤務校や地域での課題を協働で解決するための方策（学校組織編成，研修会計画等）を実施
- 改善案の実践

教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員，実習部会教員）

教育実践研究Ⅲ

- 省察を基に「実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動が続ける

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員，実習部会教員）

研究課題解決のための仮説形成

実習ⅡA（仮説形成）

- 自ら設定した研究課題を解決するための仮説の形成

教育実践研究Ⅱ

- 自らが参加した研修会についての事実の収集と省察をして仮説の洗練

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員，実習部会教員）

研究課題の決定

実習ⅠA-1（課題把握）

実習ⅠA-2（課題把握）

- 観察で把握した課題+自らの問題意識

教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題設定の仕方

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導（実習部会教員）

1年次後期

1年次前期

教育実践開発コース

理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員の育成

自律的發展力

省察力

課題探求力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2
年
次
後
期

実習ⅣB（課題解決検証）

- 自ら設定した課題解決のために実践する

発展科目

教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員、実習部会教員）

2
年
次
前
期

実習ⅢB（課題解決研究）

- 自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し、実践を行う

発展科目

教育実践研究Ⅲ

- 実践の省察を行い、仮説の修正をしたり改善策を考えたりすると共に新たな課題を見つけるという研究的な手法を用いて課題解決のサイクルを繰り返す

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員、協力校担当教員）

形成した仮説を基にした実践力

1
年
次
後
期

実習ⅡB（仮説形成）

- 発見した課題の解決のための仮説を形成し、実践を行う

教育実践研究Ⅱ

- 仮説の形成と省察

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員、協力校担当教員）

1
年
次
前
期

研究課題の把握

実習ⅠB-1（課題把握）

実習ⅠB-2（課題把握）

- 事実の収集と分析の仕方＋教育実践

教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方＋課題の把握の仕方
- 研究課題の発見

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導（協力校担当教員、実習部会教員、ミドルリーダー養成コース院生）

資料7 履修スケジュール

ミドルリーダー養成コース												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 年 次	基礎科目						基礎科目					
	独自テーマ科目											
	発展科目						発展科目					
	実習ⅠA-1（120時間）						実習ⅡA（90時間）					
	実習ⅠA-2（30時間）											
	教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）						教育実践研究Ⅱ					
2 年 次	実習ⅢA（60時間）											
	教育実践研究Ⅲ						教育実践研究Ⅳ					

教育実践開発コース												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 年 次	基礎科目						基礎科目					
	独自テーマ科目											
	発展科目						発展科目					
	実習ⅠB-1 (30時間)						実習ⅡB (60時間)					
	実習ⅠB-2 (60時間)											
	教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)						教育実践研究Ⅱ					
2 年 次	発展科目						発展科目					
	実習ⅢB (102時間)						実習ⅣB (72時間)					
	教育実践研究Ⅲ						教育実践研究Ⅳ					

資料8 履修モデル

ミドルリーダー養成コース

校内研修・地域連携，教材開発などにおいて他者と共に創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダー

卒業要件
取得単位数
46単位以上

合計46単位

●教育実践研究科目 ●実習科目

- ① 教育実践研究Ⅳ
- ② 実習ⅢA（課題検証）（通年）

●教育実践研究科目 ●実習科目

- ① 教育実践研究Ⅲ
- ② 実習ⅢA（課題検証）（通年）

●教育実践研究科目 ●実習科目

- ① 教育実践研究Ⅱ
- ③ 実習ⅡA（仮説形成）

●発展科目

推奨科目	② 学校の地域協働と危機管理 ② 教育法規の理論と実践 ② 学校教育と教育行政 ② 教職員の職能成長	② 地域教育課題研究(教育課程・教材開発) ② 協働的生徒指導のマネジメント ② 教科領域指導研究(発展) ② 特別支援教育の教育課程の実施と評価	② 学校保健のマネジメント ② 学校安全と事故防止 ② 養護実践課題解決研究 ② 養護実践課題解決研究(発展)
	分野・領域 高めたい ・学校運営 ・地域，教育関係機関との連携	・授業改善 ・生徒指導	・健康教育 ・安全教育 ・学校保健

●独自テーマ科目

- ② あおもりの教育Ⅰ（環境）
- ② あおもりの教育Ⅱ（健康）

●教育実践研究科目

- ① 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

●実習科目

- ④ 実習ⅠA-1（課題把握）
- ① 実習ⅠA-2（課題把握）

●基礎科目

教育課程の編成・実施に関する領域	② 教育課程編成をめぐる動向と課題 ② 教育課程の開発と実践
教科等の実践的な指導方法に関する領域	② 学びの様式と授業づくり ② 教科領域指導研究
生徒指導，教育相談に関する領域	② 生徒指導の理論的視点と実践的視点 ② 教育相談の理論と方法
学級経営，学校経営に関する領域	② 学校安全と危機管理 ② 教育経営の課題と実践
学校教育と教員の在り方に関する領域	② 教育における社会的包摂 ② 現代の学校と教員をめぐる動向と課題

※ 丸数字は単位数を表す

教育実践開発コース

教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を備えた
若手教員の育成

合計46単位

卒業要件
取得単位数
46単位以上

前・後期
2年次

●教育実践研究科目 ●実習科目

- ① 教育実践研究Ⅲ
- ① 教育実践研究Ⅳ
- ③ 実習ⅢB（課題解決研究）
- ② 実習ⅣB（課題解決検証）

●発展科目

推奨科目	② 地域教育課題研究(授業づくり)	② 幼児児童教育の理解	② 地域教育課題研究(授業づくり)
	② 教科領域の理論と実践	② 教育における社会的包摂の課題研究	② 教育における社会的包摂の課題研究
	② 教育実践課題解決研究	② 実践的教育相談の課題と展開	② 教育実践課題解決研究

●教育実践研究科目 ●実習科目

- ① 教育実践研究Ⅱ
- ② 実習ⅡB（仮説形成）

●発展科目

推奨科目	② 教科領域指導研究(発展)	② 特別支援教育の教育課程の実施と評価	② 養護実践課題解決研究
	・教科、領域の専門性 ・教材開発	・児童、生徒理解 ・特別支援教育	・健康教育 ・学校保健

1年次

前期

●独自テーマ科目

- ② あおもりの教育Ⅰ（環境）
- ② あおもりの教育Ⅱ（健康）

●教育実践研究科目

- ① 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

●実習科目

- ① 実習ⅠB-1（課題把握）
- ② 実習ⅠB-2（課題把握）

●基礎科目

教育課程の編成・実施に関する領域	② 教育課程編成をめぐる動向と課題 ② 教育課程の開発と実践
教科等の実践的な指導方法に関する領域	② 学びの様式と授業づくり ② 教科領域指導研究
生徒指導、教育相談に関する領域	② 生徒指導の理論的視点と実践的視点 ② 教育相談の理論と方法
学級経営、学校経営に関する領域	② 学校安全と危機管理 ② 教育経営の課題と実践
学校教育と教員の在り方に関する領域	② 教育における社会的包摂 ② 現代の学校と教員をめぐる動向と課題

※ 丸数字は単位数を表す

資料9 時間割モデル

ミドルリーダー養成コース（1年次の例）						
		月	火	水	木	金
前期	1限	教育課程編成をめぐる動向と課題	実習Ⅰ A-1 (課題把握)	生徒指導の理論的視点と実践的視点	学校安全と危機管理	
	2限	学びの様式と授業づくり		教育課程の開発と実践	教育における社会的包摂	現代の学校と教員をめぐる動向と課題
	3限	教育経営の課題と実践		あおもりの教育Ⅰ（環境）	教育相談の理論と方法	教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）
	4限			教科領域指導研究	あおもりの教育Ⅱ（健康）	教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）
後期	1限	学校の地域協働と危機管理	実習Ⅱ A (仮説形成)	教職員の職能成長	養護実践課題解決研究	学校安全と事故防止
	2限	学校保健のマネジメント		教科領域指導研究（発展）	特別支援教育の教育課程の実施と評価	学校教育と教育行政
	3限	地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発）		協働的生徒指導のマネジメント		教育実践研究Ⅱ
	4限	教育法規の理論と実践		養護実践課題解決研究（発展）		教育実践研究Ⅱ

基礎科目
 独自テーマ科目
 発展科目
 教育実践研究科目
 実習科目

ミドルリーダー養成コース（2年次の例）						
		月	火	水	木	金
前期	1限		実習ⅢA (課題検証)			
	2限					
	3限					教育実践研究Ⅲ
	4限					教育実践研究Ⅲ
後期	1限		実習ⅢA (課題検証)			
	2限					
	3限					教育実践研究Ⅳ
	4限					教育実践研究Ⅳ

教育実践研究科目
 実習科目

教育実践開発コース（1年次の例）

		月	火	水	木	金
前期	1限	教育課程編成を めぐる動向と課題	実習ⅠB-1 実習ⅠB-2	生徒指導の理論的 視点と実践的視点	学校安全と 危機管理	
	2限	学びの様式と 授業づくり		教育課程の開発 と実践	教育における 社会的包摂	現代の学校と教員 をめぐる動向と 課題
	3限	教育経営の課題 と実践		あおもりの教育Ⅰ (環境)	教育相談の理論 と方法	教育実践研究法 (教育実践研究Ⅰ)
	4限			教科領域指導研究	あおもりの教育Ⅱ (健康)	教育実践研究法 (教育実践研究Ⅰ)
後期	1限		実習ⅡB		養護実践課題 解決研究	
	2限			教科領域指導研究 (発展)	特別支援教育の 教育課程の実施と 評価	
	3限					教育実践研究Ⅱ
	4限					教育実践研究Ⅱ

基礎科目
独自テーマ科目
発展科目
教育実践研究科目
実習科目

教育実践開発コース（2年次の例）

		月	火	水	木	金
前期	1限		実習ⅢB			
	2限				教育実践課題 解決研究	
	3限	幼児児童教育の 理解				教育実践研究Ⅲ
	4限				教科領域の理論と 実践	教育実践研究Ⅲ
後期	1限		実習ⅣB			
	2限	実践的教育相談の 課題と展開				
	3限				地域教育課題研究 (授業づくり)	教育実践研究Ⅳ
	4限				教育における社会的 包摂の課題研究	教育実践研究Ⅳ

基礎科目
独自テーマ科目
発展科目
教育実践研究科目
実習科目

資料10 実習モデルケース

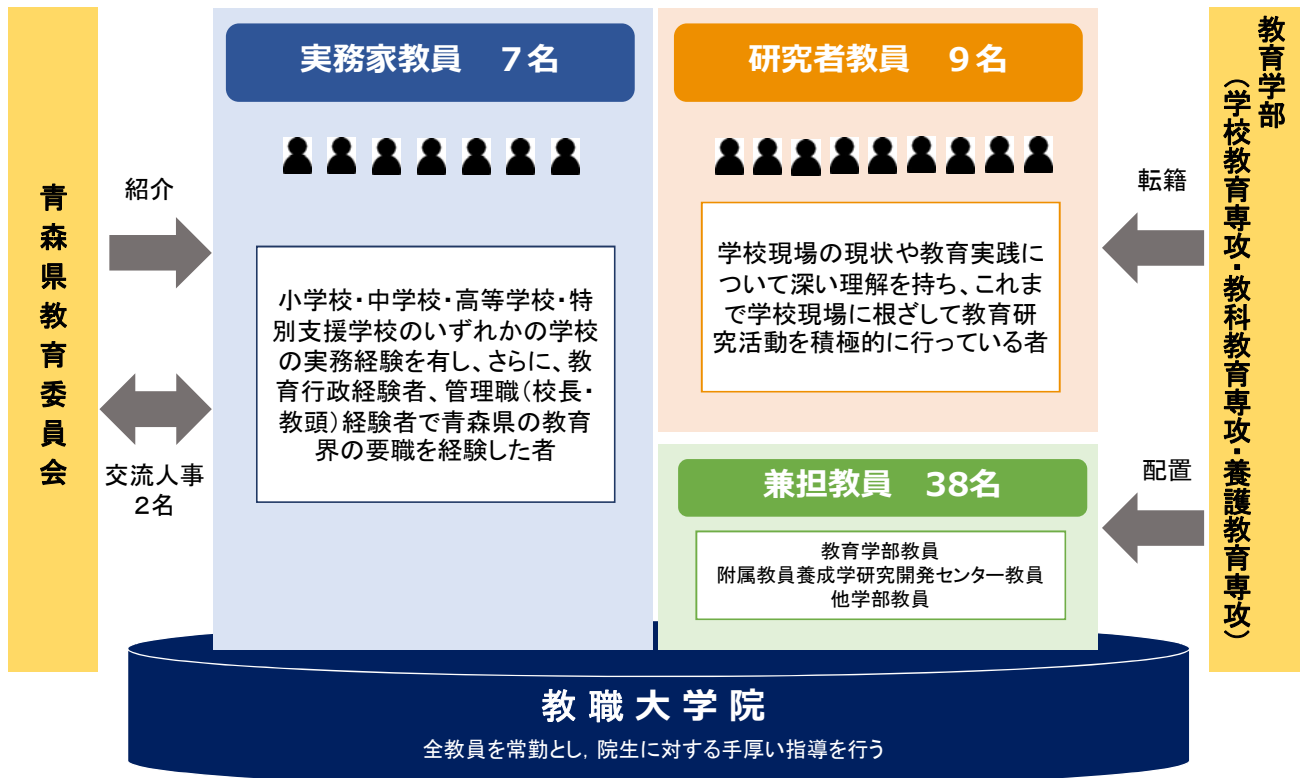
ミドルリーダー養成コース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 年 次	実習ⅠA-1（4単位/120時間）						実習ⅡA（3単位/90時間）					
	事実の収集の仕方を知る実習 8時間×5日（週1回）		事実の収集の仕方を知る実習 8時間×5日（週1回）		公開研参加 8時間×2日	公開研参加 8時間×3日（夏季休業中）	研修参加 5時間×12日（週1回）					
	連携協力校（附属学校・県立高校）		教育関連施設		連携協力校（附属学校）	連携協力校（附属学校）	連携協力校（附属学校以外）					
	実習ⅠA-2（1単位/30時間）						研修会企画・運営・参加 6時間×2日（週1回）					
8単位/240時間	授業実践省察実習 5時間×3日（週1回）		教育実践開発コース院生 メンター実習 5時間×3日				教育関連施設（青森県総合学校教育センター）					
	連携協力校（附属学校）		連携協力校（附属学校以外）				研修会企画・運営・参加 6時間×3日（週1回）					
	教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）と連携						教育実践研究Ⅱと連携					
2 年 次	実習ⅢA（2単位/60時間）											教育実践研究発表会
	実習 6時間×5日（月1～2回）					実習 6時間×5日（月1～2回）						
	勤務校					勤務校						
	教育実践研究Ⅲ・Ⅳと連携											
2単位/60時間												
合計 10単位/300時間（30時間を1単位とする）												

教育実践開発コース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 年 次	実習ⅠB-1 （1単位/30時間） 事実の収集の仕方を学ぶ実習 6時間×5日（週1回） 連携協力校 （附属学校・県立高校）						実習ⅡB（2単位/60時間） 学校フィールド実習 5時間×12日（週1回） 連携協力校（附属学校以外）						
	実習ⅠB-2（2単位/60時間） 学校フィールド実習 6時間×5日（週1回） 連携協力校 （附属学校以外） 集中実習 6時間×5日 連携協力校 （附属学校以外）												
	教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）と連携						教育実践研究Ⅱと連携						
	5単位/150時間												
2 年 次	実習ⅢB（3単位/102時間） 学校フィールド実習 6時間×7日（週1回） 連携協力校（附属学校以外） 集中実習 6時間×10日 連携協力校 （附属学校以外）						実習ⅣB（2単位/72時間） 学校フィールド実習 6時間×12日（週1回） 連携協力校（附属学校以外）						教育 実践 研究 発表 会
	教育実践研究Ⅲと連携						教育実践研究Ⅳと連携						
	5単位/174時間												
	合計 10単位/324時間（30時間を1単位とする）												

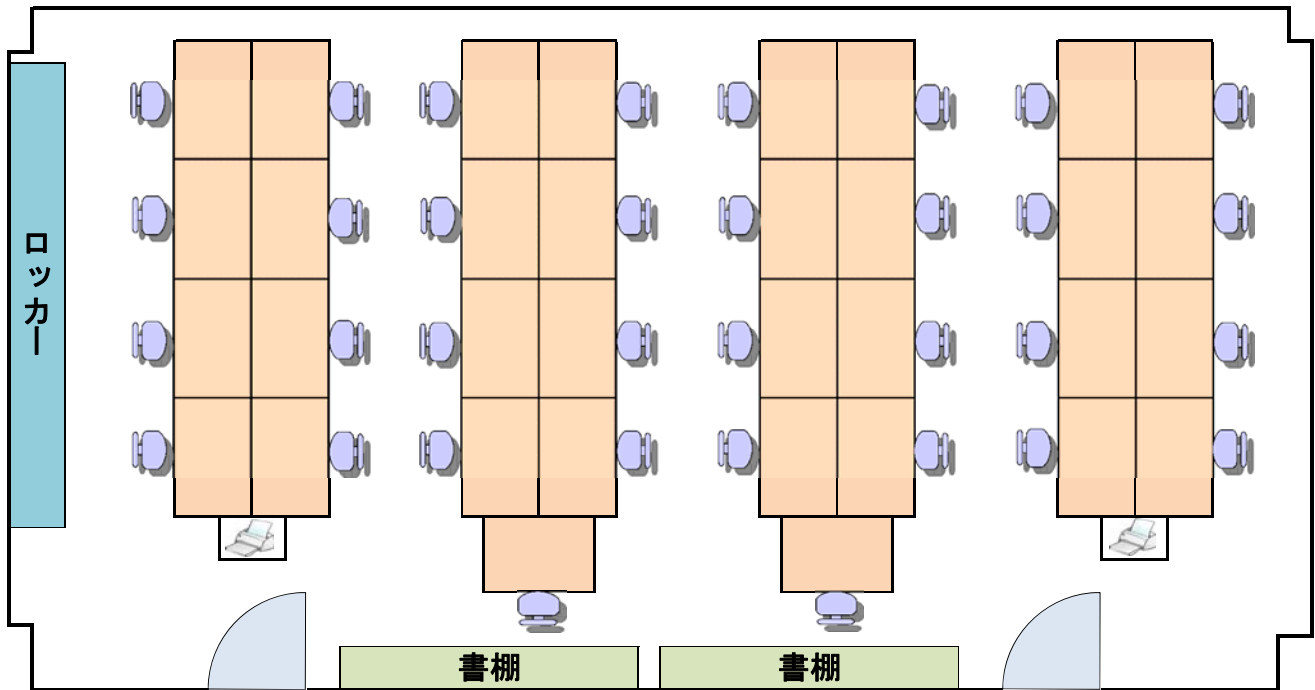
資料11－① 教員組織



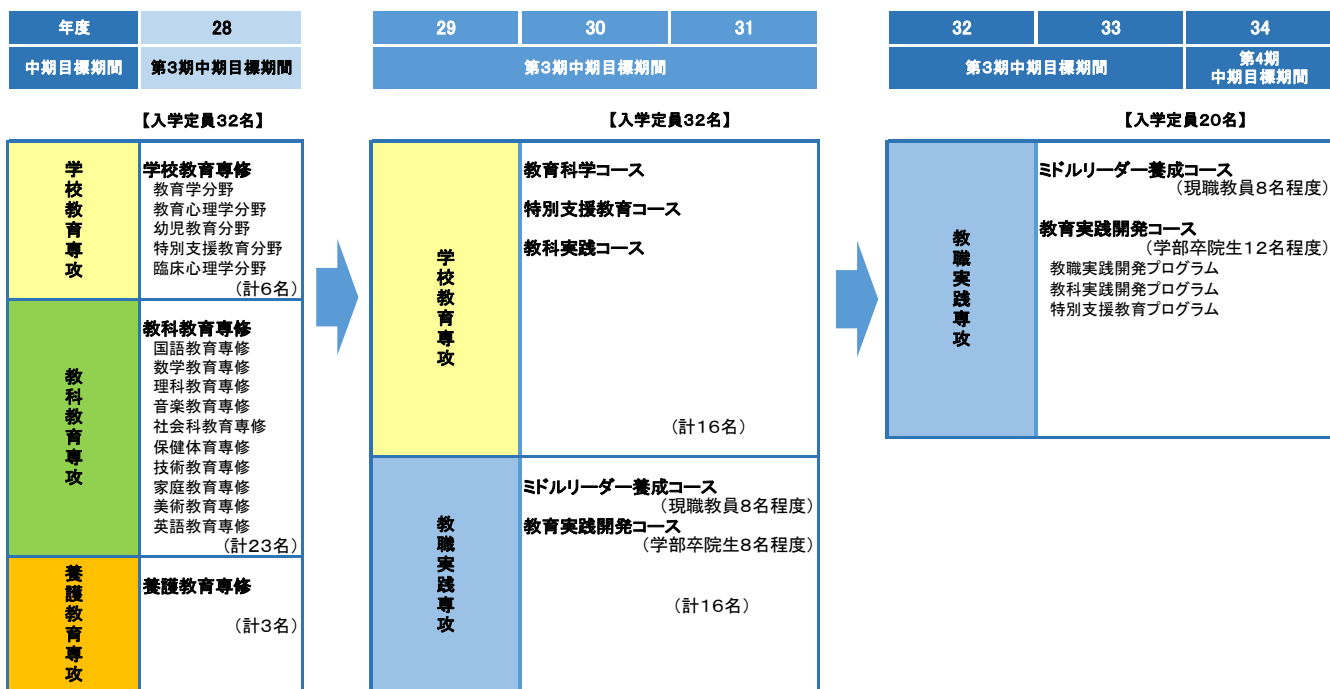
資料11-② 教員の担当科目一覧

科目群	領域	科目名	履修形態	単位数	専任教員(16名)		兼任教員(38名)	
					研究者教員(9名)	実務家教員(7名)		
基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程編成をめぐる動向と課題	必	2	中妻, 森本	成田		
		教育課程の開発と実践	必	2	上野, 中妻	成田		
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	学びの様式と授業づくり	必	2	中野, 森本	三上		
		教科領域指導研究	必	2	中野, 上野	瀧本		
	生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導の理論的視点と実践的視点	必	2	吉原	古川	吉中	
		教育相談の理論と方法	必	2	吉原	敦川		
	学級経営、学校経営に関する領域	学校安全と危機管理	必	2	小林	三戸		
		教育経営の課題と実践	必	2	三浦	小寺, 古川		
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教育における社会的包摂	必	2	福島, 吉田	敦川		
		現代の学校と教員をめぐる動向と課題	必	2	福島, 吉田	三戸		
独自科目		あおもりの教育Ⅰ(環境)	必	2	—	瀧本	石川, 李, 小岩, 東(信), 篠塚, 井岡, 久保田, 中村, 佐々木	
		あおもりの教育Ⅱ(健康)	必	2	上野, 小林	小寺	伊藤, 高橋, 栗林, 前多	
発展科目	共通	教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科領域指導研究(発展)	選	2	中野, 上野	瀧本, 三上	東(徹), 今田, 蝦名, 杉原, 野呂, 日景, 本間, 山田, Rausch, 上之園, 小堀, 櫻田, 佐藤, 篠塚, 富田, 小野, 鈴木, 田中(義)
		全領域の発展に関する領域	養護実践課題解決研究	選	2	小林	小寺, 古川	太田, 葛西, 小玉, 田中(完)
			特別支援教育の教育課程の実施と評価	選	2	—	敦川	中山
	ミドルリーダー養成科目	教育課程の編成・実施に関する領域	地域教育課題研究(教育課程編成・教材開発)	ミ選	2	上野, 小林, 中妻	瀧本, 成田	
		生徒指導、教育相談に関する領域	協働的生徒指導のマネジメント	ミ選	2	吉原	古川	吉中
			学級経営、学校経営に関する領域	学校の地域協働と危機管理	ミ選	2	小林, 三浦	三戸
		教育法規の理論と実践		ミ選	2	三浦	三上, 古川	宮崎
		学校教育と教育行政		ミ選	2	三浦	古川, 三戸	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員の職能成長	ミ選	2	中妻, 福島, 吉田	三戸	
			学校保健のマネジメント	ミ選	2	小林, 三浦	小寺, 古川	
		全領域の発展に関する領域	学校安全と事故防止	ミ選	2	小林	三戸	田中(完), 栗林
			養護実践課題解決研究(発展)	ミ選	2	小林	三上, 敦川	吉中, 栗林
		教育実践開発科目	教科等の実践的な指導方法に関する領域	地域教育課題研究(授業づくり)	教選	2	中野	瀧本, 三上, 小寺
	教科領域の理論と実践			教選	2	中野	三上, 成田	
	生徒指導、教育相談に関する領域		実践的教育相談の課題と展開	教選	2	吉原	敦川	
	学級経営、学校経営に関する領域		教育実践課題解決研究	教選	2	中妻	小寺	
	学校教育と教員の在り方に関する領域		教育における社会的包摂の課題研究	教選	2	吉田, 吉原	敦川	
	全領域の発展に関する領域		幼児児童教育の理解	教選	2	—	成田	武内
	教育実践研究科目	教育実践研究に関する領域	教育実践研究法(教育実践研究Ⅰ)	必	1	中野, 小林, 中妻, 福島, 三浦, 吉田, 吉原	—	
			教育実践研究Ⅱ	必	1	全専任教員(9名)	全専任教員(7名)	
			教育実践研究Ⅲ	必	1	全専任教員(9名)	全専任教員(7名)	
			教育実践研究Ⅳ	必	1	中野, 上野, 小林, 中妻, 福島, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)	
実習科目		実習ⅠA-1(課題把握)	ミ必	4	全専任教員(9名)	全専任教員(7名)		
		実習ⅠA-2(課題把握)	ミ必	1	中野, 上野, 小林, 中妻, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)		
		実習ⅡA(仮説形成)	ミ必	3	全専任教員(9名)	全専任教員(7名)		
		実習ⅢA(課題検証)	ミ必	2	中野, 上野, 小林, 中妻, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)		
		実習ⅠB-1(課題把握)	教必	1	全専任教員(9名)	全専任教員(7名)		
		実習ⅠB-2(課題把握)	教必	2	中野, 上野, 小林, 中妻, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)		
		実習ⅡB(仮説形成)	教必	2	中野, 上野, 小林, 中妻, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)		
		実習ⅢB(課題解決研究)	教必	3	中野, 上野, 小林, 中妻, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)		
		実習ⅣB(課題解決検証)	教必	2	中野, 上野, 小林, 中妻, 三浦, 吉田, 吉原	全専任教員(7名)		

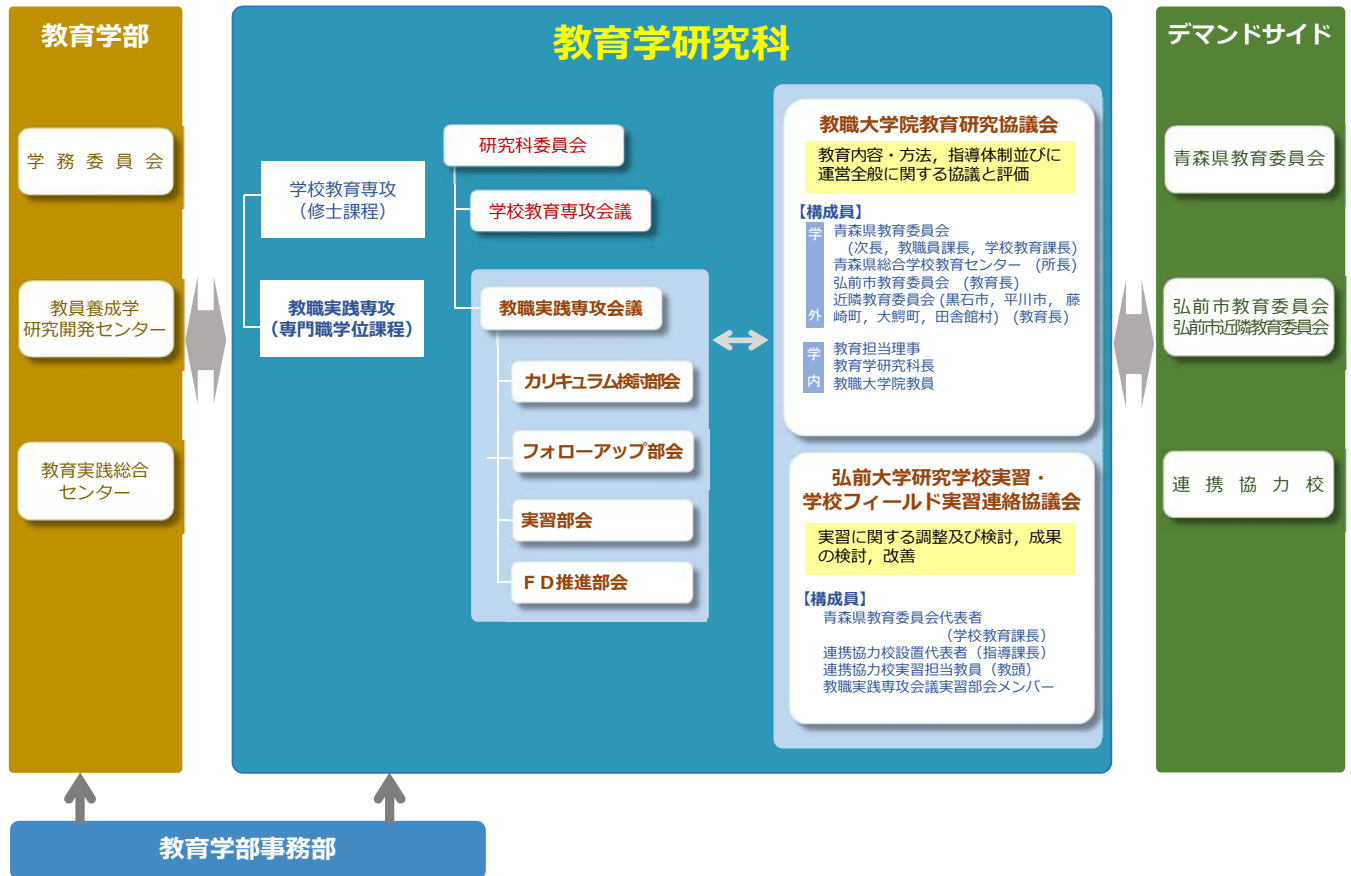
資料12 教職大学院院生室見取図



資料13 教職大学院の設置に伴う教育学研究科の改組計画



資料14 教職大学院の管理運営体制



教 評 価 第 3 8 号

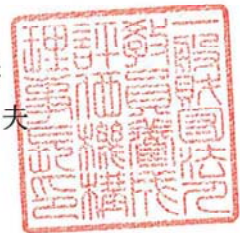
平成28年1月6日

弘 前 大 学 長

佐 藤 敬 殿

一般財団法人教員養成評価機構

理事長 田 村 哲 夫



弘前大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内

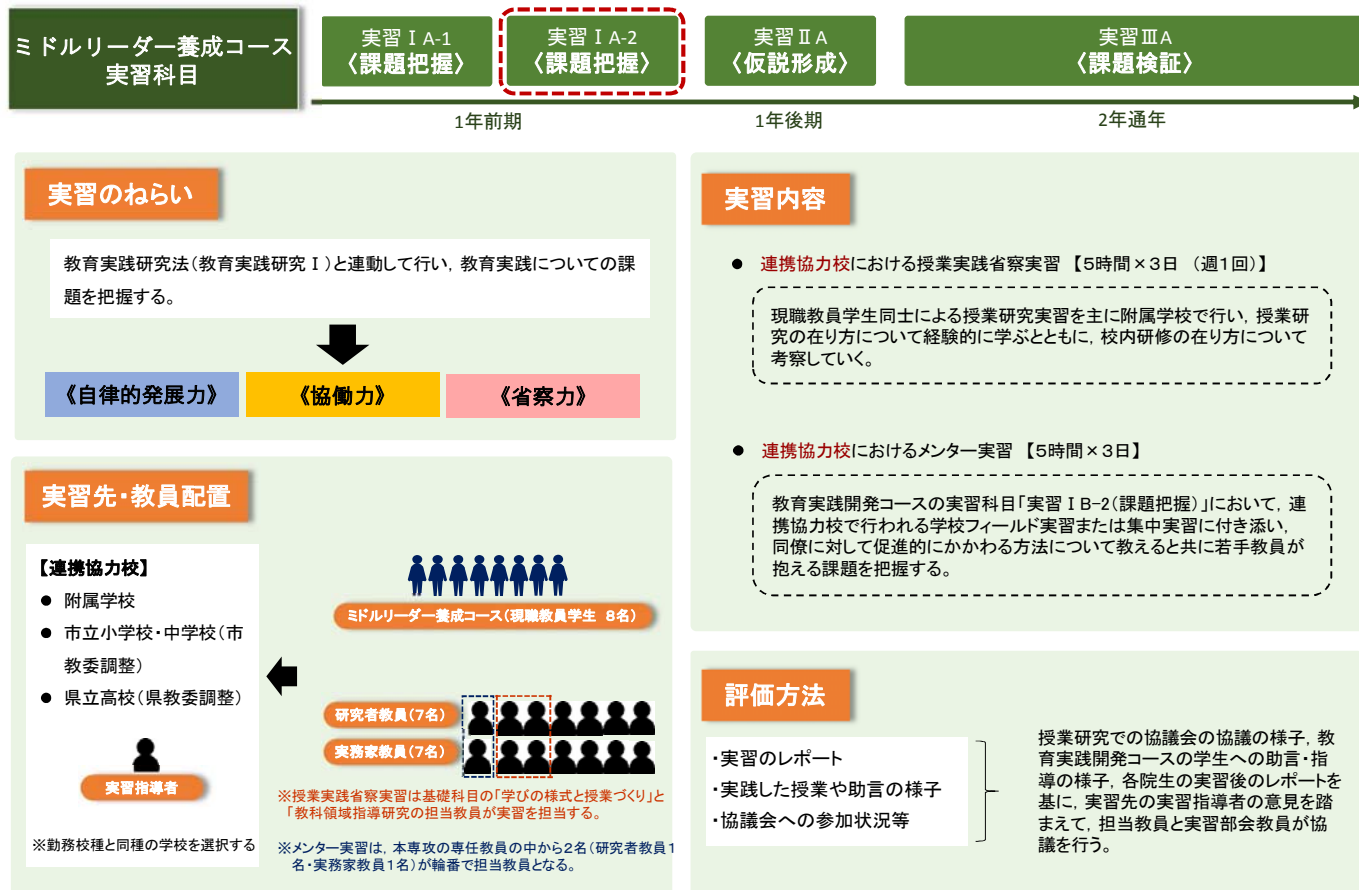
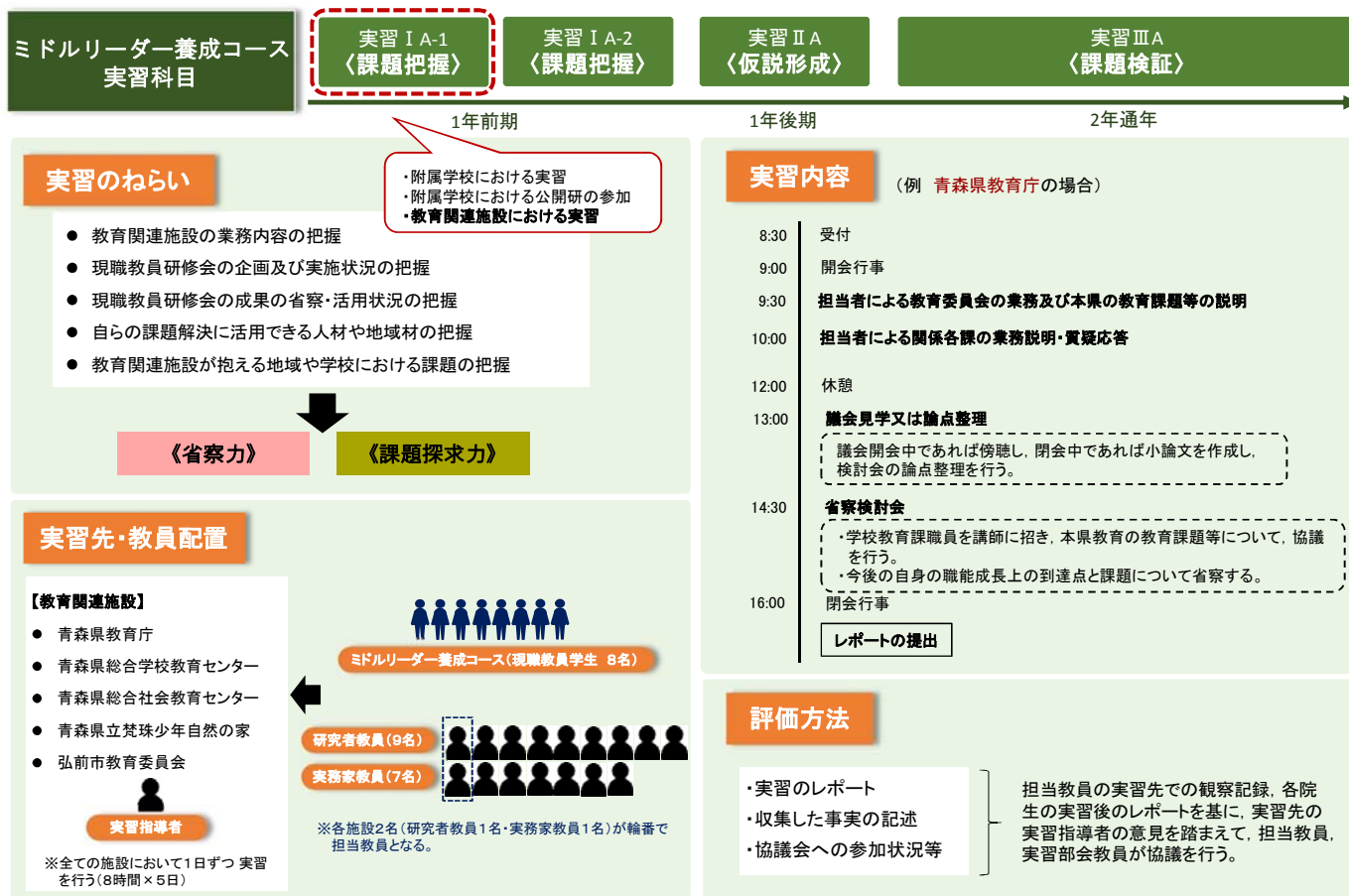
一般財団法人教員養成評価機構事務局

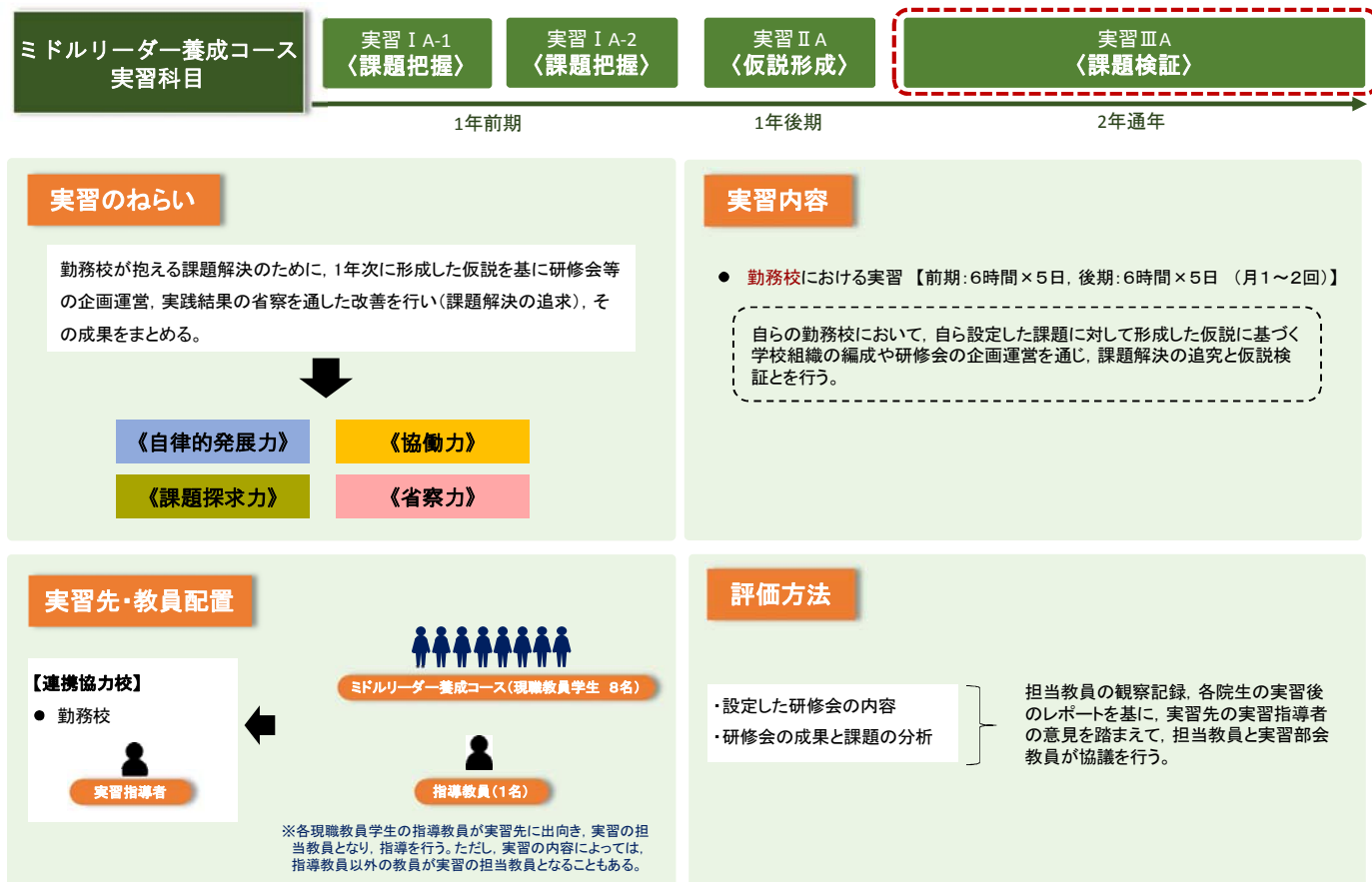
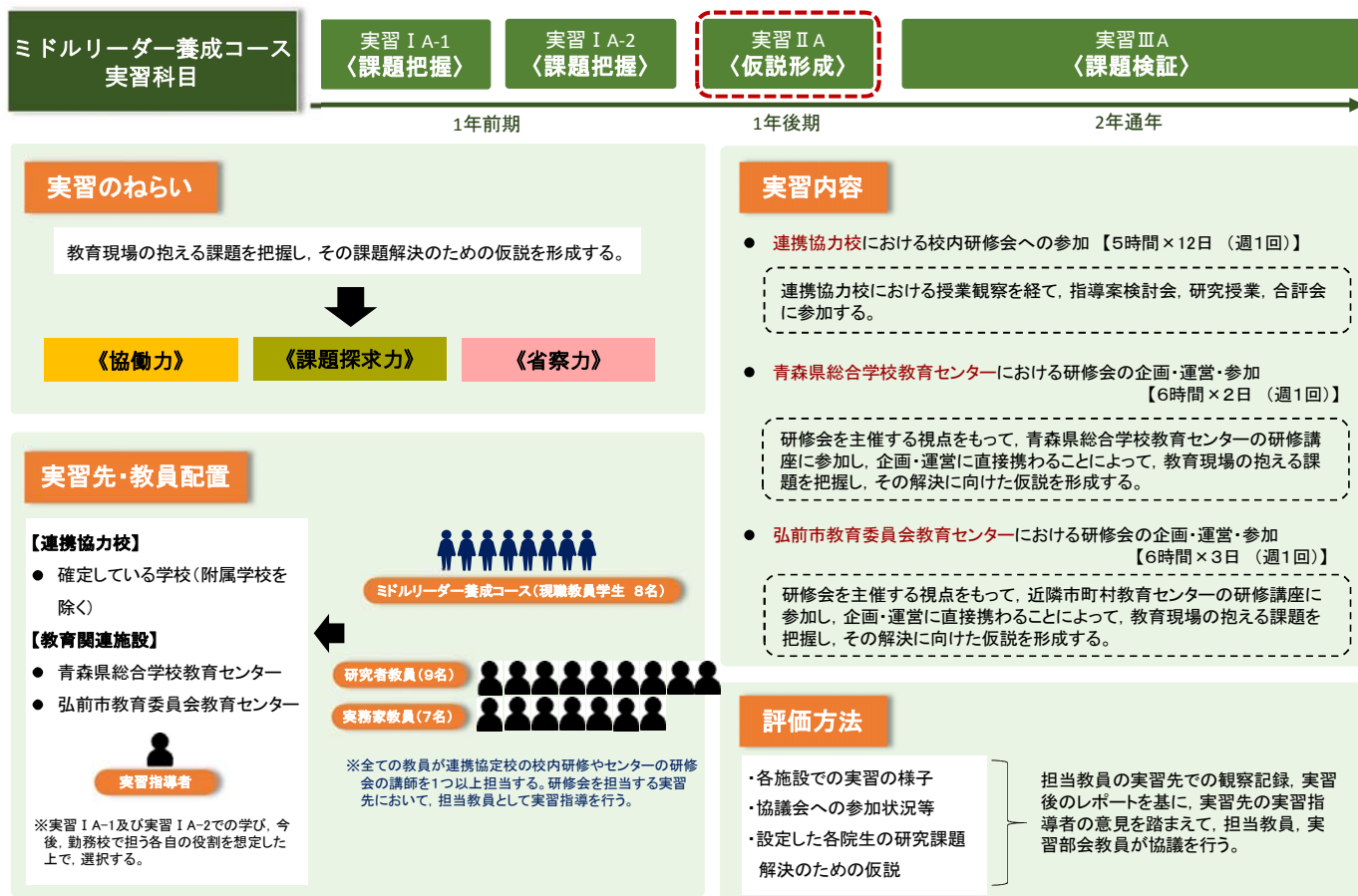
清水・山本・大町

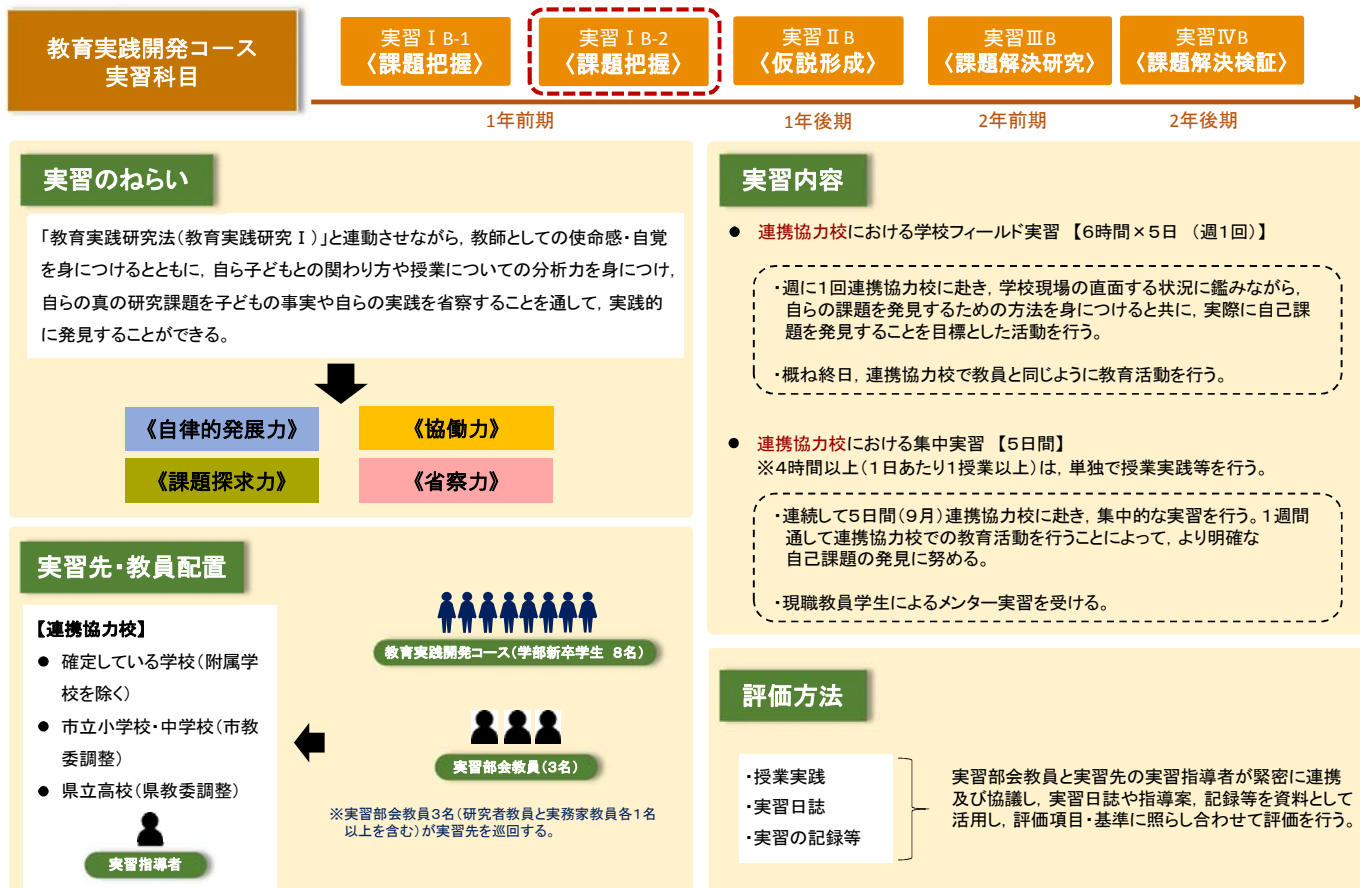
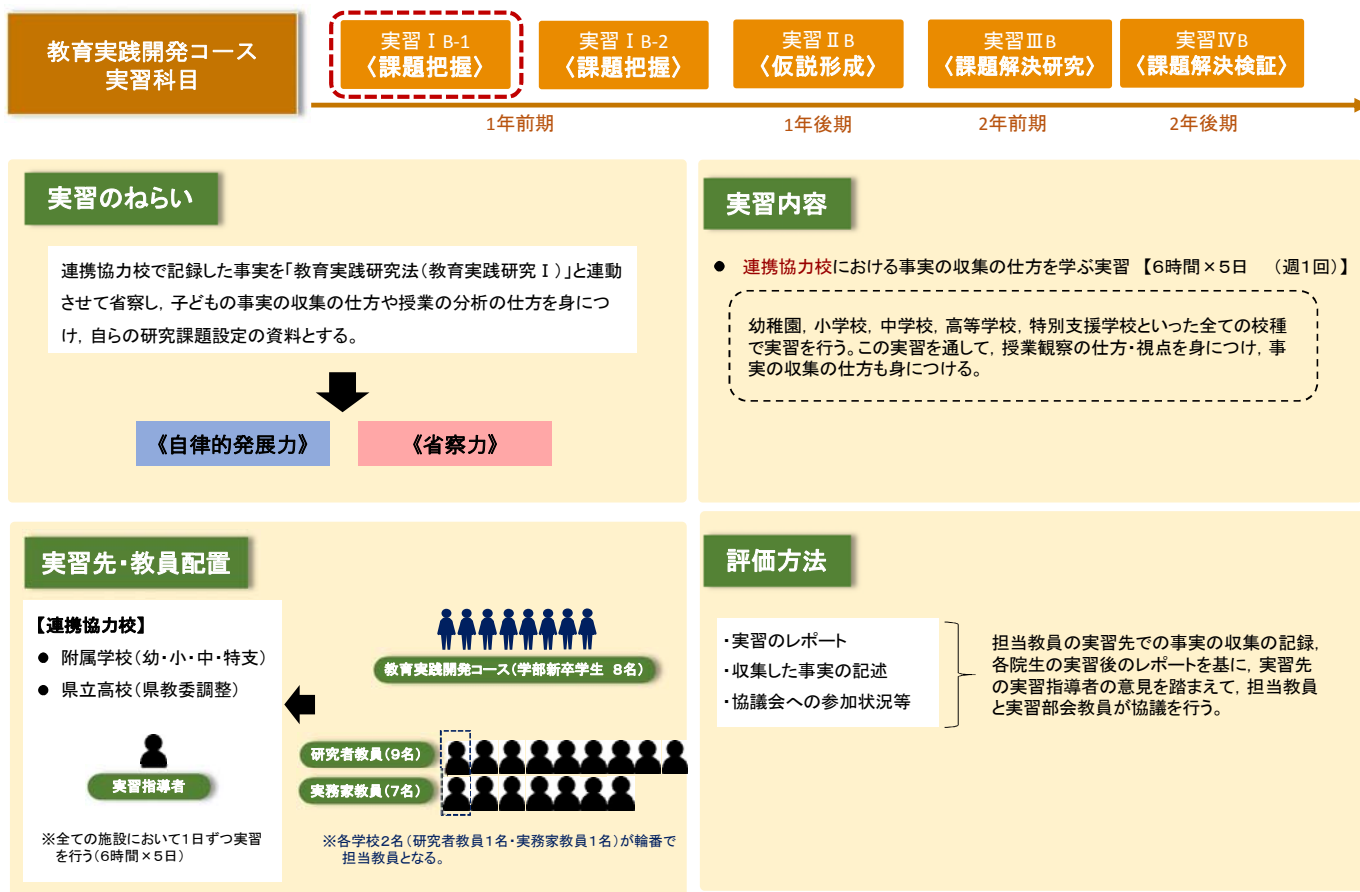
Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

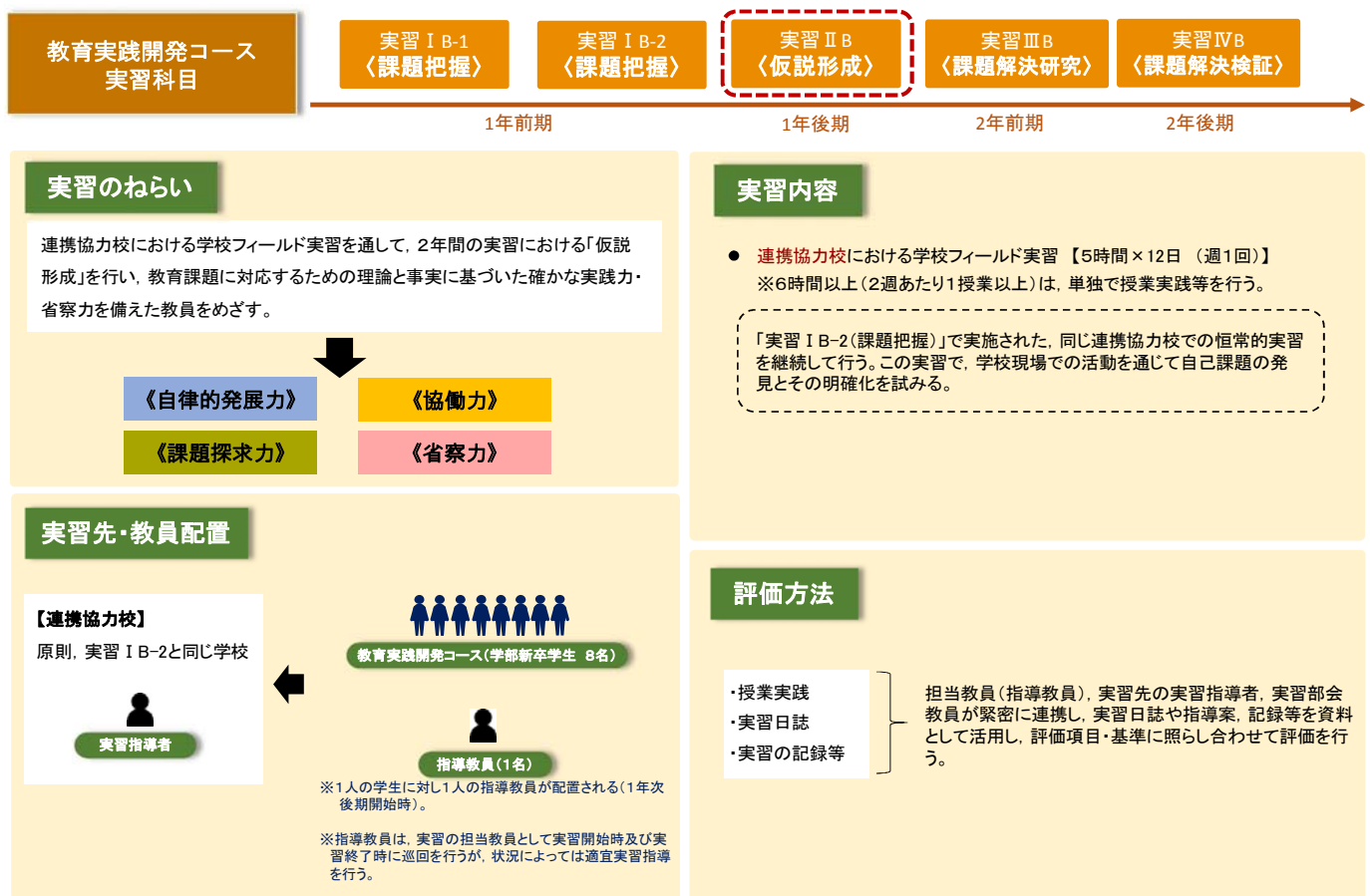
E-mail:hyokajimu@iete.jp

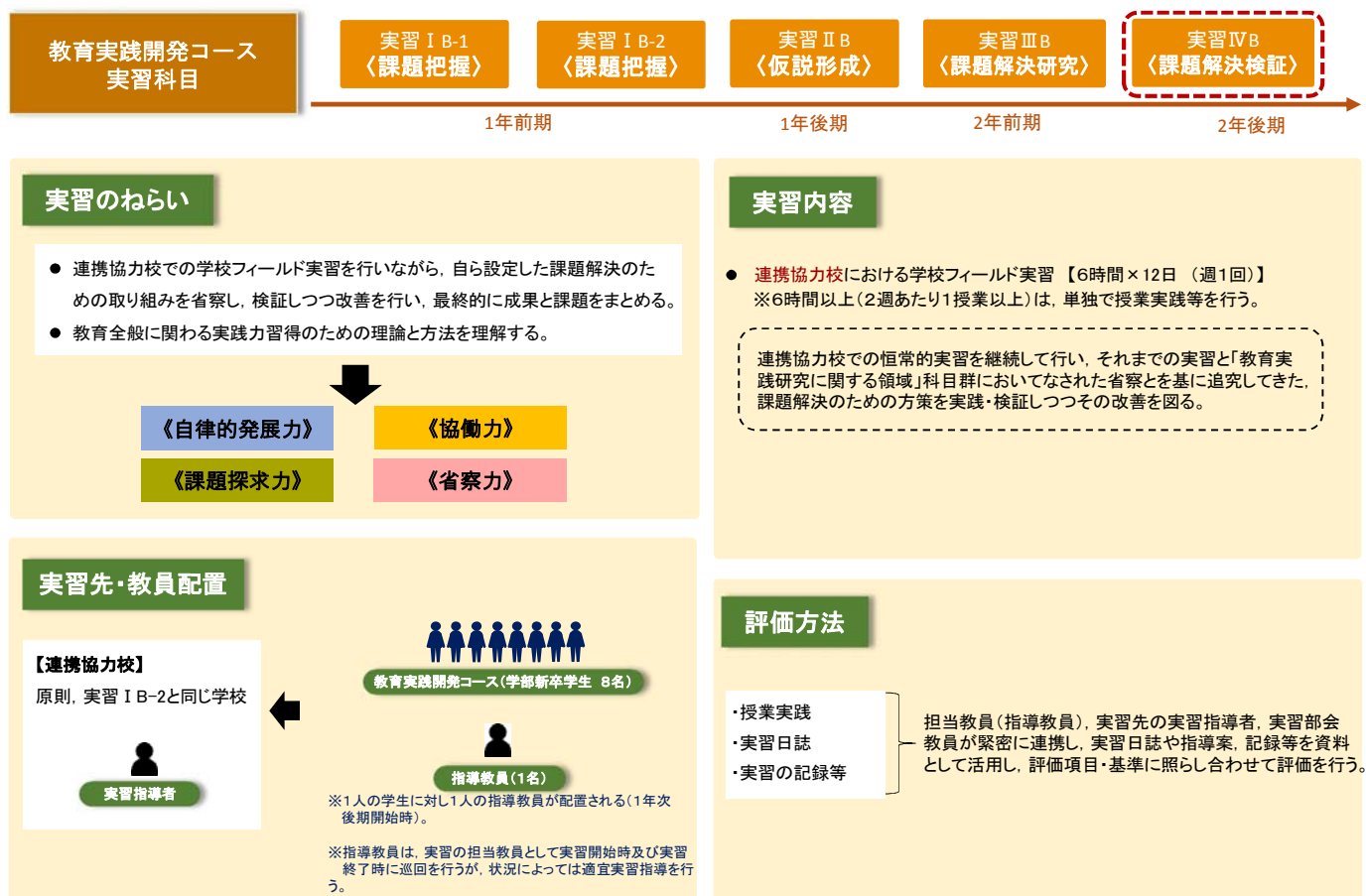
資料16 各実習科目の概要





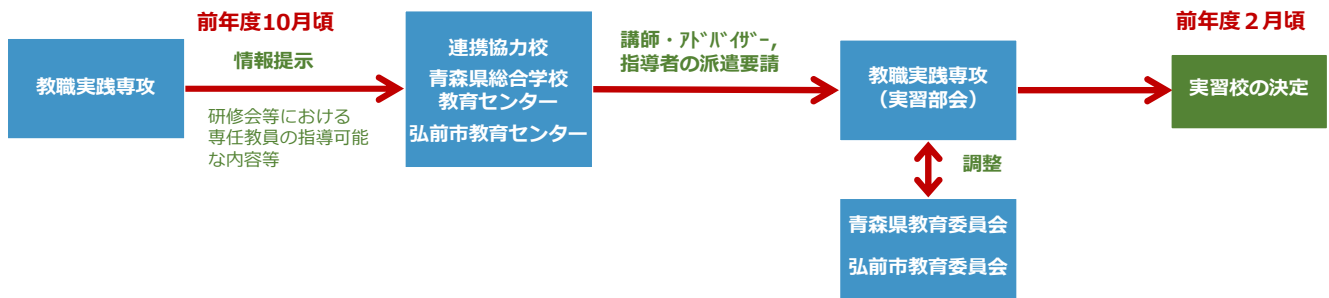




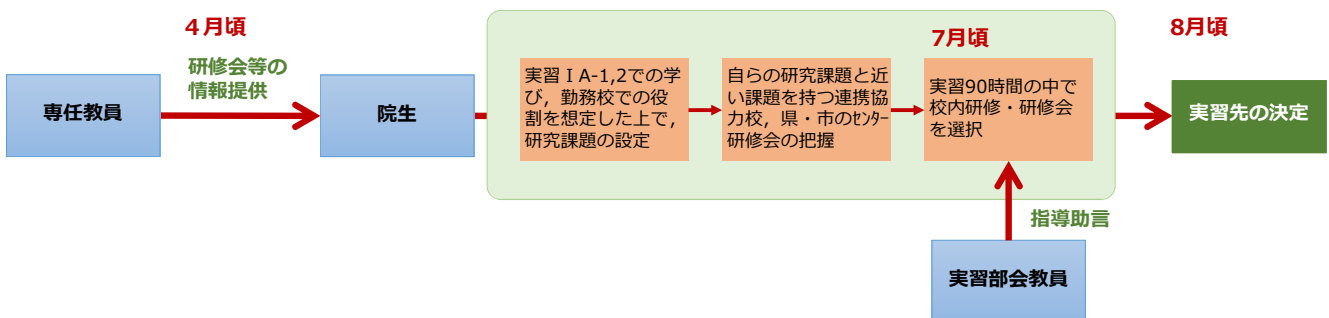


資料17-① 実習校のマッチング
(ミドルリーダー養成コース「実習ⅡA（仮説形成）」)

教員サイドのマッチング

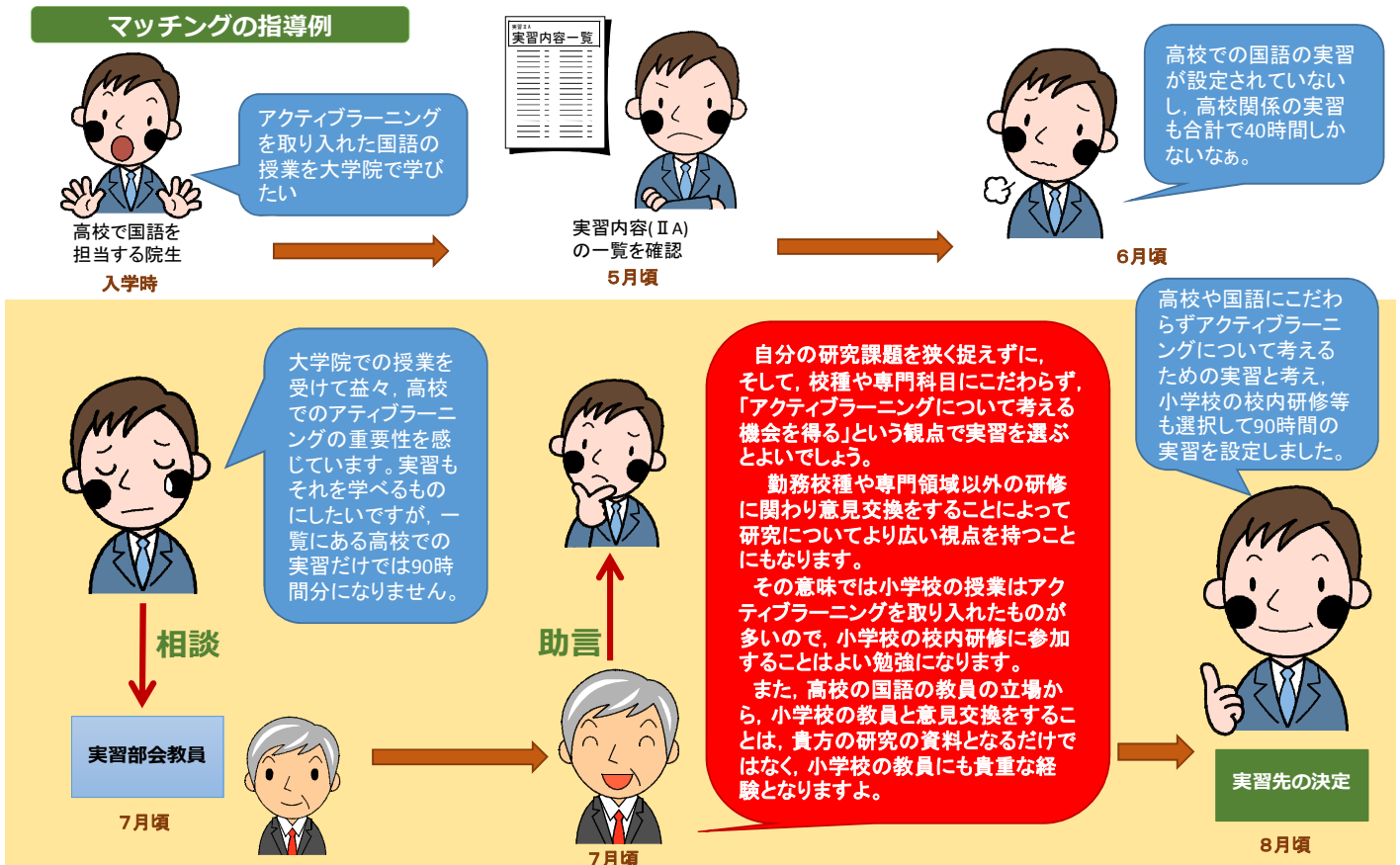


院生サイドのマッチング



資料17-② 実習校のマッチング
(ミドルリーダー養成コース「実習ⅡA（仮説形成）」)

マッチングの指導例



資料18 指導教員の勤務時間モデル

<前期> 調書番号1 中野博之(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50	学びの様式と 授業づくり				
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50			教科領域指導 研究	教科領域の 理論と実践	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

基礎科目
独自テーマ科目
発展科目
教育実践研究科目
実習科目

<後期> 調書番号1 中野博之(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50			教科領域指導 研究（発展）		
午後	3限 12:40～14:10				地域教育課題 研究 (授業づくり)	教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

基礎科目
独自テーマ科目
発展科目
教育実践研究科目
実習科目

<前期> 調書番号2 上野秀人(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50			教育課程の 開発と実践		
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50			教科領域指導 研究	あおもりの 教育Ⅱ(健康)	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号2 上野秀人(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50			教科領域指導 研究（発展）		
午後	3限 12:40～14:10	地域教育課題研 究（教育課程編 成・教材開発）				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号 △₁ 小林央美(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導		学校安全と 危機管理	
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50				あおもりの 教育Ⅱ(健康)	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号 △₁ 小林央美(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10	学校の地域協働 と危機管理	実習指導		養護実践課題 解決研究	学校安全と 事故防止
	2限 10:20～11:50	学校保健の マネジメント				
午後	3限 12:40～14:10	地域教育課題研 究（教育課程編 成・教材開発）				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50			養護実践課題 解決研究(発展)		
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期>調書番号4 中妻雅彦(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10	教育課程編成を めぐる動向と 課題	実習指導			
	2限 10:20～11:50			教育課程の開発 と実践	教育実践課題 解決研究	
午後	3限 12:40～14:10			あおもりの 教育Ⅰ(環境)		教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期>調書番号4 中妻雅彦(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導	教職員の職能 成長		
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10	地域教育課題研 究（教育課程編 成・教材開発）				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

＜前期＞調書番号5 福島裕敏(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50				教育における 社会的包摂	現代の学校と教 員をめぐる動向 と課題
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

＜後期＞調書番号5 福島裕敏(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導	教職員の職能 成長		
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号 △₂ 三浦智子(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10	教育経営の 課題と実践				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号 △₂ 三浦智子(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10	学校の地域協働 と危機管理	実習指導			
	2限 10:20～11:50	学校保健の マネジメント				学校教育と 教育行政
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50	教育法規の 理論と実践				
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

＜前期＞調書番号7 吉田美穂(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50				教育における 社会的包摂	現代の学校と教 員をめぐる動向 と課題
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

＜後期＞調書番号7 吉田美穂(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導	教職員の職能 成長		
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50				教育における 社会的包摂の 課題研究	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号8 吉原寛(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導	生徒指導の理論 的視点と実践的 視点		
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10				教育相談の 理論と方法	教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号8 吉原寛(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50	実践的教育相談 の課題と展開				
午後	3限 12:40～14:10			協働的生徒指導 のマネジメント		教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50				教育における 社会的包摂の 課題研究	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期>調書番号9 森本洋介(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10	教育課程編成を めぐる 動向と課題	実習指導			
	2限 10:20～11:50	学びの様式と 授業づくり				
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期>調書番号9 森本洋介(研究者教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号10 瀧本壽史(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10			あおもりの 教育Ⅰ(環境)		教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50			教科領域指導 研究		
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号10 瀧本壽史(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50			教科領域指導 研究（発展）		
午後	3限 12:40～14:10	地域教育課題研 究（教育課程編 成・教材開発）			地域教育課題 研究 （授業づくり）	教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号 △₃ 三上雅生(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50	学びの様式と授業づくり				
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究指導
	4限 14:20～15:50				教科領域の理論と実践	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号 △₃ 三上雅生(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50			教科領域指導 研究（発展）		
午後	3限 12:40～14:10				地域教育課題 研究 （授業づくり）	教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50	教育法規の 理論と実践		養護実践課題 解決研究(発展)		
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号 △₄ 古川郁生(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導	生徒指導の理論 的視点と実践的 視点		
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10	教育経営の課題 と実践				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号 △₄ 古川郁生(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導		養護実践課題 解決研究	
	2限 10:20～11:50	学校保健の マネジメント				学校教育と 教育行政
午後	3限 12:40～14:10			協働的生徒指導 のマネジメント		教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50	教育法規の 理論と実践				
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号 △₅ 敦川真樹(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50				教育における 社会的包摂	
午後	3限 12:40～14:10				教育相談の理論 と方法	教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号 △₅ 敦川真樹(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50	実践的教育相談 の課題と展開			特別支援教育の 教育課程の実施 と評価	
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50			養護実践課題 解決研究(発展)	教育における社 会的包摂の課題 研究	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号16 成田頼昭(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10	教育課程編成を めぐる動向と 課題	実習指導			
	2限 10:20～11:50			教育課程の開発 と実践		
午後	3限 12:40～14:10	幼児児童教育の 理解				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50				教科領域の理論 と実践	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<後期> 調書番号16 成田頼昭(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50					
午後	3限 12:40～14:10	地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発）				教育実践研究指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

<前期> 調書番号 △₆ 小寺弘幸(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導			
	2限 10:20～11:50				教育実践課題 解決研究	
午後	3限 12:40～14:10	教育経営の課題 と実践				教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50				あおもりの 教育Ⅱ(健康)	
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字: 必修科目

 : 基礎科目
 : 独自テーマ科目
 : 発展科目
 : 教育実践研究科目
 : 実習科目

<後期> 調書番号 △₆ 小寺弘幸(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導		養護実践課題 解決研究	
	2限 10:20～11:50	学校保健の マネジメント				
午後	3限 12:40～14:10				地域教育課題 研究 (授業づくり)	教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字: 必修科目

 : 基礎科目
 : 独自テーマ科目
 : 発展科目
 : 教育実践研究科目
 : 実習科目

<前期> 調書番号 △7 三戸延聖(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10		実習指導		学校安全と 危機管理	
	2限 10:20～11:50					現代の学校と教 員をめぐる動向 と課題
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

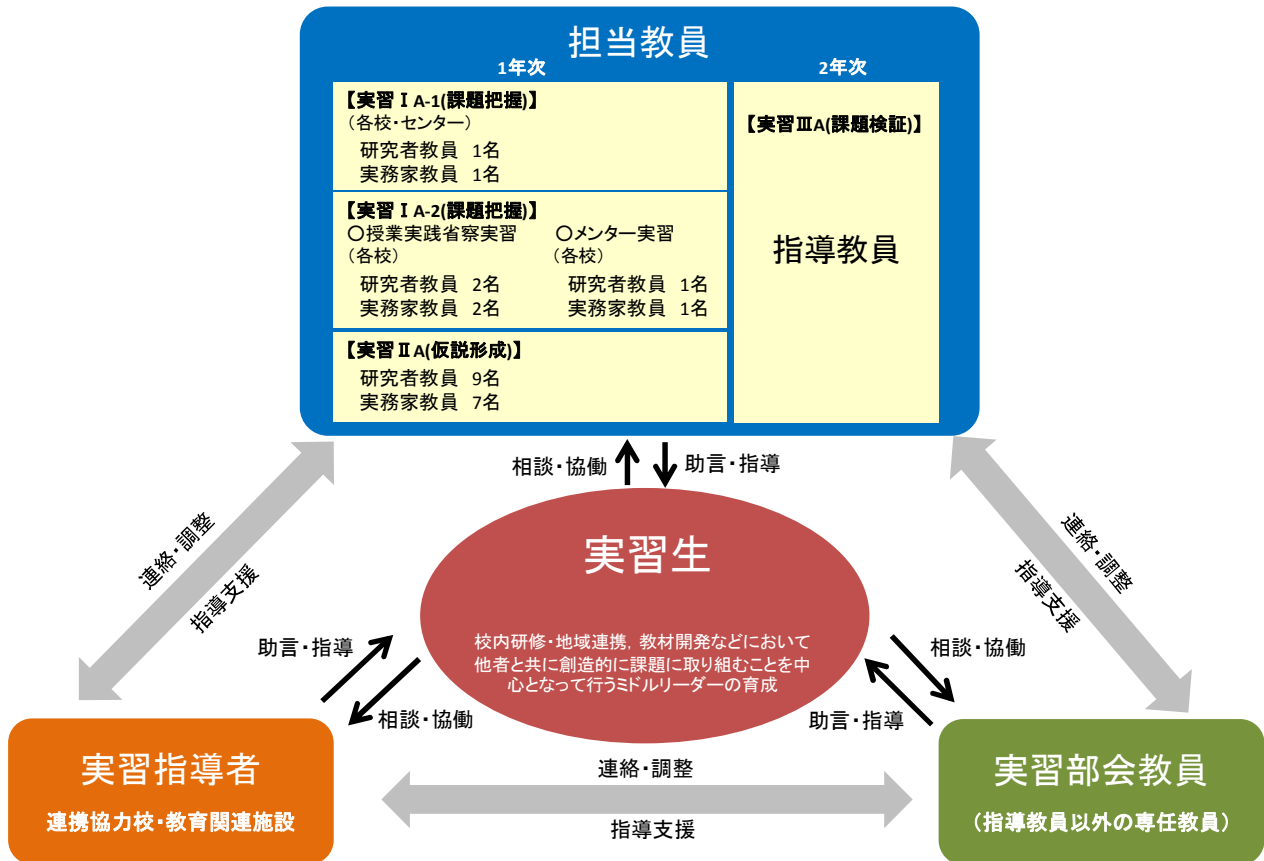
<後期> 調書番号 △7 三戸延聖(実務家教員)

		月	火	水	木	金
午前	1限 8:40～10:10	学校の地域協働 と危機管理	実習指導	教職員の職能 成長		学校安全と 事故防止
	2限 10:20～11:50					学校教育と 教育行政
午後	3限 12:40～14:10					教育実践研究 指導
	4限 14:20～15:50					
課外時間		院生との個別面談，レポート点検，授業資料の作成等				全体 カンファレンス

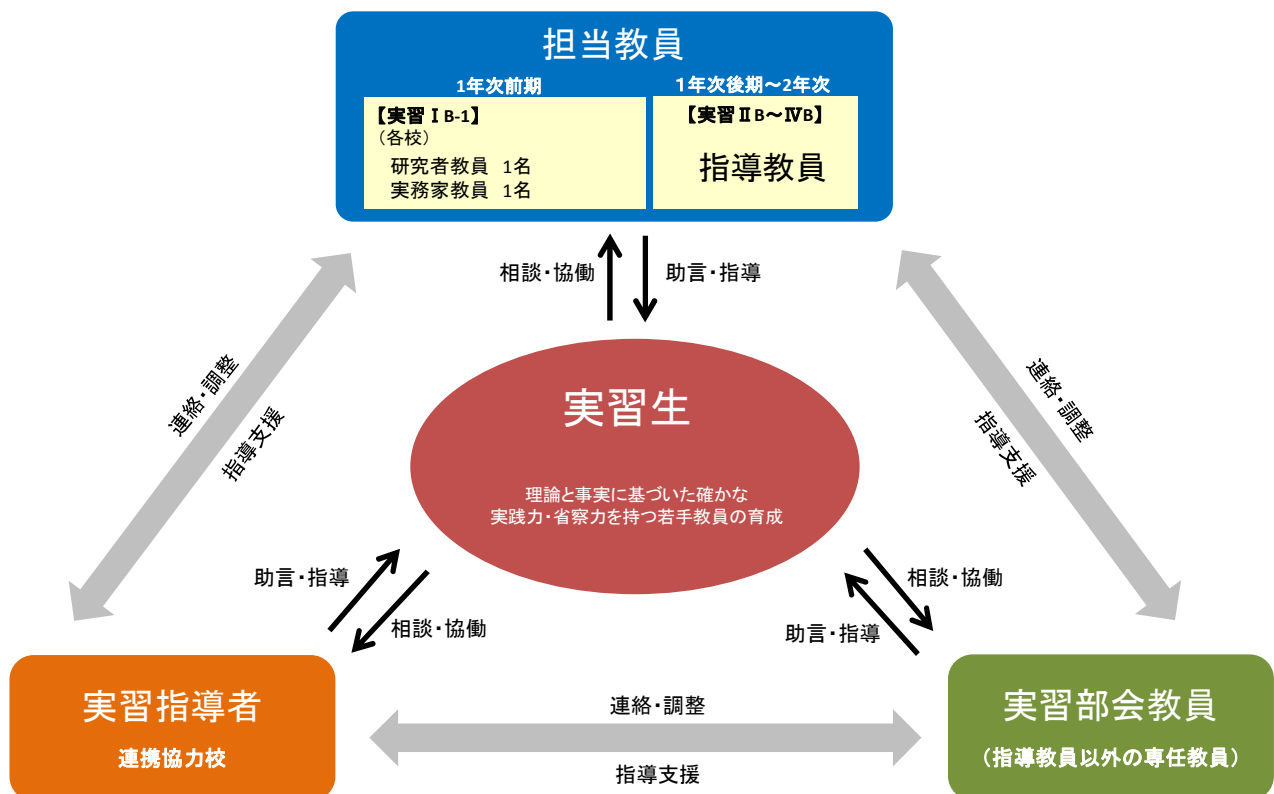
太字：必修科目

 ：基礎科目
 ：独自テーマ科目
 ：発展科目
 ：教育実践研究科目
 ：実習科目

資料19 実習における学生への実習指導体制
【ミドルリーダー養成コース】



【教育実践開発コース】



学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

(1) 学生確保の見通し

本研究科教職実践専攻（教職大学院）の定員は、1 学年 16 人 とし、その内訳は学部新卒学生 8 人程度、現職教員学生 8 人程度である。教育課程編成の特色として、学部新卒学生と現職教員学生がともに学ぶ「協働型の学び」の教育カリキュラムを必修科目の中に盛り込んでおり、その構成比率を同数に設定した。この定員充足の見込みについては、以下のとおりである。

1) ミドルリーダー養成コース

本コースは主に現職教員を対象とし、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「ミドルリーダー（中核的中堅教員）」の養成を担うこととしている。現職教員は、自身が修得した知見を広く教育現場に還元するとともに、青森県が直面している教育課題の解決に貢献し、地域の教育力の向上に資することが大いに期待されている。

① 定員充足の見込み

現職教員学生については、青森県教育委員会との間で2年間にわたり教職大学院設置協議会及び専門部会を開催し、教職大学院の機能や役割を検討する中で、将来学校やその学校の所在する地域におけるミドルリーダーとして活躍を期待する中堅教員 7 人程度を派遣することが確約された。また、教育学部附属学校園の教諭から毎年 1 人の枠を設け、教育学研究科に進学をさせているが、平成 29 年度以降は教職実践専攻（教職大学院）の枠とすることが確約されている。このことから、毎年 8 人程度の現職教員の派遣が確実に見込まれる。

以上のように、青森県教育委員会から 8 人程度の派遣が確約されていること、及び現職教員のニーズに合致した魅力あるカリキュラム編成により、学生確保は十分に可能であると判断し、主な入学対象者である現職教員学生を 8 人とすることは適正であるとの結論に至った。

2) 教育実践開発コース

学部新卒学生を対象とした教育機能として、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成がある。実践的な指導力、展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を地域に輩出することにより、青森県の教育力の向上に資することが期待される。

① 定員充足の見込み

本研究科の平成 23 年度から平成 27 年度の過去 5 ケ年における志願状況をみると、志願倍率の平均は約 1.3 倍、定員充足率の平均は約 90%となっているが、入学定員を 42 人から 32 人に見直した平成 26 年度及び平成 27 年度はいずれも入学者数が 33 人（定員充足率 103%）と定員を充足している（【資料 1】参照）。

このうち、主に教職大学院へ移行する主な教育研究分野である学校教育専攻（臨床心理学以外）の過去 5 ケ年における入学志願者の平均は 5.4 人、入学者の平均は 3.2 人、養護教育専攻の入学志願者の平均は 2.4 人、入学者の平均は 2.0 人である。これ

らを合わせた入学志願者の平均は7.8人、入学者の平均は5.2人である。

また、本教職実践専攻（教職大学院）では、「教科領域指導研究」、「教科領域指導研究（発展）」を配置する等、学校教育と各専門の教科教育の関わりについても学べることとなっている。したがって、教科教育専攻の過去5ケ年における入学志願者の平均31.6人、入学者の平均25.8人のうち、数人についても教職大学院へ移行する教育研究分野としての実績として推計することができる（【資料1, 2】参照）。

以上により、これまでの教育学研究科学校教育専攻（臨床心理学以外）及び教科教育専攻の入学実績から、入学定員8人は十分に充足可能な人数であると判断した。

今後、教職大学院に関する進学説明会については、教育学部及び他学部において複数回実施する他、弘前市をはじめとする私立大学においても説明会を開催することで、教職大学院への理解及び進学意向の意識を高める方策を講ずる。

この他、学部教育の充実として、平成28年度から、教職大学院の連携を意識した実践的指導力の育成強化策として、大学と地域との連携協働活動による「地域協働型教員養成」を目指したカリキュラムの導入、及び平成28年度入試から、教員としての資質や能力に重視して選抜する「AO入試」の導入により、教職を目指す明確な志を持った優秀な学生を確保することで、教職大学院に入学する学生が増加するものと推測される。

② 定員充足の根拠となる調査結果の概要

教育実践開発コース8人の充足が可能であるとの判断の妥当性は、以下の意向調査によっても確認されている。

【調査対象】

教育学部3年次学生（平成29年度3月卒業予定者）の教職志望学生96人、及び教員採用試験後の進学意向を目的に一部の教育学部4年次学生の教職志望学生25人を対象に実施した。（【資料3】参照）

【調査結果の概要】

教職大学院設置年度である平成29年度入学対象者となる3年次学生に対する調査結果は以下のとおりである。

はじめに、本学の教職大学院への関心を訪ねたところ、「とても関心がある」5人（5.3%）、「関心がある」23人（24.5%）、「少し関心がある」51人（54.3%）を合わせた79人（84.1%）が教職大学院について関心を示していることが判明した。

次に、本学の教職大学院への進学意向を訪ねたところ、「ぜひ進学したい」8人（8.4%）、「できれば進学したい」7人（7.4%）を合わせた15人（15.8%）が進学意向を示していることが判明した。さらに、「進路の選択肢として検討したい」53人（55.8%）を合せると、68人（71.6%）が本学の教職大学院について、将来の選択肢として肯定的に捉えていることが判明した。

また、本学の学生支援策について、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち7人（87.5%）、「できれば進学したい」と回答した者のうち7人（100%）、「進路の選択肢として検討したい」と回答した者のうち50人（94.3%）、さらには「進学したくない」と回答した者のうち25人（92.6%）が、入学に対して前向きに検討する条件として回答している。

このうち、学生支援策として学生の期待が高いものとして、「入学金や授業料等の補助制度」79人（88.8%）、「負担感の少ない入学試験制度」55人（61.8%）が続き、以下、「候補者名簿掲載の延長（教員採用試験に合格した場合、修了後に採用とする

など)」42人(47.2%)、「青森県教員採用試験における何らかの優遇制度」41人(46.1%)となっている。これら支援策については本学及び青森県教育委員会が実現に向けて連携・協力することで一致していることから、入学に対して積極的な学生が今後、さらに増えるものと期待される(複数回答)。

さらに、教職大学院に対して期待する事項として、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」62人(65.3%)、「様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること」52人(54.7%)と続き、以下、「自ら課題を発見・探究・解決していく自律的発展力を向上させることができること」「学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること」が50%以上と、本教職大学院が目指す実践力、協働力、自律的発展力の育成に対する関心の高さが明らかになった(複数回答)。

この他、4年次学生25人に対する調査結果では、「ぜひ進学したい」10人(40%)、「できれば進学したい」3人(12%)を合せた13人(52%)が進学意向を示していることから、これらの結果から、今後も継続的なニーズがあると推測される(【資料3】参照)。

以上のように、地域からの高いニーズ及び学生のニーズに合致した魅力あるカリキュラム編成により、学生確保は十分に可能であると判断し、主な入学対象者である学部新卒学生を8人とすることは適正であるとの結論に至った。

③ 青森県の教員採用の見通しとの関係

青森県の教員の採用状況は、平成26年度頃まで続いた氷河期から一転し、教員の大量退職時代を迎え急速に回復し、安定期に入りつつある。将来的な教員採用の見通しを立てる目的で、「平成25年度 学校教員統計調査(青森県教育委員会)」から将来の退職教員数を推計し、その後過去20年間の児童・生徒数の減少、そしてそれに伴う教員数の減少の結果と、青森県の今後の子どもの人口減少数の推計値(国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」)を総合的に踏まえ、青森県内の義務教育教員需要の見込みをまとめ、次のように見通している(【資料4】参照)。

短期的(平成31年度まで)に小学校では約175人の退職者に対し約100人の需要、中学校では約90人の退職者に対し約60人の需要が見込まれる。一方、中長期的(平成32年度以降平成46年度まで)に小学校では110～210人の退職者に対し80～110人の需要、中学校では80～130人の退職者に対し、40～80人の需要が見込まれる。しかし、実際の採用においては、長期的かつ安定的な採用及び各校種における教員の年齢構成比率の適正化に鑑み、退職者数に即応した採用数ではなく、継続性のある採用傾向が保たれるものと考えられ、小学校では90人程度、中学校では55人程度の需要が続くものと考ええる。また、特別支援学校教員と養護教諭については、児童・生徒数の予測や学校数の増減の予測が難しいため、退職予定者数から推計した結果、特別支援学校教員で25人程度、養護教諭で15人程度の需要が見込まれる。

このような安定した教員需要の中にあって、平成27・28年度の青森県の採用者数に占める学部新卒者の割合は小学校で8%程度、中学校で12%程度、高校・特別支援・養護教諭で7～20%と低く、教育現場での講師経験などを積んだ既卒者が合格者の大多数を占める結果となっている。

本専攻では、青森県教育委員会と連携したカリキュラムの充実と青森県での教職経験ならびに教育行政経験豊富な実務家教員、そして青森県教育委員会から人事交流により派遣される実務家教員により、教育実践開発コースの学部新卒学生には2年間で青森県

の新規教員に必要な資質を身につけさせ、即戦力として採用されるよう教育実践力の開発を行う。さらに、採用試験について青森県教育委員会と協議し、教育実践開発コースの学生に対し、教職経験がある受験生に適応されている一次試験免除等のインセンティブ付与について継続的に働きかけを行うこととしている。

以上のように、青森県において教員需要が安定的に見込まれる中で、教育実践開発コースの学びが教員のキャリアパスとして機能させることで、より一層の需要が期待されることから学生の確保は十分に可能であり、定員を充足できるものと判断している。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

本教職実践専攻（教職大学院）の設置にあつては、学生確保を確実にするために様々な角度から取り組みを行う予定である。一部、青森県教育委員会と協議中の事項もあるが取り組みについて以下に整理する。

1) 現職教員学生確保への取り組み

教職実践専攻（教職大学院）については、青森県教育委員会との協議の結果、毎年8人程度の現職教員の派遣が確約されている。青森県教育委員会から現職教員を毎年確実に一定数（8人程度）派遣してもらうためには、教職大学院が毎年優れた教員を輩出し、地域の教育力向上に資する教育機関として現職教員に認知されることが極めて重要である。青森県教育委員会から派遣されることが本人にとって確実なキャリアアップとなり、現職教員にとっては憧憬の的となるような教職大学院にすべきと考えている。

一方、青森県教育委員会との協議の中で、開設後安定した教員の派遣には、対象となる教員の年齢的なバックグラウンド、及び本県の地理的事情を考慮に入れた経済的負担の緩和に関する方策が必要であるという議論に至った。そこで、以下のような特別な取り組みを行っていく。

① 経済支援策の実施

本教職実践専攻（教職大学院）では、将来ミドルリーダーとして活躍が期待できる中堅教員の入学を想定しており、対象となる優秀な現職教員を安定的に確保するため、現職教員の経済的負担を軽減する支援を行う。具体的には弘前大学独自の大学院学生の経済支援を目的とする「弘前大学大学院振興基金」により、青森県教育委員会から派遣された現職教員全員を対象に、入学料相当額を給付することについて検討している。

② 居住環境に関する支援策の実施

青森県は地理的な問題があり、公共交通機関が十分に発達していないため、県全体の面積から考えると約2/3の地域が、本学への通学に片道2時間以上の時間を要する。そこで、弘前大学のある弘前市から遠方に居を構える現職教員のうち希望者については、職員宿舎の無償貸与を検討している。この取り組みにより、派遣教員の経済的負担を軽減するとともに、青森県下全ての地域からの入学者を迎え入れる体制を整える。

③ 教職大学院の人的・物的資源を利用した地域の教育力向上方策の展開

本学の役割として、教職大学院において、地域の課題に目をむけた、新しい学びをデザインする実践的指導力のある教員養成機能の整備を進めるとともに、教職大学院の教育力を現職教員研修にどのように活用するかという課題がある。本教職実践専攻（教職大学院）への現職教員の入学は毎年8人程度であり、青森県の学校教員約

11,000人（平成22年度 公立・私立学校教員数）への物的・人的資源の活用については、別の観点からの対応が必要である。青森県教育委員会をはじめ、青森市、弘前市、むつ市をはじめとする近隣教育委員会、及び大学のサテライト機能（青森市・八戸市）の有機的な連携により、大学からの出張授業、地域での共同公開授業、ICTの有効活用等による現職教員の研修の実現に取り組む。

④ 青森県内の現職教員への教職大学院説明会等広報活動の展開

現在、教職大学院リーフレットを作成中であり、今後、青森県総合学校教育センターで開催される大型研修（10年研修等）において、教職大学院の説明を実施していくことを計画中であり、同様の説明会を、市町村の教員研修の場などでも積極的に行っていく予定である。あわせて小・中・高校・特別支援学校長会に出向き、年に2回程度説明会を実施する。

また、教育学部では、青森県教育委員会並びに市町村教育委員会の研修会や後援等に年間延べ21人の教員を派遣している。そこで、研修会や講演時にリーフレットを配布するとともに可能な限り教職大学院に関する情報発信を行う。

2) 学部新卒学生の確保ための取り組み

既存の教育学研究科では、学生確保の方策として長期履修制度や教員免許を持っていない学生への支援策としての教員免許取得プログラム等履修の多様性の確保、教育学部以外の学生への進学説明会の実施や学園祭での大学院1年生の発表等の取り組みを実施してきた。教職大学院設置にあたり学生定員の確実な充足に向けてこれまで以上に様々な取り組みを行っていく。

① 経済的援策の実施

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難である学生については、「弘前大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程」及び「弘前大学入学料免除及び徴収猶予に関する規程」に則って支援を行う。

また、弘前大学独自の大学院学生を対象とした「弘前大学大学院振興基金」による授業料相当額の給付、及び同基金による青森県教員採用試験合格者で本教職実践専攻（教職大学院）に入学した学生全員を対象に入学料相当額を給付することを検討している。

② インセンティブの付与

青森県教育委員会との間で協議し、学部4年生ないし大学院1年次に教員採用試験に合格したものについては、合格者の名簿搭載期間を教職大学院修了時まで最大2年間延長する特例措置を実現する。また、修了後3年以内に青森県教員採用試験に合格し採用となった場合、教職実践専攻（教職大学院）で取得した単位の一部を初任者研修の単位の一部として取り扱う特例措置についても合わせて検討している。

③ 大学院進学説明会の開催

弘前大学教育学部の学生に対する説明会を複数回開催する。平成27年度は、教職大学院に関する入学意向を調査する際、教職大学院の概要、授業科目案一覧等を配布し説明を実施した。平成28年度以降は、学部学生に対する教職大学院説明会及び入試説明会を複数回実施する他、他学部や近隣の私立大学の3年次、4年次学生を対象とした説明会を開催する。

2. 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材養成に関する目的その他教育研究上の目的

本教職実践専攻（教職大学院）では、特色のある教員養成カリキュラム・組織デザインにより「地域の教育課題の解決に主体的に取り組む『新たな学び』を育成する教育プログラムの開発・検証改善・普及」，「教職員や様々な専門スタッフが協働して教育課題を解決していくプロフェッショナルモデルの開発・検証」，「教員のキャリアステージに応じた能力の到達目標の明確化とその達成手段の構築」を念頭に，教職生活全体を通じた職能成長の実現を目指す。したがって，青森県をはじめ地域が直面している教育課題の解決を目指すと同時に，日本全体が直面している教育課題の解決やこれからの学校教育及び教員養成・育成に関する課題の解決に寄与するものである。

1) 教職大学院の教育理念と人材養成像

① 教育理念

これからの学校教育において，グローバル化と知識基盤社会化など急激な社会変化に伴い，多様化・複雑化・高度化する諸課題への対応が急務であるとともに，特別な教育的ニーズをはじめとする様々な困難を抱える子どもに対して，学校内外における連携・協働によって対応していくことが重要である。特に，青森県においては，地域課題への対応としての環境教育・健康教育の推進や，特別な教育的ニーズや生徒指導上・社会経済的困難を有する子どもに対するインクルーシブ教育の推進を，重要課題として行っていく必要がある。これら諸課題に自律した専門職集団として対応するためには，教員の専門性を更に向上させていくことが不可欠になっており，教職大学院の果たすべき役割も教員の専門性を高めることによって，地域の教育力を向上させることにあると考えている。

一方，青森県の学校教育現場では，今後 30～40 代のミドルリーダー候補となる世代層が薄く，また 20 代の若手教員層が増加する傾向にある。これら教員の育成を行う上では，研究者教員のみで行っていくことは難しく，現職経験豊かな実務家教員と研究者教員との協働，また教育以外の学問分野の研究者・機関との協働，あるいは学校現場などにおける実践・研修との連携などのもとに行っていくことが必要である。さらに，運営面においては，デマンドサイドである青森県教育委員会をはじめとする機関と連携して，学校現場のニーズに柔軟に対応しながら，カリキュラム・組織を不断に改善していく組織を有し，また青森県総合学校教育センターをはじめとする機関との人的・実践的交流を密に行っていくことが不可欠である。

そこで，青森県をはじめ地域の学校が直面している教育課題の解決を目指した実践との往還・融合を通じた省察を基に，学校内外の専門家・機関等と協働しながら，その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員を養成していくため，教職大学院を新設することとした。

② 養成する人材像

本教職実践専攻（教職大学院）では，学校現場における子どもに対して省察的に実践し，学校内外の専門家と協働しながら，自らの到達点と課題とを明らかにし職能成長を自ら図っていく「自律的發展力」をもった教員の育成を目指す。特に，理論や事実に基づいた実践とその省察を重視した「研究(re-search)的な視点」を形成すること，また校内研修，地域連携，教材開発等において「他者と共に創造的に課題に取り組む力」を育成すること，さらに自身の専門教科・領域等に関する専門性を高めつつ，教科・校種・機関を越えたより高度な学問的専門性と，課題探究型・協働型の新たな学

びをデザインする能力とのもとに、青森県をはじめとする地域の重要課題や様々な教育課題の解決に向けて探究していくことが重要である。

現職教員学生に対しては「ミドルリーダー養成コース」を設定し、『校内研修・地域連携、教材開発などにおいて他者と共に創造的に課題に取り組むことを中心となつて行うミドルリーダーの育成』を目指す。修了生に対しては、勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会・学校現場との連携・協働のもとに、青森の教育に貢献することを見据えた各種学習の機会を提供していくことを期待している。

一方、学部新卒学生に対しては「教育実践開発コース」を設定し、『理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員の育成』を目指す。学部卒院生は入学から修了、就職に至るまで教職に関する一貫教育を強化し、修了生の全員が青森県をはじめ地域の各校種の学校の教員となることを目指す。また、修了後は教育現場において、理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たすことを期待している。

(2) (1) が社会的・地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠

1) 学校教育を取り巻く背景

情報通信技術の急速な発展とそれに伴う知識基盤社会の到来、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、我が国の社会は大きく変化してきた。特に近年は、人工知能の研究やビッグデータの活用等による様々な分野における調査研究手法の開発が進められており、将来、こうした新たな知識や技術の活用により、一層社会の進歩や変化のスピードは高まる可能性がある。

このような変化の中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、その充実こそが我が国の将来を左右すると言っても過言ではない。そのためには、学校における教育環境を充実させるとともに、学校が組織として力を発揮できる体制を充実させるなど、様々な対応が必要であるが、中でも教育の直接の担い手である教員の資質能力を向上させることが最も重要である。

従来「教育は人なり」と言われてきたように、教員の養成・採用・研修の充実は喫緊の課題であり、上記のような社会変化が加速する中、また新しい教育への期待が高まるにつれ、教員一人ひとりが、その職は高度に専門的なものであり、国家社会の活力を作り出す重要な職であるとの誇りを持ちつつ、高い志で自ら研鑽することの重要性が改めて認識されるようになってきた。教員の資質能力の向上については、教員自身の責務であるとともに、国、教育委員会、大学や学校などの関係者にとっても重要な責務である。

一方、学校教育を取り巻く環境も大きく変化していることに認識する必要がある。かつては、教員に採用された後、学校現場における実践の中で、先輩教員から若手教員へと知識・技能が伝承されることで資質能力の向上が図られるという側面も強かった。しかしながら、近年における教員の大量退職、大量採用の影響により、必ずしもかつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承がうまく図られていない状況があるといった指摘もある。

また、学校現場においては、いじめや不登校等生徒指導上の諸課題を抱える子どもに加えて、特別な教育的ニーズを抱える子どもたちや社会経済的困難を抱える子どもへの対応が問題となってきている。さらに通常学級における特別支援教育を含むイン

クルーシブ教育の必要性に加えて、近年のスクール・ソーシャルワーカーの導入にみられるような社会的経済的格差の拡大や地域コミュニティの衰退による学力・人間関係形成力・健康面での格差への対応の必要性が強く求められている。学校教育においては、一人ひとりの子どもが抱える様々なニーズを的確に理解し、子どもたちが自律的に他者と協働して環境と相互作用していけるような環境整備を図っていく必要がある。そのためには、現在、中央教育審議会・初等中等分科会チーム学校作業部会でも議論されているように、学校内外の教育関係者、保護者・地域住民、他の専門職との連携が不可欠である。また、環境や健康といった地域の諸課題に学校として対応していくためには、各教員の専門とする教科・領域を基盤としながらも、教科・校種・機関の枠組みを越えて、他の学問領域や他の機関などと連携していくことが不可欠である。

2) 中央教育審議会答申にみる教員養成の基本的方向性

今後の我が国における教員養成の基本的な方向性として、中央教育審議会は「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（平成24年8月28日付答申）」答申を行った。同答申では「教員養成の修士レベル化」について、教員養成の国際的動向を踏まえた上で提起しており、これにより教員を高度専門職業人として位置付けていく方向性を示している。その中で「学び続ける教員像」を確立する必要性が指摘されており、また教員に求められる資質能力として、(i) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力、(ii) 専門職としての知識・技能、(iii) 総合的な人間力の三つが挙げられ、しかもこれらが「省察する中で相互に関連し合いながら形成される」ことを指摘している。このような資質の養成は、量的な面及び質的な面の両面ともに学部レベルでは限界があり大学院での実践的かつ専門的な教育が必要であると考えられる。

3) 教職大学院による高度専門職業人の養成への期待

近年の社会の大きな変動の中、様々な専門的職種や領域において、大学院段階で養成されるより高度な専門的職業能力を備えた人材が求められている。教員養成の分野についても、子どもたちの学ぶ意欲の低下や社会意識・自立心の低下、社会性の不足、いじめや不登校などの深刻な状況など学校教育が抱える課題の複雑・多様化する中で、こうした変化や諸課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められてきている。このため、教員養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人としての教員に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度が創設された。

今後の大学院段階の教員養成機能の在り方については、教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の報告書「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）（平成25年10月15日）」において、「国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行」することが明確にされている。また、平成26年7月教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」において、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実を図ることとされている。

教職大学院は、(i) 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、(ii) 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたミドルリーダー（中核的中堅教員）

の養成の2つを主な目的・機能としている。また、実践的指導力の育成に特化した教育内容、事例研究や模擬授業など効果的な教育方法、これらの指導を行うにふさわしい指導体制など、力量ある教員の養成のためのモデルを制度的に提示することにより、学段階及び修士課程など他の教職課程に対してより効果的な教員養成のための取組を促すことが期待されている。

4) 「新しい学習」や「新しい教育課題」への対応の必要性

これからの時代、改めて教員が高度専門職として認識されるために、学び続ける教員像の確立が強く求められる。このため、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を、生涯にわたって高めていくことのできる力がこれからの教員に必要とされる。

また、変化の激しい社会を生き抜いていける児童生徒を育成していくためには、教員自身が時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、その時々状況に応じた適切な学びを提供していくことが求められることから、教員は、常に探究心や学び続ける意識を持つこととともに、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や深く知識を構造化する力を身につけることが求められる。

一方、学校を取り巻く課題は極めて多種多様である。いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や貧困・児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応、キャリア教育・進路指導への対応、保護者や地域との協力関係の構築など、従来指摘されている課題に加え、新しい時代に必要な資質・能力の育成、そのためのアクティブ・ラーニングの充実や道徳教育の充実、小学校における外国語活動、ICTの活用、インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応など、新たな教育課題への迅速な対応が求められており、一人の教員がかつてのように、得意科目などについて学校現場で問われる高度な専門性を持ちつつ、これらすべての課題に対応することが困難であることも事実である。

そのため、教職大学院では、このように新たな課題等に対応できる課題探究力を備えた教員を養成していく必要があり、一方で学校は、「チーム学校」の考え方のもと学校現場以外での様々な専門性を持つ地域の人材と効果的に連携していくことが求められていることから、協働的に諸課題の解決に取り組む自律的發展力を醸成していくことが求められている。

5) 青森県の教育と青森県教育委員会からの要望

① 青森県教育の現状

青森県では、近年のグローバル化や情報化の進展など急激な社会変化への対応と同時に、大幅な人口減少や全国最低の平均寿命、豊かな自然環境を生かした地域社会の形成などの県固有の課題に直面している。平成25年に発表された「青森県基本計画未来を変える挑戦」においては、「教育・人づくり分野」は「産業雇用分野」「安全・安心、健康分野」「環境分野」とともに重点分野として位置づけられ、青森県教育施策の方針においても、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」が急務とされる。そのもとで、将来社会人・職業人として自立し、価値観の異なる様々な人とコミュニケーションをとって協働することにより、ともに自然豊かな本県の環境を活かした地域社会を形成していく「あおもりの未来をつくる人財の育成」が強く求められている。

このように、青森県が直面している状況を前にして、省察を軸にしながら、自律的

に活動し、他の人々・集団と協働し、知識・技能などを柔軟に活用して課題解決を行う力をもった人材の育成を行っていくことが社会全体にとっての喫緊の課題となっている。

また、青森県では、「青森県教育振興基本計画（平成 26～30 年度）」において、安全・安心な教育環境の中で、社会の変化に即した子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育活動を行い、教育機関相互の「縦の連携」と学校、家庭、地域、その他関係機関との「横の連携」のもと、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育むことが目指されている。そのもとでは、児童生徒の社会人・職業人としての自立に向けた資質・能力・態度、コミュニケーション能力と創造力、課題解決能力の育成などが目指される。また、青森県の豊かな自然を活かした環境教育や短命県返上を念頭においた健康教育の推進、及び通常学級における特別な教育的ニーズを必要とする子どもや社会経済的困難を抱える子ども等に対するインクルーシブ教育の総合的な取り組みが重要課題となっている。

こうした課題に応えるために、教科を越えたより高度な学問的専門性と、課題探究型・協働型の新たな学びをデザインできる教員が求められている。協働的に諸課題の解決に取り組む自律的発展力を醸成していくことが求められている。

② 青森県教育委員会からの要望

青森県が抱える教育の重点課題としては、いじめ防止対策、子どもの健康づくり対策（短命県返上）、インクルーシブ教育（通常学級における特別支援を要する子どもへの対応を含む）の充実等があり、青森県教育委員会ではこれまで継続的・重層的に課題解決に取り組んできた。その中で、このような広範囲にわたる課題に県内の各学校で対処するためには、子どもたちの教育に直接携わる教師一人一人の授業力を含めた教育実践力の向上が、何にもまして重要であるとの認識に立っている。

そして、青森県教育委員会は、教員の資質・能力の向上のために各種の研修を行ってきたが、昨今の困難な教育課題に対処するためには、新しい理論に基づいた恒常的な研修機関が必要であるという考えに至っている。また、文部科学省の推し進める「教員養成の修士レベル化」により教員を高度専門職業人として位置付けていくことも時代の要請であると考え、青森県教育委員会をはじめ市町村教育委員会と教員養成を担う大学が連携・協働を一層押し進め、「学び続ける教員」を支援することによって、教員の「養成・採用・研修」の一体化を追究していくべきと考えている。そこで、青森県の学校教員が、青森県の抱える広範囲にわたる教育課題に対しての専門的な知見を得るとともに、それを教育実践に移行できる教育実践力の向上や研修で得たことを広く普及させることができる能力の育成を可能とする新しい教員研修の場の設置を要望している。

具体的には、理論と実践を融合させることができ、各校での校内研修等をリードできるような将来のミドルリーダーたる若手・中堅教員の育成機関としての教職大学院の設置を要望している。

青森県教育委員会では、教職員の大量退職、採用数増加を踏まえ、今後の青森県教育界を担う「中堅教員」を毎年 7～8 人選出し、教職大学院に派遣させて学修を積ませることによって、各地域や学校の抱える教育課題解決の中核となる教員の養成を目指すとの意向を示した。そこで、本学と青森県教育委員会の連携・協働により設置する教職大学院が、青森県教員の育成や資質・能力の向上に繋がり、青森県の教育課題の解決に資するものにしたいと考えている。

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料編

資料 1	弘前大学大学院教育学研究科 入学状況一覧（平成23～27年度）	1
資料 2	弘前大学大学院教育学研究科 入学者出身別一覧（平成23年～27年度）	2
資料 3	弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院） への入学意向に関するアンケート調査報告	3
資料 4	青森県の教員採用の見通し	14

弘前大学大学院教育学研究科 入学状況一覧(平成23～27年度)

	平成23年度					平成24年度					平成25年度				
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率
教育学研究科	42人	57人	32人	135.7%	76.2%	42人	46人	35人	109.5%	83.3%	42人	50人	37人	119.0%	88.1%
学校教育専攻	6人	23人	8人	383.3%	133.3%	6人	15人	7人	250.0%	116.7%	6人	14人	7人	233.3%	116.7%
臨床心理学以外	—	10人	4人	—	—	—	6人	3人	—	—	—	4人	4人	—	—
臨床心理学	—	13人	4人	—	—	—	9人	4人	—	—	—	10人	3人	—	—
教科教育専攻	33人	31人	21人	93.9%	63.6%	33人	28人	25人	84.8%	75.8%	33人	34人	28人	103.0%	84.8%
国語教育	—	2人	2人	—	—	—	3人	3人	—	—	—	4人	3人	—	—
社会科教育	—	4人	3人	—	—	—	4人	4人	—	—	—	2人	2人	—	—
数学教育	—	3人	2人	—	—	—	1人	0人	—	—	—	4人	3人	—	—
理科教育	—	2人	2人	—	—	—	8人	7人	—	—	—	8人	5人	—	—
音楽教育	—	5人	3人	—	—	—	2人	2人	—	—	—	4人	4人	—	—
美術教育	—	6人	3人	—	—	—	3人	3人	—	—	—	5人	5人	—	—
保健体育	—	2人	2人	—	—	—	0人	0人	—	—	—	1人	1人	—	—
技術教育	—	1人	0人	—	—	—	1人	1人	—	—	—	1人	1人	—	—
家政教育	—	4人	2人	—	—	—	4人	3人	—	—	—	3人	2人	—	—
英語教育	—	2人	2人	—	—	—	2人	2人	—	—	—	2人	2人	—	—
養護教育専攻	3人	3人	3人	100.0%	100.0%	3人	3人	3人	100.0%	100.0%	3人	2人	2人	66.7%	66.7%

	平成26年度					平成27年度					平均				
	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率	入学定員	志願者数	入学者数	志願倍率	定員充足率
教育学研究科	32人	45人	33人	140.6%	103.1%	32人	40人	33人	125.0%	103.1%	—	47.6人	34.0人	130.0%	90.0%
学校教育専攻	6人	10人	5人	166.7%	83.3%	6人	6人	4人	100.0%	66.7%	—	13.6人	6.2人	230.0%	100.0%
臨床心理学以外	—	5人	3人	—	—	—	2人	2人	—	—	—	5.4人	3.2人	—	—
臨床心理学	—	5人	2人	—	—	—	4人	2人	—	—	—	8.2人	3.0人	—	—
教科教育専攻	23人	34人	27人	147.8%	117.4%	23人	31人	28人	134.8%	121.7%	—	31.6人	25.8人	110.0%	90.0%
国語教育	—	3人	3人	—	—	—	3人	3人	—	—	—	3.0人	2.8人	—	—
社会科教育	—	4人	2人	—	—	—	5人	3人	—	—	—	3.8人	2.8人	—	—
数学教育	—	4人	4人	—	—	—	3人	3人	—	—	—	3.0人	2.4人	—	—
理科教育	—	8人	6人	—	—	—	3人	2人	—	—	—	5.8人	4.4人	—	—
音楽教育	—	3人	3人	—	—	—	4人	4人	—	—	—	3.6人	3.2人	—	—
美術教育	—	4人	4人	—	—	—	7人	7人	—	—	—	5.0人	4.4人	—	—
保健体育	—	4人	2人	—	—	—	2人	2人	—	—	—	1.8人	1.4人	—	—
技術教育	—	0人	0人	—	—	—	0人	0人	—	—	—	0.6人	0.4人	—	—
家政教育	—	3人	3人	—	—	—	1人	1人	—	—	—	3.0人	2.2人	—	—
英語教育	—	1人	0人	—	—	—	3人	3人	—	—	—	2.0人	1.8人	—	—
養護教育専攻	3人	1人	1人	33.3%	33.3%	3人	3人	1人	100.0%	33.3%	—	2.4人	2.0人	80.0%	70.0%

弘前大学大学院教育学研究科 入学者出身別一覧(平成23～27年度)

	平成23年度						平成24年度						平成25年度					
	弘前大学		他大学	留学生	現職教員	計	弘前大学		他大学	留学生	現職教員	計	弘前大学		他大学	留学生	現職教員	計
	教育学部	他学部					教育学部	他学部					教育学部	他学部				
教育学研究科	17人	4人	7人	0人	4人	32人	21人	1人	4人	3人	6人	35人	18人	6人	7人	2人	4人	37人
学校教育専攻	1人	0人	5人	0人	2人	8人	6人	0人	0人	0人	1人	7人	1人	1人	3人	1人	1人	7人
臨床心理学以外	1人	0人	1人	0人	2人	4人	3人	0人	0人	0人	0人	3人	1人	1人	0人	1人	1人	4人
臨床心理学	0人	0人	4人	0人	0人	4人	3人	0人	0人	0人	1人	4人	0人	0人	3人	0人	0人	3人
教科教育専攻	13人	4人	2人	0人	2人	21人	14人	1人	4人	3人	3人	25人	16人	5人	3人	1人	3人	28人
国語教育	1人			0人	1人	2人	1人				2人	3人	1人	1人	1人			3人
社会科教育	1人	2人		0人		3人	1人	1人	2人			4人	1人	1人				2人
数学教育	1人		1人	0人		2人						0人	2人				1人	3人
理科教育	2人			0人		2人	5人		1人		1人	7人	3人	2人				5人
音楽教育	2人	1人		0人		3人	2人					2人	4人					4人
美術教育	2人		1人	0人		3人	2人			1人		3人	4人			1人		5人
保健体育	2人			0人		2人						0人	1人					1人
技術教育				0人		0人					1人	1人					1人	1人
家政教育	2人			0人		2人	2人		1人			3人		1人	1人			2人
英語教育		1人		0人	1人	2人	1人				1人	2人			1人		1人	2人
養護教育専攻	3人	0人	0人	0人	0人	3人	1人	0人	0人	0人	2人	3人	1人	0人	1人	0人	0人	2人

	平成26年度						平成27年度						平均					
	弘前大学		他大学	留学生	現職教員	計	弘前大学		他大学	留学生	現職教員	計	弘前大学		他大学	留学生	現職教員	計
	教育学部	他学部					教育学部	他学部					教育学部	他学部				
教育学研究科	16人	6人	3人	1人	7人	33人	16人	5人	1人	3人	8人	33人	17.6人	4.4人	4.4人	1.8人	5.8人	34.0人
学校教育専攻	1人	0人	2人	0人	2人	5人	1人	1人	1人	0人	1人	4人	2.0人	0.4人	2.2人	0.2人	1.4人	6.2人
臨床心理学以外	1人	0人	0人	0人	2人	3人	1人	0人	0人	0人	1人	2人	1.4人	0.2人	0.2人	0.2人	1.2人	3.2人
臨床心理学	0人	0人	2人	0人	0人	2人	0人	1人	1人	0人	0人	2人	0.6人	0.2人	2.0人	0.0人	0.2人	3.0人
教科教育専攻	15人	6人	1人	1人	4人	27人	14人	4人	0人	3人	7人	28人	14.4人	4.0人	2.0人	1.6人	3.8人	25.8人
国語教育	3人					3人	2人		0人		1人	3人	1.6人	1.0人	0.5人	1.0人	1.0人	2.8人
社会科教育	2人					2人	1人	2人	0人			3人	1.2人	1.5人	1.0人	0.0人		2.8人
数学教育	1人	1人	1人		1人	4人	2人		0人		1人	3人	1.5人	1.0人	0.7人	0.0人	1.0人	2.4人
理科教育	1人	5人				6人		2人	0人			2人	2.8人	3.0人	0.5人	0.0人	1.0人	4.4人
音楽教育	3人					3人	4人		0人			4人	3.0人	1.0人	0.0人	0.0人		3.2人
美術教育	3人				1人	4人	3人		0人	3人	1人	7人	2.8人		0.5人	1.3人	1.0人	4.4人
保健体育				1人	1人	2人	2人		0人			2人	1.7人		0.0人	0.5人	1.0人	1.4人
技術教育						0人			0人			0人			0.0人	0.0人	1.0人	0.4人
家政教育	2人				1人	3人			0人		1人	1人	2.0人	1.0人	0.7人	0.0人	1.0人	2.2人
英語教育						0人			0人		3人	3人	1.0人	1.0人	0.5人	0.0人	1.5人	1.8人
養護教育専攻	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	1.2人	0.0人	0.2人	0.0人	0.6人	2.0人

弘前大学大学院
教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）への
入学意向に関するアンケート調査報告

平成 2 8 年 1 月

弘前大学教育学部教職大学院設置準備室

1. 調査概要

(1) 調査目的

平成 29 年 4 月設置予定の教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）への入学意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象者

教育学部 3 年次学生及び 4 年次学生の教職志望者。

(3) 調査方法

上記調査対象者に対し、教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）に関する説明会を開催し、説明会終了後に直接アンケート用紙を配布・記入する方法により実施。

(4) 調査実施日

平成 28 年 1 月 12 日（火）

(5) 調査対象者数等

調査対象者数：教育学部 3 年生（96 人）、4 年生（25 人） 合計 121 人

(6) 集計分析

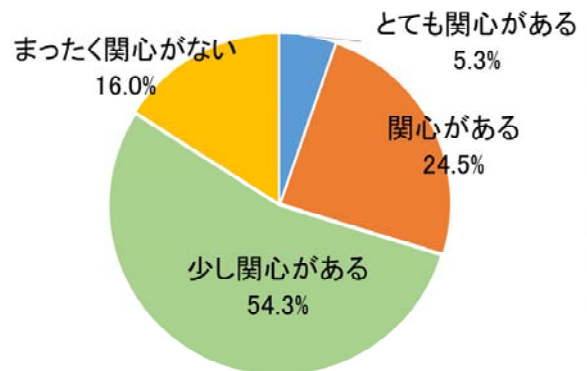
教育学部教職大学院設置準備室で実施。

集計分析にあたっては、教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）設置年度である平成 29 年度入学対象者となる 3 年次学生に対する調査結果を基本として行った。

2. 調査結果

(1) 教職大学院への関心の程度（問2）

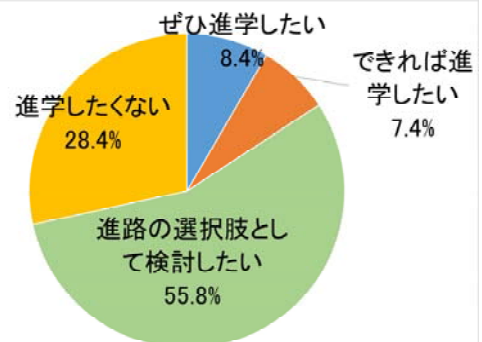
回答項目	N	%
とても関心がある	5	5.3
関心がある	23	24.5
少し関心がある	51	54.3
まったく関心がない	15	16.0
合計	94	100.0



本学の教職大学院への関心を尋ねたところ、「とても関心がある」5人(5.3%)、「関心がある」23人(24.5%)、「少し関心がある」51人(54.3%)を合せて79人(84.1%)が教職大学院について関心を示していることが判明した。

(2) 教職大学院への進学意向の程度（問3）

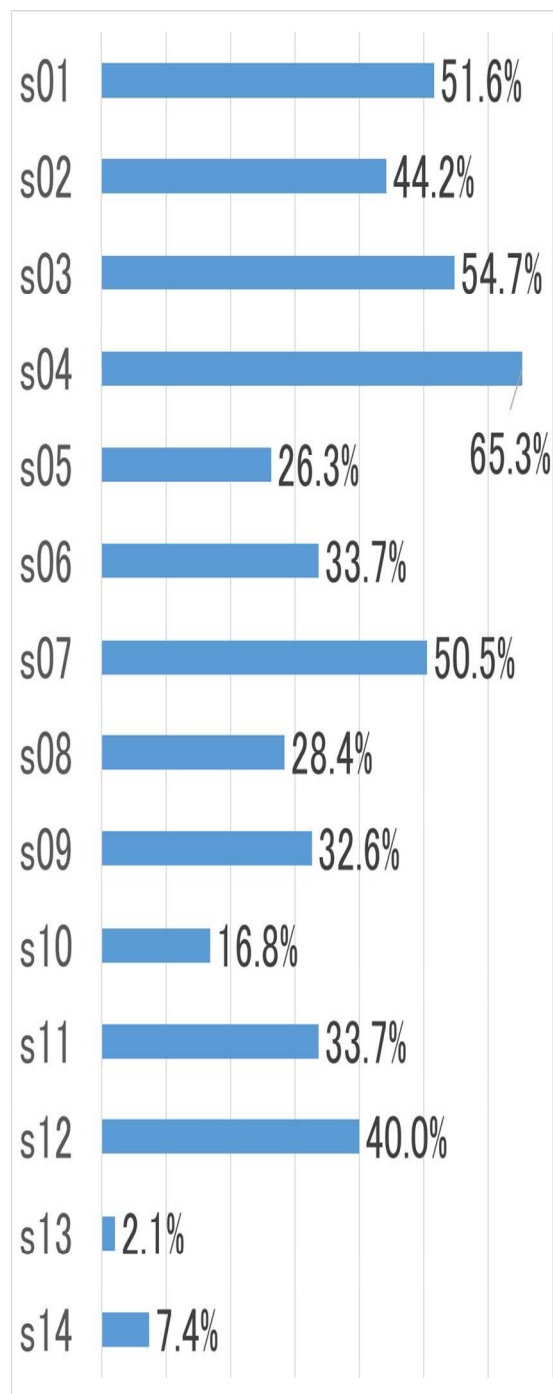
回答項目	N	%
ぜひ進学したい	8	8.4
できれば進学したい	7	7.4
進路の選択肢として検討したい	53	55.8
進学したくない	27	28.4
合計	95	100.0



本学の教職大学院への進学意向を尋ねたところ、「ぜひ進学したい」8人(8.4%)、「できれば進学したい」7人(7.4%)を合わせた15人(15.8%)が進学の意向を示していることが判明した。さらに、「進路の選択肢として検討したい」53人(55.8%)を含めると、68人(71.6%)が本学の教職大学院について、将来の選択肢として肯定的に捉えていることが判明した。

(3) 教職大学院に対する期待 (問4)

回答項目	N	%
S01 自ら課題を発見・探究・解決していく自律的発展力を向上させることができること	49	51.6
S02 理論知と実践知とにもとづき、自らの実践を深く省察する力を向上させられること	42	44.2
S03 様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること	52	54.7
S04 学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること	62	65.3
S05 地域の教育課題(「環境教育」「健康教育」)について実践的に学べること	25	26.3
S06 現場での要請が強い「インクルーシブ教育」を学べること	32	33.7
S07 学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること	48	50.5
S08 研究者教員と実務家教員とのT. Tにより理論と実践の往還などを学べること	27	28.4
S09 実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること	31	32.6
S10 現職院生と学部卒院生と一緒に学べること	16	16.8
S11 他学部や学外機関の専門家などから知識などを学べること	32	33.7
S12 県教育委員会や市町村教育委員会からの支援体制が充実していること	38	40.0
S13 その他	2	2.1
S14 ない	7	7.4
合計	95	—

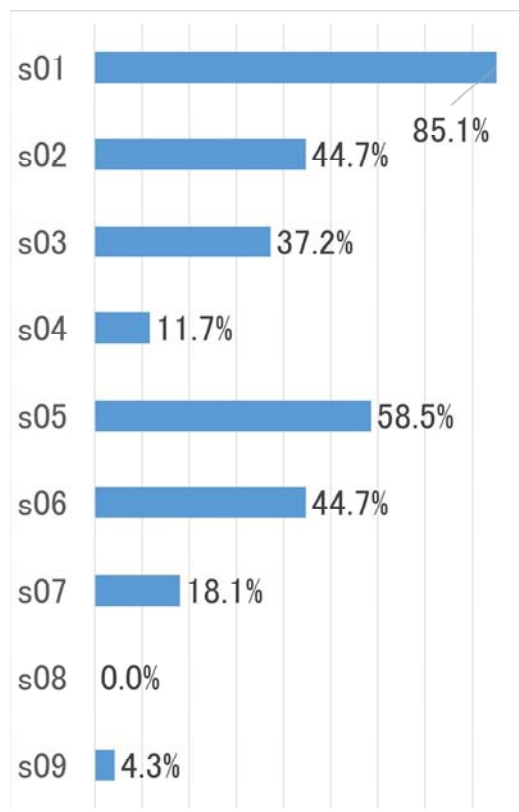


* 複数回答

教職大学院に対して期待する事項として、「学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること」62人(65.3%)、「様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること」52人(54.7%)と続き、以下、「自ら課題を発見・探究・解決していく自律的発展力を向上させることができること」「学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること」が50%以上と、本教職大学院が目指す実践力、協働力、自律的発展力の育成といったことへの関心の高さが明らかになった。

(4) 教職大学院進学に対する学生支援策 (問5)

回答項目	N	%
S01 入学金や授業料等の補助制度	80	85.1
S02 青森県教員採用試験における何らかの優遇措置	42	44.7
S03 確かな実践力が身につくカリキュラムの充実	35	37.2
S04 現職院生が1年で教職大学院を修了できるコースの整備	11	11.7
S05 負担感の少ない入学試験制度	55	58.5
S06 候補者名簿掲載の延長(教員採用試験に合格した場合、修了後に採用とするなど)	42	44.7
S07 教員採用後の何らかの優遇措置青森県(管理職への早期登用など)	17	18.1
S08 その他	0	0.0
S09 ない	4	4.3
合計	94	—



* 複数回答

学生支援策として学生の期待が高いものとして、「入学金や授業料等の補助制度」80人(85.1%), 「負担感の少ない入学試験制度」55人(58.5%)が続ぎ、以下, 「青森県教員採用試験における何らかの優遇制度」「候補者名簿掲載の延長(教員採用試験に合格した場合、修了後に採用とするなど)」がそれぞれ42人(44.7%)と多様な支援策を期待していることが判明した。

(5) 進学意向と支援策とのクロス集計 (問3 × 問5)

項目	Q5S01 入学金や 授業料等 の補助制 度		Q5S02 青森県教 員採用試 験における 何らかの優 遇措置		Q5S03 確かな実 践力が身 につくカリ キュラムの 充実		Q5S04 現職院生 が1年で教 職大学院を 修了できる コースの整 備		Q5S05 負担感の 少ない入学 試験制度		Q5S06 候補者名 簿掲載の 延長(教員 採用試験 に合格した 場合、修了 後に採用と するなど)		Q5S07 青森県教 員採用後 の何らかの 優遇措置 (管理職へ の早期登 用など)	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
ぜひ進学したい (7人)	5	71.4	3	42.9	3	42.9	0	0.0	5	71.4	5	71.4	2	53.8
できれば進学したい (7人)	6	85.7	4	57.1	4	57.1	0	0.0	7	100.0	4	57.1	2	51.6
進路の選択肢として 検討したい(50人)	45	90.0	24	48.0	19	38.0	6	12.0	33	66.0	24	48.0	10	42.1
進学したくない (25人)	23	92.0	10	40.0	9	36.0	5	20.0	10	40.0	9	36.0	3	8.3
合計 (89人)	79	88.8	41	46.1	35	39.3	11	12.4	55	61.8	42	47.2	17	42.5

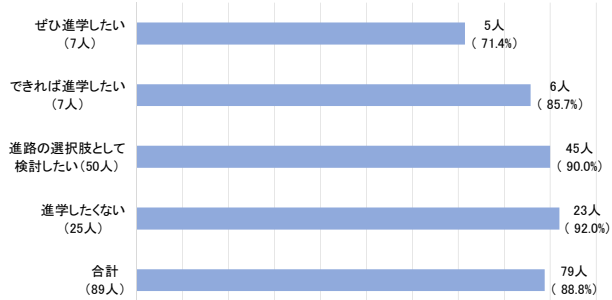
カッコ書人数は、「(2)教職大学院への進学意向」を回答した者のうち、支援策について回答した人数

進学意向(問3)別に、入学を前向きに検討しても良いとする学生支援策(問5)への回答をみた場合、問3において、「ぜひ進学したい」と回答した者のうち7人(87.5%)「できれば進学したい」と回答した者のうち7人(84.8%)、「進路の選択肢として検討したい」と回答した者うち50人(94.3%)、さらには「進学したくない」と回答した者のうち25人(92.6%)が、入学に対して前向きに検討する条件として回答している。

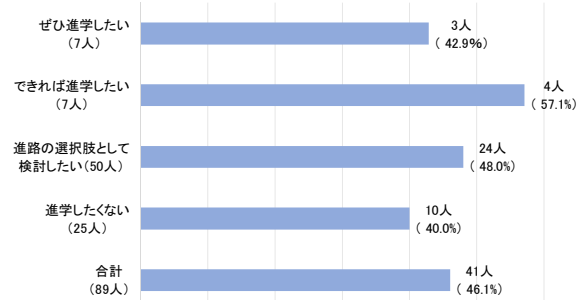
「できれば進学したい」と回答した学生は、様々な支援策の必要性を挙げる者が多い傾向にある。特に「負担感の少ない入学試験制度」「入学金や授業料等の補助制度」については100%近い値となっている。

一方、「ぜひ進学したい」と回答した学生は、経済的支援の他、「候補者名簿掲載の延長」や「青森県教員採用後の何らかの優遇措置」を挙げる者の割合も高く、教職キャリア形成における配慮に強い関心をもっていることがうかがえる。

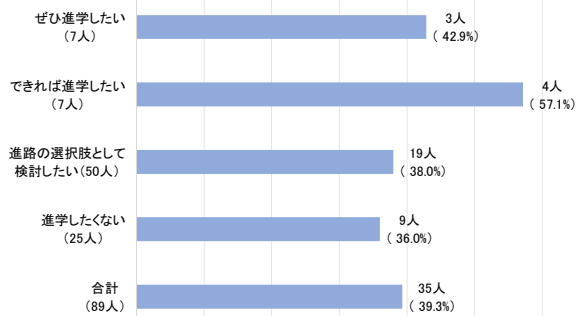
入学金や授業料等の補助制度
(Q3×Q5S1)



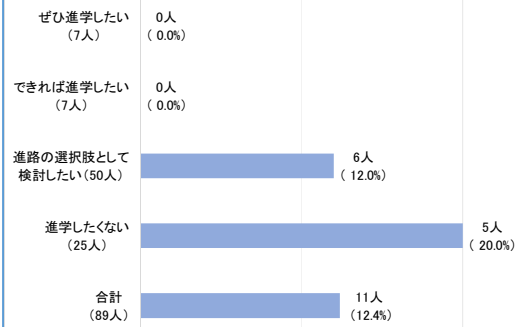
青森県教員採用試験における何らかの優遇措置
(Q3×Q5S02)



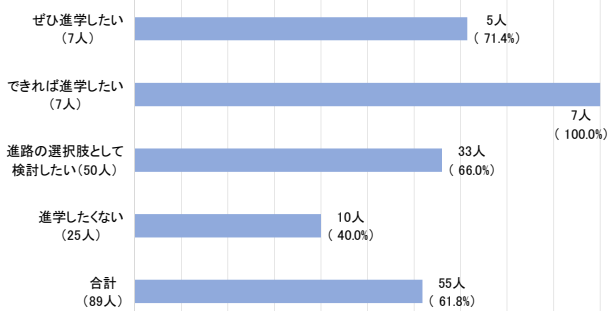
確かな実践力が身につく
カリキュラムの充実 (Q3×Q5S03)



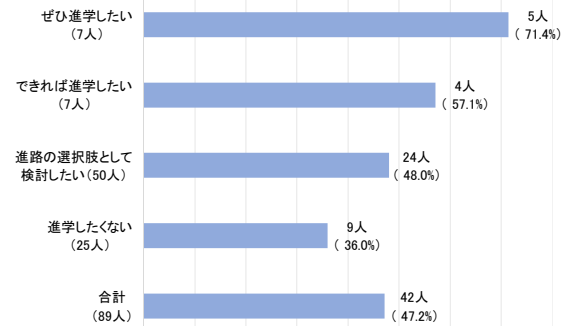
現職院生が1年で教職大学院を修了できるコース
(Q3×Q5S04)



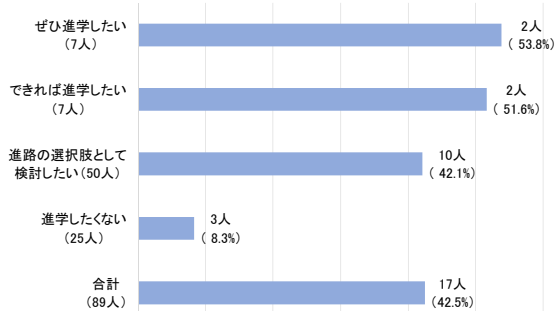
負担感の少ない入学試験制度
(Q3×Q5S05)



候補者名簿掲載の延長
(Q3×Q5S06)

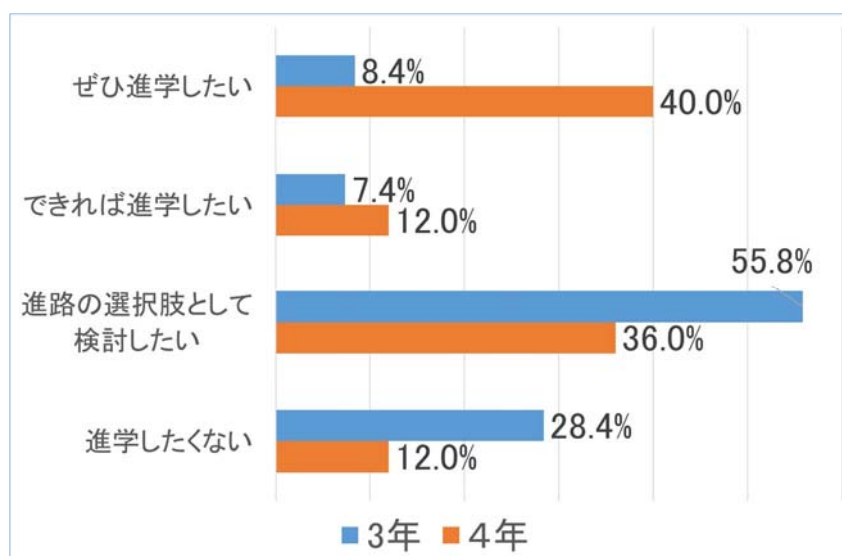


青森県教員採用後の何らかの優遇措置
(Q3×Q5S07)



(6) 学年別進学意向 (参考)

回答項目	学部3年		学部4年	
	N	%	N	%
ぜひ進学したい	8	8.4	10	40.0
できれば進学したい	7	7.4	3	12.0
進路の選択肢とし検討したい	53	55.8	9	36.0
進学したくない	27	28.4	3	12.0
合計	95	100.0	25	100.0



4年次学生25人に対する調査結果では、「ぜひ進学したい」10人(40%)、「できれば進学したい」3人(12%)を合わせた13人(52%)が進学意向を示している。
3年次学生に比して、教員採用試験を終えた4年次学生の方が、より進学に対して積極的であることから、今後も継続的なニーズがあると推測される。

(7) 調査結果のまとめ

教職大学院設置年度である平成29年度入学対象者となる3年次学生の本学教職大学院への進学意向については、「ぜひ進学したい」「できれば進学したい」を合せると15人(15.8%)が進学意向を示していることが判明した。

また、「(5)進学意向と支援策とのクロス集計結果」では、「できれば進学したい」と回答した学生について、「負担感のない入学制度」「入学金や授業料等の補助制度」等様々な支援策を挙げている。また、「是非進学したい」と回答した学生は経済的支援の他、「候補者名簿搭載の延長」「青森県教員採用後の何らかの優遇措置」を挙げる等教職キャリア形成における配慮に強い関心をもっていることが伺える。

これら進学意向の強い学生の支援策に対する要望に応えるべく、現在、本学及び青森県教育委員会との間で学生支援策の実現に向けた協議が整いつつあり、今後、これら学生支援策について説明会等で積極的にアピールすることで、学部新卒学生を対象とした入学定員8人の確保は十分可能であると判断される。

さらに、教員採用試験を終えた4年次学生に対する進学意向でも、「ぜひ進学したい」「できれば進学したい」を合せた13人(52%)が進学に対して積極的であることから、今後も継続的なニーズがあるとの結論に至った。

弘前大学教職大学院（教育学研究科教職実践専攻）に関するアンケート

問1 以下の属性項目について、該当する番号に○をつけ、（ ）内に該当する内容を記入してください。

（1）所属

学部・大学院： 1. 教育 2. 人文 3. 理工 4. 農生 5. 医学部保健学科
学年： 1. 学部2年 2. 学部3年 3. 学部4年 4. 修士1年 5. 修士2年
専攻・専修：（ ）専攻（ ）専修

（2）性別 1. 男性 2. 女性

（3）出身地 1. 青森県 2. 岩手県 3. 秋田県 4. 北海道 5. 宮城県
6. その他（ ）県

問2 現時点でのあなたの本教職大学院に対する関心の程度に、もっともあてはまる番号を1つ選んで、○をつけてください。

1. とても関心がある 2. 関心がある 3. 少し関心がある 4. まったく関心がない

問3 現時点でのあなたの本教職大学院への進学意向に、もっともあてはまる番号を1つ選んで、○をつけてください。また枠内にその理由を書いてください。

1. ぜひ進学したい 2. できれば進学したい
3. 進路の選択肢として検討したい 4. 進学したくない

（理由）

問4 弘前大学の教職大学院に対してあなたが期待することを、以下の「1.」～「14.」のうちから選んで、その番号すべてに○を付けてください。何も期待することがない場合には「14. ない」に○をつけてください。（複数回答可）

1. 自ら課題を発見・探究・解決していく自律的發展力を向上させることができること
2. 理論知と実践知とにもとづき、自らの実践を深く省察する力を向上させられること
3. 様々な経験・専門をもった人びとと協働していく力を向上させることができること
4. 学校現場での経験をさらに重ねて実践的指導力を向上させることができること
5. 地域の教育課題（「環境教育」「健康教育」）について実践的に学べること
6. 現場での要請が強い「インクルーシブ教育」を学べること
7. 学校現場での実習経験を積む機会が多く設けられていること
8. 研究者教員と実務家教員とのT・Tにより理論と実践の往還などを学べること
9. 実務家教員から現場経験をふまえた指導法などが学べること
10. 現職院生と学部卒院生が一緒に学べること
11. 他学部や学外機関の専門家などから知識などを学べること
12. 県教育委員会や市町村教育委員会からの支援体制が充実していること
13. その他・・・（具体的に）
14. ない

問5 弘前大学の教職大学院では、以下に挙げるような学生支援策を検討しています。あなたが入学を前向きに検討してもよいと思えるような条件があれば、該当する番号に○をつけてください。あてはまる項目がない場合には、「9. ない」に○をつけてください。（複数回答可）

1. 入学金や授業料等の補助制度
2. 青森県教員採用試験における何らかの優遇措置
3. 確かな実践力が身につくカリキュラムの充実
4. 現職院生が1年で教職大学院を修了できるコースの整備
5. 負担感の少ない入学試験制度
6. 候補者名簿掲載の延長（教員採用試験に合格した場合、修了後に採用とするなど）
7. 青森県教員採用後の何らかの優遇措置（管理職への早期登用など）
8. その他 . . . （具体的に）
9. ない

問6 弘前大学の教職大学院に関する疑問・要望等がありましたら、自由にお書きください。

問7 現時点で、教員採用試験を受験予定でしょうか。

1. 予定あり
2. 予定なし

（「1. 予定あり」と答えた方のみ）

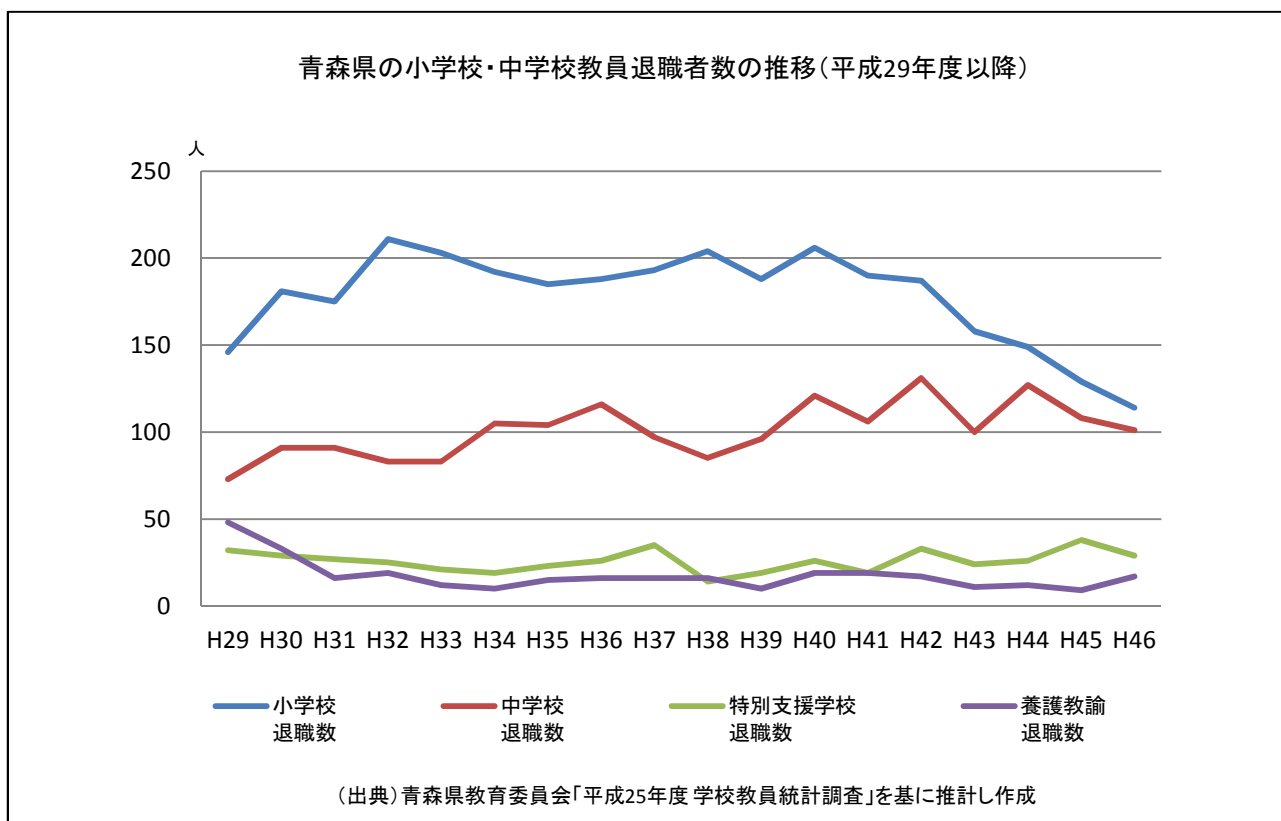
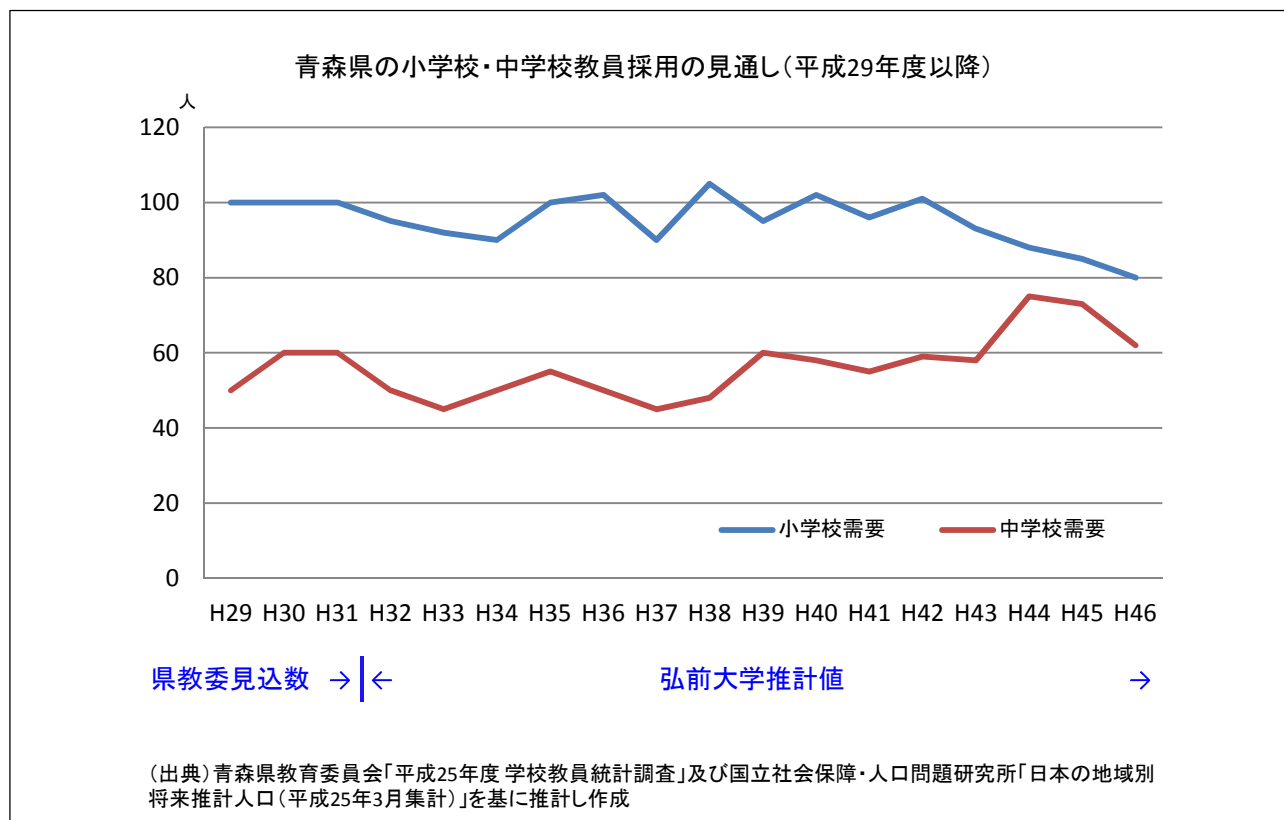
受験予定の自治体、及び校種・職種・教科を、第2希望までお書きください。校種・職種について、該当するもの1つに○をつけた上で、中学校・高等学校（中等部・高等部）の場合には（ ）内に教科名を記入してください。

第1希望 自治体名：（ ）都・道・府・県・市
校種・職種： 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特支 ・ 養護教諭 教科：（ ）

第2希望 自治体名：（ ）都・道・府・県・市
校種・職種： 小 ・ 中 ・ 高 ・ 特支 ・ 養護教諭 教科：（ ）

ご協力ありがとうございました。

青森県の教員採用の見通し



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	サトウ ケイ 佐藤 敬 ＜平成24年2月＞		医学博士		弘前大学学長 (平成24年2月)

教 員 の 氏 名 等												
(教育学研究科 教職実践専攻)												
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学 等の職務に従事 する週当たり平 均日数
1	専	教授	ナカノ ヒロシ 中野 博之 ＜平成29年4月＞		修士 (学校教育 学)		学びの様式と授業づくり 教科領域指導研究 教科領域指導研究（発展） 地域教育課題研究（授業づくり） 教科領域の理論と実践 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 2後 2前 1前 1後 2前 2後 1前 1後 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 1 1 1 1 4 1 3 2 1 1 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平23. 4)	5 日
2	専	教授	ウエノ ヒデト 上野 秀人 ＜平成29年4月＞		教育学修士		教育課程の開発と実践 教科領域指導研究 あおもりの教育Ⅱ（健康） 教科領域指導研究（発展） 地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1前 1後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 1前 1前 1後 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平24. 4)	5 日
△ 1	専	教授	コバヤシ ヒロミ 小林 央美 ＜平成29年4月＞		修士 (教育学)		学校安全と危機管理 あおもりの教育Ⅱ（健康） 養護実践課題解決研究 地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発） 学校の地域協働と危機管理 学校保健のマネジメント 学校安全と事故防止 養護実践課題解決研究（発展） 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 1後 1後 1後 1後 1後 1前 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平19. 4)	5 日
4	専	教授	ナカウマ マサヒコ 中妻 雅彦 ＜平成29年4月＞		修士 (教育学)		教育課程編成をめぐる動向と課題 教育課程の開発と実践 地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発） 教職員の職能成長 教育実践課題解決研究 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成）	1前 1前 1後 1後 2前 1前 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2前 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 1 1 1 1 4 1 3 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	愛知教育大学 教育実践研究科 教授 (平23. 4)	5 日

						実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1		
5	専	教授	フクシマ ヒロシ 福島 裕敏 ＜平成29年4月＞		修士 （社会学）	教育における社会的包摂 現代の学校と教員をめぐる動向と課題 教職員の職能成長 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅠB-1（課題把握）	1前 1前 1後 1前 1後 2前 2後 1前 1後 1前	2 2 2 1 1 1 1 4 3 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 （平20.4）	5日
△2	専	准教授	ミナモト サトコ 三浦 智子 ＜平成29年4月＞		博士 （教育学）	教育経営の課題と実践 学校の地域協働と危機管理 教育法規の理論と実践 学校教育と教育行政 学校保健のマネジメント 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1後 1後 1後 1後 1前 1後 2前 2後 1前 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 1 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日本大学 文理学部 非常勤講師 （平27.4）	5日
7	専	准教授	ヨシダ（宮平） ミホ 吉田（宮平） 美穂 ＜平成29年4月＞		修士 （教育学）	教育における社会的包摂 現代の学校と教員をめぐる動向と課題 教職員の職能成長 教育における社会的包摂の課題研究 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 2後 1前 1後 2前 2後 1前 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 1 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	神奈川県立 百合丘高等学校 総括教諭 （平27.4）	5日
8	専	准教授	ヨシハラ ヒロシ 吉原 寛 ＜平成29年4月＞		博士 （学校教育学）	生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育相談の理論と方法 協働的生徒指導のマネジメント 実践的教育相談の課題と展開 教育における社会的包摂の課題研究 教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ） 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 2後 2後 1前 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 1 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	新潟県立教育センター 指導主事 （平25.4）	5日
9	専	講師	モリモト（安川） ヨウスケ 森本（安川） 洋介 ＜平成29年4月＞		博士 （教育学）	教育課程編成をめぐる動向と課題 学びの様式と授業づくり 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅠB-1（課題把握）	1前 1前 1後 2前 1前 1後 1前	2 2 1 1 4 3 1	1 1 1 1 1 1 1	弘前大学 教育学部 講師 （平24.4）	5日
						教科領域指導研究 あおもりの教育Ⅰ（環境） 教科領域指導研究（発展） 地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発） 地域教育課題研究（授業づくり） 教育実践研究Ⅱ	1前 1前 1後 1後 2後 1後	2 2 2 2 2 1	1 1 1 1 1 1		

10	実専	教授	タネモト ヒサフミ 瀧本 壽史 ＜平成29年4月＞	文学修士	教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	青森県立 弘前高等学校 校長 (平26. 4)	5 日
△3	実専	教授	ミカミ マサオ 三上 雅生 ＜平成29年4月＞	文学士	学びの様式と授業づくり 教科領域指導研究（発展） 教育法規の理論と実践 養護実践課題解決研究（発展） 地域教育課題研究（授業づくり） 教科領域の理論と実践 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1後 1後 1後 2後 2前 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	青森市立 古川中学校 教諭※再任用 (平27. 4)	5 日
△4	実専	教授	コガリ イチオ 古川 郁生 ＜平成29年4月＞	理学士	生徒指導の理論的視点と実践的視点 教育経営の課題と実践 養護実践課題解決研究 協働的生徒指導のマネジメント 教育法規の理論と実践 学教教育と教育行政 学校保健のマネジメント 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 1後 1後 1後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 4 1 3 2 1 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	つがる市立 木造中学校 校長 (平25. 4)	5 日
△5	実専	教授	ツルカリ マサキ 敦川 真樹 ＜平成29年4月＞	文学士	教育相談の理論と方法 教育における社会的包摂 特別支援教育の教育課程の実施と評価 養護実践課題解決研究（発展） 実践的教育相談の課題と展開 教育における社会的包摂の課題研究 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 1後 2後 2後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2 1 1 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	青森県立 八戸第一養護学校 校長 (平25. 4)	5 日
16	実専	准教授	ナリタ ヨリアキ 成田 頼昭 ＜平成29年4月＞	教育学士	教育課程編成をめぐる動向と課題 教育課程の開発と実践 地域教育課題研究（教育課程編成・教材開発） 教科領域の理論と実践 幼児児童教育の理解 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握）	1前 1前 1後 2前 2前 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前	2 2 2 2 2 1 1 1 4 1 3 2 2 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	弘前市立 福村小学校 教頭 (平27. 4)	5 日

						実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1後 2前 2後	2 2 3 2	1 1 1 1		
△ ₆	実専	准教授	コデマ ヒロキ 小寺 弘幸 ＜平成29年4月＞		教育学士	教育経営の課題と実践 あおもりの教育Ⅱ（健康） 養護実践課題解決研究 学校保健のマネジメント 地域教育課題研究（授業づくり） 教育実践課題解決研究 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 1後 2後 2前 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2 1 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	黒石市立 黒石東小学校 校長 （平26.4）	5日
△ ₇	実専	准教授	サノハ ノブマサ 三戸 延聖 ＜平成29年4月＞		文学士	学校安全と危機管理 現代の学校と教員をめぐる動向と課題 学校の地域協働と危機管理 学校教育と教育行政 教職員の職能成長 学校安全と事故防止 教育実践研究Ⅱ 教育実践研究Ⅲ 教育実践研究Ⅳ 実習ⅠA-1（課題把握） 実習ⅠA-2（課題把握） 実習ⅡA（仮説形成） 実習ⅢA（課題検証） 実習ⅠB-1（課題把握） 実習ⅠB-2（課題把握） 実習ⅡB（仮説形成） 実習ⅢB（課題解決研究） 実習ⅣB（課題解決検証）	1前 1前 1後 1後 1後 1後 1後 2前 2後 1前 1前 1後 2通 1前 1前 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 1 2 1 4 1 3 2 1 2 2 3 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	青森県 総合学校教育センター 副所長 （平26.4）	5日
17	兼担	教授	アスマ トオル 東 徹 ＜平成29年4月＞		博士 （学術）	教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 （平16.10）	—
18	兼担	教授	イカリ ユキオ 石川 幸男 ＜平成29年4月＞		学術博士	あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学 白神自然環境研究所 教授 （平23.4）	—
19	兼担	教授	イマダ タダヒコ 今田 匡彦 ＜平成29年4月＞		哲学博士	教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 （平21.4）	—
20	兼担	教授	イ ヨンジュン 李 永俊 ＜平成29年4月＞		博士 （経済学）	あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学 人文社会科学部 教授 （平23.1）	—
21	兼担	教授	エビナ アツコ 蝦名 敦子 ＜平成29年4月＞		芸術学修士	教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 （平14.4）	—
22	兼担	教授	オタ セイコウ 太田 誠耕 ＜平成29年4月＞		体育学修士	養護実践課題解決研究	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 （平16.10）	—
23	兼担	教授	カシイ アツコ 葛西 敦子 ＜平成29年4月＞		博士 （学術）	養護実践課題解決研究	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 （平24.4）	—
24	兼担	教授	コイワ ナオト 小岩 直人 ＜平成29年4月＞		理学博士	あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学 教育学部 教授 （平22.4）	—

25	兼任	教授	コダマ マサシ 小玉 正志 ＜平成29年4月＞		医学博士		養護実践課題解決研究	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平17.10)	—
26	兼任	教授	スギハラ カサリ 杉原 かおり ＜平成29年4月＞		修士 (音楽)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平23.4)	—
27	兼任	教授	タカ ヒロシ 田中 完 ＜平成29年4月＞		医学博士		養護実践課題解決研究 学校安全と事故防止	1後 1後	2 2	1 1	弘前大学 教育学部 教授 (平22.4)	—
28	兼任	教授	ノロ トクジ 野呂 徳治 ＜平成29年4月＞		修士 (教育学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平24.4)	—
29	兼任	教授	ヒカゲ ヤヨイ 日景 弥生 ＜平成29年4月＞		博士 (学術)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平13.4)	—
30	兼任	教授	ホシマ マサユキ 本間 正行 ＜平成29年4月＞		体育学修士		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平12.4)	—
31	兼任	教授	ミヤザキ シュウイチ 宮崎 秀一 ＜平成29年4月＞		教育学修士		教育法規の理論と実践	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平18.4)	—
32	兼任	教授	ヤマダ フミオ 山田 史生 ＜平成29年4月＞		博士 (文学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平16.4)	—
33	兼任	教授	ラウシュ アンソニー スコット Rausch Anthony Scott ＜平成29年4月＞		Studies in Human Society, ge neral (Australia)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 教授 (平25.4)	—
34	兼任	准教授	アスマ ノブユキ 東 信行 ＜平成29年4月＞		博士 (農学)		あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学 農学生命科学部 准教授 (平9.10)	—
35	兼任	准教授	イトウ タケユウ 伊藤 大雄 ＜平成29年4月＞		博士 (農学)		あおもりの教育Ⅱ（健康）	1前	2	1	弘前大学 農学生命科学部 准教授 (平13.3)	—
36	兼任	准教授	イカ セイイチロウ 井岡 聖一郎 ＜平成29年4月＞		博士 (理学)		あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学北日本 新エネルギー研究所 准教授 (平22.10)	—
37	兼任	准教授	ウエノノ テツヤ 上之國 哲也 ＜平成29年4月＞		博士 (学校教育 学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 准教授 (平26.4)	—
38	兼任	准教授	クボタ タクシ 久保田 健		博士 (工学)		あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学北日本 新エネルギー研究所 准教授 (平23.1)	—
39	兼任	准教授	コダマ フミキ 小玉 史朗 ＜平成29年4月＞		博士 (教育学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 准教授 (平25.4)	—
40	兼任	准教授	サクラタ ヤスシ 櫻田 安志 ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 准教授 (平18.4)	—
41	兼任	准教授	サトウ タカユキ 佐藤 崇之 ＜平成29年4月＞		博士 (学術)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 准教授 (平22.4)	—

42	兼任	准教授	シノヅカ アキヒロ 篠塚 明彦 ＜平成29年4月＞		修士 (教育学)		あおもりの教育Ⅰ（環境） 教科領域指導研究（発展） 地域教育課題研究（授業づくり）	1前 1後 2後	2 2 2	1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平25. 4)	—
43	兼任	准教授	タカハシ イッペイ 高橋 一平 ＜平成29年4月＞		博士 (医学)		あおもりの教育Ⅱ（健康）	1前	2	1	弘前大学 医学研究科 准教授 (平25. 4)	—
44	兼任	准教授	タケウチ ヒロアキ 武内 裕明 ＜平成29年4月＞		博士 (教育学)		幼児児童教育の理解	2前	2	1	弘前大学 教育学部 准教授 (平27. 4)	—
45	兼任	准教授	トミタ アキラ 富田 晃 ＜平成29年4月＞		芸術学修士 修士（文化 科学）		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学 教育学部 准教授 (平14. 10)	—
46	兼任	准教授	ナカムラ タケキ 中村 剛之 ＜平成29年4月＞		博士 (理学)		あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学 白神自然環境研究所 准教授 (平22. 2)	—
47	兼任	准教授	ヨシナカ アツシ 吉中 淳 ＜平成29年4月＞		修士 (教育学)		生徒指導の理論的視点と実践的視点 協働的生徒指導のマネジメント 養護実践課題解決研究（発展）	1前 1後 1後	2 2 2	1 1 1	弘前大学 教育学部 准教授 (平22. 10)	—
48	兼任	特任 准教授	クリバヤシ ミチ 栗林 理人 ＜平成29年4月＞		博士 (医学)		あおもりの教育Ⅱ（健康） 学校安全と事故防止 養護実践課題解決研究（発展）	1前 1後 1後	2 2 2	1 1 1	弘前大学医学研究科 附属子どものこころの 発達研究センター 特任准教授 (平26. 10)	—
49	兼任	講師	オノ キョウコ 小野 恭子 ＜平成29年4月＞		修士 (教育学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学教育学部 講師 (平26. 4)	—
50	兼任	講師	ササキ ミノル 佐々木 実 ＜平成29年4月＞		博士 (理学)		あおもりの教育Ⅰ（環境）	1前	2	1	弘前大学理工学研究科 講師 (平13. 9)	—
51	兼任	講師	スズキ エリ 鈴木 愛理 ＜平成29年4月＞		博士 (教育学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学教育学部 講師 (平25. 9)	—
52	兼任	講師	タカハシ ヨシヒサ 田中 義久 ＜平成29年4月＞		博士 (教育学)		教科領域指導研究（発展）	1後	2	1	弘前大学教育学部 講師 (平23. 4)	—
53	兼任	講師	ナカヤマ タダマサ 中山 忠政 ＜平成29年4月＞		修士 (心身障害 学)		特別支援教育の教育課程の実施と評価	1後	2	1	弘前大学教育学部 講師 (平26. 4)	—
54	兼任	助教	マエダ ハヤト 前多 隼人 ＜平成29年4月＞		博士 (水産科 学)		あおもりの教育Ⅱ（健康）	1前	2	1	弘前大学 農学生命科学部 助教 (平20. 4)	—

[illegible]